

平成二十四年三月定例会

平成24年第1回

菊陽町議会3月定例会会議録

平成24年3月6日～3月27日

菊陽町議会会議録

熊本県菊陽町議会

平成24年第1回定例会議会会期日程

月 日	曜 日	内 容
3 / 6	火	開会・行政報告・施政方針・提案理由説明・研修報告
3 / 7	水	当初予算内容説明（議案第1号～議案第6号） 質疑・委員会付託
3 / 8	木	議案審議（議案第7号～議案第9号・議案第12号～諮問第1号・発議第1号） 質疑・討論・表決
3 / 9	金	休会（議案調査）
3 / 10	土	休会（中学校卒業式）
3 / 11	日	休会
3 / 12	月	休会（議案調査）
3 / 13	火	休会（議案調査）
3 / 14	水	一般質問
3 / 15	木	一般質問
3 / 16	金	一般質問
3 / 17	土	休会
3 / 18	日	休会
3 / 19	月	総務常任委員会 文教厚生常任委員会 産業建設常任委員会
3 / 20	火	休会（春分の日）
3 / 21	水	総務常任委員会 文教厚生常任委員会 産業建設常任委員会
3 / 22	木	休会（小学校卒業式）
3 / 23	金	総務常任委員会 文教厚生常任委員会 産業建設常任委員会
3 / 24	土	休会
3 / 25	日	休会

月 日	曜 日	内 容
3 / 26	月	休会（議事整理）
3 / 27	火	議案審議（議案第10号・議案第11号）表決 委員長報告・質疑・討論・表決・発議・閉会

平成24年第1回菊陽町議会定例会一般質問表

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
1	中岡 敏博 (P119～)	1. いじめ・不登校について	<p>【いじめ・不登校問題が深刻化され、増加傾向であり、学校もニーズにあわせた対応が必要になっている。担任、スクールカウンセラー、養護教諭等が問題解決までのプロセスを適正に行わなくてはならない。文部科学省の問題行動調査（確定値）では全国のいじめ解決率は79.0%（熊日2／7掲載）であり、これは高い数値とはいえない。菊陽町はいじめ・不登校の未然防止はもちろんすべての問題への解決に向けた取り組みなどを訊く】</p> <p>①菊陽町はいじめ（一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの）を把握している現状は</p> <p>②不登校児（病気や経済的理由以外で30日以上欠席した児童・生徒）の現状は</p> <p>③いじめ・不登校のケース、対策はどのようなものがあり、対応施設や相談窓口は十分に機能しているのか</p> <p>④発生時や予兆が見られたときの担任、スクールカウンセラー、養護教諭、その他関係機関（児童相談所、警察等）との連携などのコンサルテーションチームは充実しているのか</p> <p>⑤菊陽町において今後は、いじめ・不登校児童生徒の数はどうなると想定して取り組んでいるのか</p>
		2. 基礎学力の向上について	<p>【基礎的な学力を身につけるために、国・県・市町村ではさまざまな取り組みがなされている。LD（学習障害）支援を除き基礎学力向上についての教育委員会、学校、地域とのつながりなどを訊く】</p> <p>①基礎学力向上のため、どのような対策をしているのか</p> <p>②地域の方々に協力要請をしている学校支援事業とは、またその効果は</p> <p>③地域で教職員退職者などが学習支援活動をされているが、連携や協力体制は整備されているのか</p>

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
		<p>3. 特別支援の充実について (学校において)</p>	<p>【発達障害支援法では、発達障害の早期発見、疑いのある者に対し、継続的に相談を行い、必要に応じ、早期に医学的または、心理的判断がなされるよう、関係部局や関係機関との緊密な連携のもと、必要に応じ、専門家の協力を得ることとされているが、菊陽町の支援及び取り組みなどを訊く】</p> <p>①サポート体制は充実しているのか ②専門家チームの設置、巡回相談の実施は行われているのか ③特別支援コーディネーターとして、関係機関との連絡調整、保護者の連絡窓口、校内委員会の推進役として明確に位置づけているのか ④権利擁護について、教育委員会及び学校は個人情報の漏洩や差別的な取り扱いがなされることがないように十分配慮していると思うが、現状の教育現場では徹底されているのか。またこれに対し課題はないか</p>
		<p>4. S S Wの配置について (スクールソーシャルワーカー)</p>	<p>【S S W (スクールソーシャルワーカー、精神保健福祉士、社会福祉士など) は、学校だけの対応では、解決が難しい不登校などの生徒指導上の諸問題に対して、学校・家庭・関係機関 (児童相談所、警察、福祉事務所、医療機関) 等による連携ネットワークを構築し、事例対策検討会を通して対応策を立て、それに基づいて課題解決を図っていく調査研究を行うものであるが、現在、菊池教育事務所に2名配置されているが、S S Wは、S C (カウンセラー) や養護教諭とは異なり、教員などの相談、保護者からの相談にも十分対応できると考える】</p> <p>①S S W現在の人員 (県で2名) で十分機能しているのか ②今後発生が予測される問題に対して対応できると考えているのか、その理由は</p>
2	甲斐 榮治 (P132～)	<p>1. 平成24年度の町政運営上のいくつかの問題について</p>	<p>①国民健康保険税は、現況では毎年度値上げが避けられない状態であるが、今後対県・対国或いは町独自で打ち出せる解決策はないか</p> <p>【光の森複合施設の進捗状況の報告を求める】</p> <p>②検討の状況 (委員構成・検討会の頻度)</p>

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
			<p>③基本設計の概略（設置予定施設の機能）</p> <p>④建設費用の概算</p> <p>⑤国家公務員給与（賃金）の2重の削減が国会を通過し、地方公務員についても付帯決議がなされた状況であるが、地方公務員の給与（賃金）について町はどう考えているか。（国に追随するか。町は町独自の方策をとるか）</p> <p>【町財政の展望について】</p> <p>⑥今後予定される大型事業を列挙し、その優先順位・実施時期・事業費の概算を示せ</p> <p>⑦今年度予算がほぼ現在のまま執行されたと仮定した場合、公債費比率と経常収支比率はどのようなことが想定されるか</p> <p>⑧自主財源対依存財源が約56：44と接近しているが、この原因は何か</p> <p>⑨今後の諸条件（企業誘致・人口動態等）の変化を想定した時、町財政の健全さは維持できるか</p>
		2. 菊陽中部小学校建設について	<p>①平成23年3月に成立した建設費予算（継続費）と今年度予算の整合性はあるのか</p> <p>【学校北側山林の開発整備費について】</p> <p>②概算額が2億7千万円から6億5千万円に上がった理由は何か</p> <p>③「7～8本の工事を発注する予定」という12月定例会での答弁であったが、それらの工事名を示せ</p> <p>④それらの工事の発注方針を示せ</p> <p>⑤什器備品発注について、12月定例会以後の変化はないか</p>
3	川俣 鐵也 (P145～)	1. 町財政と現状及び将来の事業について	<p>【現在の状況について】</p> <p>①菊陽中部小学校建設予算規模と工期</p> <p>②町営住宅（光団地）建て替え工事予算規模と工期</p> <p>【近い将来について】</p> <p>③菊陽西小学校増築工事予算規模と工期</p> <p>④菊陽中学校耐震工事予算規模と工期</p> <p>⑤光の森複合施設工事予算規模と工期</p> <p>⑥町営住宅（古閑原）建て替え工事</p> <p>⑦武蔵ヶ丘中学校運動場拡張工事</p> <p>【将来について】</p> <p>⑧保健センターを兼ねた総合体育館構想</p> <p>⑨総合グラウンド構想</p>

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
			⑩高齢化に伴う保健財政への一般財源繰り入れ
		2. 町が所有する資産の状況について	【土地区画整理事業の進捗状況】 ①保留地の処分状況（面積（区画数）と価格） 【セミコンテクノパーク（原水工業団地）】 ②面積と価格 【光の森多目的グラウンド】 ③投資額と将来の使い道 ④処分という判断は
4	吉本 孝寿 (P154～)	1. 予防接種について	①予防接種の重要性は ②おたふくかぜと水痘の予防接種における助成は
		2. 防災について	①災害時における生活雑用水の確保は ②防災用井戸の設置計画は ③既存の井戸を災害用井戸として町が管理できないか ④既存公園の防災設備は ⑤防災まちづくりによるコミュニティの構築は
5	小林久美子 (P173～)	1. 施政方針について	①町民への負担増が目白押しである。「町民のくらしを守る」という町長の認識について問う
		2. 子育て支援について	①保育料の引き上げについて、その理由は
		3. 通学路の点検について	①通学路の点検と整備について、どのような対応をしているか（新年度に向けて）
		4. 国保・介護保険について	①国保会計が厳しくなった原因は ②年金が引き下げられる中で、これ以上の負担は限界である。町長の認識は
		5. 公共施設の利用について	①三里木町民センターなど日曜日に開放できないか
6	福島 知雄 (P186～)	1. 税のコンビニ納付について	①町県民税など税金や各種使用料をコンビニ納付できるシステムの運用はできないか ②導入する場合の準備期間と初期投資額及びテスト期間の見込みは ③導入すれば様々なメリット、効果が期待できると思われるが町長はどのように判断するか

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
		2. 総合交流ターミナルの施設について (通称・さんふれあ)	<p>①利用客の安全確保の為、施設正面入り口南側のスペースに車寄せ、或いは車が旋回できるようなロータリーの整備はできないか</p> <p>②駐車場に進入する道路を駐車場の西端に移設すべきではないか</p> <p>③利用客の憩いの場である「大広間に舞台設置の為の増築」を望む</p> <p>④「(有)さんふれあ」の大株主として、経営状況を町長はどのように認識しているか</p> <p>以上①②③は過去何度も質問しているが、過去の答弁においては前向きな答弁をいただいている。進捗状況を問う</p>
7	渡邊 裕之 (P199～)	1. 菊陽町の将来像について	<p>【政令市に隣接し、州都を目指す熊本県にとって重要な地域である菊陽町の拠点都市としての機能を高める為の施策について質し、提言する】</p> <p>1. 既存商店街活性化の取組みについて (きくようコミュニティマート構想)</p> <p>2. くまもと副都心、拠点都市機能を高める施策について (光の森駅周辺、第二土地区画整理地区など)</p> <p>3. 新交通システムによる光の森～空港線の検討について</p> <p>4. 上記質問(1～3)に対する、国の施策、支援策等について</p> <p>5. 1～4を踏まえて、20万人以上の特例市を目指すべきではないのか</p>
8	坂本 秀則 (P214～)	1. 白川護岸及び水田・畑の危険な法面の管理について	<p>①白川護岸法面管理に国又県から補助金等出ているのか</p> <p>②危険な法面の管理は専門業者に作業委託等できないか</p> <p>③水田・畑の危険な用・排水路法面は危険度の順番に応じてなんらかの対策はとれないか</p>
		2. 危機管理について	<p>①平成24年度予定の防災訓練の規模は</p> <p>②今後大規模災害に備え毎年町内をあげて防災訓練(机上訓練を含む)をしてはいいかがか</p> <p>③電算室の防水・防火対策はしているのか</p> <p>④電算室のサーバー及び情報のバックアップの状況は</p>

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
		3. 公益社団法人菊陽町シルバー人材センター事業強化について	①超高齢化社会に備え（社）菊陽町シルバー人材センターの事業及び組織を強化する為に町の援助を強化することはできないか
		4. 図書館ホールの控室（リハーサル室含む）倉庫の増築について	①平成23年度の改修・増築についての調査の経過は ②今後ホールの改修・増築について町長の考えは

第1回菊陽町議会3月定例会会議録

平成24年3月6日（火）開会

（ 第 1 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程 (1日目)

(平成24年第1回菊陽町議会3月定例会)

平成24年3月6日

午前10時開議

於 議 場

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

日程第5 町長提出議案第1号から諮問第1号までを一括議題

日程第6 町長の施政方針並びに提案理由の説明

日程第7 研修報告

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 中岡敏博君

2番 野田恭子君

3番 吉本孝寿君

4番 吉山哲也君

5番 渡邊裕之君

6番 坂本秀則君

7番 石原武義君

8番 甲斐榮治君

9番 芝和長君

10番 岩下和高君

11番 佐藤竜巳君

12番 福島知雄君

13番 川俣鐵也君

14番 加藤眞佐男君

15番 上田茂政君

16番 小林久美子君

17番 梅田清明君

18番 大塚昇君

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 会議録署名議員

13番 川俣鐵也君

14番 加藤眞佐男君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 後藤三雄君

副町長 中富恭男君

教育長 赤峰洋次君

教育次長 水上孝親君

総務部長 吉岡典次君

福祉生活部長 眞鍋清也君

産業建設部長 松本東亞君

会計管理者兼
会計課長 阪本修一君

総務課長 平野誠也君

総合政策課長 吉野邦宏君

財政課長 實取初雄君

税務課長 阪本浩徳君

人権教育・
啓発課長 堀川俊幸君

福祉課長 渡邊幸伸君

健康・保険課長 村田節子君

介護保険課長 宮本義雄君

環境生活課長 大 山 陽 祐 君
武蔵ヶ丘支所長 堀 川 正 信 君
建 設 課 長 松 村 孝 雄 君
下 水 道 課 長 今 村 敬 士 君
総務課長補佐
兼庶務法制係長 服 部 誠 也 君
学 務 課 長 松 本 洋 昭 君
生涯学習課長 佐 藤 清 孝 君

町 民 課 長 山 崎 謙 三 君
農 政 課 長 荒 木 一 雄 君
都市計画課長 坂 本 恭 一 君
商工振興課長 吉 川 義 則 君
図 書 館 長 堀 行 徳 君
中央公民館長 矢 野 陽 子 君
農業委員会事務局長 志 垣 敏 夫 君

6. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 廣 野 豊 徳 君
書 記 山 川 真喜子 君

~~~~~ ○ ~~~~~

開会 午前10時0分

○議長（大塚 昇君） おはようございます。

平成24年3月定例会の開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

気候もようやく春めいてまいりましたが、まだまだ気温の差が激しい時期ですので、各位におかれましては、体調を崩されないよう十分ご自愛いただきたいと思ひます。

さて、本定例会は、新年度予算を審議する重要な会議であります。提案された諸議案は、平成24年度予算及び平成23年度補正予算のほか条例関係など、町民の生活に密接したものであり、その内容も多種多様にわたるものであります。

施政方針につきましては、後ほど町長から説明がありますが、議会といたしましては、町民の福祉増進の見地から慎重なる審議を承り、適切なるご判断をお願い申し上げまして、開会のごあいさつといたします。

ただいまから平成24年第1回菊陽町議会定例会を開会します。

議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（大塚 昇君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、13番川俣鐵也君、14番加藤眞佐男君を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定について

○議長（大塚 昇君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

この件につきましては、去る2月28日の議会運営委員会で協議の結果、今定例会を本日より3月27日まで22日間と諮問することに決定いたしました。

会期日程につきましては、別紙のとおりとしたいと思ひます。

お諮りします。

今定例会の会期は、本日から3月27日まで22日間としたいと思ひますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（大塚 昇君） 異議なしと認めます。したがって、今定例会の会期は、本日から3月27日まで22日間と決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 諸般の報告

○議長（大塚 昇君） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査（11月、12月、1月）分の結果

報告は、お手元に配付しております報告書のとおりであります。

次に、本会議に出席を求めた説明員の職氏名は、お手元に配りましたとおりであります。

次に、今回受理しました陳情第1号、陳情第2号は、配付のみとします。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 行政報告

○議長（大塚 昇君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出があります。これを許します。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） おはようございます。

議員各位におかれましては、平成24年第1回菊陽町議会定例会をお願いしましたところ、ご多用の中ご出席をいただき、誠にありがとうございます。

それでは、行政報告をさせていただきます。

昨年3月11日に発生しました東日本大震災に当たりましては、町民の皆さんや各団体等のご協力をいただきながら、これまで経済的、人的支援を行ってまいりました。義援金につきましては、総額1,620万9,374円を日本赤十字社を通じて被災地にお送りいたしました。また、人的支援につきましては、役場から職員が熊本県チームとして延べ8名、保健・医療チームとして保健師1名、ボランティアで1名、合計10名が参加しております。今後も、引き続き必要に応じて復興に対する支援に対処してまいる所存であります。

本町における災害に対する備えといたしまして、23年度におきまして役場敷地内に備蓄倉庫を建設し、約1,000食分の食糧と救急セット、災害用マンホールトイレ等の備品を備蓄することとしております。24年度以降におきましても、計画的に備蓄倉庫の建設、及び食糧、災害用備品等の備蓄を進めることとしております。

また、災害時における上空からの建築物の識別を容易にし、他県等からの航空支援の円滑化、迅速化のためにヘリサイン表示を役場庁舎と菊陽北小学校の2カ所に実施いたしました。今月中に菊陽西小学校と菊陽南小学校の2校に実施いたします。

災害時要支援者につきましては、平成22年9月に菊陽町災害時要援護者避難支援計画を策定し、平成23年度には要援護者一人一人の支援計画を定めた個別計画を作成し、避難支援を行います。さらに、平成23年9月には高齢者や障がい者に配慮した福祉避難所の設置について社会福祉法人等と協定を締結いたしました。また、社会福祉協議会の駐車場内に福祉支援所防災倉庫を建設し、高齢者及び障がい者300名のベッド、マットレス等の避難備品を備蓄いたします。

次に、市町村民所得推計について報告します。

市町村民所得推計は、国における国民経済計算、県における県民経済計算と共通する基本的な考え方や仕組みに基づいて構成されており、市町村の行政区域内での1年間の経済活動の成

果をあらわしたのですが、菊陽町の平成21年度分の1人当たりの市町村民所得が277万1,000円で、熊本県内45市町村の中で菊陽町が初めて1位になっております。

次に、税関係についてであります。

皆様ご承知のとおり、東日本大震災の復旧、復興等に伴う財源確保のため新たな法律が制定され、また各種の法律が改正され、震災復興増税として国税及び地方税が増税されます。主なものでは、国税であります所得税が平成25年から平成49年の25年間、税額の2.1%が上乘せされ、法人税も平成24年4月から平成27年3月までの3カ年間、税額の10%が上乘せされるなど、既に増税の内容が決定しております。また、地方税では、平成26年度から平成35年度までの10年間、個人住民税の均等割額が都道府県分500円、市町村分500円、合わせて1,000円増額され、また平成25年1月1日の支払い分から個人住民税の退職所得の分離課税に係る10%税額控除の廃止、平成25年4月1日から都道府県たばこ税の一部が市町村たばこ税へ移譲などが決まっております。なお、地方税のうち町税に関する箇所の中に条例改正が必要な項目があります。このため、本定例会に町税条例の改正を提案いたしておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

次に、窓口業務の日曜日開庁についてご報告いたします。

昨年1月から3月までの試行期間として実施しておりましたが、4月から年末年始を除き毎週日曜日の午前9時から午後1時まで窓口開庁を実施しております。これに伴い、毎月第3水曜日に実施しておりました時間延長業務につきましては受け付け件数が減少傾向にあり、昨年7月から廃止をしております。

次に、パスポート申請についてであります。

パスポート申請につきましては、昨年10月から役場で申請を受け付けております。昨年1月1日から12月31日までの1年間で菊陽町にお住まいの方が申請された件数は、役場のほか、県庁、県菊池振興局受け付けを含めて合計1,169件で、このうち役場では10月以降の3カ月間で225件を受け付けております。

次に、外国人登録についてご報告いたします。

住民基本台帳法の改正により、本年7月6日から外国人登録法が廃止され、外国の国籍を有する人も日本国籍を有する人と同じ住民基本台帳に記載されることから、続き柄などの確認のため仮住民票を発行するよう準備を進めております。

次に、地球温暖化防止について報告します。

地球温暖化防止に向けて実施しております太陽光発電システム助成につきましては、2月末現在で174件、約1,000万円、平成21年度からの3カ年間で471件、約2,600万円の交付を行っております。また、本町独自の事業であり、他の市町村では余り例のない太陽熱温水器の助成につきましても、2月末現在で33件、約160万円、3年間で150件、約700万円を交付しております。その設置件数は現在も順調に推移しているところであります。

また、本町の先進的、特徴的な温暖化対策でありますグリーンゴーヤカーテンにつきまして

は、平成22年度に役場など町の公共施設への導入を実施し、平成23年度からは町内全体への普及を目指して町内のボランティア団体への支援や、町民センターでの講座の共催などを実施しております。

次に、ごみの減量化対策について報告します。

町内のご家庭や事業所から排出されます一般廃棄物は、1月末現在の比較では可燃ごみが前年比1.2%、ごみ全体では1.5%増加しております。しかしながら、人口比が前年比で2.1%、約800名増加しており、さらに事業所も増加傾向にありますことから、1世帯当たり、あるいは1事業所当たりのごみの排出量は減少傾向にありまして、数年前から比較しますと、その増加率は大きく鈍化しております。このように、町民、事業者の皆さんのご理解とご協力を得ながら進めてまいりました、本町のごみ減量化、リサイクルの対策も、このようにその効果が数字として見え始めている状況にありまして、ごみ処理経費の削減と環境に優しいまちづくりに向け一定の成果が上がっているものと思っているところであります。

次に、都市計画事業について報告します。

菊陽第2土地区画整理事業につきましては、下原堀川線が図書館方面から菊陽バイパス北側まで完了しまして、暫定の3差路であります。昨年5月10日に供用開始したところであります。現在、完成型の十字路交差点の完成に向けて工事を進めているところでありますが、年度内の完成は見込めなくなりました。十字路交差点完了後に設置することといたしておりました信号機につきましては、熊本県警察及び国土交通省と協議の結果、今月末には完成し、暫定の3差路ではあります。右折もできる交差点となる見込みであります。

また、宅地の利用増進を図るため、約4.8ヘクタールの仮換地指定を行い、都市計画道路及び区画道路の築造工事及び整地工事を発注したところでありますが、ここで遊技場を経営する一地権者から仮換地指定の処分の取り消し訴訟と執行停止の申し立てが提起されました。執行停止の申し立てにつきましては、熊本地方裁判所で却下されましたが、処分の取り消し訴訟については現在審理中であります。この地権者は、バイパス北側にも土地、建物を所有し、現在別の店舗が借りて営業しておりますが、この店舗周辺の仮換地指定に対しましても昨年4月に処分の取り消し訴訟と執行停止の申し立てが提起されました。執行停止の申し立ては却下され、処分の取り消し訴訟については現在5回の口頭弁論が開かれまして、間もなく結審するのではないかと考えられます。バイパス北側に続いて南側においても、前に述べましたとおり処分の取り消し訴訟と執行停止の申し立てが提起されたところであります。工事が大幅に遅れておりますが、今後とも裁判の中でこの事業の重要性と正当性を主張していくとともに、地権者への協力要請に努めてまいりますので、議員各位のご理解をよろしくお願いしたいと存じます。

次に、下水道事業について報告します。

下水道事業につきましては、現在菊陽第2土地区画整理事業地区内での区画道路築造に伴う雨水管、汚水管の布設工事に取り組んでおります。

また、下水道事業の経営の合理化を図るため、平成21年度に着工しました企業会計への移行



作業も終盤に入っており、平成24年4月の本稼働に向け現在会計システム等の最終調整作業を行っております。

次に、スポーツ面の明るいニュースについて報告をいたします。

本町在住の久保田和真君が先に都大路で行われました全国高校駅伝大会の1区で1位区間賞の見事な走りを見せ、九州学院高校を3位に導きました。さらに、都道府県大会におきましても、5区で13位で受けたたすきを、圧巻の12人抜きを演じ、一気に首位に浮上する大活躍をいたしました。さらに、千葉で行われました国際クロスカントリー大会でも優勝するなど、全国大会で大活躍をいたしております。本町といたしましては、久保田君の今後の活躍に期待しますとともに、応援をしていきたいと思っております。

以上をもちまして行政報告とさせていただきます。

○議長（大塚 昇君） 行政報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 町長提出議案第1号から諮問第1号までを一括議題

○議長（大塚 昇君） 日程第5、町長提出議案第1号から諮問第1号までの26件について、一括して議題といたします。

議案は、先に議員各位に配付のとおりであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第6 町長の施政方針並びに提案理由の説明

○議長（大塚 昇君） 日程第6、町長の施政方針及びただいま議題といたしました議案に対する町長の提案理由の説明を求めますが、まず初めに施政方針の説明を求めます。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 平成24年第1回菊陽町議会定例会を招集し、平成24年度の予算案をはじめ関係諸議案の審議をお願いするに当たり、私の町政運営に対する基本的な考え方と新年度の主な施策の概要を申し上げ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと思っております。

さて、我が国の経済は、東日本大震災により深刻な打撃を受けましたが、官民の総力を結集した復旧・復興努力により、景気は持ち直しに転じました。夏以降は、急速な円高の進行やギリシャの債務危機に端を発したヨーロッパ各国の債務危機における世界経済の減速が、景気の持ち直しを緩やかなものにしております。復興需要を中心とする政策効果が景気を下支えすることから、景気は緩やかな持ち直しが続くものと見込まれております。

世界経済については、ヨーロッパ各国の債務危機を主因とする世界の金融資本市場の動揺が、各国政府等の協調した政策努力により安定化することを前提とすると、主要国経済は減速から持ち直しに転じていくと期待されております。これは、我が国の輸出や生産にとって望ましい環境をもたらしていくと考えられ、こうしたことから我が国の景気は緩やかに回復していくことが見込まれております。

このような中、国の平成24年度予算案は、前年度当初と比較して2.2%、2兆777億円減の90兆3,339億円となっており、借金を除いた税収などの歳入と借金返済のための元利払いを除いた歳出の収支、いわゆる基礎的財政収支対象経費の規模は68兆3,897億円であって、平成23年度に対して2兆4,728億円、3.5%の減少となっております。

こうした情勢を踏まえつつ、本町といたしましては引き続き財政の健全化に取り組み、自主財源の確保に努めて、より安定した行財政基盤の構築を図るとともに、時代の趨勢と町民の皆さんのニーズを踏まえた施策を展開したいと考えております。

それでは、平成24年度の施策と主要事業について、第5期菊陽町総合計画基本構想のまちづくりの目標（4つの都市像）「人を大切にするまち」、「暮らしやすく安全で安心なまち」、「活力にあふれ、にぎわうまち」、「みんなで協働して支えるまち」の4つのまちづくりに沿ってご説明申し上げます。

初めに、まちづくりの目標、第1の柱、「人を大切にするまち」について申し上げます。

この中で、施策の大綱の第1に「個性を引き出し、感性を磨くまちづくり」を掲げております。

これを推進するための基本施策の1つ目は、学校教育の充実であります。

学校教育の充実を図る上で、特に確かな学力の向上と心の教育の充実、特別支援の充実が重要であります。

小学校では算数の授業に、中学校では数学と英語の授業に非常勤の講師を配置し、2人の教師によるきめ細やかな指導を行い、基礎基本の定着及び自ら考える力を育成してまいります。

心の教育の充実では、児童・生徒の不登校やいじめに対処するため、引き続き適応指導教室に教育相談員、両中学校に心の教室相談員を配置し、きめ細かな指導を図ります。

特別支援の充実では、発達障がいのある子どもが安心して授業が受けられるよう支援強化を図るため、平成24年度は平成23年度より3人多い32人の特別支援指導助手を配置しまして、子どものニーズに応じた支援を進めてまいります。

このほか、新学習指導要領による授業については、小学校は平成23年度に全面実施されましたが、中学校は平成24年度から全面実施されますので、新学習指導要領に対応した教材等の整備を行います。

安全・安心で快適な教育環境の整備拡充を図るため、菊陽中部小学校改築事業は、平成25年度の2学期から新校舎での授業開始を目指し、事業を進めてまいります。

菊陽西小学校は、35人学級の実施や児童数の増加により、普通教室等が不足するため、校舎の増築、既設校舎の改修及び調理場の改修を実施します。武蔵ヶ丘中学校は、教育環境の向上を図るためエレベーター整備を実施します。

基本施策の2つ目は、生涯学習・生涯スポーツの充実であります。

生涯学習の充実につきましては、町民の皆さんの多様化する学習ニーズに対応し、生涯学習を通して生きがいを感じ、充実した人生を送ることができるよう、中央公民館、町民センター

等の生涯学習施設における講座内容の充実に努めるとともに、各センター講座への参加の周知を図ってまいります。また、出前講座等の学習機会のより一層の充実を図り、だれもがいつでも気軽に学べる環境づくりに努めてまいります。小学校区ごとに設置している町民センターでは、それぞれの特徴を生かした学習活動を展開し、地域の活性化につなげるため、世代間交流事業、地域交流事業を実施してまいります。

また、学校と地域社会が連携した学校支援地域本部事業を推進するとともに、青少年の健全育成を目指した地域ボランティアによる体験活動の充実を図ります。

次に、生涯スポーツの充実としましては、町体育協会をはじめ、スポーツクラブや各種競技団体との幅広い連携をとりながら、いつでも、どこでも、子どもから高齢者まで気軽にスポーツに親しみ、健康増進ができるよう、生涯スポーツ、レクリエーションの普及を推進してまいります。

基本施策の3つ目は、文化・芸術の振興であります。

文化・芸術の振興につきましては、町内の文化団体の活動を支援しながら、町民の皆さんがすぐれた文化・芸術に触れる機会の提供に努めてまいります。

町内の文化財や伝統文化につきましては、学習やPR活動を通して、その保存や活用に努めるとともに、文化財ボランティア団体の活動を引き続き支援してまいります。

鼻ぐり井手につきましては、郷土の農業土木遺産として後世に引き継ぐため、また熊本県文化財の指定を目指して資料等の作成に努めます。

図書館は、開館以来8年余りが過ぎ、子どもから高齢者までだれもが気軽に親しめる場として、またホールは研修や生涯学習の発表の場として幅広く活用されており、町の文化、教養の拠点施設として定着してまいりました。

平成24年度も、クラシック音楽をもっと身近に感じていただくための図書館ホール自主事業として、ピアノとバイオリンと声楽のアンサンブルによる学校での演奏とホールコンサートを開催いたします。

さらに、熊本県の伝統的な工芸作品を身近に感じていただくために、熊本県伝統工芸館巡回展を開催します。

「人を大切にするまちづくり」に関する施策の大綱の第2、「地域で支え合い、みんなが健康で暮らせるまちづくり」を掲げています。

これを推進するための基本施策の1つ目は、生涯にわたる健康の保持・増進であります。

子どもから高齢者まで、生涯にわたる健康づくりを支援するため、各種健康診査や予防接種を実施するとともに、町民の皆さんが自発的に健康づくりに取り組める環境づくりを推進してまいります。

健康で活力あるまちづくりのために、現在、菊陽町健康増進計画を策定しています。この計画では、町民一人一人が生活習慣を見直し、健康づくりを積極的に実践するための具体的な目標を掲げて、家庭や地域、関係団体、行政など町全体で取り組んでまいります。

生活習慣病の予防対策としての特定健康診査、特定保健指導、各種がん検診については、町内の医療機関及び指定検診会場でも受診できる体制を整備するなど、受診機会の拡大に努めるとともに、保健師を増員し、個別保健指導の拡充、強化を図ってまいります。

また、がん対策の一環として、最近増加傾向にある子宮がんや乳がん、大腸がんの費用の助成も継続し、受診率の向上を目指すとともに、若い世代に増えている子宮頸がんを予防するワクチンの接種費用の助成を引き続き行い、接種を希望される方の負担軽減を図ります。

乳幼児期の健康づくりの一環として、病気にかかるると重度の障がいを残す可能性の高い髄膜炎を予防するためのH i b ワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチンの接種につきましては、接種費用を助成し、保護者の負担軽減を図るとともに、医療機関と連携して予防接種を受けやすい体制づくりに努め、子どもたちが健やかに育つ環境づくりを目指します。

国民健康保険は、国民皆保険の中核となる健康保険であり、本町では約8,700の方が加入されております。町では、年々増大する医療費を抑制するため、疾病の早期発見、早期治療につながる特定健診・特定保健指導の実施や人間ドック費用の補助などの保健事業等を実施し、病気の重症化を防ぐための健康づくりを推進します。さらに、ジェネリック医薬品の普及推進も図ります。

後期高齢者医療保険につきましては、平成25年4月からの創設に向けて、現在国で制度の見直しが行われております。今後も、被保険者に必要かつ適正な医療サービスを提供するために、後期高齢者健診や人間ドック費用の補助など、保健事業を実施し、熊本県後期高齢者医療広域連合との連携を通じて制度の安定的かつ円滑な運営に努めてまいります。

基本施策の2つ目は、地域福祉の充実であります。

人口減少社会の到来による高齢化は、本町においても確実に進んでまいります。今後とも、高齢者のみの世帯や共働き世帯の増加による住民相互の助け合いの必要性はますます高まってきているところであります。

このような状況の中、菊陽町では菊陽町地域福祉計画により、地域住民、関係機関、団体等と連携を図り、多種多様なニーズに即した福祉サービスの提供を実施し、地域の高齢者、障がい者、子育て家庭など、支援を必要としている住民を地域全体で支え、だれもが住みなれた地域で安心して自立した生活が送れるような仕組みのさらなる充実を図ってまいります。

基本施策の3つ目は、高齢者福祉の充実であります。

高齢化の進展に伴い、本町の高齢化率は平成24年1月末に16.4%となり、高齢社会の到来を迎えた今日、高齢者が住みなれた地域で安心して自立した生活を営み、できる限り在宅生活を維持できるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが継続的に提供される地域包括ケアシステムの実現に向けた取り組みを推進します。

また、生活機能の低下が見られる高齢者に対する効果的な介護予防事業や、弁当の配達と安否確認を兼ねた配食見守りサービス、緊急通報サービスなどの生活支援サービスの充実に努めます。

さらに、老人クラブやシルバー人材センターの活動を支援して、高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進を図ります。

基本施策の4つ目は、障がい者福祉の充実であります。

障がい者が地域において自立した生活が営めるよう、また障がい者に対する理解を深め、不利益な取り扱いをなくすための取り組みとして、在宅福祉サービスの充実や福祉的就労についての支援及び菊陽町社会福祉協議会と連携した相談支援事業の充実等を進めてまいります。

また、現在、社会福祉法第107条の規定により平成20年3月に策定しました菊陽町地域福祉計画に基づき、第1期菊陽町障害者計画及び第2期菊陽町障がい福祉計画の検証を行い、4月からスタートする次期計画に向けた見直し作業を行っているところであります。

さらに、町独自の施策として新年度より菊陽町聴覚障がい児補聴器購入助成事業を実施することといたしました。

高齢者や障がい者に関する災害対策の一環として、平成22年度に策定しました災害時要援護者避難支援計画に基づき、高齢者や障がい者など要援護者一人一人の避難支援を定めた個別計画を引き続き推進するとともに、共助の精神に基づいた地域ぐるみの避難支援体制の確立に努めてまいります。

基本施策の5つ目は、子育て支援の充実であります。

子育て支援の充実につきましては、平成22年に策定しました菊陽町次世代育成支援行動計画さんさん輝く陽（ひかり）っ子プランの後期計画の目標達成に向け、行政、地域、家庭、企業が一体となった「子どもたちに元気・笑顔・夢を、子育てに安心と喜びを」を基本理念として、3つの基本目標を定めて各種の施策に取り組んでいるところであります。

また、最近増加傾向にある児童虐待やネグレクト（育児放棄）については、学校、保育所、児童相談所及び民生委員、児童委員等と連携しながら対応しているところですが、引き続き相談業務においては専門的な知識を有する精神保健福祉士を配置し、より専門的な意見を取り入れた対応を行います。

次に、保育所サービスの充実についてであります。過去3つの私立認可保育所が開所したにもかかわらず、昨年より待機児童が増加傾向に転じたことを踏まえ、さらに平成25年4月に2つの私立認可保育所が開所する見込みであります。これにより、定員が180人増え、待機児童の解消を図ることとしております。

また、保育所の民営化につきましては、基本的には先の菊陽町公立保育所民営化の答申に沿って進めていく計画であります。政府の子ども・子育て新システム検討会議において、保育所、幼稚園を統合した総合こども園、仮称であります。こども園の移行に向けた制度改革が議論されております。

内容は現時点において確定はしていませんが、最終案によりますと、平成27年度を目途に幼稚園と保育所の機能をあわせ持つ総合こども園を創設し、その後3年程度で大半の保育所を完全移行するとの報道がなされております。

町としましては、総合こども園の制度設計やスケジュール等がどのようになるのかしっかりと見きわめながら、民営化を含めた本町における保育のあり方について十分検討してまいります。

母子保健対策については、妊婦や乳幼児の定期的な健診などにより、健全な発達、発育、病気の早期発見、早期治療を支援します。また、子育てに関する相談が増加しているため、子育て支援センターや関係機関と連携を密にするとともに、育児に対する相談窓口の設置や保健師、看護師による家庭訪問を行い、育児不安や悩みの解消に努めます。

子ども医療費の助成につきましては、平成23年度に対象年齢を小学校6年から中学校3年まで引き上げましたが、将来を担う子どもたちの健全な育成と子育て世帯の経済的負担を軽減するため、厳しい財政状況ではありますが、引き続き実施し、子どもたちが健やかに育つ環境づくりを目指します。

基本施策の6つ目は、ひとり親家庭などへの支援についてであります。

近年、離婚の増加など社会環境の変化に伴い、本町においてもひとり親家庭が増加傾向にあります。そこで、ひとり親家庭の子どもの健やかな成長と親が安心して暮らせる生活基盤の確保のため、自立促進の支援体制の充実を図り、各種の施策を展開していきます。

さらに、今後も、ひとり親家庭等のさまざまな相談にこたえる体制づくりや、経済的支援、就労支援、医療費助成、保育所入所の際の減免などを通じて、自立につながる環境整備を実施してまいります。

基本施策の7つ目は、社会保障制度の適切な運営であります。

介護保険につきましては、平成24年度から平成26年度までを対象とした第5期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、入所待機者や要介護認定者の増大に対応した地域密着型サービスの施設整備と居宅サービスの充実を図り、医療や高齢者の住宅対策などと連携した地域包括ケアシステムの推進に努めてまいります。

国民年金につきましては、老後における生活の支えとなっており、今後とも年金機構との協力連携のもと、年金制度の周知徹底を図るとともに、相談業務の充実に努めてまいります。

次に、まちづくりの目標、第2の柱「暮らしやすく安全で安心なまち」について申し上げます。

この中で、施策の大綱の第1に「環境に配慮した緑豊かなまちづくり」を掲げています。

これを推進するための基本施策の1つ目は、環境保全対策の推進であります。環境保全のために、啓発活動や省資源、省エネなどに取り組んでまいります。

公害の未然防止と発生時の対応につきましては、県などの関係機関との情報交換、連携など、ふだんから協力体制の整備に努め、適切かつ迅速な対応を行ってまいります。

また、廃棄物の不法投棄につきましては、環境美化推進委員をはじめ、必要に応じて県の廃棄物処理監視員、警察、各行政区などとも連携しながら、未然防止と事後の適切な対応に努めてまいります。

地球温暖化防止につきましては、太陽光発電システム及び温水器設置の補助を引き続き実施します。

また、グリーンカーテンにつきましても、今後ともボランティア団体の皆様方と連携、協力しながら、町内全域にゴーヤカーテンが広がるよう支援と啓発に努めてまいります。

基本施策の2つ目は緑化の推進であります。

緑に包まれた自然豊かなまちづくりを進めるため、都市公園92カ所と広場緑地11カ所の維持管理について、地域住民との協働による環境美化と緑化を推進してまいります。

また、花いっぱい運動による明るいまちづくり推進のため、24年度も引き続き学校等の公共施設や各地域に花の苗を年2回配布し、緑化に努めてまいります。

鼻ぐり井戸公園周辺整備に向けては、地元の皆さんと検討委員会を設けて協議を進めてきましたので、平成24年度に用地取得及び実施設計を行いたいと考えております。今後とも、引き続き鼻ぐり井手を生かし、地域の活性化につながるよう整備を推進してまいります。

基本施策の3つ目は、水環境の保全・活用であります。

熊本特有の資源であります地下水につきましては、私どもの大事な飲み水でありますし、また企業誘致などの戦略資源でもあります。

本年4月からは、新たな県の地下水保全条例が施行され、あわせて水質、水量保全のための新推進組織くまもと地下水財団が設立されます。本町もこの新財団に参加しており、特に重要な事業であります白川中流域の水田における湛水事業の継続など、今後とも積極的に支援し、協力してまいります。

「暮らしやすく安全で安心なまちづくり」に関する施策の大綱の第2に「快適でゆとりのあるまちづくり」を掲げております。

これを推進するための基本施策の1つ目は、調和のとれた土地利用の推進であります。

人と自然が互いに調和し、美しい町を保つため、菊陽町国土利用計画及び菊陽町都市計画マスタープランをはじめ、都市計画法や農業振興地域の整備に関する法律などとの整合性を図り、環境の保全と生産活動や開発との調整が図られた適正な規制と誘導に基づく秩序ある計画的な土地利用を推進します。

基本施策の2つ目は、住宅・住環境の整備であります。

住環境の整備につきましては、県の景観条例等に準拠して都市景観の保全、創出に努めるとともに、引き続き土地区画整理事業等の推進を通して行政と町民が協働して、住みよい居住環境の整備充実に努めてまいります。老朽化した町営住宅（光団地）の建て替えにつきましては、平成23年度に1期工事、6棟20戸を建設し、平成24年度も同じく6棟20戸の建設を行い、安全で快適な居住環境の整備を進めてまいります。

基本施策の3つ目は、交通体系の充実であります。

道路は地域の発展を支える基本となるものであり、今後も積極的に整備を進めてまいります。

基幹道路の整備といたしまして、菊陽空港線延伸のため、県道新山原水線道路整備について、引き続き熊本県や関係機関に早期着工を強く要望してまいります。

生活道路の整備といたしましては、狭隘道路整備事業で三里木北地内の道路整備、川久保南方線の道路整備にそれぞれ国の交付金を受け着手することとしております。また、西部地区都市再生整備計画に基づき、順次整備をしてまいります。

さらに、橋梁点検により修繕が必要となった辛津橋の修繕工事、また延長15メートル未満の橋梁の長寿命化修繕計画の策定を平成24年度に行う予定としております。

公共交通体系の充実では、平成23年度に公共交通に関するアンケート調査等を行いまして、利用実態の分析や交通の空白地域の分析を行っています。平成24年度は、需要の予測分析やサービス水準の検討等を行いながら、JRや路線バスを除く公共交通の運行見直し（案）を作成し、町民の皆さんにとってよりよい公共交通の整備を行っていきたくと考えております。

基本施策の4つ目は、水の安全供給と下水道の整備であります。

安全で良質な水の安定供給を図るため、水道事業者である大津菊陽水道企業団の計画的な施設整備や維持、運用に協力するとともに、節水意識の高揚に努めてまいります。

住民の安全で快適な生活と企業等の経済活動に欠くことのできない下水道事業は熊本北部流域関連公共下水道事業として昭和58年度に着手し、本年で29年目を迎えます。公共下水道の汚水処理人口普及率は97%を超えて、県内でも上位に位置する高い普及状況となっております。引き続き、未普及地域における下水道施設の整備拡充に取り組んでまいります。

平成24年度は、菊陽第2土地区画整理事業地区内の雨水、汚水処理の施設整備及び道明からリハビリ病院間と堀川地区の污水管布設工事、並びに花立地区の雨水処理施設の調査設計と整備に取り組めます。

また、農業集落排水地区であります曲手地区内の污水管布設工事も平成23年度に引き続き実施してまいります。

基本施策の5つ目は、環境衛生対策の推進であります。

持続可能な循環型社会を目指すため、平成23年度からプラスチック類の分別を見直しておりますが、今後も可燃ごみの量をさらに削減できるように、町民の皆さんにご協力をいただきながら再資源化を推進してまいります。

地域のリサイクル活動、いわゆる集団回収につきましては、ほとんどの行政区において取り組んでいただいております。地域に密着した環境活動として、また地域づくりの一環として、今後も支援してまいります。

また、ごみステーションにつきましては、強風、猫、カラスなどによる散乱を防止するためのごみネット等につきましても、新たに補助の対象として追加するよう予定しており、ごみステーションの適切な管理とリサイクルの推進に向け、環境整備を図ってまいります。

菊池環境保全組合の新清掃工場建設の建設用地及び機種を選定につきましては、現在、組合においてそれぞれの検討委員会が設置され、鋭意その検討が進められているところであります。



す。

本町といたしましては、町民の皆さんのご理解とご協力がいただけるよう適切な用地と機種の選定に向けて引き続き意見を述べてまいります。

「暮らしやすく安全で安心なまちづくり」に関する施策の大綱、第3に「住みよい安心・安全なまちづくり」を掲げています。

これを推進するための基本施策の1つ目は、防災対策の充実であります。

平成23年度に役場敷地内に備蓄倉庫を建設し、非常用の食糧や救急セット、災害用マンホールトイレ等の備品を備蓄することといたしており、今後も備蓄の拡充を図ってまいります。

災害時における高齢者や障がい者等のいわゆる災害弱者を対象とした避難支援につきましては、昨年9月に県内で初めて災害発生時の福祉避難所に指定する協定を町内の社会福祉法人や医療法人等6者と締結したところであります。

今後は、要援護者のリスト、個別計画及び援護を必要とする方の避難支援者の登録を進め、地域での援護活動を支援できる体制を整えていきます。

また、本年度中に福祉避難所のための備蓄備品倉庫を設置することとともに、災害時に必要となる介護用品等を購入し、備蓄することとしております。

平成24年度においては、大規模災害を想定した防災訓練を実施し、行政、地域、町民並びに関係団体が緊急時に迅速かつ的確な対応がとれるような体制を構築してまいります。

また、菊池広域連合の消防本部の消防司令センターの運用開始によりまして、救急、火災等における迅速な対応が可能となりましたが、さらに災害時において最も重要となる情報の伝達とその共有化を図るため、前年度に引き続き、防災行政無線のデジタル化に向けた推進を図ってまいります。

基本施策の2つ目は、消防・救急対策の充実であります。

社会情勢の変化などを背景に、本町においても消防団員は減少傾向にあることから、消防団への加入促進と啓発活動により一層力を入れてまいります。

また、各行政区における自主防災組織の設置促進やステップアップを図り、組織のリーダー養成講座の開催や実地訓練などを行うなど、地域の防災力の強化に取り組んでまいります。

さらに、引き続き防火水槽、消火栓、小型動力ポンプ等の消防施設、設備の整備を進めてまいります。

基本施策の3つ目は、防犯・交通安全対策の充実であります。

防犯につきましては、児童・生徒の通学や通勤者等の安全を図るため、引き続き通学路等を優先的に防犯灯の整備を行ってまいります。

また、児童・生徒の登下校時における安全確保を目的としたスクールパトロール隊につきましては、その財源になっていた国の緊急雇用対策事業が終了いたしました。町の自主財源により引き続き実施したいと考えております。

交通安全対策としましては、必要性の高い交通安全施設について整備を進めますとともに、

幼児、児童・生徒から高齢者まで、それぞれの特性や実態に即した交通安全教育を実施し、交通安全キャンペーンなど、機会あるごとに交通安全意識の高揚並びに交通道德の啓発活動を展開し、交通事故防止に取り組んでまいります。

また、町内の全小学校の6年生全員に対する交通安全リーダー証の交付につきましては、平成24年度は2年目となり、引き続き自らの交通安全意識を高める事業として推進します。

基本施策の4つ目は、消費者保護対策の充実であります。

消費者保護対策では、国、県等の関連機関と連携をとりながら、消費者に正しい知識や情報の提供を行うとともに、現在月2回の相談窓口設置を拡充して毎週実施することとして、消費者相談の利便性の向上に努め、消費者保護対策の充実を図ってまいります。

次に、まちづくりの目標、第3の柱「活力にあふれ、にぎわうまち」について申し上げます。

この中で、施策の大綱として「働きやすく、活気とにぎわいのあるまちづくり」を掲げています。

これを推進するための基本施策の1つ目は、農業の振興であります。

農畜産物の生産振興につきましては、菊池地域農業協同組合との連携推進を図るとともに、高品質、低コストで安全な売れる農畜産物をつくるため、担い手となる認定農業者や各農業団体について育成、支援を行います。また、畜産農家と耕種農家の連携による資源循環型農業の推進を図ります。

さらに、遊休農地の解消と農地の活用推進を図ります。

生産基盤、生産施設・設備の整備につきましては、農業用排水路や農道の計画的な整備を行います。

流通体制の充実においては、野菜の集出荷、貯蔵施設の整備、改善のため、菊池地域農業協同組合の各部会や野菜直売所等における販売農家の支援を行います。

経営・技術の近代化と人材育成においては、担い手推進大会や認定農業者や農業女性アドバイザーの研修を通して、組織活動の強化を図ります。また、営農指導員、県の機関などと連携して農産物の品質向上を図ります。

6次産業化の推進については、農業女性グループによる特産品の開発や地元農産物を使っの料理教室を行うなど、食育を含めてPRを行ってまいります。

基本施策の2つ目は、工業の振興であります。

企業誘致の方策としてセミコンテクノパークに隣接して原水工業団地を整備し、平成20年3月から分譲を開始しておりますが、既に12ヘクタールが売却済みとなりました。残り6.4ヘクタールについても、菊陽町工場等設置条例及び菊陽町工場等立地促進に関する条例を活用し、熊本県や関係機関の協力を得て、誘致活動を展開してまいります。

さらに、ソニーセミコンダクタ株式会社、富士フイルム九州株式会社において増設工事が進められておりますが、今後の増設等についても世界の経済情勢、動向を注視しながら積極的に

働きかけをしてまいります。

また、人材を育成することも重要な施策であり、町内の中小企業における人材の確保、育成、技術向上のために、そこに勤務される方に知識、技術を習得させ、製品の開発、地域産業の振興と活性化につながるよう、研修または講習会を受講するための菊陽町中小企業人材育成事業を引き続き行ってまいります。

基本施策の3つ目は、商業の振興であります。

平成23年3月に制定した菊陽町中小企業等振興条例に基づいて、本年度は中小企業等活性化会議を設置し、具体的な振興施策について調査審議等を行っていただき、振興を図ってまいります。

ただいま述べました農業、工業、商業の振興にあたっては、いわゆる農商工連携の視点と手法を持って相乗効果をねらってまいりたいと考えております。

一昨年から本格製造に至ったニンジン焼酎「酔紅」を真の特産品とすべく、菊陽町商工会ニンジン焼酎部会に対し、販売促進とPR活動を積極的に展開するための支援を引き続き行うこととしております。

また、菊陽町商工会が事業主体となって推進されている全国展開支援プロジェクト事業や地域商工業夢づくり応援事業で開発された菊陽ニンジンや馬肉といった菊陽の特産品を使った食事の提供や加工品等の販売促進を支援してまいります。

基本施策の4つ目は、観光の振興であります。

JR九州とのタイアップによる秋のウォーキングとスタンプラリーにつきましては、ご協力をいただいている地域や企業における温かいおもてなしが大変好評で、参加された方との交流も定着してきたところでありまして、今年もぜひ実施したいと考えております。

また、昨年3月の九州新幹線の全線開業の効果を活用するために、県内外への観光情報発信を精力的に行うとともに、県内のイベントと連携を図りながら、鼻ぐり井手や菊陽杉並木等の地域資源を生かした地域活性化と観光振興に努めてまいります。

最後に、まちづくりの目標の第4の柱「みんなで協働して支えるまち」について申し上げます。

この中で、施策の大綱の第1に「町民と行政が協働でつくるまちづくり」を掲げています。

これを推進するための基本施策の1つ目は、住民参画の推進であります。

平成22年8月、協働の仕組みづくり検討委員会から提言いただき、これを受けまして、町民と行政との協働に関する条例の制定に向けた内部検討を行ってまいりましたが、平成24年度は条例案の提出を行い、協働のまちづくりを進めていきたいと考えております。

(仮称)光の森複合施設の建設については、町民の皆さんの参加による検討委員会で施設の内容を検討してまいりましたので、平成24年度は実施設計を行い、町民の皆さんの生活向上や地域コミュニティづくりに役立てる施設にしていきたいと考えております。

基本施策の2つ目は、男女共同参画の推進であります。

男女がお互いにその人権を尊重しつつ、対等な立場でそれぞれの個性と能力を発揮することができるような男女共同参画社会の実現に向け、平成24年1月に菊陽町男女共同参画都市宣言を行いました。平成21年3月に策定しました菊陽町男女共同参画計画に沿って、子育て、教育、家庭、地域や高齢者福祉など、あらゆる分野の施策について、男女共同参画の視点を定着させ、町民の皆さんと協力しながら取り組んでまいります。

基本施策の3つ目は、人権尊重の社会づくりの推進であります。

本町では、これまでも人権を尊重する社会づくりを目指して、地域住民や教職員及び各種団体と連携し、学習会、各種講演会や研修会、帰国、外国籍住民との交流事業や子どもたちの教育保障に取り組んでまいりました。

平成24年度におきましても、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律及び菊陽町人権教育啓発基本計画に基づき、広報紙や講演会などの充実による人権意識の高揚を図るとともに、地域、行政機関、各種団体、学校などが一体となって人権尊重の視点に立ち、人権擁護の推進に努めます。

基本施策の4つ目は、広報活動の推進であります。

広報紙やホームページなどの記事の内容や紙面づくりの工夫を図り、町民生活に必要な行政情報や町の主要施策等について分かりやすく速やかに提供できるように努めるとともに、ご意見、ご要望などを行政に生かす広聴活動を促進します。

「みんなで協働して支えるまちづくり」に関する施策の大綱の第2に「効率的で効果的な行財政運営を図るまちづくり」を掲げています。

これを推進するための基本施策の1つ目は、高度情報化への対応であります。

本町では、情報通信基盤の整備を進め、情報通信技術を活用した行政事務の効率化、高度化、住民サービスの向上を図ってまいりました。今後、さらに情報システムの整備充実を目指すとともに、一方で個人情報保護をはじめとするセキュリティー面にも十分配慮したシステム構築やシステム運用体制についても随時検証していきたいと考えています。

基本施策の2つ目は、行財政運営の充実・強化であります。

行財政改革につきましては、これまで平成17年度に策定した第3次菊陽町行財政改革大綱に基づき、効率的な行政運営、財政の健全化、町民と行政の協働による安心・安全なまちづくりなどに取り組んでまいりました。

この大綱の推進期間10年のうち、前半の集中改革期間は平成22年度で終了しましたが、人口の増加に伴い事務量も増加しているなどの変動の要因も踏まえて、平成27年度までの後期改革計画の策定を行うとともに、これまで実施している行政評価制度を引き続き活用し、さらなる行財政改革を推進することとしております。

基本施策の3つ目は、広域連携の推進についてであります。

消防、救急業務やごみ処理、し尿処理などは、今後も広域連合や一部事務組合などの構成市町と連携して事業を進めるとともに、広域的な交通体系のあり方についても検討します。ま

た、熊本都市圏における行政事務の拡大への対応についても継続して取り組みます。

以上、新年度における私の町政に臨む所信の一端と主な施策の概要についてご説明申し上げましたが、時代の潮流を的確に把握しながら、第5期総合計画の基本理念に定めたとおり、一人一人が知恵を出し、心が触れ合い、活力ある、協働のまちづくりを目指して全力で取り組んでまいりたいと存じます。

どうか議員各位のより一層のご理解とご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、私の平成24年度施政方針といたします。ご清聴ありがとうございました。

○議長（大塚 昇君） 施政方針の説明を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時4分

再開 午前11時17分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大塚 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町長に提案理由の説明を求めます。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） それでは、平成24年第1回菊陽町議会定例会の付議事件について提案理由を申し上げます。

提案いたします付議事件は、26件であります。その内訳は、平成24年度予算、平成23年度補正予算、条例の制定等の議案25件と諮問1件についてご審議をお願いするものであります。

付議事件の順に申し上げます。

議案第1号は、平成24年度菊陽町一般会計予算についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ139億9,000万円と定めるものです。前年度と比較しまして21億3,500万円、率にして18%の増となりました。

初めに、歳入の主なものを申し上げます。

町税は、前年度より7億356万3,000円、12.7%増の62億4,869万1,000円を計上いたしました。昨年1年間で、人口が約800人、世帯数が約430戸増加したこともあり、税目ごとでは、個人町民税は制度改正もあり、2億1,410万3,000円増の16億7,886万7,000円、法人町民税は1億5,967万1,000円増の5億6,706万1,000円、固定資産税は宅地化や償却資産の増額見込みから2億7,916万9,000円増の36億2,109万8,000円、軽自動車税は93万円増の7,249万4,000円、町たばこ税は4,969万円増の3億917万1,000円を見込んでおります。

次に、地方譲与税は、前年度より194万8,000円増の1億8,390万4,000円としており、これは地方財政計画をもとに計上しております。

交付金関係は、全体で前年度より177万6,000円減の4億2,403万6,000円を計上しておりますが、その中で地方消費税交付金などは増加を見込んでおります。

地方交付税は、4億7,500万円を計上しておりますが、そのうち普通交付税は4億4,500万円とし、基準財政需要額及び収入額をともに伸びると見込みました中で1,300万円の減を見込んだものであります。

次に、国庫支出金は、子どものための手当関係負担金の減があり、なお公共施設整備のための社会資本整備総合交付金や学校施設整備費負担金などを計上し、合計では前年度より1,102万1,000円減の16億1,581万9,000円を計上いたしました。

県支出金は、雇用関係交付金の減があり、前年度より6,051万円減の5億9,829万2,000円を計上いたしました。

繰入金は前年度より1億9,276万円増の9億2,471万円を計上しておりますが、そのうち3億1,276万円は土地取得特別会計からの繰入金であり、なお基金の取り崩しはできるだけ抑制したいと考えておりますが、住民福祉の向上を図るための財源を確保するため、基金を取り崩し、繰り入れるものであります。

繰越金は、前年度と同額の1億5,000万円を計上しました。

町債は、教育債14億9,410万円の計上もあり、前年度より14億2,320万円増の27億5,080万円を計上しており、施設整備に係る必要最小限の額としておりますが、普通交付税の財源不足に対応する臨時財政対策債につきましては、地方財政計画を踏まえて計上いたしました。

歳入を自主財源と依存財源に分けてみますと、町税などの自主財源は、前年度より7億9,615万9,000円増の79億4,214万9,000円といたしましたが、全体に占める比率としましては56.8%となり、一方、国県支出金や地方交付税、町債などの依存財源は、町債の増などがあり前年度より13億3,884万1,000円増の60億4,785万1,000円と、全体で43.2%となりました。

次に、歳出の主なものについて説明いたします。

議会費は、議員共済会負担金の減などがあり、前年度より1,930万5,000円減の1億2,974万円を計上いたしました。

総務費は、(仮称)菊陽町光の森複合施設用地の土地取得特別会計からの購入費の計上などがあり、前年度より4億8,736万1,000円増の21億19万2,000円としております。

民生費は、子どものための手当の減がある一方で、国民健康保険特別会計繰出金の増があり、前年度より2,068万2,000円減の36億4,098万4,000円を計上しました。

衛生費は、菊池環境保全組合負担金の減などがあり、前年度より4,741万9,000円減の10億4,926万5,000円を計上いたしました。

農林水産業費は、前年度とほぼ同額の2億6,281万円を計上しております。

商工費は、前年度より3,207万2,000円増の1億5,268万6,000円を計上しており、企業誘致関連道路整備費は土木費に組み替えましたが、新たに工場立地促進補助金を計上しております。

土木費は、前年度より4,925万1,000円増の16億9,519万7,000円を計上しており、菊陽第2土地区画整理事業費は減としておりますが、橋梁補修費、企業誘致関連道路整備費、菊陽杉並木公園改良整備費、鼻ぐり井手公園周辺整備費の計上、2年目となる光団地の建て替えに伴う工

事費等を計上しております。

消防費は、前年度より1億4,933万9,000円増の5億1,374万4,000円としており、菊池広域連合の消防費負担金の増及び平成23年度の補正予算から取り組み2年目となります防災行政無線デジタル化更新整備費を計上しております。

教育費は、前年度より15億6,333万1,000円増の32億4,143万9,000円としており、歳出合計に占める割合は23%を占め、菊陽中部小学校の改築事業費及び菊陽西小学校の増築、改修事業費で22億6,496万1,000円を計上しております。なお、菊陽中部小学校の改築事業につきましては、平成25年度までの継続費としているところであります。

公債費は、前年度に計上しました繰上償還の予定がありませんので、前年度より4,852万円減の11億5,576万8,000円としております。

議案第2号は、平成24年度菊陽町土地取得特別会計予算についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億2,854万9,000円と定めるものであります。

まず、光の森地内の用地取得に係る公共用地先行取得等事業債の返済のための公債費及び維持管理費などで2億2,841万6,000円を計上し、この分は一般会計から繰り入れることとしております。

また、一般会計において（仮称）菊陽町光の森複合施設の整備を行いますために、当該土地売払金5億円を計上し、繰上償還した残りの3億1,276万円を一般会計へ繰り出すこととしております。

議案第3号は、平成24年度菊陽町国民健康保険特別会計予算についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額を34億4,245万5,000円と定めるものであります。

これは、前年度当初予算に比べ、3億4,920万1,000円、率にして11.3%の増であります。

歳入の主なものといたしまして、国民健康保険税8億3,508万6,000円、国庫支出金8億3,113万2,000円、前期高齢者交付金6億616万2,000円、共同事業交付金4億9,853万6,000円、他会計繰入金3億1,102万3,000円であります。

歳出の主なものは、保険給付費22億4,683万1,000円、後期高齢者支援金等4億4,474万9,000円、共同事業拠出金4億9,854万円であります。

議案第4号は、平成24年度菊陽町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,032万円と定めるものであります。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料1億9,976万8,000円、繰入金6,410万3,000円であります。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金2億6,152万1,000円であります。

議案第5号は、平成24年度菊陽町介護保険特別会計予算についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ18億8,214万円に定めるものであります。

歳入の主なものは、保険料3億8,466万5,000円、国庫支出金4億2,139万1,000円、支払基金

交付金 5 億 2,365 万 2,000 円、県支出金 2 億 7,117 万円、繰入金 2 億 6,998 万 4,000 円、諸収入 1,025 万円であります。

歳出の主なものは、総務費 2,323 万 2,000 円、保険給付費 17 億 8,081 万 5,000 円、地域支援事業費 7,707 万 5,000 円を計上しております。

議案第 6 号は、平成 24 年度菊陽町下水道事業会計予算についてであります。

内容は、第 1 条で総則、第 2 条で業務の予定量、第 3 条で収益的収入予定額を 11 億 6,662 万 9,000 円、支出予定額を 11 億 4,656 万 4,000 円と定めるものであります。

第 4 条で資本的収入予定額を 6 億 200 万 9,000 円、支出予定額を 10 億 5,537 万 8,000 円と定めるものであります。

第 4 条の 2、予算は、企業会計移行初年度予算における経過的な措置として前年度未収金及び未払金を特例的収入及び支出として 24 年度予算に計上するものであります。第 5 条で企業債、第 6 条で一時借入金の限度額、第 7 条で予定支出の各項の経費の金額の流用、第 8 条で議会の議決を得なければ流用することができない経費、第 9 条で他会計からの補助金について定めるものであります。

議案第 7 号は、菊陽町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、現行条例の適用範囲を特別職の職員で非常勤の者のほか、一般職の職員で非常勤の者にも拡大するため、及び報酬の支給方法について定めるため所要の改正を行うものであります。

議案第 8 号は、地域主権一括法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。

内容は、地域主権一括法等の施行に伴い、関係する条例を改正するものであります。

議案第 9 号は、菊陽町税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律の制定及び経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税等の改正に伴うもので、主なものは個人町民税の均等割額の 500 円の増額、個人町民税の退職所得の分離課税に係る 10% の税額控除の廃止、都道府県たばこ税の一部を町たばこ税へ移譲することなどであります。

議案第 10 号は、菊陽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、保険給付費や後期高齢者支援金、介護納付金などの歳出の増加に伴う財源不足に対応するため、医療給付費部分、後期高齢者支援分、介護納付金の分のそれぞれの税率を改正するものであります。

議案第 11 号は、菊陽町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

介護保険法第 117 条の規定に基づく介護保険事業計画の見直しに伴い、介護保険料率等を改



正するものであります。

議案第12号は、熊本都市計画事業菊陽第二土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例の制定についてであります。

現在、菊陽第2土地区画整理事業の保留地の処分は、抽せんにより行うこととしておりますが、一般競争入札による方法を追加し、抽せん又は一般競争入札により処分できるようにするため改正するものであります。

議案第13号は、菊陽町下水道条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、熊本県内のそれぞれの市町村で取り扱う排水設備工事責任技術者についての登録、及びこれに付随する業務を公益財団法人熊本市下水道技術センターにおいて県内で一括して取り扱うことに伴い関係条文を改正する必要がある、菊陽町下水道条例の一部を改正するものであります。

議案第14号は、菊陽町下水道事業の剰余金の処分に関する条例の制定についてであります。

内容は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴い、地方公営企業法の一部が改正されたことにより、下水道事業において生じた利益及び資本剰余金の処分について必要な事項を定める条例を制定するものであります。

議案第15号は、菊陽町視聴覚ライブラリーの設置・管理及び職員に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、現在中央公民館にある視聴覚ライブラリーを図書館へ移譲するものであります。

議案第16号は、菊陽町スポーツ推進審議会条例の制定についてであります。

内容は、スポーツ振興法の全部改正により、新たにスポーツ基本法が公布施行されたため、関連する本町の菊陽町スポーツ振興審議会条例の全部改正を行うものであります。

議案第17号は、菊池広域連合の処理する事務及び規約の一部変更についてであります。

内容は、無縁仏納骨堂の設置、管理及び運営に関する事務を追加し、並びにこれに伴う規約の変更、及び所要の字句の改正を行うものであります。

議案第18号は、指定管理者の指定についてであります。

内容は、菊陽町老人福祉センター、菊陽町福祉支援センター及び菊陽町ふれあい交流・福祉支援センターの指定管理者の指定期間が平成24年3月31日をもって満了しますので、引き続き菊陽町社会福祉協議会を指定管理者に指定するものであります。

議案第19号は、町道路線の認定についてであります。

内容は、下沖野北線及び下沖野9号線を新たに町道として認定するものであります。

議案第20号は、平成23年度菊陽町一般会計補正予算（第4号）についてであります。

平成23年度の年度末を迎え、国県支出金などの収入額が決定しているものなどの歳入、事業の進捗状況等により見直しを行った歳出を追加、又は補正するもの、国の補正予算を受けて追加するものであります。

内容は、歳入歳出予算の総額に2億8,955万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を135億6,638万6,000円と定めるものであります。

歳入では、町税を2億928万3,000円、町債を4億8,640万円増額し、国庫支出金を4,642万2,000円、財産収入を3億900万円、繰入金を6,100万円減額するものなどであります。

一方、歳出では、農林水産業費を2,715万1,000円、教育費を6億3,739万4,000円増額し、総務費を4,211万2,000円、民生費を1億8,022万6,000円、衛生費を2,985万7,000円、土木費を1億2,934万6,000円減額するものなどで、なお調整のため予備費を1,332万円増額しております。

また、年度内に事業の完了が見込めなくなった6件の事業につきましては繰越明許費を計上しております。

議案第21号は、平成23年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

内容は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ657万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億6,663万2,000円と定めるものであります。

歳入の主なものは、国庫支出金が1,037万5,000円の増額、療養給付費交付金が3,108万1,000円の増額、共同事業交付金が5,781万2,000円の減額、繰入金が2,112万8,000円の増額であります。

歳出の主なものは、保険給付費が2,648万8,000円の増額、共同事業拠出金が2,143万5,000円の減額であります。

議案第22号は、平成23年度菊陽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてであります。

内容は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ123万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,397万1,000円と定めるものであります。

熊本県後期高齢者医療広域連合へ納付する基盤安定負担金が確定したことに伴い、歳入は一般会計繰入金を123万1,000円減額、歳出は後期高齢者医療広域連合納付金を123万1,000円減額するものであります。

議案第23号は、平成23年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。

内容は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,412万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を17億8,838万2,000円と定めるものであります。

歳入の主なものは、保険料668万6,000円、国庫支出金1,512万1,000円、支払基金交付金2,953万9,000円、県支出金652万6,000円、一般会計からの繰入金525万円、諸収入100万円の減額であります。

歳出の主なものは、総務費330万8,000円を増額し、保険給付費5,869万3,000円、地域支援事業費189万円、基金積立金684万7,000円の減額であります。

議案第24号は、平成23年度菊陽町下水道特別会計補正予算（第3号）についてであります。

内容は、第1条で歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,583万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億8,467万4,000円と定めるものであります。

歳入では、使用料及び手数料1,705万8,000円、分担金及び負担金170万3,000円を増額し、繰入金4,179万8,000円、町債3,280万円を減額しております。

歳出では、総務費29万4,000円を増額し、維持費410万9,000円、事業費4,363万2,000円、公債費839万円を減額しております。

第2条は繰越明許費で翌年度に繰り越して使用できる経費を1億8,007万4,000円とするものであります。

第3条は地方債の変更で流域下水道事業分440万円、流域関連公共下水道事業費分2,820万円、繰上償還借換債20万円を減額するものであります。

議案第25号は、平成23年度菊陽町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ574万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,865万5,000円と定めるものであります。

歳入では、分担金及び負担金11万9,000円を増額し、使用料及び手数料15万円、繰入金571万5,000円を減額しております。

歳出では、維持費14万円、事業費560万6,000円を減額しております。

諮問第1号は、人権擁護委員の候補者の推薦についてであります。

内容は、人権擁護委員の推薦について人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求めるものであります。

人権擁護委員の候補者の堀川妙子様は現在2期目でありまして、人格、識見ともに高く、人権擁護委員としてふさわしい方でありますので、平成24年6月30日の任期満了に伴い再任の推薦をお願いするものであります。

以上、付議事件の要旨のみについて申し上げましたが、詳細につきましては議案審議の際にご説明申し上げますので、ご承認賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。よろしくようお願い申し上げます。

○議長（大塚 昇君） 提案理由の説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 研修報告

○議長（大塚 昇君） 日程第7、これより閉会中の特定事件、所管事務調査として、議会広報特別委員会で研修されました件について、委員長から報告をお願いします。

議会広報特別委員長梅田清明君。

○議会広報特別委員長（梅田清明君） それでは、議会広報特別委員会行政視察研修の報告をいたします。

去る2月20日、21日、広報議員全員と廣野事務局長随行のもとに長崎県長与町議会に視察研修に行きました。

視察内容は議会だより全般について伺いましたが、その前に長与町を少し紹介いたします。

長与町は長崎市の北部に位置して隣接しており、面積は28.8平方キロメートルで菊陽町よりも10平方キロメートルほど狭く、人口は現在4万2,600人ほどです。長与町は昭和45年ごろから長崎市のベッドタウンとして開発が始まり、昭和47年度から土地区画整理事業に着手、昭和48年度から公共下水道事業に着手しております。菊陽町は長与町をモデルとして何回も視察に行き、10年後の昭和58年度から土地区画整理事業、公共下水道事業に着手しており、人口も急増して約3万8,000人弱になっており、10年後には菊陽町も4万2,000から4万3,000になっていやしいかと思ひまして、何かしら親しみのある今回の視察でございました。

それでは、視察内容について報告いたします。

委員定数については菊陽町と同じく6名で、委員の選出方法も同じく3常任委員会より2名ずつ選出されておりました。また、任期は2年でございます。菊陽の広報は現在71号で発行18年になりますけど、長与町議会は170号で菊陽よりも100号も多く、25年も早くから発行されておりました。長与町は議会だより発行日を定例会の翌月第3水曜日と決めてあり、菊陽町よりも約1カ月早く発行されておりました。このことについて質問が集中したところです。一般質問終了2日後に原稿を締め切り、それも各常任委員会開催中でもあり、委員長は委員長報告もあり、広報委員会も議会中に4回も開催されており、広報委員は大変忙しいということでした。一般質問の原稿もそれぞれ執行部の答弁書をもらい、またテープを起こして原稿を作成するということでした。原稿締め切りに提出しない人は載せないと言っておられました。菊陽町で議会中に原稿を締め切ることができるだろうか、執行部から答弁書をもらえたとしても、それぞれがテープを起こして原稿を作成することにみんな納得するだろうか、まだまだ検討する余地が必要ではないかと感じました。

そのほか、一般質問の記事は、従来から質疑応答形式になっているから、次のようなケースは質問議員に確認の上、削除するということでした。1つ、答弁に対して反論をしているが、反論のみで終わり、次の質問に移った記事、それから議員の思い、主張のみの記事、議員名、その他固有の名詞等は削除するというので、その下に米印として議員の反論主張に対して答弁を求めれば掲載可能となっております。

主なもののみ報告させていただきましたが、今後広報委員会等で検討し、取り入れるべきは取り入れ、読みやすい広報、親しみのある広報を目指して頑張ってまいります。

これをもちまして広報委員会の研修報告を終わります。

○議長（大塚 昇君） 議会広報特別委員長の報告を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦勞でございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午前11時50分

# 第1回菊陽町議会3月定例会会議録

平成24年3月7日（水）再開

（ 第 2 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程 (2日目)

(平成24年第1回菊陽町議会3月定例会)

平成24年3月7日

午前10時開議

於 議 場

- 日程第1 議案第1号 平成24年度菊陽町一般会計予算について  
日程第2 議案第2号 平成24年度菊陽町土地取得特別会計予算について  
日程第3 議案第3号 平成24年度菊陽町国民健康保険特別会計予算について  
日程第4 議案第4号 平成24年度菊陽町後期高齢者医療特別会計予算について  
日程第5 議案第5号 平成24年度菊陽町介護保険特別会計予算について  
日程第6 議案第6号 平成24年度菊陽町下水道事業会計予算について

2. 出席議員は次のとおりである。

- |     |        |     |       |
|-----|--------|-----|-------|
| 1番  | 中岡敏博君  | 2番  | 野田恭子君 |
| 3番  | 吉本孝寿君  | 4番  | 吉山哲也君 |
| 5番  | 渡邊裕之君  | 6番  | 坂本秀則君 |
| 7番  | 石原武義君  | 8番  | 甲斐榮治君 |
| 10番 | 岩下和高君  | 11番 | 佐藤竜巳君 |
| 12番 | 福島知雄君  | 13番 | 川俣鐵也君 |
| 14番 | 加藤眞佐男君 | 15番 | 上田茂政君 |
| 16番 | 小林久美子君 | 17番 | 梅田清明君 |
| 18番 | 大塚昇君   |     |       |

3. 欠席議員は次のとおりである。

- 9番 芝和長君

4. 会議録署名議員

- |     |       |     |        |
|-----|-------|-----|--------|
| 13番 | 川俣鐵也君 | 14番 | 加藤眞佐男君 |
|-----|-------|-----|--------|

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

- |               |       |                |       |
|---------------|-------|----------------|-------|
| 町長            | 後藤三雄君 | 副町長            | 中富恭男君 |
| 教育長           | 赤峰洋次君 | 教育次長           | 水上孝親君 |
| 総務部長          | 吉岡典次君 | 福祉生活部長         | 眞鍋清也君 |
| 産業建設部長        | 松本東亜君 | 会計管理者兼<br>会計課長 | 阪本修一君 |
| 総務課長          | 平野誠也君 | 総合政策課長         | 吉野邦宏君 |
| 財政課長          | 實取初雄君 | 税務課長           | 阪本浩徳君 |
| 人権教育・<br>啓発課長 | 堀川俊幸君 | 福祉課長           | 渡邊幸伸君 |
| 健康・保険課長       | 村田節子君 | 介護保険課長         | 宮本義雄君 |
| 環境生活課長        | 大山陽祐君 | 町民課長           | 山崎謙三君 |

武蔵ヶ丘支所長 堀川正信君  
建設課長 松村孝雄君  
下水道課長 今村敬士君  
総務課長補佐  
兼庶務法制係長 服部誠也君  
学務課長 松本洋昭君  
生涯学習課長 佐藤清孝君

農政課長 荒木一雄君  
都市計画課長 坂本恭一君  
商工振興課長 吉川義則君  
図書館長 堀行徳君  
中央公民館長 矢野陽子君  
農業委員会事務局長 志垣敏夫君

6. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 廣野豊徳君  
書 記 山川真喜子君



~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前10時0分

○議長（大塚 昇君） おはようございます。

本日は芝和長君から欠席の届けが来ておりますので、ご報告いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

これより平成24年度当初予算について、各課長に説明を求めますが、当初予算については、この後、各常任委員会に付託を予定しておりますので、質疑については、総括的、大綱的な質疑にとどめ、詳細については各委員会をお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第1号 平成24年度菊陽町一般会計予算について

○議長（大塚 昇君） 日程第1、議案第1号平成24年度菊陽町一般会計予算についてを議題とします。

財政課長、内容の説明を求めます。

○財政課長（實取初雄君） おはようございます。

それでは、議案第1号の平成24年度菊陽町一般会計予算についてご説明申し上げます。

なお、町長の施政方針及び提案理由で主な施策については申し上げられたところではありますので、私の方からは、前年度との比較等を中心に主なものについてご説明いたしますが、昨日配付いたしました参考資料もあわせてご覧ください。

また、明日予算の概要説明書についてはお配りしたいと考えております。

なお、詳細につきましては、ご質問に応じ、担当課長等がお答えしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、予算書の1ページをお開き願います。

第1条で歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ139億9,000万円と定めております。

また、第2条で債務負担行為は第2表の債務負担行為に、第3条で地方債は第3表の地方債に、第4条で一時借入金は最高額を15億円に、第5条で歳出予算の流用について定めております。

9ページをお開きいただき、第2表の債務負担行為でございますが、電子計算機導入に伴う機器借上料は期間を平成25年度から29年度までとし、限度額を1,503万7,000円に、固定資産課税土地評価業務に係る委託料は期間を平成25年度から26年度までとし、限度額を2,501万8,000円とし、自立経営体育成資金利子助成は期間を平成25年度から34年度までとし、限度額を287万2,000円とし、平成24年度の必要経費は歳出予算の中に計上しております。

また、債務負担行為で翌年度以降にわたるものの支出予定額等につきましては、後でご覧いただけますが、196ページから199ページにかけて調書をつけております。後でご覧ください。

10ページをお開きいただき、第3表の地方債でございますが、起債の目的、限度額について

申し上げます。

なお、地方債関係につきましては、参考資料の中にも9ページに地方債事業の予算科目及び財源内訳を整理しておりますので、参考としてください。

まず、臨時財政対策債は5億8,800万円、次に（仮称）菊陽町光の森複合施設建設事業は1億5,970万円、サイン設置事業は200万円、菊陽中部小学校学童保育建設事業は2,980万円、川久保南方線道路改良事業は810万円、光団地建設事業は1億5,150万円、土地区画整理事業は2,470万円、南方大人足線道路改良事業は2,560万円、八久保片彦瀬線他道路改良事業は1,590万円、鼻ぐり井手公園周辺整備事業は1億4,620万円、小型動力ポンプ購入事業は110万円、防火水槽整備事業は820万円、防災行政無線デジタル化更新事業は9,590万円、菊陽中部小学校改築事業は継続費分を含め8億9,140万円、菊陽西小学校増築・改修事業は6億270万円と定めており、地方債の限度額の総額を前年度から14億2,320万円増の27億5,080万円としております。

なお、起債の方法、利率、償還の方法については記載しているとおりでございます。

11ページから以降は、予算に関する説明書でございます。

12ページは、歳入歳出予算事項別明細書でございますが、款の区分ごとの前年度との比較及び構成比につきましては、町長の提案理由にもありましたし、また参考資料の中にもありますので、説明を省かせていただきます。

14ページをお開きいただき、まず歳入でございますが、目の前年度からの増減の大きなものを中心に説明いたします。

款の1町税、項の1町民税で、目の1個人は16億7,886万7,000円で、2億1,410万3,000円の14.6%の増としており、特に節区分の1の現年課税分の所得割は2億1,367万9,000円の増を見込んでおります。

次に、目の2法人は5億6,706万1,000円で、1億5,967万1,000円の39.2%の増としており、均等割、法人税割ともに増を見込んでおります。

次に、項の2固定資産税で、目の1固定資産税は35億8,465万5,000円で、2億8,909万9,000円の8.8%の増としており、節区分の1の現年課税分で、土地は1,118万1,000円の増、家屋は3,269万9,000円の減、償却資産は3億1,061万7,000円の増を見込んでおります。

下のページの項の3軽自動車税は7,249万4,000円で、93万円の1.3%の増としております。

16ページをお開きいただき、項の4町たばこ税は3億917万1,000円で、4,960万円の19.1%の増としております。

次に、款の2地方譲与税は、国税収入の一部を譲与されるもので、国が示した地方財政計画を基本として計上しております。

下のページの款の3利子割交付金以降の交付金は、県税収入の一部を交付されるもので、金額の主なものとしては18ページをお開きいただき、中段の款の6地方消費税交付金は3億3,231万3,000円で、1,819万9,000円の5.8%の増としております。

20ページをお開きいただき、款の12地方交付税は4億7,500万円で、1,300万円の2.7%の減を見込んでおりますが、そのうち地方交付税は税収の増加とともに基準財政収入額の増加が見込まれますが、一方、歳出の方の関係で基準財政需要額の増加も見込まれますことから、交付額としては1,300万円減の4億4,500万円を見込んだものでございます。

次に、款の14分担金及び負担金、項の2負担金で、目の1総務費負担金1,050万円は、菊池広域連合への職員の派遣に伴う負担金でございます。

次に、目の2民生費負担金で、節区分の1及び2の児童福祉費負担金は、公立及び私立の保育所入所者負担金でございます。

下のページで、目の4土木費負担金、節区分の3都市公園事業費負担金3,137万1,000円は、菊陽杉並木公園西側の改良に伴う負担金を計上しております。

22ページをお開きいただき、款の15使用料及び手数料で、項の1使用料は町の公の施設の使用料、下のページの項の2手数料は証明書発行等の手数料でございます。

24ページをお開きいただき、款の16国庫支出金、項の1国庫負担金で、目の1民生費国庫負担金は1億7,286万5,000円の減としておりますが、節区分の5児童福祉費負担金は私立分の保育所運営費国庫負担金で、また節区分の6子どものための手当負担金は制度の見直しにより2億781万9,000円減の6億6,689万4,000円を計上しております。

下のページで、目の3教育費国庫負担金2億468万1,000円は、菊陽中部小学校改築事業及び菊陽西小学校増築改修事業関係でございます。

次に、項の2国庫補助金につきましては、説明欄の社会資本整備総合交付金のもろもろについて説明いたします。

まず、目の1総務費国庫補助金1億3,021万5,000円は、（仮称）光の森複合施設整備及び八久保片彦瀬線他道路改良事業関係、目の6土木費国庫補助金、節区分の1住宅費補助金の交付金1億358万9,000円は、光団地建設事業、町営住宅長寿命化計画作成及び民間住宅耐震関係、節区分の2土地区画整理事業費補助金3,630万円は、菊陽第二土地区画整理事業及びサイン設置工事関係。

26ページをお開きいただき、節区分の3市町村道改良費交付金の交付金7,078万5,000円は、道路改良及び橋梁修繕と防犯灯設置関係でございます。

下のページの款の17県支出金、項の1県負担金、目の1民生費県負担金で、節区分の4児童福祉費負担金4,765万円は、国庫負担金と同様、私立分の保育所運営費県費負担金でございます。

33ページをお開きいただき、款の18財産収入、項の2財産売却収入、目の1不動産売却収入、節区分の1土地売却収入で第二地区保留地処分金1億641万1,000円は、これを財源として土地区画整理事業を推進するものでございます。

34ページをお開きいただき、款の20繰入金、項の1特別会計繰入金は、平成19年に取得しました（仮称）菊陽町光の森複合施設用地約70アールを土地取得特別会計から買い取るに当たっ

て、一般会計から繰り出して元利償還を行っている分程度の3億1,276万円を繰り入れにより処理するものでございます。歳出の方で土地取得の金額も出てまいります。

次に、下のページの項の2基金繰入金でございますが、一般会計における平成22年度末基金残高は42億1,221万1,000円でございますが、また別途提案しております平成23年度の補正予算後の平成23年度末基金残高は38億4,389万3,000円で、3億6,831万8,000円の減少が見込まれますが、平成24年度においては総額で6億1,195万円を計上し、内容としては財源不足分、公共施設整備、学校建設、人材育成、海外青年招致、花いっぱい、緑化推進、社会福祉及びスポーツ・文化振興を図るために繰り入れることとしております。

36ページをお開きいただき、款の21繰越金は前年度と同額を計上しております。

40ページをお開きいただき、款の23町債につきましては、第3表の地方債で説明したとおりでございますが、項の1総務債で説明欄の臨時財政対策債は、地方交付税の財源不足分を地方債として借り入れるもので、その将来の元利償還金の全額が普通交付税の基準財政需要額に算入されますが、5億8,800万円を計上しております。

43ページをお開き願います。

歳出でございますが、目の概要及び前年度からの増減の大きなものを中心に説明いたします。

まず、款の1議会費は、議員報酬等、議会だよりや議会議事録の作成費用などを計上し、前年度から1,930万5,000円の減としておりますが、主に議員共済会負担金の減によるものでございます。

46ページをお開きいただき、款の2総務費、項の1総務管理費で目の1一般管理費は、行政及び人事一般管理費、秘書、交際費、行政評価、協働のまちづくり推進、菊池広域連合管理費負担金などを計上し、前年度から1億2,201万1,000円の減としておりますが、主に平成24年度から新たな目として後で出てまいりますけれども、12の自治振興費及び目の19の生活・安全対策費を設けましたことによるものでございます。

49ページをお開きいただき、目の2文書広報費は、広報紙の印刷代等でございます。

50ページをお開きいただき、目の3財政管理費で節区分の28繰出金は、次の議案第2号の土地取得特別会計への維持管理費及び公債費分の繰出金を計上しております。

下のページの目の5財産管理費は、庁舎や公用車等の維持管理費でございます。

53ページをお開きいただき、目の6企画費は、消費生活相談業務や菊陽町文化の薫り高いまちづくりのための経費などを計上しております。

54ページをお開きいただき、目の7交通安全対策費は、下のページで交通安全施設工事費などを計上しております。

次に、目の8財政調整基金等費は、歳入の財産運用収入で計上しました基金の利子額をそのまま積み立てるものでございますが、財政調整基金積立金には繰越金の2分の1の積立額7,500万円を含んでおります。

56ページをお開きいただき、目の10地域政策費は、下のページにかけて町内巡回バスや路線バスなどの公共交通関係、サイン設置工事、まちづくり支援や人材育成助成金などでございますが、本年度は地域公共交通の検討、（仮称）菊陽町の森複合施設の実施設計及び土地購入費5億円などを予定しております。

次に、目の11電子計算費は、58ページにかけて総合行政システムの機器やソフトの維持管理等の経費でございます。

下のページの目の12自治振興費9,043万3,000円は、先ほども申しあげましたように平成23年度では一般管理費に計上していたものを引き抜いたもので、60ページにかけて地区公民館予定地3カ所の購入費、施設整備費補助金、行政区運営支援のための経費などを計上しております。

次に、目の14武蔵ヶ丘支所費は、支所の窓口業務を中心とする運営費を、62ページで目の15西部町民センター管理費、下のページで目17三里木町民センター管理費は、それぞれ当該施設の維持管理及び運営費を、65ページで、目の18男女共同参画社会推進費は当該事業の推進に必要な経費を計上しております。

66ページをお開きいただき、目の19生活・安全対策費1,888万5,000円は、これも一般管理費から引き抜いて計上したもので、スクールパトロール関係経費や防犯灯設置工事費及び地域の防犯灯設置に対する補助金などを計上しております。

下のページの項の2徴税费、目の1 税務総務費は税務全般の事務費を、69ページで、目の2 賦課徴収費は納税通知書や領収書等の印刷及び郵送料などを計上しておりますが、それぞれの目での増減の要因といたしまして、節区分の13委託料の固定資産税評価替え業務委託料を組み替えたことによるものでございます。

71ページをお開きいただき、項の3 戸籍住民基本台帳費、目の1 戸籍住民基本台帳費は、パスポート発給を含みます窓口事務の経費、72ページの目の2 住居表示事業費は沖野区及び西小校区への説明を予定しております。

次に、項の4 選挙費は、選挙管理委員会の事務費及び選挙啓発費のほか、下のページで農業委員会委員一般選挙費を計上しております。

75ページをお開きいただき、項の5 統計調査費は、就業構造基本調査などの統計調査に係る経費でございます。

76ページをお開きいただき、項の6 監査委員費は、監査委員関係の費用でございます。

下のページの款の3 民生費、項の1 社会福祉費で、目の1 社会福祉総務費は、前年度から1億1,628万7,000円の減となっておりますが、78ページで、民生児童委員協議会やボランティア活動、社会福祉協議会への補助金などを計上するほか、節区分の28繰出金で国民健康保険特別会計繰出金は基準外繰出金1億2,600万円を含め1億3,923万円の増とし、昨年度までここに計上しておりました介護保険特別会計繰出金を次の目の2 高齢者福祉費に組み替えたことによるものでございます。

次に、目の2高齢者福祉費は、高齢者福祉事業として、敬老会、老人会やシルバー人材センター活動支援、老人保健保護措置費、金婚夫婦表彰などのほか、節区分の28繰出金で先ほど申し上げました介護保険特別会計繰出金を計上しております。

80ページをお開きいただき、目の3障害者福祉費では、下のページの節区分の20扶助費は8,242万円の増としており、新たに下から2番目の障害児通所支援サービス費及び聴覚障がい児補聴器助成を計上しております。

次に、目の5東部町民センター運営事業費は、当該施設の維持管理及び運営費、隣保館の運営、隣保館デイサービスや地域交流促進事業などの経費を計上しております。

84ページをお開きいただき、目の6人権啓発推進費は、人権啓発の推進に必要な経費でございます。

86ページをお開きいただき、目の8老人福祉センター・福祉支援センター管理費及び目の10ふれあい交流・福祉支援センター管理費は、指定管理者への管理業務委託料や維持管理費などでございます。

下のページで、目の11後期高齢者医療費は、前年度から535万9,000円の増となっておりますが、熊本県後期高齢者医療広域連合負担金は53万7,000円の減、後期高齢者医療特別会計繰出金は589万6,000円の増としております。

次に、項の2児童福祉費で、目の1児童福祉総務費は、89ページで、放課後児童健全育成や子育て支援、病児・病後児保育、つどいの広場事業など、児童福祉費全般の経費を計上しております。

次に、目の2児童措置費は、前年度から2億467万2,000円の減となっておりますが、制度の見直しにより子どものための手当として計上しております。

次に、目の3母子父子福祉費は、ひとり親家庭等医療費助成などの経費を計上しております。

90ページをお開きいただき、目の4保育園費は、町の8つの公立保育所及び子育て支援センターの運営費、94ページで町内3つの私立保育所及び町外の保育所への負担金などの費用を計上しております。

次に、目の5児童館費は、西部町民センター内に設置する児童館の運営費でございます。

96ページをお開きいただき、款の4衛生費、項の1保健衛生費で、目の1保健衛生総務費は、保健衛生全般、下のページで母子栄養管理、1歳6カ月及び3歳児健康診査、妊婦、乳児健康診査、98ページで病院群輪番制病院運営事業を推進するための経費などを計上しておりますが、節区分の20扶助費の子ども医療費助成は前年度から3,640万円を増額して計上しております。

次に、目の2予防費は、結核対策及び町単独の予防接種などを予定しておりますが、下のページで、節区分の13委託料の予防接種料には、子宮頸がん、小児用肺炎球菌、ヒブワクチン、インフルエンザ分を含んでおります。

次に、目の3環境衛生費は、環境衛生全般、白川一斉清掃、狂犬病予防及び地下水涵養対策事業であります。100ページの節区分の19負担金、補助及び交付金で、新たに納骨堂建設、遺体冷蔵庫の整備のための菊池広域連合負担金を計上し、また前年度に引き続き、雨水浸透枳設置及び太陽熱温水器設置費に対する補助金を計上し、太陽光発電システム設置費補助金は150世帯分に増額して計上しております。

下のページの目の4健康増進費は、健康教室や各種検診、健康づくり推進事業であります。

102ページをお開きいただき、目の5臨時診療所費は、診療収入を財源とする新型インフルエンザの蔓延期における発熱外来のための経費を計上しております。

下のページの項の2清掃費で、目の1清掃総務費は、ごみ指定袋の経費や、104ページで、ごみ、し尿処理経費の負担金などを計上し、節区分の19負担金、補助及び交付金で、菊池環境保全組合負担金は公債費等で前年度から6,794万2,000円の減となっております。

次に、目の2塵芥処理費は、ごみ収集経費、下のページの節区分の19負担金、補助及び交付金で、リサイクル奨励や各種環境対策補助金を計上しております。

次に、目の3し尿処理費は、し尿の運搬に係る経費でございます。

106ページをお開きいただき、款の5労働費、項の1労働諸費、目の1勤労青少年ホーム運営費は、西部町民センターにおける当該運営経費を、目の2働く婦人の家運営費は、三里木町民センターにおける当該運営経費を計上しております。

109ページをお開きいただき、款の6農林水産業費、項の1農業費で、目の1農業委員会費は、農業委員会の運営、耕作放棄地対策、農地調整、農業後継者結婚対策事業などを予定しております。

111ページをお開きいただき、目の3農業振興費は、前年度から1,717万円の減となっております。23年度にありました県の雇用関係交付金を活用した委託事業の終了に伴うもので、なお節区分の19負担金、補助及び交付金の、112ページで、すぎなみフェスタ実行委員会助成金、農業振興のための組織育成や事業推進などの各種補助金、農業制度資金の利子助成金などを計上しております。

次に、目の4畜産事業費は、下のページで、品評会等での報奨金や、節区分の19負担金、補助及び交付金では、畜産振興のための組織育成、事業推進などの各種補助金の交付を予定しております。

114ページをお開きいただき、目の7担い手育成総合支援事業費では、指導員を配置するとともに、節区分の19負担金、補助及び交付金で、補助金として農村集落活性化及び担い手規模拡大推進のための経費を計上しております。

次に、目の8土地改良費は、農道等の維持管理や工事、116ページの節区分の19負担金、補助及び交付金で、県営等で実施される事業への負担金、町内の用排水路修繕工事への助成などを計上し、上から4番目の農地水保管理支払共同活動支援事業負担金1,116万4,000円は、地域における農地等の管理や農村環境向上活動への支援、その目の中の下から4番目の農地水保

全管理支払向上活動支援事業負担金842万円は、地域の農道や水路などの長寿命化のための支援でございます。

下のページで、目の15農業集落排水事業費は、当該事業を推進するために必要な経費の一部を前年度から1,816万2,000円増額して下水道事業会計に繰り出すものでございます。

次に、目の17農業構造改善事業費は「さんふれあ」関係の経費を計上し、118ページで、節区分の15工事請負費では外部腐食防止塗装工事などを、節区分の19負担金、補助及び交付金では、平成35年度までの債務負担行為としている温泉熱エネルギー供給事業負担金を計上しております。

次に、項の2林業費、目の2林業振興費では、植林を含む町所有林の管理費を計上し、前年度からの減額は県の雇用関係交付金活用事業の終了によるものでございます。

120ページをお開きいただき、款の7商工費、項の1商工費で、目の1商工振興費は、商工振興を図るための商工会等団体への支援などを計上しており、また菊陽町中小企業等振興条例に基づく中小企業等活性化会議を設置しますとともに、節区分の19負担金、補助及び交付金の下のページで、前年度に引き続き特産品製造・販売推進補助金を計上しております。

次に、目の2企業誘致費は、原水工業団地をはじめとする企業誘致のための経費を計上し、節区分の19負担金、補助及び交付金の122ページで、工場等立地促進補助金1億637万1,000円は、固定資産税額の一部を補助するもので、ソニーセミコンダクタ九州株式会社、富士フィルム株式会社、マルハニチロ株式会社を予定しております。また、なお前年度に計上しておりました企業誘致関連関係道路整備費につきましては、今回土木費に組み替えております。

次に、目の3観光費は、菊陽杉並木沿線の下草刈りやスタンプラリー関係の経費などを予定しております。

124ページをお開きいただき、款の8土木費、項の2道路橋梁費で、目の1道路橋梁総務費は、県道改良工事負担金などを計上しております。

下のページで、目の2道路橋梁維持費は、前年度から5,990万3,000円の増としておりますが、道路植栽等の維持管理費、橋梁長寿命化、126ページの節区分の15工事請負費で道路維持工事や辛津橋補修工事などを予定しております。

次に、目の3道路新設改良費は、前年度から2,490万3,000円の増としておりますが、主な事業としては、原水工業団地内の南方護川線のつけかえや西部地区道路環境改善検討などの単独事業のほか、交付金等を活用して狭隘道路整備、南方大人足線、川久保南方線、八久保片彦瀬線交差点、杉並台団地内道路、新山1号線、八久保1号線、武蔵ヶ丘団地20号線関係の委託料や工事費などを予定しております。

128ページをお開きいただき、項の3都市計画費、目の1都市計画総務費では、節区分の19負担金、補助及び交付金の下のページで、耐震診断及び改修に対する助成金を計上しております。

次に、目の2土地区画整理費は、前年度から2億5,400万4,000円の減で、これは菊陽第二土



地区画整理事業量の減少によるものでございますが、交付金事業で6,100万円、保留地処分による事業で1億641万1,000円などを計上、予定しております。

131ページをお開きいただき、目の3公共下水道費は、雨水処理など公共下水道事業を推進するために必要な経費の一部を下水道事業会計に繰り出すものでございます。

次に、目の4公園管理費は、近隣公園や街区公園、緑地等の維持管理費などのほか、133ページにかけて、鼻ぐり井手公園周辺整備事業費1億6,277万8,000円や杉並木公園改良整備事業費3,137万1,000円、ふれあいの森公園南側山林の購入などを予定しております。

次に、目の5花いっぱい推進事業は、基金を活用して花の苗を購入し地域等に配布し、また次の目の6緑化推進費は、134ページで、生垣設置奨励補助金などを計上しております。

次に、項の4住宅費で、目の1住宅管理費は、町営住宅の維持管理、修繕費などを計上しており、下のページの節区分の13委託料で、町営住宅長寿命化計画作成を予定しております。

次に、目の2公営住宅建設事業費は、前年度に引き続いて施工します光団地の建築工事費等でございます。

137ページをお開きいただき、款の9消防費、項の1消防費で、目の1常備消防費は、消防費に係る菊池広域連合への負担金で、前年度から3,118万3,000円の増となっております。

次に、目の2非常備消防費は、138ページにかけて、消防団員活動関係及び積載車や小型ポンプの維持管理費、自主防災組織育成などで、なお平成24年度は消防操法大会の年でもございます。

下のページで、目の3消防施設費は、防火水槽や消火栓の設置工事費、小型動力ポンプの購入、消防施設の整備に対する補助金などを計上しております。

次に、目の4防災管理費は、140ページにかけて、災害時用備蓄倉庫、災害時用備蓄や備品、2年目となる防災行政無線デジタル化更新整備費1億665万円、防災ヘリコプターや総合防災訓練に対する負担金などを計上しております。

次に、目の5水防費は、土のう等の費用でございます。

142ページをお開きいただき、款の10教育費、項の1教育総務費で、目の2事務局費は、教育委員会事務局、教育相談員、日本語指導員、144ページで、奨学資金などの経費を計上しており、中学生海外派遣事業は人材育成基金を活用しております。

下のページの目の3外国青年招致事業費は、2名分の英語指導助手の経費で、これも人材育成基金を活用しております。

146ページをお開きいただき、項の2小学校費で、目の1学校管理費は、6小学校の管理運営費や教育活動支援のための経費などで、基礎基本学習定着サポート事業講師や特別支援指導助手などを配置することとしております。

150ページをお開きいただき、目の2教育振興費は、教材や児童図書備品、扶助費などで、前年度から3,366万9,000円の減となっておりますが、前年度にありました教材、教科書の改訂に伴う経費が今年度はない、昨年度に完了したことによるものでございます。

152ページをお開きいただき、目の4 学校給食費は、6 小学校の学校給食施設の運営管理費でございます。

下のページの目の5 学校建設費で、菊陽中部小学校改築事業費は継続費の12億6,561万6,000円を含む12億8,515万8,000円を、菊陽西小学校増築改修事業費は9億7,980万3,000円を計上しております。

154ページをお開きいただき、項の3 中学校費、目の1 学校管理費は、2 中学校の管理運営費や教育活動支援のための経費などで、基礎基本学習定着サポート事業講師、心の教育相談員や特別支援指導助手などを配置することとしており、また157ページで、節区分の15工事請負費は武蔵ヶ丘中学校校門前の雨水対策工事を予定しております。

158ページをお開きいただき、目の2 教育振興費は、下のページで教材備品や扶助費などを計上しており、教科書の改訂に伴う経費も予定しております。

160ページをお開きいただき、目の4 学校給食費は、2 中学校の学校給食施設の運営管理費でございます。

下のページの目の5 学校建設費は、武蔵ヶ丘中学校のエレベーター設置などの経費でございます。

次に、項の4 幼稚園費で、目の1 私立幼稚園費は、私立幼稚園就園奨励費補助金などがございます。

162ページをお開きいただき、項の5 社会教育費で、目の1 社会教育総務費は、164ページにかけて、子ども会、放課後子ども教室、屋久島町交流会、学校支援地域本部事業、成人式、文化関係全国大会出場激励、文化協会、夏祭りなどへの補助事業による社会教育事業の推進費を計上しております。

次に、目の2 文化財保護費は、165ページの節区分の13委託料では、馬場楠井手の鼻ぐり地形の測量などを予定し、また節区分の19負担金、補助及び交付金で、文化財のボランティア活動や保存のための補助金を計上しております。

次に、目の3 公民館費は、施設の維持管理及び公民館事業の運営費で、また167ページの節区分の19負担金、補助及び交付金に地域公民館、社会教育、家庭教育支援、168ページで、青少年健全育成及び婦人会活動への補助金を計上しております。

次に、目の4 人権教育費は、集会場の管理運営、下のページで、子ども集会、各種研修会、学習会、交流会などの人権教育の推進に関する経費を計上しております。

次に、目の6 生涯学習推進費は、子育て講演会や、170ページで、まちづくり大学を予定しております。

次に、目の8 コミュニティー施設運営費は、武蔵ヶ丘コミュニティーセンターの維持管理費及び運営費でございます。

172ページをお開きいただき、目の10 図書館運営費は、ホールも含んだ施設の維持管理及び運営費、175ページの節区分の18備品購入費で、図書購入費などを計上しております。

176ページをお開きいただき、目の11南部町民センター運営費は、当該施設の維持管理及び運営費、また鼻ぐり井手関係イベントの経費も盛り込んでおります。

178ページをお開きいただき、目の12ふれあいの森研修センター運営費は、当該施設の維持管理及び運営費でございます。

180ページをお開きいただき、項の6保健体育費で、目の1保健体育総務費は、保健体育の推進に必要な経費を計上しており、節区分の19負担金、補助及び交付金の下のページに町体育協会への補助金を計上しております。

次に、目の2体育施設費は、町民総合運動場、町民体育館及び小・中学校施設開放に関する管理経費でございます。

下のページの目の3スポーツ振興費では、スポーツ文化振興基金を活用してスポーツ関係の全国大会等出場激励、また182ページの節区分の19負担金、補助及び交付金で、総合型地域スポーツクラブ育成補助金を計上しております。

次に、目の4県民体育祭開催費は、平成24年度に菊池郡市で県民体育祭が開催されますため、その負担金などを計上しております。

下のページの款の11災害復旧費で、項の1農林水産業施設災害復旧費及び項の2公共土木施設災害復旧費は、予算の枠を設けるものでございます。

184ページをお開きいただき、款の12公債費で、目の1元金は、前年度から4,120万6,000円の減としておりますが、前年度にもありました繰上償還が本年度はないことによるもので、また目の2利子は、前年度から727万4,000円の減としております。

下のページの款の14予備費は、3,411万9,000円を計上しております。

最後に、186ページから194ページにかけて給与費明細書を、195ページに継続費に関する調書を、196ページから199ページにかけて債務負担行為に関する調書を、200ページに地方債の年度末現在高の推移等についての調書をおつけしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（大塚 昇君） 内容の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

渡邊裕之君。

○5番（渡邊裕之君） それでは、質問をいたします。

89ページの委託料ですね。病児・病後児保育事業委託料、これと、だからこれまで病後児保育はありましたけど、病児保育というのをもうずっと要望しておりましたが、この件に対して。

それと、節区分の19分ですね。放課後児童健全育成事業の補助金に対しての質問をいたします、内容の。

○議長（大塚 昇君） 福祉課長。

○福祉課長（渡邊幸伸君） ただいまの質問にお答えいたします。

まず、病児・病後児保育事業委託料ということですが、現在は議員が申されましたように武蔵ヶ丘団地の福祉支援センターの中で病後児保育を実施しております。病児保育につきましてはやはり医療機関との連携というのがもう必須条件になりますので、現時点におきましては病後児保育ということで行っておる状況でございます。将来的には病児保育の方も考えなくてはいけないというふうには考えておりますけれども、現時点におきましては病後児保育を実施しておる状況でございます。

それから、負担金、補助及び交付金の中の放課後健全育成事業ということですね、はい。こちらにおきましては学童保育関係でございますけれども、今6校の中で8学童でございます。その分の運営でございます。年々、また児童数も増えておるというところで、国の補助関係の絡みもございますので、その分で計上しておるところでございます。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑はありませんか。

甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 平成24年度の予算全体に対してちょっと漠然とした質問になるかと思いますが、質問をいたしたいと思います。全体で約140億円ですかね、そういう総額になっておりますが、予算が編成される前には当然各部署から要望、要求ですね。さまざまに上がってくるかと思えます。その総体が大体どのぐらいになるものかですね。要するに、その140億円ぐらいまで絞り込んできておられると思うんですよね。どの辺から絞り込まれてきたのが1つですね。分かれば教えていただきたい。

それから、予算を編成する以上はやっぱり一つの大きな方針があって、それに従って圧縮されていくと思いますが、当然町長の施政方針昨日おっしゃいましたですね。それに従ってされておるとは思いますが、いま一つ何かイメージがぴんとこないところがございます。何を重点にして、どういうところに配慮しながらこの予算編成をしていったか、大まかで結構です。予算編成のその方針ですね。これをひとつ教えていただきたい。この2点です。よろしくお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 財政課長。

○財政課長（實取初雄君） ただいまの質問についてお答えしたいと思います。

まず、予算編成方針、昨日町長が申し上げられたのは本年度の予算を最終的に調整していったものに対しての施政方針を申し上げられたところでございます。基本的には、その前段といたしまして予算編成方針を定めまして、それにのっとり各課から要望を聞き取り、それにその内容を精査して財政課、あるいは各課長、部長さん、それから副町長、町長、教育長等によっていろいろ協議いただきながら内容を精査して最終的な今回の139億円という金額になったものでございます。

今、圧縮というふうなお話、絞り込んだとかというような表現があったかと思っておりますけど

も、実際といたしましては予算編成の中で最近の国の財政状況、あるいは地方の財政状況、本町も同様でございますけども、限りがある財源というのでそれを枠を無理して超えるのはどうしようもありませんので、基本的に前年度の内容を踏まえた予算要求をベースとして、あるいは事務事業評価も行っておりますので、それによる見直しの結果を予算に反映させていくこと、あるいは補助事業、それから単独事業、いろいろの事業のやり方があります。タイミング的なものもあろうかと思っておりますけども、基本的にはなるべく町の一般財源を投入せずに済む方法といたしましては、国庫補助金等の活用が最優先ではなかろうかと思っておりますので、その補助事業の活用できるタイミングに合わせた予算の要求というのがまずベースとして入ってきまして、次に単独事業が出てくるわけですけども、どうしても予算の枠に入らない等々、あるいは職員の配置においてもそうですし、予算を組んでもなかなか職員体制の中で仕事ができないとかといったものもございますので、そういった中で絞り込むというようなことでは余り無理なことはしておりませんで、例えば年間を通じて必要であるもの、経常的な経費については昨年度までは目標という形で若干抑制した形で予算編成をしておりましたけども、今年度については途中補正計上して増額での補正が出てくるものもありますので、その辺については年間の予定額を見積もって計上してありますので、その分で若干予算が膨らんできている状況があります。

基本的には、本年度の予算編成の中では、特に学校関係の環境整備というのが町長の一番の方針の中でおありにありましたので、中部小学校及び菊陽西小学校、あるいは武蔵ヶ丘中学校の分も一部入っておりますけども、そういった事業費、補助金、地方債が起こせる分、あるいは一般財源が必要になる分を抑えていった中で、それだけでも町の行政、まちづくりは進みませんので、人に対するもの、あるいは生活環境に対するもの、もろもろの部分視野に入れて、昨日町長が施政方針で説明されましたように広い、重点的なものがありながらも広く目を広げた予算としていったというようなことではなかろうかと思っております。具体的な数字としてはなかなか、当初単なる数字の精査をしないで全く入力された段階での歳入の不足額は16億円程度であったかとは思っております。ただ、その中には精査する部分がありますので、その辺も含めて絞り込んだというよりも歳入の予算の中で歳出がはまるような形で進めていったということ、教育費、中部小学校、西小学校の分が特に通常の例年の予算規模から若干膨らむ形で計上していかざるを得ない状況であったということではなかろうかと思っております。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑はありませんか。

甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 今の関連ですが、こんなふうに理解していいですか。要求の総額等が分かればという質問をしましたが、16億円ぐらい足りなかったということですから、それこの今140億円に16億円足したぐらいの要望が出てきたというふうに理解していいですかということが一言。

それともう一つは、予算編成に当たって国、県の状況をよく把握する、当然のことですよね。それから第2点目には、前年度の状況をよく踏まえてと、これも当然のことであろうかと思えます。それから、なるだけ一般財源、自主財源を使わずに済むものがあれば、県や国の補助があるものであればそれを研究して使うという視点ですね。それと、今年に限っては一つの特徴としては学校関係の環境整備を重んじた。こういう考え方の中で今年度の予算が編成された、こういうふうに理解してよろしいかということですね。

それと、その2点の質問と、これは要望になるかと思えますけれども、やはり私たち、あるいは町民が欲しいのは確かに町長の昨日の施政方針ですね。いろんな面にわたって、多岐にわたって非常に精細に説明をされた。それはそれで大変大事なことであろうと思いますが、5カ年計画なら5カ年計画の今年度についてはここを重点にしたいとか、これが大事であると、そういう重点を絞った説明をしていただきますと非常に分かりやすい。最後のことは要望です。

以上、よろしくお願いします。

○議長（大塚 昇君） 財政課長。

○財政課長（實取初雄君） ちょっと答弁内容として誤解を招くような答弁になるかもしれませんが、今質問がありましたように歳出の要求が今予算が139億円でございますので、それに歳出が16億円上回ったかというようなことでございます。ちょっと資料を手持ちに持ってきておりませんので申し訳ないんですけども、最初に各課から予算要求がある段階では平成23年度の執行状況等、あるいは税収の状況等、なかなか見えにくいものがございます。補助金、国の補助金の活用についてもしかり、それが間違いなく予算として確保できるかどうか、国の地方財政計画が示されるのも最終的に県からの説明が1月の下旬になりますし、そういったもろもろの事情、国の予算もまだ例えば子どものための手当についても名称が定まっていなかったり、いろいろな部分の中で予算を要求し、あるいは精査しながら調整していく中で単純なものとしてこれに16億円というようなイメージではございませんで、歳入についても精査する中で増額して歳入として計上できるものがありはしないか、あるいは歳出の方では無理な過大の要求となっていないか、その辺の精査をしていく中で当初の最初の入力段階では16億円程度という歳入歳出の差がございましたけども、そういった中で両方から詰め寄っていく中で最終的には先ほどの基金繰入金を計上しておる部分がありますけども、その分が最終的には一般財源、税等の一般財源を充てていっても足りない部分ということで、公共施設整備基金あるいは学校建設金については学校の建設等々で当然取り崩しを予定してきているものではございますけども、財政調整基金の繰入金1億9,000万円程度のものは財源が不足する状況の中で、その不足する分を基金の取り崩しに頼らざるを得ない予算編成になっているというようなことでございます。

なお、なかなか予算編成と施政方針と今予算の中身となかなか見えない部分はあろうかと思えますけども、国の予算についても先ほど社会資本整備総合交付金ということで幾つか例を申し上げますけども、これも確定したものではなく枠の中で動いていきますので、実際はそれ

が交付金がつかずに取りやめざるを得ないような状況も出てくることもあるとも思っておりますし、その辺の難しさの中で今回の予算は139億円にまで膨らんでいったということでございます。

答えになっていない部分がありましたら、再度ご質問いただきたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 最後です。何か分かったような分からんような気もしますが、財政課長もなかなか苦勞されているということはよく分かります。私の質問に関連して、町長がこれはもう一番の編成の責任者でございますので何か町長先ほど発言のあれがあったような気がしますが、質問に関連して何かあればどうぞ。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 24年度の予算の今お願いしとるわけでありまして、予算編成につきましては予算編成方針を出します。その中で、いわゆる歳入、歳出面におきましても、特に歳入につきましては国、県の制度等の状況を十分見きわめながら、そしてできるだけその国、県等から補助制度等生かせるものはそういうものをまず十分精査しますし、そして歳出面におきましては第5期の基本構想もできまして、そして前期基本計画を定めておりまして、その中で24年度の中では今財政課長が言いましたように学校関係の方が非常に今集中的になっておりますし、特に西小校区関係の方がいわゆる児童数が急速に増えまして、また35人学級関係もあったということで教育費が非常に増えておるところであります。そういう面で、ソフト事業、ハード事業それぞれ、そしてここに昨日も編成方針で申し上げましたようにすべての事業がそれぞれ総務課からいろいろセンター等の施設も持っていますが、町民の皆さんにとって大事な仕事をしているわけで、その中でできるだけそれぞれの担当の部門で今年実施したい分については入るようには見ていきますけれども、一方では歳入と歳出のバランスがあります。そういう面で、この一方では行革も進めておるということで経費の削減ができるようなものについては見直しをしながら、そしてそれを取りまとめたものがこの予算書になっているということでありまして。特徴的なところでは、そういう中でも特別会計あたり、国保あたりにつきましてはまたいろいろ税改正もお願いしておりますけれども、一方ではそれだけに対応できないものについては繰出金の対応、そういうものも今回の予算の中には入っているところでありまして。詳しい内容といいますと、非常に複雑な中でいろんなことを加味しながらこの予算査定やっていきますので、そういうものででき上がって昨日の予算編成方針で申し上げた内容ということでご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑はありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 2点、質問をしたいと思います。

1つは、このページの187ページ、一般職員の職員数が本年度は210名で、前年度が206名で

4名の増ということなんですけれども、私は昨日全員協議会で西小の生徒の増加も以前はそれこそ400名ぐらいだったのがピーク時は900名にも上るということで、光の森のそういうもちろん造成とかもあるんですけれども、この菊陽町、人口がやっぱり非常に伸びていて、町長の施政方針ではそういう学校の整備とかもありましたけども、この中では保健師の増員とか、精神保健福祉士の増員なんかも書いてあったんですね。そしたら、この4名の中にそういう人も含まれた4名であれば、これだけ菊陽町人口が大きく伸びてて全般的にやっていくわけですから、これで本当にこの施政方針の中身を十分やっていける体制になるのかなということ非常に心配をするんですけれども、その点について、一方では行政改革のもちろん流れはありますが、これだけの人口増の中でこれでちょっと対応ができるのかなということをちょっと。一般職員だけではないのかもしれないんですけど、全体のその職員の流れっていうのもあるかもしれないんですけれども、今の体制、来年度の体制とその今の人口増、学校一つ見てもそういうふうに大きく伸びている中でいろんな公共整備とかいろいろ出てくると思うんですけど、その辺の対応がどうかっていうのが第1点です。

あと第2点は、施政方針で後日また一般質問でも取り上げていきたいと思っておりますけれども、やはり社会保障制度の適切な運営っていうふうに書いてありますが、国保、介護も値上げ、そして後期高齢者保険料も値上げ、そしてまた保育料もってなりますと、本当にその町長が考えられていることと暮らしを真剣にですね、町民の暮らしを真剣に守っていく、そういう視点に立つっていうことと、やっぱりこの流れっていうのがどうしても相反するように思えます。その点について一言お願いしたいと思っております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 職員の体制といいますか、行革の中でもいろいろ出しておりましたけれども、現時点では職員数を減らすというようなことは非常に今言われましたように人口が増えておるといって厳しいところがありますし、そしてまた新たないろんなこの都市化する中で行政需要が多様化しておるといって、そういう面で職員数につきましても保健師等の増あたりは見ているような状況であります。

そして、正職ではできない、正職を非常に増やすというのはこれ非常に厳しいところがあるということで、そういう面につきましてもは嘱託、あるいは臨職あたりの対応でそういう体制の中で進めていくというようなことをやっているところであります。

それともう一件、いろんな社会保障関係とかいろいろありますけれども、この制度的な中でご負担かける分もありますけれども、事業をする場合、どこにどう負担を求めていくかということもありますけれども、この改善をしなければまた新たな取り組みもできないようなところについては負担もお願いしているような状況であります。そういった中でも、できるだけ負担増の方もいろいろありますけれども、最低といいますか、これだけの分はもうお願いせざるを得ないなというようなところについては今回改定の方をお願いしているところでございます。



○議長（大塚 昇君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これで議案第1号についての質疑を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時10分

再開 午前11時22分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大塚 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第2号 平成24年度菊陽町土地取得特別会計予算について

○議長（大塚 昇君） 日程第2、議案第2号平成24年度菊陽町土地取得特別会計予算についてを議題といたします。

財政課長、内容の説明を求めます。

○財政課長（實取初雄君） それでは、議案第2号の平成24年度菊陽町土地取得特別会計予算についてご説明いたします。

まず、予算書の1ページをお開き願います。

第1条で、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7億2,854万9,000円と定めております。

8ページをお開きいただき、まず歳入でございます。

款の1財産収入、項の1財産運用収入、目の1基金運用収入でございますが、土地開発基金の平成23年度末残高は2億8,348万9,000円の見込みであり、その利子見込み額13万3,000円を計上しております。

次に、項の2財産売却収入、目の1不動産売却収入、節区分の1土地売却収入5億円は、平成19年に取得しました（仮称）菊陽町光の森複合施設用地北側と南がございますけれども、北側、南側合わせて約3万5,000平方メートルでございましたが、そのうちの南側部分の7,000平方メートルを一般会計で買い取りますために、当該用地の取得額及び公共用地先行取得等事業債の償還金利子相当額程度分の土地売却金を計上しております。

次に、款の2繰入金、項の1一般会計繰入金2億2,841万6,000円は、先ほど第1号議案の平成24年度菊陽町一般会計予算の中で繰出金として説明しましたもので、本年度の維持管理費及び元利償還金分を一般会計から繰り入れることとしております。

下のページは、歳出でございます。

款の1土地開発基金積立金は、歳入で説明しました基金利子額13万3,000円を積み立てるものでございます。

10ページをお開きいただき、款の2諸支出金、項の1財産取得費、目の3土地・建物管理費93万1,000円は、光の森地内の仮称菊陽町多目的広場、それと複合施設用地のうち南側の7,000平方メートルの除草作業委託料、及び北側の約3万平方メートルの電気料、上下水道料及び管理業務委託料などでございます。

次に、項の2繰出金3億1,276万円は、歳入で説明しました土地売却収入5億円から、次の款の3公債費で説明します繰上償還額1億8,724万円を差し引いた残額を一般会計に繰り入れますために繰り出すものでございます。

下のページで、款の3公債費、項の1公債費、目の1元金は、元金均等での償還でありますことから、前年度と同額の平成24年度元金償還額2億1,459万円、前年度の数字が通常の元金でございます。そして、本年度とありますのが、繰上償還分の1億8,724万円を加えた4億183万円ということでございます。

また、目の2利子は、未償還元金が減っていきますことから年々少なくなりますが、1,289万5,000円を計上しております。

なお、地方債の年度末現在高の推移等については、12ページに調書をつけており、平成24年度末で6億7,112万円となる見込みでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（大塚 昇君） 内容の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これで議案第2号についての質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第3 議案第3号 平成24年度菊陽町国民健康保険特別会計予算について

○議長（大塚 昇君） 日程第3、議案第3号平成24年度菊陽町国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

健康・保険課長、内容の説明を求めます。

○健康・保険課長（村田節子君） 議案第3号平成24年度菊陽町国民健康保険特別会計予算についてご説明を申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出の予算は、第1条で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ34億4,245万5,000円と定めております。前年度に比べまして3億4,920万1,000円の増となっております。

第2条で、医療費の支払いなどに資金不足が生じた場合の対応といたしまして、一時借入金の借り入れの最高額を2億円と定めるものでございます。

第3条で、歳出予算の流用を定めております。

10ページをお開きください。

まず、歳入の主な内容についてご説明申し上げます。

款の1 国民健康保険税、項の1 国民健康保険税、目の1 一般被保険者国民健康保険税は7億7,048万3,000円で、前年度に比べまして7,616万1,000円の増を見込んでおります。これは、主に国民健康保険税の医療給付分、後期高齢者支援金等分、介護納付金の税率改正に伴う収入増によるものを見込んでおります。

目の2 退職被保険者等国民健康保険税は6,460万3,000円で、前年度に比べまして232万5,000円の増を見込んでおります。

12ページをお開きください。

款の5 国庫支出金、項の1 国庫負担金、目の1 療養給付等負担金は6億2,318万4,000円で、前年度に比べまして2,577万円の増を見込んでおります。これは、主に算出基礎数値であります医療、後期、介護の給付費の伸びに伴い増額となったもので、国から32%が交付されるものです。

その下の項の2 国庫補助金、目の2 財政調整交付金は1億8,745万4,000円で、前年度に比べまして3,967万1,000円の増を見込んでおります。これは、先ほど申し上げましたのと同じ理由によるものです。

13ページをご覧ください。

款の6 療養給付等交付金、項の1 療養給付等交付金、目の1 療養給付等交付金は1億6,847万8,000円で、前年度に比べまして951万1,000円の減を見込んでおります。

款の7 前期高齢者交付金、項の1 前期高齢者交付金は6億616万2,000円で、前年度に比べまして1,175万3,000円の増を見込んでおります。

14ページをご覧ください。

款の8 県支出金、項の2 県補助金、目の2 県財政調整交付金は1億6,981万2,000円で、前年度に比べまして5,199万5,000円の増を見込んでおります。これは、主に子どものための手当などの取り扱いについての4大臣合意で出された内容により、交付金の給付率が7%から9%に引き上げられたことによるものです。

その下の款の10 共同事業交付金、項の1 共同事業交付金は4億9,853万6,000円で、前年度に比べまして6,274万8,000円の増を見込んでおります。内容につきましては、説明欄のとおりでございます。

15ページをご覧ください。

款の13 繰入金、項の1 他会計繰入金、目の1 一般会計繰入金は3億1,102万3,000円で、前年度に比べまして1億3,923万円の増を見込んでおります。このうち、節の5 財政調整繰入金で1億2,600万円を計上しております。

続きまして、19ページをご覧ください。

歳出の主なものについてご説明申し上げます。

款の1 総務費、項の1 総務管理費、目の1 一般管理費は833万7,000円を計上しております。これは事務費で、内容については説明欄のとおりでございます。

目の2 連合会負担金は、174万5,000円を計上しております。

20ページをご覧ください。

項の2 徴税費、目の1 賦課徴収費は、372万7,000円を計上しております。

21ページをご覧ください。

款の2 保険給付費、項の1 療養諸費、目の1 一般被保険者療養給付費は17億6,550万円を計上し、前年度と比べまして9,750万円の増を見込んでおります。

目の2 退職被保険者等療養給付費は、1億8,135万円を計上し、前年度と比べまして4,335万円の増を見込んでおります。

その下の項の2 高額療養費、目の1 一般被保険者高額療養費は2億2,110万円を計上しております。

22ページをご覧ください。

款の2 保険給付費、項の2 高額療養費、目の2 退職被保険者等高額療養費は2,405万円を計上しております。

23ページをご覧ください。

項の4 出産育児諸費、目の1 出産育児一時金は2,773万4,000円を計上しております。

24ページをご覧ください。

款の3 後期高齢者支援金等、項の1 後期高齢者支援金等、目の1 後期高齢者支援金は4億4,471万7,000円で、前年度と比べまして8,567万3,000円の増を見込んでおります。

25ページをご覧ください。

款の6 介護納付金、項の1 介護納付金は1億9,079万9,000円を計上しております。これは、介護保険法に基づく第2号被保険者の保険料でございまして、40歳から65歳未満の方の分に当たります。

26ページをご覧ください。

款の7 共同事業拠出金、項の1 共同事業拠出金、目の1 高額医療費拠出金は6,913万6,000円を計上しております。

目の2 保険財政共同安定化事業拠出金は、4億2,940万2,000円を計上しております。

27ページをご覧ください。

款の8 保健事業費、目の1 特定健康診査等事業費は2,426万円で、前年度と比べまして528万3,000円の増を見込んでおります。内容につきましては、説明欄のとおりでございます。

28ページをご覧ください。

項の2 保健事業費、目の1 保健衛生普及費は、538万1,000円を計上しております。

目の2 疾病予防費は、1,154万5,000円を計上しており、人間ドック補助のため、460人分を見込んでおります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（大塚 昇君） 内容の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これで議案第3号についての質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第4号 平成24年度菊陽町後期高齢者医療特別会計予算について

○議長（大塚 昇君） 日程第4、議案第4号平成24年度菊陽町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。

健康・保険課長、内容の説明を求めます。

○健康・保険課長（村田節子君） それでは、議案第4号平成24年度菊陽町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明を申し上げます。

予算書の1ページをご覧ください。

歳入歳出の予算は、第1条で、歳入歳出予算の総額はそれぞれ2億7,032万円と定めております。前年度に比ばまして327万4,000円の増となっております。

8ページをお開きください。

まず、歳入の主な内容についてご説明申し上げます。

款の1後期高齢者医療保険料、項の1後期高齢者医療保険料は、特別徴収保険料と普通徴収保険料を合わせて1億9,976万8,000円を計上しております。

款の4繰入金、項の1一般会計繰入金、目の1事務費繰入金は1,096万4,000円を計上しております。

目の2保険基盤安定繰入金は、5,313万9,000円を計上しております。

10ページをご覧ください。

款の6諸収入、項の5受託事業収入、目の1後期高齢者医療広域連合受託事業収入は393万7,000円を計上しております。

その下、項の6雑入は、120万円を計上しております。これは、人間ドック助成費を2万5,000円のうち後期高齢者医療広域連合からの受託分として1人1万5,000円の80人分を予算計上しております。

続きまして、11ページをご覧ください。

歳出の主な内容についてご説明申し上げます。

款の1総務費、項の1総務管理費、目の1一般管理費は175万8,000円を計上しております。内容は、説明欄のとおりでございます。

その下、項の2徴収費は、100万5,000円を計上しております。

12ページをお開きください。

款の2 後期高齢者医療広域連合納付金は、2億6,152万1,000円を計上しております。これは、後期高齢者医療広域連合に支払う納付金でございます。

款の3 保健事業費、項の1 健康保持増進事業費、目の1 健康保持増進事業費は573万5,000円を計上しております。これは、高齢者の健康診査や人間ドックなど、その他被保険者の健康保持のために必要な事業を行うための経費であります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（大塚 昇君） 内容の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これで議案第4号についての質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5 議案第5号 平成24年度菊陽町介護保険特別会計予算について

○議長（大塚 昇君） 日程第5、議案第5号平成24年度菊陽町介護保険特別会計予算についてを議題といたします。

介護保険課長、内容の説明を求めます。

○介護保険課長（宮本義雄君） 議案第5号平成24年度菊陽町介護保険特別会計の予算についてご説明申し上げます。

平成24年度当初予算につきましては、平成24年度から平成26年度までの3カ年を対象期間とします第5期菊陽町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に基づいた平成24年度の介護給付費の見込み額を中心に算定をしました予算編成となっております。

では、予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出の予算は、第1条で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ18億8,214万円と定めております。前年度に比べまして4,410万円の増となっております。

第2条で、保険給付費等の支払いに不足が生じた場合の対応といたしまして、一時借入金の借り入れの最高額を5,000万円と定めるものでございます。

第3条で、歳出予算の流用を定めております。

では次に、10ページをお開きください。

まず、歳入の主な内容についてご説明申し上げます。

款の1 保険料、項の1 介護保険料、目の1 第1号被保険者保険料は、65歳以上の方の保険料で、3億8,466万5,000円、前年度に比べまして3,858万8,000円の増を見込んでおります。これは、介護保険料の基準月額の改正による増であります。

この表の一番下のところでございますが、款の4 国庫支出金、項の1 国庫負担金、目の1 介

介護給付費負担金は3億1,584万6,000円で、前年度に比べまして1,475万9,000円の増を見込んでおります。これは、介護給付及び予防給付に要する国の負担分でございます。

次に、11ページをお開きください。

項の2国庫補助金、目の1調整交付金は8,904万円で、前年度に比べまして236万1,000円の増を見込んでおります。これは、財政調整のために国が交付するものでございます。

目の2地域支援事業交付金（介護予防事業）と目の3地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）は、介護予防事業、要支援1、2の方の介護予防ケアプラン作成や地域包括支援センターの運営事業であります。

その下の款の5支払基金交付金、項の1支払基金交付金、目の1介護給付費交付金は5億1,643万6,000円で、前年度に比べまして363万8,000円の減を見込んでおります。これは、40歳から64歳までの方の保険料で、社会保険支払報酬基金から交付されるものであります。

次に、12ページをお開きください。

款の6県支出金、項の1県負担金、目の1介護給付費負担金は2億6,291万8,000円、前年度に比べまして59万4,000円の増でございます。

その下、項の3県補助金、目の1と2は地域支援事業の県交付金で、825万2,000円を見込んでおります。

13ページをお開きください。

款の9繰入金、項の1一般会計繰入金は2億6,998万4,000円で、前年度に比べまして243万5,000円の増を見込んでおります。

14ページをお開きください。

款の9繰入金、項の基金繰入金、目の介護給付費準備基金繰入金は、平成24年度は第5期介護保険事業計画の第1年度になるために、この基金がまだ積み上がっておりませんので、これは廃項いたします。

次に、介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金は、平成21年度から平成23年度まで介護従事者の処遇改善のために設けられました。これは国からの基金でありまして、平成23年度末をもって基金をすべて取り崩します。これも廃項になります。

次に、15ページをお開きください。

一番下の表でございますが、款の12諸収入、項の5予防給付費収入は、1,024万8,000円を計上しております。これは、要支援1、2の方の介護予防サービスプラン作成費用の収入でございます。

続きまして、16ページをお開きください。

歳出の主なものについてご説明申し上げます。

款の1総務費、項の1総務管理費、目の1一般管理費は、456万2,000円を計上しております。これは事務費でありまして、内容については説明欄のとおりでございます。

次は、17ページをお開きください。

項の2 徴収費は110万3,000円、その下の表、項の3 介護認定審査会費、目の1 介護認定審査会費は859万8,000円、目の2 認定調査等費は780万1,000円を計上しております。

次は、19ページが一番下の方の表でございます。

款の1 総務費、項の5 計画策定委員会費は41万5,000円で、前年と比べまして363万6,000円の減になります。これは、3カ年を対象年度とします介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画の策定が、今年度平成23年度で終了しますので、平成24年度は当該事務量が大幅に減少するため減になります。

次に、20ページをお開きください。

款の2 保険給付費、項の1 介護サービス等諸費は17億3,187万7,000円で、前年と比べまして3,622万7,000円の増を見込んでおります。これは、第5期菊陽町介護保険事業計画の平成24年度給付費見込み額に基づいて計上しております。

ページ、一番下の表でございますが、項の3 高額介護サービス等費は、4,200万円を計上しております。

次に、21ページをお開きください。

項の4 高額医療合算介護サービス等費は、500万円を計上しております。

次に、22ページから23ページにかけてでございます。

款の4 地域支援事業費は、主に介護予防のための事業や地域包括支援センターの運営事業であります。

項の1 介護予防事業費は、目の1と2を合計しまして2,493万6,000円を計上しております。

23ページから25ページまでの分で、項の2 包括的支援事業・任意事業は、主に地域包括支援センターの運営事業で、目の1から5まで合計しまして3,423万7,000円を計上しております。

次に、25ページから26ページにかけてでございます。

項の3 特定事業費は、介護保険制度以外の高齢者福祉サービス事業で、675万7,000円を計上しております。

26ページが一番下の表でございますが、項の4 介護予防支援事業費は、要支援1と2の人の介護予防サービス計画、いわゆるケアプラン作成に係る事業で、1,114万5,000円を計上しております。

以上で平成24年度介護保険の特別会計の当初予算の説明を終わります。

○議長（大塚 昇君） 内容の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） ページ、11ページに支払基金交付金とありますが、今まで介護職員の処遇改善の交付金が多分24年度から国から来なくなっただけではないかと思うんですけども、その影響額っていうのは分かるんでしょうか。



○議長（大塚 昇君） 介護保険課長。

○介護保険課長（宮本義雄君） 平成21から23までにつきましては、いわゆる介護従事者の分の処遇改善ということで基金が人件費の3%が上乗せして基金が来ておりました。これに対しては国の方で平成24年度からは介護報酬改定に上乗せするというので、最終的に昨日全員協議会で説明しましたように介護報酬改定の率が1.2%でございます。この1.2%の中に介護従事者の分が処遇改善の分が含まれております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これで議案第5号についての質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第6号 平成24年度菊陽町下水道事業会計予算について

○議長（大塚 昇君） 日程第6、議案第6号平成24年度菊陽町下水道事業会計予算についてを議題といたします。

下水道課長、内容の説明を求めます。

○下水道課長（今村敬士君） それでは、議案第6号平成24年度菊陽町下水道事業会計予算についてご説明いたします。

この予算様式につきましては、先の全員協議会でも説明しましたように地方公営企業法の施行規則第12条、別表第5号様式でございます。

各条文の形式をもって示す、いわゆる文言形式での予算書でございます。

予算の内容は、大別して収益的収支予算と建設収支予算であります資本的収支予算に区分し、予算の内容を明確にいたしております。

1ページをご覧ください。

第1条は、総則でございますけれども、昨年12月に制定いたしました下水道事業の設置条例によりまして、菊陽町下水道事業は公共下水道事業と農業集落排水事業を合わせ、会計上は1つの下水道事業といたしております。

第2条は、業務の予定量でございます。

まず、水洗化戸数でございますが、公共下水道事業1万3,560戸、農業集落排水事業が234戸を予定しております。

年間有収水量につきましては、公共下水道が630万9,800立方メートル、これは前年度比3%の増でございます。処理人口の増加と企業排水の増加を見込んでおります。一方、農業集落排水事業につきましては7万3,900立方メートル、前年度比0.8%の増でございます。

1日平均処理水量は、公共下水道は1万7,287立方メートル、農業集落排水事業は202立方メートルでございます。

主な建設改良費でございますが、公共下水道施設整備費が4億7,294万4,000円、こちらは23年度決算見込み額の1.64%増でございます。農業集落排水施設整備費につきましては6,650万円、こちらは前年度決算見込み額の40.5%の増となっております。こちらは、通常の管渠築造工事に加えまして白水浄化センターの耐震補強工事を予定しているところでございます。

2ページをお願いいたします。

第3条予算、収益的収入及び支出でございます。いわゆる営業収支と呼ばれるものでございます。

まず、収入、第1款事業収益でございますけれども、11億6,662万9,000円でございます。営業収益が8億7,302万7,000円、営業外収益は2億9,360万1,000円、特別利益は1,000円ということで、こちらは科目保存でございます。

続いて、第2款事業費用でございます。11億4,656万4,000円。営業費用が8億7,155万4,000円、営業外費用は2億5,905万9,000円、特別損失は1,000円でございます。予備費が1,595万円ということで、収入が支出を上回っておりまして、2,006万5,000円の営業利益を予定しているところでございます。

続きまして3ページは、第4条予算、資本的収入及び支出でございます。いわゆる建設改良予算でございます。

まず、収入、第3款は資本的収入6億200万9,000円。内訳といたしまして、企業債が3億2,720万円、出資金1,000円、負担金は2,299万9,000円、補助金9,725万4,000円、交付金1億5,360万円、その他資本的収入が95万5,000円でございます。

また、第4款資本的支出につきましては10億5,537万8,000円です。建設改良費に5億3,944万4,000円、企業債償還金に5億1,593万4,000円でございます。

ご覧のとおり、支出分が収入を上回っておりまして、不足額4億5,336万9,000円につきまして補てんをする必要があるわけでございます。4条予算の括弧書きにございますけれども、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額4億5,336万9,000円は、当年度損益勘定留保資金4億2,678万9,000円、利益剰余金処分量1,695万2,000円及び消費税及び地方消費税資本的収支調整額962万8,000円で補てんするものでございます。これちょっと説明を申し上げますと、損益計算書を通しまして発生いたします減価償却費に係る内部留保資金、損益勘定留保資金でございますが、これに加えまして消費税関係の内部留保資金であります消費税の資本的収支調整額を補てん財源として取り扱うものでございます。また、利益剰余金処分量につきましては、先ほどの3条収支での営業利益の一部を充てるものでございます。

続きまして、4ページをお願いいたします。

第4条の2特例的収入及び支出でございますけれども、平成23年度が現金主義会計でございます。3月31日で打ち切り決算を行います。このため、23年度に発生いたしました未収金、未払金を24年度の会計予算とするために経過的な措置として移行されるのに限られた条文でござい

ございます。要するに5,551万2,000円の未収金、それから1億8,178万8,000円の未払金を24年度
の予算とするものでございます。ただし、これはあくまでも見込み額でございますので、決算
確定後に補正を行いまして、再度ご承認をいただくこととなります。

続いて、第5条は、企業債でございます。3条予算、4条予算に計上されました企業債の発
行総額を限度額に起債しております。流域下水道事業分が8,980万円、流域関連公共下水道事
業分が1億7,550万円、下水道事業債特別措置分が6,190万円で、合計3億2,720万円が限度額
でございます。

続いて、第6条は、一時借入金でございますが、限度額を5億円と定めております。

第7条は、予定支出の各項の経費の金額の流用につきましては、公営企業会計におきまして
は予算の総額の範囲内で賄いがつく限り各項間の流用が認められておりますので、予算の過不
足を調整し執行するためにあらかじめ確実に流用されるものを具体的に定めておるものでござ
います。この予算書では、消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営
業外費用の間の流用額ということで1,000万円でございます。

続いて、第8条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費でございます。い
わゆる流用禁止項目としての職員給与費4,522万9,000円を計上いたしております。今後、人事
異動等で不足が生じた場合には補正予算で対応を行うところでございます。

第9条は、他会計からの補助金ということで、一般会計からこの会計へ補助を受ける額は3
億9,082万円でございます。こちらは汚水処理に係る一般会計繰入金の総額でございます。

以上、予算の記載事項について説明をいたしましたけれども、引き続き予算に関する説明書
であります附属書類について説明を申し上げます。

8ページをお開きください。

平成24年度菊陽町下水道事業会計予算の実施計画でございます。

まず、収益的収入及び支出でございますが、主なもののみ申し上げます。

款の1事業収益、項の1営業収益、目の1下水道使用料は、委託徴収分、それから直接徴収
分でございます。

目の2他会計負担金は1億6,380万9,000円、これは雨水処理負担金ということで、調整池の
維持管理費や雨水の元利償還金分の一般会計からの負担金でございます。

目の4その他営業収益につきましては1,885万8,000円、維持管理費負担金等、こちらは合志
市からの各負担金が含まれております。

それから、項の2営業外収益、目の2他会計補助金でございますけれども、2億9,356万
6,000円は一般会計からの繰入金でございます。これはもう汚水処理に係る維持費用に対する
一般会計からの繰入金でございます。

次、9ページは、支出でございます。

款の2事業費用、項の1営業費用、目の1管渠費は、汚水及び雨水処理施設等の維持管理に
要する経費でございます。

目の3セミコンテクノパーク維持管理費が1億178万7,000円。

それから、目の6減価償却費につきましては4億3,330万4,000円。こちらは固定資産の償却費でございますけれども、有形固定資産が3億8,529万9,000円、無形固定資産は4,800万5,000円ということで、これは後で予定貸借対照表の中でまたご説明申し上げます。

項の2営業外費用につきましては、目の1支払利息、これは企業債の利息等でございます。

それから、目の4消費税及び地方消費税につきましては150万6,000円ということで、こちらは24年度の見込み納税額でございます。ちょっと若干少なくなっておりますけれども、今回農業集落排水事業が含まれたことによりまして課税仕入れ税額が増えたこと、それから23年度事業はちょっと繰り越しが多いということでちょっと少な目の予定になっております。

続きまして、10ページをお願いいたします。

10ページは、資本的収入及び支出でございます。

まず、収入、款の3資本的収入、項の1企業債でございます。こちらは、北部流域下水道事業費、それから関連公共下水道事業費でございます。

項の3負担金につきましては、目の1他会計負担金1,130万円は雨水処理施設整備事業等負担金でございます。

それから、項の4補助金につきましては、目の3他会計補助金ということで一般会計繰入金でございます。こちらにつきましては、北部流域下水道の建設負担金であるとか、雨水時の改築更新工事分の一般会計からの繰入金でございます。

それから、項の7その他資本的収入につきましては95万5,000円でございますけれども、こちらは合志市からいただく償還金負担金分でございます。

次に、11ページは支出でございます。

款の4資本的支出、項の1建設改良費、目の1施設費につきましては5億3,944万4,000円でございますが、こちらには人件費であるとか、諸雑費等が含まれております。

それから、項の2企業債償還金につきましては、公共下水道事業が5億228万1,000円、それから農業集落排水事業が1,365万3,000円という内訳になっております。

続きまして、12ページをお願いいたします。

12ページは、下水道事業の資金計画でございます。

予算の執行は、3条予算、4条予算を通じましていずれも発生の実事によって行っております。当該年度に発生いたしました未収金や未払金は、いずれも予算としては執行済みとなります。このような予算の内容及び執行から、予算と同額の資金の移動というものは考えられないわけですが、したがって、各事業年度に現実にどれだけの資金が必要であり、これに対していかなる資金が充てられるのかということは正確には予算上は示されておられませんので、この資金計画を作成して、経営活動に伴う資金収集を明確にするものでございます。ご覧のとおり、前年度決算見込み額との比較様式でございますので、本年度は初年度でございますので、当年度予算のみ額のみ記載となっております。主なもののみ申し上げます。

まず、受け入れ資金でございますけども、予定額は20億9,425万3,000円。

まず、事業収益につきましては6億5,805万4,000円となっておりますが、こちらは使用料、それから手数料、他団体からの負担金、それから利息等が含まれております。ただ、想定される未収分は差し引かれております。

それから、前年度未収金、繰越金とありまして、それから6番の交付金につきましては社会資本整備総合交付金でございます。こちらにつきましては、23年度の繰越分が含まれております。

8番の企業債につきましても、こちら23年度の繰越分が含まれております。

9番の預かり金につきましては、こちらはセミコンテクノパーク内の合志事業所分の使用料分でございます。これまで合志事業所分につきましては、こちらの維持管理費等を精算し、その分を差し引いて合志市の方にお返ししておりましたけども、企業会計に入りまして今回そういった手法ができませんので、一たん全額を合志市の方に返還することにいたしております。後ほど維持費を負担金という形でいただくことにしております。これにつきましては、後ほど事務委託に関する規約の改正に関して合志市との同文議決が必要になりますので、また6月議会においてお願いすることになるかと思っております。

続いて、13ページにつきましては、支払資金でございます。予定額は19億8,946万3,000円と。

まず、1番の事業費用につきましては6億3,443万6,000円。こちらは3条の営業、営業外費用から減価償却費を除いた分、それからさらに未払分を差し引いたものでございます。

3番の建設改良費につきましては、こちらは7億1,509万6,000円。こちらにつきましても繰り越しが含まれております。

4番の企業債償還金につきましては4億4,399万3,000円。公共と農集の元金分の償還金でありますけれども、こちらは予算よりも少なくなっておりますが、ゆうちょ銀行から借り入れております償還分、こちらの方がどうしても3月中に返済ができません。3月31日が返済期日になっておりますものですから、3月31日が休日の場合には翌日ということになりますものですから4月に入っての償還ということになります。そういうことで少ない予定額ということになっております。そういうことで、差引1億479万1,000円ということでもちょっと大き目の差し引き額になっておりますけども、ただいま申し上げましたゆうちょ銀行の支払い分が約1億円ほどございますので、実際は四、五百万円程度の残金ということになります。そういうことで、今こういった流れの中で資金不足は生じないというのは予定でございます。

続きまして、14ページ、15ページ、それから16、17ページにつきましては、職員の給与費明細書でございますので、説明は省かせていただきます。

最後に、18ページ、19ページでございますけれども、下水道事業予定、菊陽の予定開始貸借対照表でございます。いわゆるバランスシートでございます。

18ページは、24年4月1日現在の24年のスタート時点での企業債の財政状態をあらわすもの

でございます。

左側、18ページが借方で資本の部、それから右側、19ページが貸方で負債と資本の部の配列比になっております。

まず、資産の部、1は固定資産でございます。

(1)の有形固定資産につきましては、土地、建物、構築物等ございまして、加えて建設仮勘定がございます。建設仮勘定は、現在発注しております工事で、この3月までに完成予定の工事費分でございます。残りの分は繰り越しを行うわけでございますが、完成後は固定資産に振り替えることとなります。

以上、有形固定資産の合計が239億3,781万2,193円でございます。

なお、減価償却累計額は、スタート時点でございますので0円でございます。

(2)の無形固定資産につきましては、施設利用権として9億3,349万5,150円で、こちらは北部流域下水道建設負担金の累計でございます。

(3)の投資につきましては、基金7,987万274円を計上しております。これは、公共下水道事業、農業集落排水事業にこれまで積み立ててまいりました各基金を特定料金等の形態で引き続き保有するものでございます。

以上、固定資産の合計が249億5,117万7,617円でございます。

続いて、2の流動資産でございますが、まず現金預金が1億2,198万3,000円で、これは4月1日現在での預金残高でありまして、この後起債元利金の償還であるとか、委託料等の未払金の支払いが予定されております。

(2)の未収金につきましては、使用料の営業未収金、それから受益者負担金のその他未収金を合わせまして6,433万1,930円。

以上、流動資産合計が1億8,631万4,930円ございまして、資産の合計は固定資産、流動資産合わせまして251億3,749万2,547円でございます。

次に、19ページの負債の部でございます。

3の固定負債につきましては、資本費平準化債1,498万5,916円を計上し、4の流動負債については、まず(1)一時借入金1億3,160万円は、これは3月までの工事に係る起債の前借り分を計上いたしております。

(2)の未払金につきましては、営業未払い等23年度中に支払いのできなかった維持管理費等の合計が1億8,178万7,638円でございます。

(4)のその他流動負債、預かり金36万9,000円を加えまして、流動負債合計は3億1,375万6,638円。

以上、負債合計は3億2,874万2,554円でございます。

次に、資本の部でございます。

まず、5の資本金につきましては申し上げますと、資本金とは企業経営における元手になるものでございます。企業の正味財産高ということでございまして、民間でいえば株式資本に当た

るものでございます。

(1)の自己資本金、イの固有資本金は、企業の総資産額から総負債額を差し引いたもので、18億6,439万3,890円。これは蓄積された剰余金として企業内部に存在いたします平成23年度からの引き継ぎ資本金であります。

次に、(2)の借入資本金でございますが、イの企業債でございますけれども、残高が94億6,917万2,809円でございます。先ほど負債の部にも企業債がございましたが、これは公営企業独特のものでございまして、民間企業にはない特殊な資本の計上手法でございます。説明いたしますと、公共事業であります下水道の建設財源には、補助金、それから企業債が主体的に使用されますことから、これら企業債を元手として営業を開始し建設された実体資産を受理していると、そういった理由から企業債を資本の部に計上することとなっているものです。

負債の部の資本費平準化債は企業債の償還財源として活用するものでありまして、いわゆる建設改良以外の目的に充てるために発行された借りかえ的なものでありますことから、負債に計上しているものでございます。とはいいいながらも、企業債はやはり借金には変わりはないわけでございますので、この一、二年のうちには国において制度の見直しが行われまして企業債についてはすべて負債に計上されることとなります。

以上、資本金の合計が113億3,356万6,699円でございます。

最後に、6の剰余金でございますが、剰余金とは企業の正味財産額のうち資本金の額を超過した部分を意味するものでございます。

(1)の資本剰余金については、国庫補助金や負担金等で資本取引によって企業内に留保されたもので、ご覧のとおりこれまでに活用した補助金等の累計になります。

受贈財産評価額というのが一番下にありますが、27億4,959万1,613円でございますが、これまでに民間の開発によって築造された多くの下水道施設が町に贈与されてございまして、それらの資産を適正な見積もり価格により復成原価方式を用いまして評価したものでございます。

以上、剰余金の合計が134億7,518万3,294円、資本合計は248億874万9,993円で、負債と資本の合計は251億3,749万2,547円ということで、借方の方の資産の合計と一致するものでございます。

最後に、20ページをお願いいたします。

20ページは、25年3月31日、いわゆる1年後の財政状態を示すものでございます。

簡単に申し上げますと、まず1の固定資産につきましては、土地の部分につきましては24年度で購入する資産部分が増加いたしております。

また、減価償却累計額につきましては、先ほど実施計画の中でも申し上げましたように金額が有形、無形合わせまして4億3,330万4,000円を償却いたしております。

以上、固定資産の合計が252億546万2,617円でございます。

流動資産合計が1億6,892万3,200円で、資産合計は253億7,438万5,817円でございます。

次に、21ページ、固定負債につきましては合計が1,197万9,089円、流動負債合計が1億

5,337万7,138円、負債合計が1億6,535万6,227円でございます。

最後に、資本の部でございますが、固有資本金につきましては18億6,439万3,890円で、この金額は23年度からの引き継ぎ資本金でございます。減資という手続を踏まない限り、この金額が減ることはございません。

企業債の残金を含め、資本金合計は113億6,233万3,699円でございます。

資本剰余金合計が138億2,504万1,891円となり、(2)に利益剰余金、当年度未処分利益剰余金を2,165万4,000円計上いたしております。この利益剰余金とは、企業の営業活動により獲得した利益によるもので、この金額は予定損益勘定における経常利益でございます。

以上、剰余金の合計が138億4,669万5,891円、資本合計が252億902万9,590円で、剰余金による資本の増加により企業の正味財産額が増える予定としております。

そして、負債資本の合計が253億7,438万5,817円となり、借方の方の資産合計額と一致するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（大塚 昇君） 内容の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これで議案第6号についての質疑を終わります。

以上で議案第1号から議案第6号までの質疑を終わります。

これより委員会付託についてお諮りします。

会議規則第39条の規定によって、議案第1号から議案第6号までは、議席に配付しました委員会付託予定表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託予定表のとおり、それぞれの委員会に付託することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会します。

ご苦労さまでございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後0時17分



# 第1回菊陽町議会3月定例会会議録

平成24年3月8日（木）再開

（ 第 3 日 ）

菊 陽 町 議 会

## 1. 議 事 日 程（3日目）

（平成24年第1回菊陽町議会3月定例会）

平成24年3月8日

午前10時開議

於 議 場

- 日程第1 議案第7号 菊陽町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第2 議案第8号 地域主権一括法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第3 議案第9号 菊陽町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第12号 熊本都市計画事業菊陽第二土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第13号 菊陽町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第14号 菊陽町下水道事業の剰余金の処分に関する条例の制定について
- 日程第7 議案第15号 菊陽町視聴覚ライブラリーの設置・管理及び職員に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第16号 菊陽町スポーツ推進審議会条例の制定について
- 日程第9 議案第17号 菊池広域連合の処理する事務及び規約の一部変更について
- 日程第10 議案第18号 指定管理者の指定について
- 日程第11 議案第19号 町道路線の認定について
- 日程第12 議案第20号 平成23年度菊陽町一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第13 議案第21号 平成23年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第14 議案第22号 平成23年度菊陽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第15 議案第23号 平成23年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第16 議案第24号 平成23年度菊陽町下水道特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第17 議案第25号 平成23年度菊陽町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第18 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 日程第19 発議第1号 九州を原発に依存しないモデル地域に求める意見書（案）について

## 2. 出席議員は次のとおりである。

- |     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番  | 中岡敏博君 | 2番  | 野田恭子君 |
| 3番  | 吉本孝寿君 | 4番  | 吉山哲也君 |
| 5番  | 渡邊裕之君 | 6番  | 坂本秀則君 |
| 7番  | 石原武義君 | 8番  | 甲斐榮治君 |
| 9番  | 芝和長君  | 10番 | 岩下和高君 |
| 11番 | 佐藤竜巳君 | 12番 | 福島知雄君 |

13番 川 俣 鐵 也 君

15番 上 田 茂 政 君

17番 梅 田 清 明 君

14番 加 藤 眞佐男 君

16番 小 林 久美子 君

18番 大 塚 昇 君

3. 欠席議員は次のとおりである。

な し

4. 会議録署名議員

13番 川 俣 鐵 也 君

14番 加 藤 眞佐男 君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 後 藤 三 雄 君

副 町 長 中 富 恭 男 君

教 育 長 赤 峰 洋 次 君

教 育 次 長 水 上 孝 親 君

総 務 部 長 吉 岡 典 次 君

福祉生活部長 眞 鍋 清 也 君

産 業 建 設 部 長 松 本 東 亞 君

会計管理者兼  
会 計 課 長 阪 本 修 一 君

総 務 課 長 平 野 誠 也 君

総合政策課長 吉 野 邦 宏 君

財 政 課 長 實 取 初 雄 君

税 務 課 長 阪 本 浩 徳 君

人 権 教 育 ・  
啓 発 課 長 堀 川 俊 幸 君

福 祉 課 長 渡 邊 幸 伸 君

健 康 ・ 保 険 課 長 村 田 節 子 君

介護保険課長 宮 本 義 雄 君

環 境 生 活 課 長 大 山 陽 祐 君

町 民 課 長 山 崎 謙 三 君

武 蔵 ヶ 丘 支 所 長 堀 川 正 信 君

農 政 課 長 荒 木 一 雄 君

建 設 課 長 松 村 孝 雄 君

都 市 計 画 課 長 坂 本 恭 一 君

下 水 道 課 長 今 村 敬 士 君

商 工 振 興 課 長 吉 川 義 則 君

総 務 課 長 補 佐  
兼 庶 務 法 制 係 長 服 部 誠 也 君

図 書 館 長 堀 行 徳 君

学 務 課 長 松 本 洋 昭 君

中 央 公 民 館 長 矢 野 陽 子 君

生 涯 学 習 課 長 佐 藤 清 孝 君

農 業 委 員 会 事 務 局 長 志 垣 敏 夫 君

6. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議 会 事 務 局 長 廣 野 豊 徳 君

書 記 山 川 真 喜 子 君

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前10時0分

○議長（大塚 昇君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第1 議案第7号 菊陽町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（大塚 昇君） 日程第1、議案第7号菊陽町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

総務課長、内容の説明を求めます。

○総務課長（平野誠也君） おはようございます。

それでは、議案第7号菊陽町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

本案件につきましては、現行条例の適用範囲を特別職の職員で非常勤の者のほか、一般職の職員で非常勤の者にも拡大するため、及び報酬の支給法について定めるため所要の改正を行うものであり、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、参考資料の新旧対照表をご覧くださいと思います。

まず、題名でございますけども、現行の条例は非常勤の特別職について規定したものでございまして、一般職の非常勤職員についても報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について定める必要があることから改めるものでございます。

このほか、本則中、改正案の第2条及び第5条においても、「特別職の職員」を「非常勤の職員」に改めるものでございます。

まず、改正案の第1条でございますが、この条例が地方自治法第203条の2第4項を根拠に定めているということを明示するために設けたものでございます。

次に、改正案の第3条及び第4条でございますが、これにつきましては報酬の支給方法について新たに定めるものでございます。

次に、改正案の第5条第2項ただし書きの規定でございますが、これは一般職の職員が熊本県内を旅行する場合は日当は支給をされませんが、特別職の職員につきましてはこれを適用しない旨の条文でございます。

次に、改正案の第6条でございますが、これは表現の改めと、条例から引用された規則は制定しておりませんので、告示である要綱として定めてございます。このため、町長が定めると改めるものでございます。

次に、お聞きいただいて別表をご覧くださいと思いますけれども、まず別表第15号のと

ころでございます。これにつきましては、議案第16号でも説明があるかと思えますけれども、スポーツ基本法の施行に伴いまして「体育指導委員」を「スポーツ推進委員」に改めるものでございます。

第28号のスクールパトロールコーディネーターは要綱で定めることを予定しておりますので、これは削るところでございます。

第29号、改正案では第28号になりますけれども、各号に掲げる者以外の非常勤職員の報酬額については要綱で定めていることから実態に合わせて改めるものでございます。

最後に、この改正条例の施行日は、附則で平成24年4月1日としております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

なお、採決は挙手でなく起立によって行いますので、よろしく申し上げます。

議案第7号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第8号 地域主権一括法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（大塚 昇君） 日程第2、議案第8号地域主権一括法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

総務課長、内容の説明を求めます。

○総務課長（平野誠也君） それでは、議案第8号地域主権一括法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてご説明を申し上げます。

本案件につきましては、地域主権一括法等の施行に伴い関係する条例を改正する必要が生じたので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によって議会の議決を求めるものでございます。

ちなみに、地域主権一括法等にはどのようなものがあるかと申しますと、地方自治法の一部を

改正する法律、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、国と地方の協議の場に関する法律、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、以上4本の法律が含まれております。

それでは、内容の説明をしたいと思いますが、この条例の制定につきましては各担当課にまたがるものでございますが、一応私の方で一括して説明を申し上げます。

それでは、参考資料をご覧くださいと思います。

参考資料の中で関係する条例が7本ございます。

まず1本目、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例が1本でございます。2本目が、菊陽町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例が2本目。3本目が、菊陽町廃棄物の処理及び清掃に関する条例。4本目が、菊陽町営住宅条例。5本が、菊陽町図書館設置及び管理に関する条例。6本目が、菊陽町行政財産の使用料徴収条例。7本目が、菊陽町公民館設置及び管理等に関する条例、以上7本でございます。

それでは、一つ一つご説明をさせていただきます。

まず、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例でございますが、この項目で主なものは下線の部分をご覧くださいただければ分かるんですけども、国の部分をこの条例に盛り込んでいるのが主な改正点でございます。

次に、菊陽町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例でございますが、これは法令の条文番号が変わっていることに伴いまして改正するものでございます。

次に、菊陽町廃棄物の処理及び清掃に関する条例でございますが、これにつきましては一般廃棄物の処理計画について、現行では「告示する」というのを「告示するよう努める」というふうに改めるものでございます。

次に、菊陽町営住宅条例でございますが、この主な改正点は、改正案のこれは入居者の資格なんですけども、第2項に老人、身体障害者の関係、それと入居者の資格基準について明記しているものでございますが、まず老人、身体障害者、その他特に居住の安定を図る必要がある者について規定しているものでございます。これについては国の政令等で示されているものですが、本条例に取り込んだものでございます。

次に、菊陽町図書館設置及び管理に関する条例でございますが、この中では図書館の協議会というのがございますけども、第4項に「委員は、次に掲げる者の中から教育委員会が任命する。」ということを明記したものでございます。

それと、次の菊陽町行政財産使用料徴収条例でございますが、これは法令の番号の改正でございます。

最後に、菊陽町公民館設置及び管理等に関する条例につきましては、審議会の定数及び任期の中で第2項として「委員は、次に掲げる者から教育委員会が委嘱する。」というのを明記したものでございます。

以上、説明を終わりますけども、当初申しましたようにこの条例改正につきましては各課に

またがりますので、質疑等については各担当課長より説明をさせますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第8号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第3 議案第9号 菊陽町税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（大塚 昇君） 日程第3、議案第9号菊陽町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

税務課長、内容の説明を求めます。

○税務課長（阪本浩徳君） それでは、議案第9号菊陽町税条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

提案理由は、地方税法の一部改正等に伴い、本条例を改正する必要がございますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして議会の議決を求めるものでございます。

今回の改正は、一部を除きまして東日本大震災からの復興に関するものでございまして、全国の市町村でも同様の改正が行われるものでございます。

それでは、1ページをめくっていただきますと改正条文がございますが、内容が複雑でございますので、新旧対照表で説明したいと思いますので、参考資料の1ページをお開きいただけますでしょうか。

左側が現行で右側が改正案でございます。

まず、上から5行目でございますけども、目次の第4節「町たばこ消費税」を「町たばこ税」に改めるものでございます。

続きまして、第95条、たばこ税の税率でございますが、たばこ税の税率を1,000本につき「4,618円」を「5,262円」とするものでございます。これは、今回の税制改正に伴いまして都道府県と市町村の税収の調整をするために道府県たばこ税の一部を市町村たばこ税の方に移譲するというものでございまして、たばこの値段が上がるということではございませんので、申

し添えておきます。

なお、施行する時期でございますけれども、平成25年4月1日以降の売り渡しからの分でございます。

続きまして、附則の第9条、町民税の分離課税に係る所得割の額の特例等を削除するものがございます。

内容は、退職所得の分離課税に係る10%の税額控除を廃止するというものでございまして、施行時期は平成25年1月1日以降に支払われるべき退職手当からということでございます。

次に、附則の第16条の2、たばこ税の税率の特例でございます。

皆様もご存じのとおり、ゴールデンバットとかエコー、わかば、しんせいなどの旧三級品につきましても、先ほど説明しました第95条の規定にかかわらず当分の間、1,000本につき「2,190円」を「2,495円」とするものがございます。

続きまして、下段でございますけれども、第22条です。これは、東日本大震災に係る雑損控除等の特例でございまして、本来平成23年度に発生しました震災でございますが、特例がありまして平成22年に震災が起こったものとして雑損控除ができますという特例がございまして、今回字句を見直し、項等を整理統合する改正でございます。

それから、参考資料の3ページをお願いいたします。

3ページの右側の一番下でございますけれども、第23条、個人の町民税の税率の特例等の追加でございます。内容は、平成26年度から平成35年度までの10年間、個人町民税の均等割を500円加算するというものでございまして、現在が3,000円でございますので3,500円になるというものでございます。なお、この個人均等割といいますのは、県民税の方も500円増えるようでございますので、個人さんから見れば合わせて1,000円の増額になるという形になろうかと思っております。

最後になりますけど、前から2ページ目の改正条文に戻っていただきまして、中段に附則があるかと思っております。附則をご覧いただきたいと思っております。

中段の附則の第1条、施行期日でございますけれども、先ほど申しましたとおり第1号の附則第9条の改正の規定、これは町民税の退職所得の分離課税の10%、税額控除の廃止でございます。それから、町民税に関する経過措置につきましても25年1月1日から、それから(2)の第2号、条例第95条と附則第16条の2、これはたばこ税の税率関係でございますが、それから次の3条のたばこ税の経過措置につきましても平成25年4月1日から、その他につきましては公布の日から施行するというものがございます。

それから、第2条、第3条は、町民税、たばこ税それぞれの経過措置を規定いたしております。

以上、早口で申し上げましたけれども、今回の改正は基本的には東日本大震災に係る復興に係る改正でございますので、何とぞご承認の方をお願いいたします。

以上であります。



○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） ページ、3ページの23条なんですけれども、これもやはり個人の町民税等かかる分で、全体としては1,000円ということですが、これは復興増税ということなんですか。

○議長（大塚 昇君） もう一度よろしいですか。小林君、もう一回質問してください。

○16番（小林久美子君） すいません。第23条の平成26年から35年まで約10年間ですかね。この個人の町民税に限り均等割が今3,000円が3,500円になるということで500円の加算なんですけど、全体としては1,000円の増税になるんですけれども、これは復興のために新たに設けられた特例なんですか。

○議長（大塚 昇君） 税務課長。

○税務課長（阪本浩徳君） お答えいたします。

基本的には復興の関係でございますけども、東日本大震災に係る復興につきましては、もう基本的には国税の方で増税がなされるかと思いますが、全国の各自治体におきましても減災、免災等の事業が多々今後あるかと思いますが、これにつきましては、これまでは国等の補助等がございましたが、今後はそれにつきましては市町村独自でやってくださいというようなことになっているようでございます。そのための増税というような形で、この増税が入りましたならば、国からの補助金は来なくなるというような形になろうかと思っております。これはもう全国の全自治体の方でも同じような取り扱いになろうかというふうに存じます。ちょうど10年間の増税ということになるかと思っております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第9号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第12号 熊本都市計画事業菊陽第二土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例の制定について

○議長（大塚 昇君） 日程第4、議案第12号熊本都市計画事業菊陽第二土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

都市計画課長、内容の説明を求めます。

○都市計画課長（坂本恭一君） それでは、議案第12号熊本都市計画事業菊陽第二土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

現在、菊陽第二土地区画整理事業地区内の保留地の処分につきましては、施行規程で保留地の処分は抽せんにより行うとなっておりますので、3週間程度の期間公募しまして、同じ保留地に複数の応募がございましたら抽せんで購入者を決定しておりますが、一般競争入札による方法も追加しまして、抽選、または一般競争入札により処分することができるようにするため、施行規程を改正するものでございまして、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、最後のページの新旧対照表をご覧ください。

左側が現行、右側が改正案でございますが、第7条の処分の方法で、現行の下線の部分「抽せん」を右側改正案の「抽選又は一般競争入札」と一般競争入札を追加しまして、また現行の抽せんのせんの字が平仮名になっておりますが、これも漢字に改めるものでございます。

なお、附則としまして、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 議案第12号について質問をいたします。質問は2点です。

1つは、この保留地の処分ですね。処分については、これからこれ改まれば、抽選、一般競争入札、あるいは町長が必要と認めるならば指名競争入札、あるいは随意契約と4種類出てくるということになるというのが1つですね。質問です。

それからもう一点、第7条の抽選又は一般競争入札と、又はというふうになっていますが、抽選にするか、一般競争入札にするかはどこで判断するのでしょうか。

以上、2点です。

○議長（大塚 昇君） 都市計画課長。

○都市計画課長（坂本恭一君） お答えします。

まず、1点目でございますけども、1点目はおっしゃられましたように4種類の方法が出てくるということでございます。

それと、又はで抽選あるいは一般競争入札の判断と申しますか、これにつきましては同じ1

筆に対して、同じ土地に対して複数の申し込みがあった場合には一般競争入札又は抽選というふうになりますけれども、状況で判断しましてと申しますのが、以前は入札によりますとバブル時代は地価の高騰を招くおそれがあるということで国交省あたりから指導が来ておりましたので、一応抽選によっておりましたけれども、現在地価が下落しておる状況の中でできるだけ保留地処分金を多く確保したいということがございますので、その状況によって判断したいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑ありませんか。

甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 質問は、もちろんこれはもう最終的には町長が決定されるんでしょうけれども、抽選にするか、一般競争入札にするかという原案的なものです。これについてはどこで判断するんですか。

○議長（大塚 昇君） 都市計画課長。

○都市計画課長（坂本恭一君） ただいま申し上げましたように、入札によって非常に地価の高騰を招くようなおそれがある場合は抽せんというふうになるかと思っておりますけれども、基本的には入札でいきたいなというふうには思っております。

（8番甲斐榮治君「いや、どこで判断するかて」の声あり）

ですから、ケース・バイ・ケースで、この場所についてはある程度保留地の単価が上がった方がいいというようなところであればですね。ただ、現況、現在はですね……

（8番甲斐榮治君「すいません、どの部署で基本的な判断をするかということですか」の声あり）

担当部署ということですか。

（8番甲斐榮治君「そうです」の声あり）

それは都市計画課になるかと思っております。失礼しました。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第12号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第13号 菊陽町下水道条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（大塚 昇君） 日程第5、議案第13号菊陽町下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

下水道課長、内容の説明を求めます。

○下水道課長（今村敬士君） 議案第13号菊陽町下水道条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

提案理由でございますが、これまで各市町村において取り扱ってまいりました排水設備工事責任技術者の登録及びこれに付随する業務を公益財団法人熊本市下水道技術センターにおいて一括して取り扱うこととなり、これにより菊陽町下水道条例の一部を改正する必要があり、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

ここで少しこの改正により何がどう変わるのかということを中心に簡単に申し上げたいと思います。

まず、町内の一般家庭や事業所等の排水設備工事を行います町の指定を受けました排水設備工事店は、熊本県下水道協会が行います責任技術者資格認定共通試験に合格した専属の責任技術者を置くこととなっております。その責任技術者は、各市町村でそれぞれ登録を受けまして指定店での仕事に従事することができるわけですが、今後は責任技術者の登録を公益財団法人熊本市下水道技術センターのみで行い、そこで登録を行った技術者は県内各市町村のどこの指定店でも仕事に従事することができることとなったものでございます。これにより、登録希望者の経済的負担の軽減、あわせて各市町村の事務の軽減も図られることになったものでございます。

それでは、参考資料の1ページをお開きください。

この新旧対照表によりまして改正の内容のご説明をいたします。改正部分につきましては、下線の部分になります。

まず、目次中、「第7条の17」を「第7条の13」に改めております。

下の方になりますが、第7条の2第3項第4号中「第7条の9の規定により交付された責任技術者証」を「責任技術者証（公益財団法人熊本市下水道技術センター理事長（以下「理事長」という。）が交付した排水設備工事責任技術者証（公益財団法人熊本市下水道技術センターの定めにより理事長が交付した排水設備工事責任技術者証とみなされるものを含む。）という。以下同じ。）」に改めます。

さらに、現行文ですが、「又は責任技術者資格認定共通試験に合格したことを証する書類（責任技術者の登録及び指定工事店の指定の申請を同時に行う者に限る。）」を削ります。

次に、2ページをお開きいただきまして、第7条の3第1項第4号ロの中で「第7条の13第1項」を「第7条の9第1項」に改めます。

次に、下の方の第7条の4第1項中、現行文は「次条第1項に規定する排水設備工事責任技

術者（以下「責任技術者」という。）の登録を受けている」を「排水設備工事責任技術者（以下「責任技術者」という。）として理事長が登録した」に改め、3ページをご覧いただきまして、同条第4項改正文ですが、「責任技術者は、排水設備等の工事の業務に従事するときは、常に責任技術者証を携帯し、町の職員の請求があったときは、これを提示しなければならない。」を加えます。

次に、第7条の5を「理事長への申出」とし、条文を「町長は、責任技術者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、理事長に対し、当該責任技術者に係る登録を取り消し、又は当該登録の効力を停止するよう申し出ることができるものとする。」とし、第1号「条例、規則その他町長が定めるところに違反したとき。」、第2号「業務に関し不誠実な行為があるなど、排水設備の設計及び施工に当たる者としてふさわしくないと認めたとき。」の条文に改めます。

次に、第7条の6から、4ページ、5ページの第7条の9までを削ります。

次に、5ページ、中段の第7条の10第3項中「第7条の13第1項」を「第7条の9第1項」に改め、同条を「第7条の6」とし、「第7条の11」を「第7条の7」とし、「第7条の12」を「第7条の8」といたします。

次に、6ページをご覧いただき、第7条の13第1項第3号中「第7条の11」を「第7条の7」に改め、同条を「第7条の9」といたします。

次に、下の方になりますが、第7条の14第2項中「第7条の13」を「第7条の9」に改め、同条を「第7条の10」とし、7ページの第7条の15から第7条の17までを4条ずつ繰り上げます。

最後に、第24条中、現行文ですが「次の各号に掲げる事務について、当該事務」を「指定工事店の指定」に改め、「当該各号に定める額」を「1件につき2,000円」に改め、同条各号を削ります。

それでは、最初の改正文に戻っていただきまして、附則になりますが、本条例は平成24年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第13号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第14号 菊陽町下水道事業の剰余金の処分に関する条例の制定について

○議長（大塚 昇君） 日程第6、議案第14号菊陽町下水道事業の剰余金の処分に関する条例の制定についてを議題とします。

下水道課長、内容の説明を求めます。

○下水道課長（今村敬士君） 議案第14号菊陽町下水道事業の剰余金の処分に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

まず、提案理由でございますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、地方公営企業法の一部が改正されたことにより、下水道事業において生じた利益及び資本剰余金の処分について必要な事項を定める条例を制定するため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

ページをお開きいただきまして、まず第1条で目的を述べております。この目的条文の内容を少し申し上げますと、このたびの地方公営企業法の改正の内容は、公営企業の経営の自由度を高めるために企業の正味財産高であります資本金、いわゆる資本制度の一部が見直され、法第32条第2項第3項の規定は、企業の事業活動により生じた利益や資本剰余金の処分に関する事項について改正が行われたものでございます。

まず、利益の処分については、これまでは法律に基づいて積み立てる減債積立金や利益積立金など、これらの積立金が今回の改正では法律上廃止され、今後は企業の経営判断により利益の処分ができることとなったものでございます。

また、資本剰余金につきましても、一定の要件に基づいて資本金に組み入れて処分することができることとなったもので、これらの措置を本町においては条例または議会の議決を経て行うこととするためにこの条例を制定するものでございます。

それでは、第2条でございます。

第2条は、利益の処分に関する規定を設けるものでございます。

規定は、毎事業年度利益を生じた場合において前事業年度から繰り越した欠損金がある場合は、その利益をもってこれを埋め、残りを減債積立金や利益積立金に積み立てることとするものでございます。なお、減債積立金は企業債の償還に使用し、利益積立金は欠損金を埋める場合のほか、使用することができないこととするものでございます。

次に、第3条は、資本剰余金の処分でございますが、条文を少し読み上げますと、資本剰余金に整理すべき資金をもって取得した資産で地方公営企業法施行規則第8条第4項の規定によ

り減価償却を行う固定資産のうち減価償却を行わなかったものということは、いわゆるその資本剰余金に整理すべき資金、いわゆる国庫補助金や負担金等により取得した有形固定資産の減価償却に当たりまして補助金等の金額分を控除した金額を帳簿とみなす、いわゆるみなし償却ということですが、このみなし償却といいますのは、要するに補助金が充てられた資産分については補助金の額相当分について減価償却を行わないということですが。この減価償却を行わなかった下水道の資産が災害等により滅失や廃棄などでなくなり、企業において財産損失が生じた場合は、その損失に相当する分の資本剰余金を取り崩してその損失を埋めることができることとするものでございます。

なお、こうした損失処分以外の処分に関しては議会の議決を経て行うこととし、このような固定資産の除却等とは無関係に資本剰余金を取り崩し、欠損補てんに使用したりすることはできないこととするものでございます。

最後に、第4条は、委任事項に関するものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成24年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第14号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第15号 菊陽町視聴覚ライブラリーの設置・管理及び職員に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（大塚 昇君） 日程第7、議案第15号菊陽町視聴覚ライブラリーの設置・管理及び職員に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

中央公民館長、内容の説明を求めます。

○中央公民館長（矢野陽子君） 議案第15号菊陽町視聴覚ライブラリーの設置・管理及び職員に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

提案理由でございますけど、視聴覚ライブラリーを中央公民館から図書館へ移譲するため条例を改正する必要がございますので、地方自治法第96条第1項1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回の条例の改正につきましては、現在中央公民館で16ミリフィルム及び映写機の視聴覚機材を管理しておりますが、時代とともにCD、DVDの利用となっております。図書館が運営されて8年が経過し、図書館の整備等も充実され、今後の視聴覚教育の推進のためには視聴覚ライブラリーを図書館に置いた方がより効果的であり、また町民ニーズの中で利便性を考慮した場合、学習効果が図られるためでございます。

それでは、最後のページをお開きください。

菊陽町視聴覚ライブラリーの設置・管理及び職員に関する条例の新旧対照表がございますが、左側が現行で右側が改正案でございます。

現行の下線部分「菊陽町大字久保田2,598番地」を改正案の下線部分「菊陽町図書館」に変更するものでございます。

本文の2ページに戻っていただきまして、附則といたしまして、この条例は平成24年4月1日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

川俣鐵也君。

○13番（川俣鐵也君） この現行の条例と改正案、左の方は中央公民館を住所で表示しとってどうして設置の場合、この菊陽図書館と同じような状況にせんのですか。こっちを中央公民館にしてあるなら図書館でいいけど、こっちの方は住所でこっちの方は図書館というのはちょっと整合性がとれんのじゃないでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 中央公民館長。

○中央公民館長（矢野陽子君） 現行の方が菊陽町大字久保田2598番地ってなっておりますけども、番地では分かりづらいものですから、改正案で菊陽町図書館とした方が分かりやすいためにこのように改正しております。

以上です。

（13番川俣鐵也君「分かりました」の声あり）

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第15号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第8 議案第16号 菊陽町スポーツ推進審議会条例の制定について

○議長（大塚 昇君） 日程第8、議案第16号菊陽町スポーツ推進審議会条例の制定についてを議題とします。

生涯学習課長、内容の説明を求めます。

○生涯学習課長（佐藤清孝君） 議案第16号の菊陽町スポーツ推進審議会条例の制定についてご説明いたします。

提案理由としまして、昭和36年に制定されました国の法律、スポーツ振興法が全部改正され、平成23年6月スポーツ基本法として公布、8月から施行されました。法律の改正に伴いまして、本町の菊陽町スポーツ振興審議会条例の改正が必要となりましたので、今回全部改正し、菊陽町スポーツ推進審議会条例として制定するものでございます。

表紙をめくられまして、2ページをご覧ください。

改正する菊陽町スポーツ振興審議会条例は、スポーツ振興審議会の設置、及び委員の定数、任期、会長等、会議、報酬及び費用弁償について規定するものでありますので、今回スポーツ基本法の公布施行によりまして題名及び第1条の設置の規定の部分を改正することとなります。

めくられまして、参考資料の1ページをご覧ください。

菊陽町スポーツ推進審議会条例新旧対照表で説明をいたします。

まず、題名中「振興」を「推進」に改め、題名を菊陽町スポーツ推進審議会条例といたしております。

次に、第1条中「スポーツ振興法（昭和36年法律第141号）第18条第2項の規定に基づき、菊陽町スポーツ振興審議会（以下「審議会」という。）を置く。」を「スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第31条の規定に基づき、菊陽町スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。」に改めるものでございます。

次に、2ページをご覧ください。

6条中、（昭和36年の次に「菊陽町」を加え、条例名を明記するものでございます。

また、附則としまして、施行日を平成24年4月1日といたしております。

なお、参考にスポーツ基本法の新旧対照表を3ページから添付しておりますが、本条例の改正にかかわるスポーツ基本法の条文は、12ページの第31条の都道府県及び市町村のスポーツ推

進審議会等の規定でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第16号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第17号 菊池広域連合の処理する事務及び規約の一部変更について

○議長（大塚 昇君） 日程第9、議案第17号菊池広域連合の処理する事務及び規約の一部変更についてを議題とします。

総務課長、内容の説明を求めます。

○総務課長（平野誠也君） それでは、議案第17号菊池広域連合の処理する事務及び規約の一部変更についてご説明を申し上げます。

本案件は、菊池広域連合が処理する事務の変更に伴い、規約変更の必要が生じたため、地方自治法第291条の11の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容は、菊池広域連合に無縁仏納骨堂の設置、管理及び運営事務を行わせるため、同連合規約第4条及び第5条に各1号を加え、別表に1項目を加えるものでございます。

参考資料の新旧対照表をご覧いただきたいと思っております。

この中で、先ほど言いましたように、まず第4条の部分ですね。広域連合の処理する事務がございしますが、この中に第10号としまして、墓地、埋葬等に関する法律第9条第1項の規定によって関係市町が行う火葬に係る納骨を収蔵する納骨堂の設置、管理及び運営に関することとこのを明記したものでございます。

それと、第5条です。広域連合の作成する広域計画の項目という中で、これも第10号で、無縁仏納骨堂の設置、管理及び運営に関することとこのを明記しております。

附則としまして、この改正文の施行日を平成24年4月1日としているところでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第17号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第10 議案第18号 指定管理者の指定について

○議長（大塚 昇君） 日程第10、議案第18号指定管理者の指定についてを議題とします。

福祉課長、内容の説明を求めます。

○福祉課長（渡邊幸伸君） 議案第18号指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

提案理由としまして、菊陽町老人福祉センター、菊陽町福祉支援センター及び菊陽町ふれあい交流・福祉支援センターの指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

この指定管理者の指定につきましては、菊陽町老人福祉センター、菊陽町福祉支援センター及びふれあい交流・福祉支援センター、3施設の指定管理者については、平成21年度から平成23年度までの3年間の菊陽町社会福祉協議会による指定期間が本年3月末で終了となり、平成24年4月から平成27年3月までの期間、新たな指定管理者を指定する必要がありますので、3施設をそれぞれ紹介いたします。

菊陽町老人福祉センターにつきましては、所在地が菊陽町大字久保田2623番地、設置年月が昭和62年4月でございます。目的としましては、老人福祉法第15条第3項の規定に基づき、高齢者に対し各種の相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションを実施する施設として設置したものでございます。

次に、菊陽町福祉支援センターにつきましては、所在地が菊陽町大字久保田2596番地、設置年月が平成12年10月でございます。目的としましては、各種の福祉サービスの提供、地域住民の福祉増進と福祉意識の高揚を図ることを目的としております。

次に、ふれあい交流・福祉支援センター、所在地は菊陽町武蔵ヶ丘北1丁目6番地34号でござ

ございます。設置年月、平成15年4月。目的としましては、各種福祉サービスの提供と住民のふれあい交流の推進を図ることを目的としております。

今回の指定管理者の選定に当たりましては、菊陽町公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例第5条第1項第4号の公の施設の性格、規模、機能等を考慮し、設置目的を効果的、効率的に達成するため、地域等の活力を積極的に活用した管理を行う必要があるときとの規定を根拠としまして非公募による選定を行いました。

この3施設は、設置当初から菊陽町社会福祉協議会へ運営を委託しており、前2回の指定管理者として指定した実績に伴い、これまで管理運営上問題なく、長年の実績と地域住民の信頼性が高く、社会福祉法においても地域福祉の推進を図ることを目的とする団体との位置づけであり、福祉行政を推進していく上での事業実施には、行政との連携が不可欠な団体でございます。今後も、公共性、公益性の高い施設として、運営に当たっては専門性や継続性が求められるものであります。

今回、指定管理者の指定をするため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第18号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第19号 町道路線の認定について

○議長（大塚 昇君） 日程第11、議案第19号町道路線の認定についてを議題とします。

建設課長、内容の説明を求めます。

○建設課長（松村孝雄君） それでは、議案第19号町道路線の認定についてご説明申し上げます。

提案理由は、道路法第8条第1項の規定によりまして町道路線を認定するため、同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回ご承認をいただきたいのは、下沖野北線、下沖野9号線の2路線でございます。

内容につきましては、参考資料の位置図によってご説明申し上げます。

参考資料の1枚目をお開き願います。

まず、下沖野北線でございます。場所は、三里木北地区の一番北に位置する市街化区域と市街化調整区域の境となります道路でございます。この道路は、もう現在里道となっておりますが、住宅が建ち並び、中心後退がなされて約3メートルの狭い道路でありますことから、平成23年度より狭隘道路整備促進事業により道路拡幅の計画を行っております。平成24年度に用地調査業務及び用地買収を予定しておりますことから、収用法の特別控除の適用を受けるため、今回町道路線に認定をするものでございます。

延長が347.5メートル、現況幅員は1.4メートルから3.2メートルでございます。

次のページをお開きください。

下沖野9号線でございます。場所は、三里木駅の西側踏み切りの北側の道路でございます。この道路は、町道認定基準の要件を満たしておりますが、菊陽町名義の道路のままであったため、今回町道路線に認定するものでございます。

延長が65.6メートル、幅員が4メートルでございます。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第19号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時55分

再開 午前11時5分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大塚 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 議案第20号 平成23年度菊陽町一般会計補正予算（第4号）について

○議長（大塚 昇君） 日程第12、議案第20号平成23年度菊陽町一般会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

財政課長、内容の説明を求めます。

○財政課長（實取初雄君） それでは、議案第20号の平成23年度菊陽町一般会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

なお、今回の補正は、年度末を迎えて事業内容の決定により国庫支出金や町債などが決定したものの、または収入額が確定しているもの、また歳出予算において事業の進捗状況等により過不足が生じたものについて見直しを行ったもの、さらに国の補正予算を受けて追加または前倒しで事業を推進するものなどがございます。

内容につきましては、主なものについてご説明申し上げ、詳細につきましては質問に応じ担当課長等がお答えしますので、よろしく願いいたします。

まず、表紙をめくっていただき、1ページをお開き願います。

町長の提案理由にありましたように、歳入歳出予算の補正は、第1条で歳入歳出予算の総額に2億8,955万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を135億6,638万6,000円と定めるものがございます。

また、第2条で継続費の変更を第2表に、第3条で繰越明許費の追加を第3表に、第4条で債務負担行為の変更を第4表に、第5条で地方債の追加及び変更を第5表によると定めております。

2ページをお開きいただき、まず歳入でございますが、款の区分ごとに補正額の主なものを申し上げます。

1の町税は、町民税及び町たばこ税で、2億928万3,000円を増額し60億4,707万7,000円に、次の16の国庫支出金は、国庫負担金の減額及び国庫補助金の増額などがあり、4,642万2,000円を減額し15億3,513万1,000円に、下のページの18の財産収入は、財産売払収入を3億900万円減額し2億4,888万3,000円に、20の繰入金は、基金の繰入金を6,100万円減額し5億6,745万円に、23の町債は、民生債、農林水産業債、土木債及び教育債を増額し、消防債の減額はありませんが、4億8,640万円を増額し19億7,930万円としております。

4ページをお開きいただき、その結果、歳入合計は、補正額として2億8,955万5,000円を増額し、総額を135億6,638万6,000円としております。

下のページは、歳出でございますが、これも款の区分ごとに補正額の主なものを申し上げます。

2の総務費は、総務管理費の減額などがあり、4,211万2,000円を減額し18億6,930万8,000円に、3の民生費は、社会福祉費は増額、児童福祉費は減額があり、1億8,022万6,000円を減額し38億5,416万2,000円に、4の衛生費は、保健衛生費の減額などがあり、2,985万7,000円を減額し11億987万7,000円に、6の農林水産業費は、農業費2,715万1,000円を増額し3億2,526万

2,000円に、6ページの8の土木費は、道路橋梁費及び都市計画費の減額などがあり、1億2,934万6,000円を減額し17億8,479万7,000円に、10の教育費は小学校費の増額などがあり、6億3,739万4,000円を増額し25億6,591万3,000円としております。

その結果、下のページで歳出合計は、補正額として2億8,955万5,000円を増額し、総額を135億6,638万6,000円としております。

8ページをお開きいただき、第2表の継続費の補正で、菊陽中部小学校改築事業につきましては、総額の変更はありませんが、国の補正予算を受けて前倒しでの予算執行を行いますため、平成23年度の年割り額を6億6,147万2,000円増額し13億1,807万2,000円とし、平成24年度の年割り額を18億6,898万4,000円減額し12億6,561万6,000円とし、平成25年度の年割り額を12億751万2,000円増額し16億7,581万2,000円とするものでございます。

なお、継続費につきましては、当該年度に支出できなかったものがある場合は繰越明許費といった取り扱いとはせず、最終年度まで順次繰り越して使用することができることとされており、すなわち定時繰り越しにより進めることとなります。

下のページは、第3表の繰越明許費の補正でございますが、本年度内に完成が困難であることが予想され、年度内に支出が終わらない見込みがあります事業につきまして繰越額の限度額を定めるものでございます。

款の6農林水産業費、項の1農業費で新農業水利システム保全対策事業129万2,000円は、今回の補正で計上しました大菊土地改良区への工事負担金、古閑原地区新町井手改修事業1,630万円は、国の補正予算を受けて今回計上しました委託料及び工事費。款の8土木費、項の2道路橋梁費の緑ヶ丘線道路改良事業2,000万円は工事費、項の3都市計画費の土地区画整理事業1億8,400万円は工事費など、項の4住宅費の光団地建設事業3,341万3,000円は、国の補正予算を受けて今回計上しました解体、造成工事費など、款の10教育費、項の2小学校費の菊陽西小学校駐車場改築事業2,573万円は、工事費について繰り越すこととしております。

10ページをお開きいただき、第4表の債務負担行為の補正で、電子計算機導入に伴う機器借上料につきましては、限度額を予定しておりました額から契約金額である1億241万7,000円に変更するものでございます。

下のページは、地方債の補正で、1の追加として、新たに国の補正予算を受けて施行します古閑原地区新町井手改修事業の財源として570万円を計上しており、起債の方法、利率及び償還の方法は記載のとおりでございます。

また、2の変更につきましては、限度額のみ調整を行っており、菊陽中部小学校学童保育建設事業は50万円増額し860万円に、県営上井手、下井手かんがい排水事業は国の補正予算による県営事業に対する負担金の財源として10万円及び790万円を、土地区画整理事業は国の追加交付金の裏負担分で300万円を増額し6,480万円に、光団地建設事業は国の補正予算等を受けて1,190万円を増額し1億5,410万円に、防火水槽整備事業は実績により490万円を減額し330万円に、菊陽中部小学校改築事業は国の補正予算等を受けて4億6,220万円を増額し10億350万円

としております。したがって、地方債の総額を4億8,640万円増額し19億7,930万円とするものでございます。

13ページ以降は、補正予算に関します説明書としております。

補正額の大きなもの、新たに計上したものを中心に主なものの補正額についてご説明申し上げます。

16ページをお開き願います。

まず、歳入でございますが、款の1町税、項の1町民税、目の2法人は1億4,894万円を増額し5億5,633万円としておりますが、説明欄の補正後の法人税割は4億4,198万円とし、次に項の4町たばこ税は6,034万3,000円を増額し3億1,982万4,000円としております。

下のページで、款の14分担金及び負担金、項の2負担金、目の3農林水産業負担金、節区分の2土地改良区負担金244万5,000円は、国の補正予算を受けて施行します古閑原地区新町井手改修事業への大菊土地改良区からの負担金でございます。

19ページをお開きいただき、款の16国庫支出金、項の1国庫負担金、目の1民生費国庫負担金で節区分の6子ども手当負担金及び7児童手当負担金は、合わせて2億1,159万5,000円減額し6億6,311万8,000円としております。

20ページをお開きいただき、項の2国庫補助金、目の4農林水産業費国庫補助金、節区分の2土地改良費補助金815万円は、国の補正予算を受けて施行します古閑原地区新町井手改修事業への補助金、目の6土木費国庫補助金で節区分の1住宅費補助金2,538万7,000円は、光団地建設事業に対する国の補正予算による前倒しでの交付金等で増額し1億3,659万5,000円とし、目の7教育費国庫補助金で、節区分の1小学校費補助金のうち公立学校施設整備費国庫補助金1億3,046万4,000円は、菊陽中部小学校改築事業に対する国の補正予算による前倒しでの交付分等で増額し2億6,562万6,000円とするもの、下のページで、目の8消防費国庫補助金、節区分の2非常備消防費国庫補助金187万8,000円は、国の補正予算を受けて消防団安全対策設備整備費補助金を計上しております。

24ページをお開きいただき、款の18財産収入、項の2財産売却収入、目の1不動産売却収入、節区分の1土地売却収入のうち第二地区保留地処分金は、実績から3億982万8,000円減額し1億6,191万7,000円とするものでございます。

下のページで、款の20繰入金、項の2基金繰入金、目の1財政調整基金繰入金1億5,000万円の減額は、歳入が確保できました範囲で減額による調整を行い、また目の7土地区画整理事業基金繰入金9,000万円は、菊陽第二土地区画整理事業を推進しますための財源として繰り入れるもので、26ページをお開きいただき、その前に昨日の平成24年度一般会計予算の説明の中で基金の残高等についてご説明しました中、補正後として数字を申し上げましたけども、昨日申し上げたのは補正前でございますので、その分ご了承いただきたいと思いますが、それを受けまして補正後でございますけども、補正後の基金繰入金総額につきましては5億6,745万円としますことから、平成23年度末現在の一般会計での基金残高は約40億円の見込みであり、



前年度末から約2億円の減少ということになります。昨日は補正後ということで補正前の金額を申し上げましたが、今申し上げましたのは今回の補正後の数字でございます。

下のページの款の23町債は、28ページにかけて先ほど地方債の補正で説明したとおりでございます。

29ページをご覧ください、歳出でございますが、人件費の給料、職員手当等及び共済費につきましては、職員の人事異動による組み替え等でありますことから、説明を省略させていただきますが、後ほどご覧ください、58ページ以降に補正予算についての給与費明細をおつけしております。

35ページをお開きいただき、款の3民生費、項の1社会福祉費、目の1社会福祉総務費で節区分の28繰出金のうち国民健康保険特別会計への繰出金2,112万8,000円は法定内分で、補正後の金額を3億3,630万8,000円とするものでございます。

次に、目の3障害者福祉費で、次のページの節区分の20扶助費については、福祉サービス等の増加等により1,521万5,000円を増額し3億4,241万5,000円としております。

38ページをお開きいただき、項の2児童福祉費、目の2児童措置費は、子ども手当関係で、制度改正により1億8,861万円を減額し9億586万2,000円としております。

40ページをお開きいただき、款の4衛生費、項の1保健衛生費、目の1保健衛生総務費で、節区分の20扶助費は、子ども医療費助成を608万8,000円増額し1億7,489万8,000円とするものでございます。

43ページをお開きいただき、款の6農林水産業費、項の1農業費、目の8土地改良費では、国の補正予算を受けた事業についてご説明いたしますが、まず節区分の13委託料の測量設計業務委託料130万円、及び44ページの節区分の15工事請負費の水路等工事1,500万円は、古閑原地区新町井手改修事業費、また節区分の19負担金、補助及び交付金で、県営上井手及び下井手かんがい排水事業負担金は、国の補正予算を受けて施行される県営事業に対する負担金を計上しております。

48ページをお開きいただき、款の8土木費、項の3都市計画費、目の2土地区画整理費は、菊陽第二地区関係事業費8,418万5,000円を減額し6億164万3,000円としており、国の追加交付金関係事業費はありますが、保留地処分金事業費を減額し、直接施工を行いますための工事費への組み替えなどを行っており、なお補正額の財源内訳の一般財源1億2,880万8,000円のうち1億2,693万2,000円は保留地処分金の減額による財源不足分を一般財源で措置しております。

また、目の3公共下水道費は、下水道特別会計への繰出金を4,179万8,000円減額し4億5,160万7,000円としております。

50ページをお開きいただき、項の4住宅費、目の2公営住宅建設事業費は、光団地の建設事業費を1,987万7,000円増額し2億9,737万8,000円としておりますが、そのうち節区分の13委託料700万6,000円、節区分の15工事請負費のうち解体、造成工事費2,640万7,000円は、国の補正予算を受けて前倒しで施行する分でございます。

下のページで、款の9 消防費、目の2 非常備消防費で、節区分の18備品購入費563万5,000円は、国の補正予算を受けて消防団活動の安全を図りますため、ハンドマイク、トランシーバー、ヘッドライト及び誘導棒を整備するための経費でございます。

53ページをお開きいただき、款の10教育費、項の2 小学校費、目の5 学校建設費は、菊陽中部小学校改築事業で6億6,147万2,000円を増額し15億1,282万3,000円とするもので、国の補正予算を受けて前倒しでの予算執行を図りますための経費を計上しております。

最後に、57ページをお開きいただき、款の14予備費を1,332万円増額しておりますが、これは歳入補正額が歳出補正額を上回ったものについて計上しているものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 継続費で大変大きな予算が計上されております。中部小学校の件ですが、確認が1件と、それからちょっとよく関連性が分からないので、そこについて聞きたいと思えます。

1つが、補正予算書の8ページですね。ここに補正後として平成23年度が年割り額の13億1,807万2,000円という総額が掲げてありますが、ただいまの補正予算書の53ページですね。53ページの学校建設費のところ、補正前が9億3,000万円何ぼ、それから補正額が6億6,000万円、計の16億円強というそういうふうな予算書になっている。この関係はどういうふうになるのでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） ただいまのご質問にお答えします。

まず、53ページを見ていただきたいと思います。53ページの目の5 学校建設費で、今言われましたように補正前が9億3,865万1,000円と補正がありまして、合計が16億12万3,000円ということですが、これとこれが補正予算後の合計額になります。このうち継続費に含まれるものと含まれないものという部分で仕分けが出てきてまいります。そういうことで、備考の方の節の15の工事請負費で6億6,147万2,000円でございますが、これにつきましてはこれはすべてが6億6,147万2,000円の部分全体が継続費に該当する部分になります。そういうことで、どうしてこの6億6,147万2,000円が今回前倒しでここに計上したかといいますのは、今ご説明ありましたように国の補正予算で対応するよということ国の方から指示がございまして対応しているものでございますが、そういう中でそのうち中部小学校改築で来年度予定しておりました部分が本来であれば、これはちょっと数字がどこにも出てこないんですが14億4,108万5,000円という部分で来年度要求を中部小学校についてはしてございました。そのうちの交付金事業という部分については、本年度23年度の補正予算でやりなさいということになりま

して、そのうち交付金事業分の6億6,147万2,000円を今回補正予算ということでここに計上しまして、それが継続費に上がってきていたと。ただ、この総額と相違しますのは、西小学校とか、ほかの継続費に含まれない部分とか、もろもろそういう部分が16億円という部分とこちらのもとの8ページですかね。8ページの継続費の欄を見ていただきますと分かりますように、総額の42億5,950万円というのは変わりませんが、今回補正で平成23年度分で継続費分だけをこの方に計上しますので、中部小の分として6億6,147万2,000円が加算されまして、補正後が平成23年度13億1,807万2,000円という状況が出てまいっておるということになります。ですから、簡単に申しますと、補正予算ではほかの事業費とかもいろいろ継続費以外の部分が加算されておりますので、その分が相違が出てきてしまうという部分になります。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） それじゃ、確認ですが、今のは結局この53ページの分については、16億円というのはこれはもう菊陽西小学校の分が入っているということですね。あとのその6億6,147万2,000円というのが中部小の分で、これは8ページの13億1,807万1,000円に含まれると、こういうふうに理解していいですか。いずれにしても、これは総額の中でのこの組み替えですよ。一番最初の平成23年3月とは随分もう数字が入れかわっておりますね。だから、その45億5,711万2,000円の中で組み替えを行ったと、こういうことですね、はい。

じゃあ、最後の質問です。今、そこの継続費の中に平成23年度から25年度までというふうに組み替えた数字がありますが、総額が42億5,950万円という表示ですね。ところが、平成23年3月に成立した予算案では2億9,761万2,000円の平成22年分があります。それを合わせたら45億5,711万2,000円、こういうふうになります。こういう予算書の場合にはこれ継続費のあらわし方としてはここに平成22年度は入らないんですか。

○議長（大塚 昇君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） 今の甲斐議員がおっしゃいましたとおりに総事業費ということに行きますと前年度分とかが入ってくるんですが、今回この継続費を計上させていただいたのが先ほども説明がありましたように普通予算の繰り越し、明許繰り越しであったり、事故繰越であったりという部分があるんですが、今回この中部小学校については継続費という形の繰り越しのような形で継続費で計上させていただいている部分がございますが、これを平成23年度の3月時点の議会で承認をいただいたということになりますので、その以降でこの計上しているということになっておるということになります。以前の分はこれに加味しないということで、22年分は出てこないということになります。

（8番甲斐榮治君「予算書ではそうなっていくんですね」の声あり）

はい。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第20号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 賛成多数です。したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 議案第21号 平成23年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

○議長（大塚 昇君） 日程第13、議案第21号平成23年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

健康・保険課長、内容の説明を求めます。

○健康・保険課長（村田節子君） 議案第21号平成23年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出の補正は、第1条歳入歳出の総額にそれぞれ657万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を32億6,663万2,000円とするものでございます。

今回の補正の主な内容は、歳入では、国庫支出金や療養給付費交付金、繰入金の増額、共同事業交付金の減額を行うものでございます。

歳出では、保険給付費の増額、共同事業拠出金の減額を行うものでございます。

8ページをお開きください。

まず、歳入の主なものについてご説明を申し上げます。

款の5国庫支出金、項の1の国庫負担金、目の1療養給付費等負担金は、申請額の確定により4,311万8,000円の補正減をしております。

款の5国庫支出金、項の2国庫補助金、目の2財政調整交付金は5,380万4,000円の補正増をしております。

次の9ページです。

款の6療養給付費等交付金、項の1療養給付費等交付金、目の1療養給付費等交付金は3,108万1,000円の補正増をしております。

款の10共同事業交付金、項の1共同事業交付金、目の1高額医療費共同事業交付金は1,363万2,000円の補正増をしております。

目の2保険財政共同事業安定化事業交付金は、確定によるもので、7,144万4,000円の補正減

をしております。

10ページをお開きください。

款の13繰入金、項の1 他会計繰入金、目の1 一般会計繰入金は、保険財政の安定化のために2,112万8,000円の補正増をしております。

13ページをお開きください。

歳出について、主な内容についてご説明を申し上げます。

款の2 保険給付費、項の1 療養諸費、目の1 一般被保険者療養給付費は1,042万8,000円の補正増を、目の2 退職被保険者等療養給付費は1,451万9,000円の補正増をしております。

15ページをお開きください。

款の7 共同事業拠出金、項の1 共同事業拠出金、目の2 保険財政共同安定化事業拠出金は、額の確定により2,019万円の補正減をしております。

以上で説明を終わります。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第21号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第14 議案第22号 平成23年度菊陽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） について

○議長（大塚 昇君） 日程第14、議案第22号平成23年度菊陽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

健康・保険課長、内容の説明を求めます。

○健康・保険課長（村田節子君） 議案第22号平成23年度菊陽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。

内容は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ123万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を2

億7,397万1,000円とするものでございます。

8ページをお開きください。

歳入、歳出とも、熊本県後期高齢者医療広域連合へ納付する基盤安定負担金が確定したことに伴い、歳入は一般会計繰入金が123万1,000円の減額、歳出は後期高齢者広域連合納付金が123万1,000円の減額とするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第22号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15 議案第23号 平成23年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

○議長（大塚 昇君） 日程第15、議案第23号平成23年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

介護保険課長、内容の説明を求めます。

○介護保険課長（宮本義雄君） 議案第23号平成23年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

予算書の1ページを開いてください。

歳入歳出予算の補正は、第1条歳入歳出の予算の総額からそれぞれ6,412万2,000円を減額し、歳入歳出の総額を17億8,833万2,000円とするものであります。

今回の補正の主な内容は、歳入では保険料、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金の減額、歳出につきましては総務費の増額、保険給付費、基金積立金の減額であります。

では次に、8ページをお開きください。

まず、歳入の主な内容についてご説明を申し上げます。

款の1保険料、項の1介護保険料、目の1第1号被保険者保険料は、668万6,000円の補正減

をしております。これは、主に施設サービスの介護給付費用が下がり、歳出側の保険給付費が計画額より下がる見込みであり、これに伴いまして保険給付費の財源である保険料を補正減とするものであります。

款の4 国庫支出金、項の1 国庫負担金、目の1 介護給付費負担金は、先ほど説明しました歳出側の保険給付費が計画額よりも下がる見込みでありますので、1,676万1,000円の補正減をしております。

次に、9ページをお開きください。

ページの中段になります。款の5 支払基金交付金、項の1 支払基金交付金、目の1 介護給付費交付金、そしてページの下段になりますが、款の6 県支出金、項の1 県負担金、目の1 介護給付費負担金も、歳出側の保険給付費が計画額よりも下がる見込みでありますので、補正減をしております。

次に、10ページをお開きください。

ページの一番下の段になります。款の9 繰入金、項の1 一般会計繰入金、目の1 介護給付費繰入金も、先ほどと同様の理由で733万6,000円の補正減をしております。

目の3と4の地域支援事業繰入金は、歳出見込み額に応じまして補正額を計上しておりません。

11ページをお開きください。

項の2 基金繰入金、目の1 介護給付費準備基金繰入金も、先ほどと同様の理由で191万8,000円の補正減をしております。

次に、12ページをお開きください。

ここは、歳出の主な内容についてご説明を申し上げます。

款の1 総務費、項の1 総務管理費は、介護保険制度改正に伴います電算システムの改修委託料として330万8,000円の補正増をしております。

次に、13ページをお開きください。

款の2 保険給付費、項の1 介護サービス等諸費は、主に施設サービスにおける介護給付費用が計画額よりも少なくなる見込みでありますので、6,065万5,000円の補正減をしております。

ページの下段になりますが、項の3 高額介護サービス等費は、対象者が多く見込まれるために226万3,000円の補正増をしております。

16ページをお開きください。

款の4 地域支援事業費、項の2 包括的支援事業・任意事業費、目の5 任意事業費は、計画より対象者が少なかったために100万円の補正減をしております。

次に、17ページをお開きください。

款の5 基金積立金、項の1 基金積立金は、この基金積み立て用の介護保険料の剰余金が計画額より少ないと見込まれるため、今回684万7,000円の補正減をしております。

以上で説明を終わります。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） ページ、13ページなんですけれども、介護サービス等諸費が6,065万5,000円と減額されているわけなんですけれども、主に施設サービスが計画額より少ないっていうことなんです、これは例年そうなのか、主に何か施設サービスが少ない理由があるのかということと、あと施設と在宅、それぞれどのくらいの影響があるのか、この点についてお尋ねをします。

○議長（大塚 昇君） 介護保険課長。

○介護保険課長（宮本義雄君） 質問にお答えします。

給付サービスにつきましては、介護保険の場合は主に施設サービスと在宅サービスが主なところでございます。今回、補正額を保険給付費のところ6,065万5,000円補正減しておりますが、これは主に施設サービス、いわゆる特別養護老人ホーム、老人保健施設、そして療養型医療施設の分でございます。毎年大体介護給付費が増大する中で、約1億円から1億1,000万円ぐらい増大するというので当初予算で見込んでおります。今回は、毎月平均的に施設サービスが大体6,600万円ぐらいが大体年間の平均なんです、ちょうど平成23年度振り返ってみますと少し施設の利用者の方が少なくなったのかなと。これは3つの入所者の方が若干こっこの思ったよりも少なくなったということの結果だと思えます。

あとはもう一つの方で、施設サービスと在宅の分の内訳でございますが、大体給付費の分の約大体半分半分ぐらいのところでございます。しかしただ、いわゆる利用者の方の単価というのは在宅よりも施設の方が多ございますので、施設側の利用者が一人でも少なくなれば全体の保険給付費に大きく影響するというところでございます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 毎年1億円から1億6,000万円見込んでいるということなんですけれども、これは次の24年度の介護保険料上がるときに介護サービス等諸費も計算されると思えますが、それはこれぐらい減額しているということで、それはかんがみてあるんでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 介護保険課長。

○介護保険課長（宮本義雄君） 今度は新年度の計画でございますが、第5期の介護保険事業計画、これはこの前の全員協議会でも説明しましたけども、平成24年度から26年度までの介護給付費用を見込んでしております。平成24の分につきましては、今年度平成23年度のこの介護給付費用の今の実績を推計しましてそれをもとにしてさらに要介護認定者等、あとは施設関係、そういったのを総合的に判断しておりますので、新年度におきましては今回補正した分を実績ということを十分考慮して新年度の計画の費用を算出しております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑はありませんか。
〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。
これから採決を行います。
議案第23号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。
~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16 議案第24号 平成23年度菊陽町下水道特別会計補正予算（第3号）について

○議長（大塚 昇君） 日程第16、議案第24号平成23年度菊陽町下水道特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

下水道課長、内容の説明を求めます。

○下水道課長（今村敬士君） 議案第24号平成23年度菊陽町下水道特別会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

予算書の1ページをご覧ください。

最初に、歳入歳出予算の補正についてでございます。

第1条で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,583万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を21億8,467万4,000円と定めております。

また、第2条で繰越明許費を第2表に、第3条で地方債の変更を第3表によると定めております。

次に、4ページをお開きください。

第2表の繰越明許費でございます。

公共下水道事業1億8,007万4,000円につきましては、本年度内に完成が困難であることが予想され、年度内に支出が終わらない見込みのある事業につきまして繰越額の限度額を定めるものでございます。

内容は、契約繰越工事5本、遊技場周辺の汚水、雨水枝線築造工事分、それから未契約繰越し1本、これは久保第2調整池用地分でございます。

次に、5ページをご覧くださいまして、第3表の地方債の補正でございます。

流域下水道事業分は、建設負担金の減額のため440万円を減額し6,370万円に、流域関連公共下水道事業分は事業縮小のため2,820万円を減額し2億1,750万円に、繰上償還借換債は償還額

確定により20万円を減額し4億1,890万円といたしております。

したがって、地方債合計の限度額としましては3,280万円を減額し7億6,330万円といたしております。

なお、起債の方法、利率及び償還方法の変更はございません。

それでは、10ページをお開きください。

まず、歳入でございますが、款の1使用料及び手数料、目の1下水道使用料、節の1現年度分を1,762万5,000円増額し、節の2滞納繰越分を56万7,000円減額して7億1,749万5,000円としておりますが、これは汚水処理人口の増加と企業排水の増加による使用料の増額でございます。また、滞納繰越分につきましては、徴収実績額を予算額とするものでございます。

次に、款の2分担金及び負担金、目の1下水道事業受益者負担金、節の1現年度分を280万円、節の2滞納繰越分を34万4,000円をそれぞれ増額し2,956万1,000円としております。これは、開発行為等に伴う新規下水道受益区域の拡大と負担金滞納分の徴収実績によるものでございます。

また、目の2下水道事業費負担金、節の1下水道建設費負担金を110万1,000円、節の2下水道管理費負担金34万円をそれぞれ減額し405万5,000円としておりますが、これはセミコンテクノ中継ポンプ場修繕工事及び堀川中継ポンプ場管理費の執行実績により合志市の負担金が減額となるものでございます。

次に、11ページでございますが、款の5繰入金、目の1一般会計繰入金、節の1一般会計繰入金を4,179万8,000円減額し4億5,160万7,000円としております。

次に、款の8町債、目の1土木債、節の1土木債の3,280万円の減額でございますが、流域下水道事業、関連公共下水道事業、繰上償還借換債の減額による補正でございます。

次の12ページをご覧ください。

歳出でございますが、款の1総務費、目の1一般管理費、節の3職員手当等37万6,000円の増額は時間外勤務手当、節の13委託料32万4,000円の増額は大津菊陽水道企業団徴収事務委託料、節の27公課費40万6,000円の減額は消費税額の確定によるものでございます。

次に、13ページでございます。

款の2維持費、目の1公共下水道維持管理費、節の13委託料の減額は、請負残分の減額でございます。

目の2調整池維持管理費、節の12役務費の減額も請負残分の減額でございます。

目の3セミコンテクノパーク下水道維持管理費、節の11需用費は不用額の減額、節の23償還金、利子及び割引料の減額は合志市への償還金の確定によるものでございます。

次に、14ページでございます。

款の3事業費、目の1流域下水道事業費、節の19負担金、補助及び交付金431万3,000円の減額は、熊本北部流域下水道建設負担金額の確定によるものでございます。

また、目の2流域関連公共下水道事業費でございますが、節の13委託料につきましては不用

額800万円を減額し、節の15工事請負費につきましては汚水工事計画の延期と、汚水工事費から雨水工事費への組み替えや、改築更新・地震対策工事費については請負残分の減額を行っております。

次に、節の22補償、補填及び賠償金200万円の減額につきましては、上水道管の移設補償が不要になったことでの減額でございます。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第24号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第17 議案第25号 平成23年度菊陽町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）について

○議長（大塚 昇君） 日程第17、議案第25号平成23年度菊陽町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

下水道課長、内容の説明を求めます。

○下水道課長（今村敬士君） それでは、議案第25号平成23年度菊陽町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

予算書の1ページをご覧ください。

最初に、歳入歳出予算の補正についてでございます。

第1条で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ574万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を7,865万5,000円と定めております。

それでは、8ページをお開きください。

まず、歳入でございますが、款の1使用料及び手数料、目の1下水道使用料、節の1現年度分を15万円減額して785万1,000円としておりますが、これは汚水排水量の減少による使用料の減額でございます。

次に、款の2分担金及び負担金、目の1農業集落排水事業分担金、節の1現年度分を11万9,000円増額しております。これは、住宅建設に伴う分担金の新規負担によるものでございます。

次に、款の5繰入金、目の1一般会計繰入金、節の1一般会計繰入金を571万5,000円減額し6,961万円としております。これは、請負残等の不用額の減額によるものでございます。

次に、9ページでございますが、歳出でございますが、款の2維持費、目の1維持管理費、節の11需用費は不用額の減額、節の12役務費は不足額に対する補正増でございます。

次に、款の3事業費、目の1農業集落排水事業費、節の13委託料につきましては、請負残等の不用額の減額を行っております。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第25号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第18 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について

○議長（大塚 昇君） 日程第18、諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題とします。

総務部長、内容の説明を求めます。

○総務課長（平野誠也君） それでは、諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦についてご説明申し上げます。

人権擁護委員につきましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求めることになっておりますので、人権擁護委員の候補者として堀川妙子様を平成24年6月30日の任期満了に伴い3期目の再任のため意見を求めるものでございます。

堀川妙様は、菊陽町杉並台2丁目10番18号、行政区は杉並台にお住まいでございます。昭和20年11月20日生まれの66歳でございます。昭和43年の熊本商科大学、現熊本学園大学を卒業

され、県立の高等学校の教諭として38年間教育の振興に尽くされております。在任中は、差別問題等の授業を担当され、人権問題への造詣も深く、また平成18年7月から人権擁護委員を2期務められ、人格及び識見ともに高く、人権擁護委員としてふさわしい方であると考えております。どうかよろしく願いいたします。

以上で説明を終わります。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

お諮りします。諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて、堀川妙子君を適任とすることについてご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第1号は堀川妙子君を適任とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第19 発議第1号 九州を原発に依存しないモデル地域に求める意見書（案）について

○議長（大塚 昇君） 日程第19、発議第1号九州を原発に依存しないモデル地域に求める意見書（案）についてを議題とします。

この議案は、梅田清明君外5名の議員から提出されたものでございます。

代表して、梅田清明君から趣旨の説明をお願いします。

○17番（梅田清明君） 発議第1号九州を原発に依存しないモデル地域に求める意見書（案）。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

提案理由として、福島原発を教訓に、人々の生存権、生活権、尊厳を守るためでございます。

あとは、案文の朗読をもって趣旨説明にかえさせていただきます。

3・11に発生した東日本大震災は、マグニチュード9.0、最大震度7を記録する大震災となり、それに伴う大津波も発生し、死者・行方不明者は合わせて2万人弱、避難及び転居者は約33万3,000人に及ぶ史上かつてないほどの大被害をもたらしました。

さらに深刻なのは、予想外の津波に襲われ、冷却装置のすべての電源を失い、原子炉がメル

トダウンを起こして大量の放射能をまき散らしてしまった福島第一原発の重大事故の問題です。原発の半径20キロ圏内は警戒区域に指定され、立入禁止が長期化する見通しで、その周辺地域においても、今なお放射能によって汚染された土壌や廃棄物をどう除去し貯蔵するかは結論が出ていません。現在、高速洗浄機などを活用し、建物や道路、側溝等の除染作業が進められておりますが、その汚染水を含め周辺の海にまき散らかされた放射能の海洋汚染の広がりも、また不透明です。そして、事故のあった原発から核燃料や放射性物質を取り除き、施設を解体するのに40年はかかると言われております。

本来、原発の稼働によって排出される放射性廃棄物の最終処分問題については、世界のどの国においても根本的な解決方法は見出されておられません。

こうした状況をかんがみ、未来に不安を残す負の遺産を取り除き、原発に依存しない太陽光発電や風力発電をはじめとする再生可能エネルギーである自然エネルギーに方向転換すべきであると考えます。

震災地域より遠く離れた九州において、対岸の火事とすることなく、新たな日本のエネルギー対策のモデル地域として、以下の事項について強く要請するものであります。

- 記。1、国の対策として原発に依存しない自然エネルギーへと転換すること。
- 2、九州をその原発に依存しない日本のモデル地域にしていくこと。
- 3、そのために太陽光、風力、水力、地熱発電等の研究開発に積極的に援助すること。
- 4、発電電分離に努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成24年3月8日。熊本県菊池郡菊陽町議会議長大塚昇。

提出先として、内閣総理大臣野田佳彦様、環境大臣細野豪志様、経済産業大臣枝野幸男様、文部科学大臣平野博文様。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

また、質疑においては自席より答弁させていただきます。

○議長（大塚 昇君） 趣旨の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

川俣鐵也君。

○13番（川俣鐵也君） 確かに将来的には、その原発というか、廃止という方向が正しいとは思いますが、現時点でもうすぐ身近なところでLPGガスの値上げ通告が来ております。確かに生活自体を見直さんといかんということは分かりますけど、今度の原発事故というのは人災的な要素もかなりあるような気がするわけですね。ですから、現時点で完全に原発を止めて、本当に日本という国が生きていけるのか、そこらあたりを考えれば例えば風力でもいいし、太陽光でもそれはいいですよ。だけど、それが本当に現実的に対応していけるかどうかという判断をするのに提出者としての梅田議員がどう考えておられるか、ちょっとお聞きしたいと思いま

す。

○議長（大塚 昇君） 梅田清明君。

○17番（梅田清明君） 確かに日本全体としての廃止を求めているんじゃなくて、九州を日本のモデルというふうに提出しております。いわゆる現在2基、鹿児島も佐賀も止まっておりますけれども、電力需給は90%以内ぐらいにおさまっておるし、この際日本のモデルとして太陽光とか、いろんなそういった施設をお願いするようなことでございます。確かに日本全体としては急に止めれば電気が止まったり、工場が何すつといかんし、その辺は十分考えて、九州をそのモデルに提案しております。私が一番恐れているのは、日本はともかく、この世界的にまだ原発の最終処分場ができていないということですね。もし、中国がこれ原発事故をやった場合に、この黄砂が日本に来る、あの状態を見たときに中国の原発が故障した、もし何かあったときに日本がどれだけ被害を受けるかといったらぞっとします。そういった感じで本当は世界的にもそういうことを考えなくちゃいけないと思いますけども、要はとにかく九州を自分たちの生活権、生存権を守るためにこの意見書を提出しておりますので、どうか皆さんのご賛同をよろしく願いいたします。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑はありませんか。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

発議第1号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 賛成多数です。したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会します。

ご苦勞さまでございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後0時9分

# 第1回菊陽町議会3月定例会会議録

平成24年3月14日（水）再開

（ 第 4 日 ）

菊 陽 町 議 会



1. 議 事 日 程 (4日目)

(平成24年第1回菊陽町議会3月定例会)

平成24年3月14日

午 前 10 時 開 議

於 議 場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。

|     |           |     |             |
|-----|-----------|-----|-------------|
| 1番  | 中 岡 敏 博 君 | 2番  | 野 田 恭 子 君   |
| 3番  | 吉 本 孝 寿 君 | 4番  | 吉 山 哲 也 君   |
| 5番  | 渡 邊 裕 之 君 | 6番  | 坂 本 秀 則 君   |
| 7番  | 石 原 武 義 君 | 8番  | 甲 斐 榮 治 君   |
| 9番  | 芝 和 長 君   | 10番 | 岩 下 和 高 君   |
| 11番 | 佐 藤 竜 巳 君 | 12番 | 福 島 知 雄 君   |
| 13番 | 川 俣 鐵 也 君 | 14番 | 加 藤 眞 佐 男 君 |
| 15番 | 上 田 茂 政 君 | 16番 | 小 林 久 美 子 君 |
| 17番 | 梅 田 清 明 君 | 18番 | 大 塚 昇 君     |

3. 欠席議員は次のとおりである。

な し

4. 会議録署名議員

|     |           |     |             |
|-----|-----------|-----|-------------|
| 13番 | 川 俣 鐵 也 君 | 14番 | 加 藤 眞 佐 男 君 |
|-----|-----------|-----|-------------|

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

|                              |           |                        |           |
|------------------------------|-----------|------------------------|-----------|
| 町 長                          | 後 藤 三 雄 君 | 副 町 長                  | 中 富 恭 男 君 |
| 教 育 長                        | 赤 峰 洋 次 君 | 教 育 次 長                | 水 上 孝 親 君 |
| 総 務 部 長                      | 吉 岡 典 次 君 | 福 祉 生 活 部 長            | 眞 鍋 清 也 君 |
| 産 業 建 設 部 長                  | 松 本 東 亞 君 | 会 計 管 理 者 兼<br>会 計 課 長 | 阪 本 修 一 君 |
| 総 務 課 長                      | 平 野 誠 也 君 | 総 合 政 策 課 長            | 吉 野 邦 宏 君 |
| 財 政 課 長                      | 實 取 初 雄 君 | 税 務 課 長                | 阪 本 浩 徳 君 |
| 人 権 教 育 ・<br>啓 発 課 長         | 堀 川 俊 幸 君 | 福 祉 課 長                | 渡 邊 幸 伸 君 |
| 健 康 ・ 保 険 課 長                | 村 田 節 子 君 | 介 護 保 険 課 長            | 宮 本 義 雄 君 |
| 環 境 生 活 課 長                  | 大 山 陽 祐 君 | 町 民 課 長                | 山 崎 謙 三 君 |
| 武 蔵 ヶ 丘 支 所 長                | 堀 川 正 信 君 | 農 政 課 長                | 荒 木 一 雄 君 |
| 建 設 課 長                      | 松 村 孝 雄 君 | 都 市 計 画 課 長            | 坂 本 恭 一 君 |
| 下 水 道 課 長                    | 今 村 敬 士 君 | 商 工 振 興 課 長            | 吉 川 義 則 君 |
| 総 務 課 長 補 佐<br>兼 庶 務 法 制 係 長 | 服 部 誠 也 君 | 図 書 館 長                | 堀 行 徳 君   |
| 学 務 課 長                      | 松 本 洋 昭 君 | 中 央 公 民 館 長            | 矢 野 陽 子 君 |

生涯学習課長 佐藤清孝君

農業委員会事務局長 志垣敏夫君

6. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 廣野豊徳君

書記 山川真喜子君

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前10時0分

○議長（大塚 昇君） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 一般質問

○議長（大塚 昇君） 日程第1、本日は一般質問を行います。

質問の通告があつておりますので、これより順次質問を許します。

なお、質問時間は1人60分以内の質疑応答でありますので、ご承知願います。

一般質問の発言の順位が決定しておりますので、報告します。

1番中岡敏博君、2番甲斐榮治君、3番川俣鐵也君、4番吉本孝寿君、5番小林久美子君、6番福島知雄君、7番渡邊裕之君、8番坂本秀則君の順となっております。

なお、今回は2日間の予定でありますので、本日は1番から4番までの方をお願いします。

質問される方に念のために申し上げます。通告された内容以外の関連質問は認めませんので、よろしくお願いいたします。

なお、傍聴者の方に申し上げます。

本日はご多用の中に傍聴においでいただきありがとうございます。

会議中は、私語や拍手などはなされないようにお願いいたします。

それでは、中岡敏博君、一般質問を許します。

○1番（中岡敏博君） 皆さん、おはようございます。

傍聴席の皆さん、本日はお忙しい中ありがとうございます。

一般質問のトップバッターを飾らせていただきます中岡敏博でございます。

初めに、昨年3月11日に起きました東日本大震災で被災され、亡くなられた方々に心より哀悼の意を表します。

早いもので、皆様の絶大な応援のおかげで、菊陽町町議会議員の議席をちょうだいしてから約10カ月が過ぎました。当然、1年生議員だからといってゆっくりのんびり勉強するわけにはまいりませんでした。あらゆる研修、視察、勉強会、討論会はもちろん、多くの行事、学習会に参加させていただき、先輩議員の考え方、発言をしっかりと聞かせていただきました。また、常に現場で働く皆様や地域の皆様の身近におり、たくさんのお話をさせていただきました。うわさ話や伝聞だけでなく、確実な情報収集、正確な分析、問題解決への行動、町民の皆様への説明、解決までのプロセスを確実にし、さまざまな問題に立ち向かってまいりました。9月定例会一般質問で述べたとおり、ご支援いただいた方々の期待を裏切らないように、そして常に初心を忘れず、町民の皆様立場に立って、発展を続ける菊陽町のよりよい未来のためにできる限りのことをやらせていただこうと思っております。また、幸いなことに私にはたくさんの指導、支援をしてくださる先輩方がおり、これほど心強いものはないものと感謝しておりま

す。若輩者ではございます。常に厳しい視線をひしひしと背中に感じておりますが、どうか皆様温かい目で見えていただけたらと思います。

それでは、本題に入らせていただきます。本日は、大きな項目として4つの項目をご用意させていただきました。

先日の町長によります施政方針の中にごさいました菊陽町第5期基本構想の4つの柱の一つであります、人を大切にする町施策大綱第1の、個性を引き出し、感性を磨くまちづくりの推進、学校教育の充実の中で、いじめ、不登校、基礎学力の向上、特別支援の充実、ソーシャルワーカーの活用についてとし、子どもたちが皆幸せに平等に勉強ができ、輝く未来のためへの町の考えや支援などについてお尋ねいたします。

先の12月定例会におきまして、梅田議員が提案されました軽度、中度の難聴の子どもたちにも補聴器購入助成をするべきであり、これもまさに一人一人の子ども、人を大切にする町に当てはまるのではないのでしょうか。なぜならば、子どもの成長は早く、来年、再来年の用意というものもあるかもしれませんが、待つてはくれない、待つてはいけない部分がたくさん存在すると思います。執行部にはそれを十分把握していただき、急激に人口が増加し、発展し続ける菊陽町を牽引していただきたいと思います。そのためにも、私も小・中学校の現状を正確に把握して、改善や強化する点がございましたらご協力、ご提案をさせていただきたいと思っております。

この後の質問は、通告に従いまして質問席でいたします。

では、よろしくお願ひいたします。

○議長（大塚 昇君） 中岡敏博君。

○1番（中岡敏博君） まず初めに、いじめ、不登校についてお尋ねします。

先日、2月7日の熊日新聞に掲載されました全国の国公私立小・中学校などが2010年度に把握したいじめは7万7,630件で、前年度より6.7%増えたことが文部科学省の問題行動調査で分かりました。また、熊本県内のいじめは、小学校4,127件、中学校1,098件、高校543件、特別支援学校28件で、計5,796件、1,000人あたりは27.6件で全国最多であり、不登校は小学校218人、中学校1,282人、高校902人の計2,402人です。

では、いじめを一定の人間のあるものから、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより精神的苦痛を感じているものと定義づけて、町が把握している現状をお尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 教育次長。

○教育次長（水上孝親君） 菊陽町のいじめを把握している状況はということでお答えしたいと思います。

この件につきましては、平成23年6月にいじめの実態調査を行いました。町内6小学校ございますが、いじめを受けたことがあると答えた児童が193人おりまして、全体の7.2%を占めています。その中で、いじめを受けた時期について尋ねましたところ、前年度が82人、4月から6月が113人、複数回答ですのできっちり合いません。このうち、いじめが解決したという

数は130件です、67.4%でありました。また、町内に中学校でいじめを受けたことがあると答えた生徒は28人おり、全体の2.5%を占めています。その中で、いじめを受けた時期について尋ねたところ、前年度が10人、4月から6月が26人ありました。このうち、いじめが解決したという数は16件で、57.1%でありました。同じく、同年11月の調査もいたしました。11月の調査では、いじめを受けたことがあると答えた小学校児童が210人おり、全体の7.8%を占めています。その中で、だれからいじめを受けたかについて尋ねましたところ、同級生が164人、上級生が36人、部活動を一緒にしている生徒・児童からというのが15人ありました。このうち、いじめが解決したという数は163件で、77.6%でありました。また、2中学校でいじめを受けたことがあると答えた生徒は71人おり、全体の6.1%を占めています。その中で、だれからいじめを受けたかについて尋ねたところ、同級生が66人、上級生が5人、部活動生が10人ありました。このうち、いじめが解決したという数は38件で、53.5%でありました。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 中岡敏博君。

○1番（中岡敏博君） それでは、不登校児、定義といたしまして病気や経済的理由以外で30日以上欠席した児童・生徒の現状はどのようになっていますか。

○議長（大塚 昇君） 教育次長。

○教育次長（水上孝親君） 不登校児の現状はということでの質問にお答えします。

本町における不登校児童・生徒ですが、平成23年1月末で小学校が4人、中学校が30人、合計34人でありました。また、本年1月末の不登校児童・生徒数は、小学校が3人、中学校が34人、合計37人であります。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 中岡敏博君。

○1番（中岡敏博君） 先ほど同じ調査によりますと、全国のいじめの解決率は79.0%であり、関連性は少ないかもしれませんが、自殺した児童・生徒は156人で、このうちいじめがあったとされたケースは中学生4人でありました。全国的には冷やかしか悪口、仲間外れ、集団による無視などが取り上げられています。また、その他暴力行為なども存在します。3月3日の熊日新聞で、全国の法務局が昨年1年間に救済手続を始めた人権侵害事案のうち、学校でのいじめが前年比21.8%増の3,006件であり、熊本地方法務局が2011年県内の人権侵害事案の概要を発表しましたが、救済手続を始めた事案のうち、いじめに対する学校の不十分な対応が97件に上り、前年から倍増しております。

先ほど少し答弁いただきましたが、菊陽町ではいじめ、不登校のケース、対策はどのようなものがあり、対応施設、学校内、公民館、コミュニティーセンターなど及び相談窓口は十分に機能していますか、お答えください。

○議長（大塚 昇君） 教育次長。

○教育次長（水上孝親君） まず、いじめですけれども、議員も先ほどおっしゃいましたとおり、

当該児童・生徒が一定の人間関係にあるものから、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているというものであります。いじめのケースについてですが、具体的なものとしては文句を言われる、言いがかりをつけられる、冷やかされる、自分の持ち物を隠される、仲間外れにされたりみんなから無視される、殴られる、あるいはお金や物をとられる、人に笑われる、用事を言いつけられる、ネット上のいじめに遭うことなどが考えられます。その原因として、家庭における保護者の養育態度、あるいは学校における指導、協力体制のあり方、受験競争等のストレス、過激な社会環境の変化、地域社会における連帯感の欠如などが考えられます。学校生活だけでなく、家庭や社会など児童・生徒をめぐるさまざまな原因が複合的に働いているというふうにも考えられます。

対策ということでございますが、第1にいじめの発生を未然に防止するということが大事であります。学校や家庭、地域社会の中で、他人を思いやる心、弱者をいたわる心、物を大切にす心の醸成に努めるような学習や体験活動を行うことが必要であろうと考えます。

いじめが発生した場合には、早期に発見、早期対応に努めることであります。日常的に子どもの日誌、学級ノート、班ノート等の記述、態度あるいは会話などの中からいじめの兆候がないか等を観察したり、先生方、保護者、地域などから広く情報収集したり、児童・生徒にアンケート調査を実施して、いじめのサインを見逃さないようにします。また、校長先生を中心として学校、家庭、地域が相互に連携を図ったり、いじめ問題への効果的な対応組織としての校内いじめ問題対策委員会等を設置することも必要となります。また、状況に応じては、教育事務所のスクールソーシャルワーカー、いわゆるSSWをはじめ、いじめ、不登校アドバイザー、さらには児童相談所、福祉総合相談所等の専門の相談員や専門家と連携することも必要ですし、警察や法務局等との連携も必要になってくる場合もございます。

次に、不登校についてですが、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因、背景により、児童・生徒が登校しない、あるいはしたくてもできない状況にあることと定義されています。不登校のケースについてですが、学校生活に起因するタイプ、遊び、非行型、無気力型、不安など情緒的混乱の型、意図的な拒否の型、それらが複合している複合型と6つのタイプに分けられます。不登校の対応としては、いじめの件でも申しましたように第1に不登校を未然に防止することです。そのためには、子どもが登校したくなる魅力ある学校、学級をつくるのが大事です。子どもにとって、自分が大事にされている、認められている等の存在感が実感でき、精神的な充実感が得られる心の居場所が必要です。子どもにとって学業不振が不登校のきっかけになる場合もあるため、すべての子どもたちが分かる、喜びの場としての授業を心がけることが必要です。また、日常生活の中で、子どもの小さなサインを見逃さないためにも、保護者との信頼関係づくりが必要になります。不登校対策の基本は、初期対応、組織対応、継続的対応ということで、まず欠席1日目は電話連絡、2日目は家庭訪問、3日目はチームで対応する、愛の1・2・3運動の実施がございました。

次に、不登校及び不登校傾向児童・生徒のために、専門家の意見や対応の内容と子どもの反

応、不登校対策委員会等の協議内容を記録し、校内での共通理解や組織で対応するための個別指導記録の作成と活用が必要となります。さらに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家が参加した不登校対策検討委員会等を実施します。

以上の3点を、熊本県では共通実践事項として取り組んでいます。それに加え、菊池管内では愛の1・2・3運動プラスワンとあって、欠席の4日目にはSSWの派遣要請をしようということで進められております。不登校児童・生徒に対する対応段階としては、学校に行けない子どもたちが家庭でひきこもり状態とならないように、適応指導教室であります杉並教室を設置しています。杉並教室は中央公民館では週5日で、1日または半日教室を開いております。武蔵ヶ丘コミュニティーセンターでは週4日で、半日教室を開いております。教育相談員は2名おりますが、24年度当初予算が通れば、1名増の3名で運営していく予定です。杉並教室に行くようになった子どもの次のステップは、中学校では学校内にあり、生徒や保護者の教育相談を行ったり、教室に入れない子どもの学習指導を行ったりする心の教室に行くこととなります。心の教室だけでなく、保健室に登校するというような子どももおります。そこから教室に復帰できるように、クラスの友達や担任の先生が顔を出しながら、教室に戻れるように交流していきます。

対応施設や相談窓口は十分に機能しているかというご質問ですが、職員それぞれができる部分でできることを頑張っているというふうに考えておりますし、先ほども申しましたように適応教室教育相談員の増員が可能となれば、中央公民館と武蔵ヶ丘コミュニティーセンターの両方で常時教室を開きたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 中岡敏博君。

○1番（中岡敏博君） それでは、お尋ねします。

今の答弁でコンサルテーション、いろんな専門家によるチームが存在し、いじめに対する問題解決は十分に機能して、充実しているということではよろしいでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 教育次長。

○教育次長（水上孝親君） コンサルテーションについてはちょっと説明を省かさせていただきますが、先ほど不登校対策委員会について申し上げましたが、一般的にはいじめ不登校対策委員会とっているようです。スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家の参加は必要に応じて行っているところですし、いじめ、不登校の要因に児童虐待が予想されるような場合には、菊陽町の福祉課、あるいは児童相談所の所員、民生委員が参加するケース会議も開催しております。そのほか、警察は直接いじめ不登校対策委員会に参加するということはありませんけれども、いじめ、不登校問題で問題行動や生徒指導あたりが関係するような場合、学校の担当者が警察に意見を伺い、会議にその意見を反映させるというふうな場面もあります。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 中岡敏博君。

○1番（中岡敏博君） この項目では最後になりますが、今後いじめ、不登校の児童・生徒の数はどのように推移していくと想定されてますか。

○議長（大塚 昇君） 教育次長。

○教育次長（水上孝親君） いじめ、不登校児童・生徒の数はどうなのかということでございますが、どの学校でもいじめ、不登校児童・生徒数を一人でも減少させたい、ゼロになるように取り組みたいと考えているところでございます。そのために、菊陽町教育委員会は、各学校の不登校の問題解消に向けた取り組みについて情報交換をするとともに、計画や指導体制、具体的な取り組みを検討するための町の不登校対策会議、これを年に3回開催しております。また、本年度は県の教育委員会の委託を受けまして、武蔵ヶ丘小学校、武蔵ヶ丘中学校を指定校として、子どもたちの自立支援事業、A地域の指定を受けております。引き続き平成24年度も指定を受ける予定でございます。

この事業は、不登校等の積極的予防と解消を図るための実践的研究を行うことを目的としております。本事業の成果として、年度初めに中学校2年生、3年生のQ-Uテストを行いました。12月に中学校1、2年生と小学校4、5年生にQ-Uテストを行っております。その結果として、小学校はとても良好な関係が構築されているということ、中学校においてもおおむね標準により、よい結果が得られたということでございました。先ほど申しましたQ-Uテストといいますのは、学校生活における生徒個々の意欲や満足感、学級集団の雰囲気や熟成状態、学級や学校生活における満足感や意欲に関する生徒の学級内での相対的位置をつかむことができるようなものでありますし、このことで不登校になる可能性の高い生徒の早期発見、あるいはいじめの発生、深刻化の予防、いじめ被害に遭っている生徒の発見あたりに活用することができるテストでございます。

そのほか、武蔵ヶ丘中学校でハートサポート研修会、武蔵ヶ丘小学校ではピアサポート研修会を実施して、豊かな人間関係を築く力とか自尊感情を醸成する手法を学習しました。また、中学校の場合、昨年に比べまして不登校生徒が増加しておりますが、杉並教室や心の教室の相談員、不登校に関する教育サポーターのいろいろな協力を得まして、学校に登校できる生徒が昨年比3名増の9名というふうになったところが大きな成果ではないかなというふうに思っております。しかし、本町には急激な都市化により児童・生徒数も飛躍的に増加しているところでございますし、家庭、地域の教育に関する時期、関心が高い反面、共働きの家庭が多く、核家族化あたりも進んでおります。また、地域の中での家族、家庭同士のつながりが薄く、母子家庭、父子家庭等の複雑な家庭状況や家庭の教育力の低下を背景とした問題行動等の生徒指導上の課題も多岐にわたっていることもありまして、取り組みの困難さは予想できるところでございます。

今後、少しずつでも、いじめも含めて不登校児童・生徒数の減少を図っていこうと考えているところでございます。



以上です。

○議長（大塚 昇君） 中岡敏博君。

○1番（中岡敏博君） 学校委員会等のきめ細かい対応によって、今後いじめ、不登校が減少していくということでございます。

次の項目に行きます。

基礎学力の向上についてお尋ねします。不登校の原因、いじめが発生する原因にもなる学力の向上についてお尋ねいたします。

基礎的な学力を身につけることは、義務教育におきまして当たり前のことであり、しかしながら分からないまま、先ほど答弁にございましたが、授業のスピードについていけない、ある授業でつまずき、苦手意識を克服できない、集中力、やる気がないなど、具体的に取り上げた以外でも学力低下の原因はたくさん存在すると思っておりますが、これに対して基礎学力の向上のためどのような対策をなされていますか。

○議長（大塚 昇君） 教育次長。

○教育次長（水上孝親君） 質問にお答えします。

この件につきましては、基本的には毎日行う1時間1時間の授業を充実させ、分かる授業に取り組むということが最も重要なことであると考えております。それ以外に、それぞれの学校でやられていることが幾つかありますので、ご紹介いたします。

まず、どの学校でもありますけれども、朝自習の時間の活用というのがございます。それから、掃除終了後の15分間の特設の学習時間の設定というのもしてある学校があります。それから、学力充実タイムと銘打って、授業時間の中にそれを設定しているというところもあります。それから、放課後における基礎基本の定着のための20分間の特設時間というふうなことを設定している学校もございますし、これは全体でというような感じになるんですが、今度のは放課後における30分間の個別指導の時間を設定しているという学校もございます。それから、特定の子どもを学校に呼んで夏休み中に個別指導したりするというも行われておりますし、中学校ですが頑張りマンデーといいまして、ちょうど月曜日は部活動をしませんので、ノ一部活デーということですので、先生方が部活動に参加しなくていいということになりますので、月曜日の放課後に学習指導をしたりするというふうなことなどが行われているようでございます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 中岡敏博君。

○1番（中岡敏博君） それでは、地域の皆様による学校支援事業に取り組んでいるようでもありますが、協力者や教育分野での人材、これらを拡大していく取り組みをなされていると思っておりますが、お尋ねします。

以前、吉本議員もお尋ねしましたので、学校支援事業について基礎学力の向上のために関係する部分がありましたら、簡単明確にお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 教育次長。

○教育次長（水上孝親君） 簡単明確にということですので、武蔵ヶ丘北小学校で朝自習の取り組みに、地域の方をお願いして朝自習の指導を行ってもらおうというふうなことをやっているのがございます。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 中岡敏博君。

○1番（中岡敏博君） 地域の方々におきまして、また教職員の退職者等の人材というか、そういう方々に指導を受けることについて、私が存じ上げております例を挙げますと、教職員退職者有志による学習教室が以前は武蔵ヶ丘団地内にあり、現在は熊本市公団1階で週に3回行われているということで、強い関心を持っております。なぜならば、指導者の熱意、私が知っている児童・生徒の大きな変化も見られることからであり、私が考えます学習塾との違いは基礎学力の向上を、また学校への授業へつなぐことを目的とし、どこの高校へ進学するためや高い目標を設置し、それに向けての長時間の学習でないことであると思います。町はこのような地域の取り組み、活動をどれだけ把握し、協力しているのかをお尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 教育次長。

○教育次長（水上孝親君） 昨年でしたでしょうか、そういったことでできるだけ協力していただきたいというふうな要請があったことがあります。それに対しては、いろいろご相談に応じたというところがございます。それから、そのほかでございますけども、退職校長会というのがございますが、そういったところで学校の要請があればそれにこたえまして、学習支援のために授業に参加するというふうなこともやっております。ただ、菊陽町については菊陽北小学校の学習発表会に、退職された校長先生が応援するというふうな形で参加というのがあるようですが、学習支援という意味での退職校長会に要請したというふうなところは、今のところはございません。

今後、学校から要請等がありまして、時間や内容が合えば、学習支援活動も行われるのではないかなと、十分あり得るのではないかなと考えているところでございます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 中岡敏博君。

○1番（中岡敏博君） 分かりました。

いろんな地区地区で、ボランティアで子どもたちのためにというふうにして、いろんな学習を教えたい、していただけているという方との協力、連携というのも大切に、現在実施されている方たちとの協力も必要じゃないのかなと私は考えます。

次の項目に参らせていただきます。

次の項目は、特別支援の充実につきまして。菊陽町の特別支援の充実としまして、町長は、特別支援が必要なケースを具体的に発達障害のある子どもが安心して授業を受けられるよう、支援強化を図る、平成24年度は平成23年度より3人多い32人の特別支援助手を配置して、子ども

ものニーズに応じた支援を進めるとされております。では、発達障害の早期発見に十分に留意されているかと思いますが、平成17年4月に施行されました発達障害支援法では、発達障害の疑いのある者に対し継続的に相談を行い、必要に応じ早期に医学的または心理的判断がなされるよう、また就学後に適切な教育支援を受けられるような必要な措置をとること、なおその際には関係部局や関係機関との緊密な連携のもと、必要に応じ専門家などの協力を得ることとされており、発達障害に気づかれず正しい支援が行われないと、周囲の無理解によりからかいやいじめの対象になってしまうこともあります。菊陽町教育委員会が、平成21年3月に特別支援教育の啓発資料を配布しているのは存じ上げております。では、サポート体制は充実しているのでしょうか、お尋ねします。

○議長（大塚 昇君） 教育次長。

○教育次長（水上孝親君） ご質問にお答えしたいと思います。

特別支援教育の本格実施に伴いまして、障がいのある児童・生徒に対し、食事、排せつ、教室の移動補助等学校における日常生活動作の介助を行ったり、発達障害の児童・生徒等に対して学習活動上のサポートを行ったりする特別支援教育支援員の活用が、障害に応じた適切な教育を実施する上で一番重要となってまいります。国では、市町村に対しまして小・中学校において支援員を計画的に配置できるよう平成19年度から地方財政措置を行っております。また、発達障害の早期発見、早期支援の重要性にかんがみ、平成21年度には小・中学校に加え、幼稚園にも地方財政措置が拡充されたところでございます。

こうしたことを踏まえまして、菊陽町教育委員会におきましても、障害のある児童・生徒へのきめ細かな支援のために、特別支援教育支援員を配置しております。菊陽町教育委員会では、特別支援教育支援員のことを特別支援指導助手という名称で呼んでおります。指導助手の募集、採用、配置等については、菊陽町教育委員会が各学校の実態をヒアリングしながら、指導助手の総数を決定し、配置することとしております。

サポート体制は充実しているのかということですが、先ほどお話がありましたように、32名、予算が通過すればということになりますけれども、実際に今年度は保育園に9人、それから小学校に21人、中学校に7人、計37人の加配保育士と特別支援指導助手の配置がされているところです。他市町と比較したときに特に遜色がないのではないかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 中岡敏博君。

○1番（中岡敏博君） それでは、教育委員会における専門家チームの設置及び巡回相談についてお尋ねいたします。

専門的な意見などを小学校などに提示する者や、小学校を巡回して教員などに指導内容や方法に関する指導や助言を行う巡回相談をする者は配置していらっしゃるでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 教育次長。

○教育次長（水上孝親君） まず、教育委員会としての部分でございますが、専門家チームというふうな設置というふうなことで考えますと、菊陽町としては菊陽町特別支援連携協議会というのを設置しております。当該年度の特別支援教育の推進や、町の特別支援教育総合推進整備計画についての協議を行っているところでございます。本協議会の構成委員は、教育長をはじめとしまして教育相談員、それから町の校長会の代表、各中学校区のリーダーコーディネーター、養護教諭の代表、町立保育園の代表、町内の私立の保育園及び幼稚園、小児科医、社会福祉協議会、保護者の代表、役場から福祉課、健康・保険課、学務課職員あたりが構成委員となっております。本協議会が、町の特別支援に関する方針や取り組みを決める最も大きな会となっております。その下部組織として、実務担当者会というのを組織しております。構成委員は、町の校長会の代表、各中学校区リーダーコーディネーター、役場から福祉課、健康・保険課、学務課職員、以上6名で構成しているところでございますが、この会では先ほど申しました特別支援連携協議会の運営と、それから地区コーディネーター会議の取り組みに関する協議を行っているところです。

今申しあげました地区コーディネーター会議というのは、各中学校区内の各小・中学校コーディネーター及び幼稚園、保育園の担当者で構成しておりまして、必要に応じて巡回委員を招きながら、年に3回から4回程度会議を行っております。協議内容は、事例の検討あるいは事例紹介等具体的かつ実践的な研修、あるいは協議を行っているところでございます。各学校では、コーディネーターや担当者を中心にして校内支援委員会を設置して、特別に支援が必要な児童・生徒等の担任や指導助手等を構成委員としながら、その子にとって最も効果的で具体的な支援、指導ができるよう協議して実践しているところでございます。

巡回相談でございますが、本年度は合計72回実施しているところです。大津養護学校それから菊池地域療育センター、県の発達障害者支援センター「わっふる」あたりから巡回相談をしてもらっているところでございます。その成果としては、まず通常学級での支援が必要な子どもの支援の仕方についてのアドバイスを受けて、支援方法が分かり、行動上の問題が減少したというふうなことが上げられます。

もう一点、保護者、担任、専門家で教育することで、同じ目標を持って連結した支援ができるようになったというふうなところが成果というところでございます。ただ、学校側と巡回相談員との日程調整がとても難しい場面がございますし、委員に来ていただいても、訪問回数というのが限られておりますので、1回につきの相談件数が非常に多くなるということで、じっくり一つ一つの事例について話を聞くことができないというふうな課題が出てきている部分もあることはあります。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 中岡敏博君。

○1番（中岡敏博君） 次に、質問を用意させていただいておりました特別支援教育コーディネー

ターの位置づけにつきましては、今こちらの方まで答弁いただきましたので、省かせていただきます。

次に、権利擁護についてお尋ねいたします。

教育委員会及び学校は、個人情報漏えいしたり、差別的な取り扱いがなされないことがないように十分配慮していると思いますが、現状の教育現場では徹底されていると言えますか。また、これに対して課題はないかお尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 教育次長。

○教育次長（水上孝親君） お答えします。

菊陽町教育委員会では、文部科学省を参考にしながら、平成23年9月に特別支援指導助手の活用について、サブタイトルとしまして特別支援教育の充実のためという冊子を作成いたしました。こちらでございます。内容は、特別支援教育支援員とは何か、菊陽町教育委員会の方向性について、効果的な支援を行うには、支援のための具体的事項、支援に当たって留意すべき事項、これはQアンドA方式でつくっております、について述べたものです。その中の支援に当たって留意すべき事項というところの中に、個人情報の取り扱いについてはどんな配慮が必要ですかというふうな質問を設けておまして、その回答として次のように述べております。

学校で行う指導や支援が信頼され、効果を上げていくためには、個人情報の取扱いは極めて重要です。指導助手は、児童・生徒の重要な個人情報に触れる可能性も高いと思われれます。児童・生徒の障害の状態など知り得た情報などについては、学校以外の場所で話題にしたり、保護者がいないときに勝手に本人に伝えたりするようなことは厳に慎まなければなりません。また、これは指導助手として業務に携わっている期間のみならず、終了後も同様です。指導助手は教育委員会に採用されますので、公務員としての守秘義務がありますというふうに述べております。

また、担当している児童・生徒から支援内容や支援方法を問われたとき、どんな対応をすればよいのでしょうかというふうな質問も設けております。それについての回答ですけれども、ちょっと途中からということになりますが、基本的には対象となる児童・生徒の個人情報の取り扱いに十分留意する、対象となる児童・生徒の自己評価が低下しないようにする、友達から差別されることのないようにするなどのポイントを押さえ、一人一人の状態や学級の様子に応じた接し方をすることが大切となりますというふうに記述しているところでございます。この冊子につきましては、当初校長、教頭それから特別支援コーディネーター、特別支援指導助手に配付したところでございますが、担任との連携を図るという点から、本年2月の校長会議の折に学校内の全職員に配付していただきたいことと、その研修をするようお願いしているところでございます。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 中岡敏博君。

○1番（中岡敏博君） 特別支援の充実について、町がどれぐらい力を入れている、丁寧にきめ細かく対応されているのかについて、ちょっとお尋ねさせていただきました。

最後の項目に入りますが、先ほどから答弁の中にも数回出てまいりましたSSW、これはスクールソーシャルワーカー、精神保健福祉士、社会福祉士の総称として専門的な、また福祉的なことをしていただく職員のことでありまして、先日福祉課の職員と子育て支援の中でのサポートとして、SSWの配置と連携についてお話をさせていただきました。福祉課では、主に増加傾向にある児童虐待対策について活用されているとのことでありました。SSWは、学校だけの対応では解決が難しい不登校などの生徒指導上の諸問題に対して、学校、家庭、関係機関、児童相談所、警察、福祉事務所、医療機関などによる連携ネットワークを構築し、事例対策検討会、ケース会議を通して、短期的、中期的、長期的な対応策を立て、それに基づいて課題解決を図っていく調査研究を行うものとされています。現在、菊池教育事務所に、通告書におきましては1名としておりましたが、先日確認いたしました菊池教育事務所に2名配置されているということで、SSWはSC、スクールカウンセラーや養護教諭と異なり、教員からの相談、保護者からの相談に対しても十分に対応できると考えますが、先ほどの答弁からはさまざまところで活用されているということでしたが、ここで学校において、SSWは現在の人員、菊池教育事務所で2名で十分機能しているのでしょうか。お答えください。

○議長（大塚 昇君） 教育次長。

○教育次長（水上孝親君） ご質問にお答えしたいと思います。

スクールソーシャルワーカーは、学校だけでは解決が困難な家庭環境等に起因するいじめ、不登校及び問題行動等の生徒指導上の諸問題を解消するために、医療・福祉、警察等の関係機関との連絡調整を図りながら、子どもを取り巻く環境の改善ということで取り組んでいただいているところです。菊池教育事務所に2名ということですが、教育事務所におけるSSWの具体的な職務ということでちょっと申し述べたいと思いますが、いじめや不登校等の問題を抱える児童・生徒に対する状況把握、学校、家庭、関係機関等による連携ネットワークの構築及び連携のための連絡調整、いじめや不登校等の諸問題についての事例対策検討会、いわゆるケース会議の開催、各関係機関等の連携による総合対策の構築、いじめ不登校アドバイザー等への活動への支援及び協働、子ども、保護者等への教育相談、小・中学校における校内研修等への支援、その他というふうになっております。県下の教育事務所へのスクールソーシャルワーカーの配置については、延べ人数で22人です。ただし、複数の事務所を兼務しているSSWもおりますので、実人数は15人ということですが、先ほどもありましたように、菊池教育事務所の場合2名のSSWがおりますけれども、合わせて週に5日、1日につき6時間勤務というふうなところが実情でございます。菊陽町の福祉課におきましても、菊池教育事務所に勤務するSSWのうちの1人を、要支援児童対策委員という職名で週1日程度雇用し、菊陽町の子どもたちのために使われているところでございます。平成23年度は、本町の福祉課で対応した児童相談のうちに10件についてSSWが相談に参加しております。

SSWが十分機能しているのかというご質問ですが、SSWはいじめ、不登校を含めた問題行動等生徒指導上の諸問題について、本当にいろいろと対応していただいておりますので、大変ありがたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 中岡敏博君。

○1番（中岡敏博君） 問題が今後増えると予想して、今の人数で十分に機能しているかという質問をちょっとさせていただいたんですが、今後発生が予測されるさまざまな問題に対して、現状で対応できると考えていらっしゃいますか。また、理由まで、できればお願いします。

○議長（大塚 昇君） 教育次長。

○教育次長（水上孝親君） 質問にお答えしたいと思います。

現在、家庭環境等に起因するいじめ、不登校及び問題行動等の生徒指導上の諸問題については、学校だけで対応できるというふうな問題ではなくなっています。家庭の形もひとり親家庭、離婚、再婚による家族形態の変化や複雑化等も見られます。また、経済的な困窮のため、夜間に仕事をしたり、何日間も家をあけたりしないと仕事ができないというふうな保護者もおりますし、子どもに向き合う余裕がないというふうなところもあるようでございます。食事関係も十分にとれていないというふうなところもあるやに聞いております。そうなりますと、教育的なかわりよりも福祉的な視点を持って対応しなければならないというふうなところがございます。学校以外の医療機関や児童相談所、警察等の専門機関と連携する必要が出てまいります。

対応できるかというところにつきましては、ますます活用をしていかななくてはならないというふうに思っておりますし、福祉の視点も十分視野に入れて、SSWをもっともっと活用するというふうなことが必要になるのではないかなあというふうに予想しているところでございます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 中岡敏博君。

○1番（中岡敏博君） 私もさまざま、いろいろな自治体の取り組み、SSWの活用、学校と家庭の支援員等の活動の方をいろいろ研究、勉強もしてまいりましたが、人口増加、子どもたちが増えている菊陽町ということで、いろんな問題が増加していくのではないかと危惧をしております。そのためにも、SSWという福祉的な部分でいろんな支援等をしていただければと考えております。

最後になりましたが、私もパトロールをしておりまして、心配であったり、気になったりする児童・生徒が、多数ではありませんがございました。その児童・生徒には必ず声をかけ、話をするように心がけておりまして、これは登下校や遊び場などでの状態ではありますが、学校に行きたくない、うつむいて登校している、ひとりぼっちでいつも遊んでいる児童・生徒が存在するのは事実であり、それに対し現場の皆さんもきめ細かい対応をされていることと思いま

す。その子どもたちがくじけず、めげず、くさらず成長してもらいたいし、避けなければならない、子どもが生命などにかかわる暴力事件の発生、自殺などに絶対につながってはならないと強く感じながら、私の質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（大塚 昇君） 中岡敏博君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時0分

再開 午前11時10分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大塚 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

甲斐榮治君、一般質問を許します。

○8番（甲斐榮治君） 皆さんおはようございます。議席番号8番甲斐榮治が一般質問いたします。

当選以来5年目が経過をしまして、今日が20回目の一般質問でございます。何回ここに立つても、何かやはりなかなか落ちつきませんし、のどは渴きますし。議員になる前もここに立つことは随分たくさんあったんですが、いつまでたってもやっぱり緊張いたします、のどが渴きます。まだ、修業が足りんなという感じを持っておりますが。

さて、東日本大震災から1年目を迎えております。今年の3月11日には、吉本議員の提案で議員の有志がゆめタウンで支援のための募金活動を行いました。詳しくは吉本議員から後で報告があると思いますが、遠く離れて私たちには何もできません。これぐらいのことしかできませんが、被災者の方々が立ち上がられて、ふるさとの復興を遂げられることを祈念したいと思います。

さて、この1年間、未曾有の災害が我が国の直面するさまざまな課題を凶らずも浮き彫りにして見せてくれました。その中で、特に考えさせられた問題があります。それは、我が国がこれからどこへ向かったらよいかという、大きくてつかみよのない、そういう問題であります。経済の高度成長が頂点に達して、いわゆるバブルがはじけて以来私たちの胸の一番奥底にあり続けてきた国の形を問うこの問いが、大震災を機により一層明確に意識されるようになったと思います。今私たちの目の前には、原発事故が浮き彫りにしたエネルギーの問題があります。T P P問題は産業のみならず、国の機関をどこに置くかという問いを投げかけています。大阪市に見られるように、日の丸・君が代に関するさまざまな対応は、真の愛国とは何か、教育とは何か、そういったことを日本国民に問いかけています。特に、周囲の国々が、私からいえば必要以上にナショナリズムを高揚させる中で、この問いはかつてないほど鋭さを増しているというふうに思います。そして、社会の根幹にかかわる最大の問題、皆さんご存じの世界じゅうで最も際立った少子・高齢化の社会の真ただ中に私たちは立っております。これらは、



すべて21世紀の我が国の形にかかわる一大問題であります。

かつて、我が国には海外にモデルがありました。海外のモデルを見ながら、それに追いつき追い越せという合い言葉のもとに、馬車馬のごとく働いてまいりました。しかし、ほぼ目的を達した今、私たちの目の前にあるものは、いわば無明のやみであります。何も見えないやみといたらいいでしょうか。少しきざな言い方かもしれませんが、目標の見えないやみを前にどうも日本人は今縮み上がろうとしているように見えてなりません。すべての問題において、縮んでいこうとしているように思えてなりません。縮むという行為は、次により高く跳ぶために縮むのでありますけれども、何か今の我が国のあり方は縮むために縮むような、そういう状況にあるのではないかという危惧を持っております。しかし、困難のさなかにあるとなかなか本質が見えません。本当は、我が国はある意味では世界の先頭に立って、だれも経験したことの無い、そういう事態に直面している、こう思います。このときに頼るべきは私たちの手であり、足であり、ほかならぬ私たち自身の判断以外にはないと思います。日本人は、実はこれまでに世界じゅうのだれもが実現し得なかった世界を切り開くことを迫られている、そういうふうに私は考えております。その世界が何であるか、にわかには分かりません。しかし、今の困難にたじろぐことなく、挑戦の姿勢を持って難問に取り組んでいけば、私たちは新しい未来を失うことはなかりと信じます。

少し余計なことを言ったかもしれませんが、そういったことを考えながら今日の質問に入っていきたいと思えます。質問は質問席で行います。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 質問に入りますが、時間が制約をされておりますので、答弁は本質をとらえた簡略なものをお願いをしたいというふうに思えます。

まず1番目ですが、平成24年度の町政運営上の幾つかの問題について質問を行いたいと思えます。

町長の施政方針表明、この前ございましたが、これは町政全般にわたり理論的にもよく整理されたものであると、それはそれでよしとしたいと思います。しかし、施策の精神、あるいは骨格をなすものが何か、そこからどのような未来のビジョンが出てくるのか、施策の目下の重点がどこにあるかがよく見えないこと、そこに大方の不満があるように思われます。重点を決めて言うと、公平を欠くととられるという意見もありますが、将来のビジョンがしっかりしていれば今の不平不満は説得できるというふうに考えます。

さて、具体策の中で町民の大きな不満や不安を招きそうな問題、あるいは特に関心を引きそうな問題を幾つか取り上げますが、まずは既に限界に来ていると思われる国民健康保険税の頻繁な改定問題に触れたいと思えます。大変難しい問題だと思いますけれども、今日は傍聴者の方もありますので、私の方で少し整理をして、それから質問に移らせてもらいます。もしも私の整理が間違っておれば、執行部の方で訂正をお願いします。

平成14年から過去10年間の国民健康保険特別会計を見ておりますと、平成16年と18年を除い

てすべての年度が単年度赤字であります。特に、平成22年からはその赤字が1億円を超えております。

次に、平成20年度まではその赤字を繰越金で補てんをされております。平成21年、22年は繰越金プラス基金からの繰り入れで補てんをされております。平成23年は、その上にさらに一般会計から法定外繰り入れをして収支のバランスをとってあります。この平成23年度には、基金も完全に取り崩されて0になっております。

次です。平成24年には、今年度の予算ですけれども、約1億8,500万円の赤字が見込まれております。この対処方法として、年額平均にして1人当たり8,005円、世帯当たり1万5,090円、年額です。総額にして約7,000万円を増税しなくてはならない。これでおかつ不足をいたしますので、その分の1億2,000万円を一般会計から繰り入れて収支のバランスをとると、これが平成24年度の予算になっているかと思っております。このような困難の原因としては、国庫負担金が減ったということです。医療費が高くなった、高騰した、低所得層が国保に移ってきたと、こういうことが上げられております。私自身は、特別会計は法定外繰り入れをするんじゃないで、自立すべきだという基本的な考え方に立っております。その意味から、過去の増税案には賛成をいたしました。国保会計は自立しなければならないと、そういう観点から賛成をいたしました。

しかし、町民の負担は既に限界に来ているという感じを持っております。私の周辺にも悲鳴に似た不安の声があります。しかも、この分でいきますと、年度ごとの増税も想定される、かつ将来においてはそれが根本的に解決される見込みも今のところはないと、こういう状況にあるかというふうに思います。それを踏まえて質問ですが、国民健康保険税は現況では毎年度値上げが避けられない状態であるが、今後、対県、対国あるいは町独自で打ち出せる解決策はないかということについてご答弁をお願いします。大変難しい質問であるかと思いますが、よろしく願いをします。

○議長（大塚 昇君） 健康・保険課長。

○健康・保険課長（村田節子君） ご質問の国民健康保険税は、現状では毎年度値上げが避けられない状態であるが、今後対県、対国あるいは町独自で打ち出せる解決策はないかについてお答えさせていただきます。

国保財政はここ数年悪化し続け、平成23年度末には基金を全額取り崩してもなお不足が見込まれましたために、税率改正を行い、その不足分を補てんする方策を講じました。しかし、療養給付費が当初の見込みより増加しましたために、12月議会において一般会計から1億円の繰り入れをご承認いただき、執行しているところでございます。さらに、24年度の当初予算編成に際しまして約1億9,100万円の不足が見込まれましたために、国民健康保険運営協議会に諮問し、約9%程度の税率改正はやむを得ないとの答申を得まして、不足分のうち6,500万円について税率改正の審議をお願いしているところでございます。国民健康保険は、本来特別会計を設けて、国庫支出金と保険税を2大財源として独立採算で運営することが原則とされてお

ます。この原則を踏まえ、不足する財源をすべて保険税で賄うとなりますと、被保険者に多大なるご負担をお願いすることになります。

しかし、長引く景気の低迷及び被保険者の状況では、すべてを保険税に求めることは困難と思われる。逆に、一般会計から全額を繰入金で賄うとなりますと、一般施策に影響を及ぼすことになるため、誠に心苦しい限りではございますが、被保険者の皆様に応分の負担をお願いし、それでもなお不足する約1億2,600万円について、一般会計からの法定外繰り入れで対応することをやむを得ず判断した次第であります。

このような状況を少しでも改善し、国保財政の健全な運営のため、診療報酬明細書の内容の点検や、療養給付費の約3割を占めております薬につきましても、ジェネリック医薬品の普及促進のため、ジェネリック医薬品希望カードの配布、ジェネリック医薬品に切りかえた場合の自己負担、差額のお知らせの通知を行っております。また、病気の早期発見のため、人間ドックや特定健診の費用の助成は引き続き行い、受診率の向上を図ってまいります。健診後の支援としまして、保健師、栄養士など専門職種による健康相談や訪問指導を継続し、被保険者の健康増進と医療費の適正化に努めてまいります。また、保険税の収納につきましても、随時納税相談を実施し、被保険者の状況に応じた納付を勧奨するとともに、納税相談に応じていただけない方につきましても、やむを得ないのですが差し押さえを行い、収納率の向上に努めていきたいと考えております。

国保が抱えます構造的な問題は、本町だけではなく全国の市町村の共通の課題であります。国保は国民皆保険制度を支える重要な役割を担ってきたものであります。町としましては、熊本県町村会と連携しながら、国に対して国民健康保険への財政支援強化のための国庫負担金の増額と、社会保障と税の一体改革の早期成立及び国民健康保険の安定運営の確保のため、国保運営を市町村から都道府県へと広域化を推進するようさらに強く要望していきたいと考えております。

以上で終わります。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 状況は大変よく分かります。構造的に国保が難しい局面に立ち至っているということもよく分かります。しかしながら、私たちはこの特別会計について、最終日に賛否の態度を明確に示さなければいけないという、そういう思い、現実も目の前にしております。そのときに、今課長の答えでありますと、予防に力を入れる、あるいは薬品の対応をする、そういったことも分かりますけれども、基本的なこの数字は動かないというふうな気がするんですよ。そうしますと、先ほどの国からの負担金、支出金といいますか、そういったものを増やす方法があるのかどうか、あるいは広域にすることによって解決できるのかどうか、そういった問題が出てくると思いますが、私たちはこの問題について一定の結論、起立か座つとるかどちらかですけども、決めるためにはやはり一定の、将来はこうなるんだということを町民の皆さんにもある程度説明できるような、そういうものがないとなかなか決断がしづらいという状

況であるというふうに思います。

それで、今の件について、課長がお答えいただきましたのと同じようなことになるかもしれませんが町長、この辺についてどのようなお考えをお持ちですか。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） ただいま健康・保険課長が答弁いたしましたように、現状での対応といたしますか、どうしたら国保会計を維持できるかというのは、ただいまの答弁でご理解いただきたいと思いますけれども、後半の方で言いました、これは本町だけではなく国保が抱える構造的な問題ということで、全国の市町村の共通課題ということで、今熊本県町村会の方を中心に動いておりますが、これは全国の町村会の方につながっておりまして、そこで国の方であります国民健康保険の基盤強化に関する国と地方の協議の中で、この町村会の代表の秋田県の町村会長が出席されておりますが、その中で、厚生労働省の方から市町村国保の構造的な問題の対応案として示された内容がありまして、低所得者の保険料に、いわゆる本町では保険税であります。が、保険料に対する財政支援の強化、それから保険基盤安定制度の拡充、低所得者に対する保険料軽減の対象世帯を拡大する、そして保険者新制度の拡充ということで、暫定措置になっている部分を恒久化する、それから保険料の軽減対象世帯に応じた保険者への財政支援について拡充を行う、そういうものが示されておること、国の厚生労働省の方でも、全国の市町村の実態というのは十分把握されておりまして、今言ったような対応案というのが示されておりますので、それができるだけ早くきちんとしたものに成立するようなところを願いながら、また引き続きそういった要望活動を続ける以外に、現状の中ではなかなか代替案というのはないような状況でありますので、その辺を引き続き強化していきたいというふうに考えているところであります。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 対国あるいは対県、あるいは広域というふうなことになりますと、これはもう町長を通じてしかなかく対応ができないというところがあります。ぜひ、今私が申し上げたような町民の非常に苦渋といいますか、それを関係者に届けていただきたいということをひとつ思います。

それからもう一つは、去年税金、増税があつて今年また増税と、こういうことで果たして町民の方の納得が得られるのかなという心配もしております。これは希望になりますが、なろうことならば今度は1億2,000万円の一般会計繰り入れ、増税分が7,000万円で1億9,000万円か8,000万円ぐらいのあれになると思いますが、今回ぐらいは一般会計から法定外で繰り入れをして、そして全額繰り入れをして、1億7,000万円、8,000万円ぐらいになるかと思いますが、しばらく検討の機会といいますか、町民の皆さんにも国保の実情を理解していただく、そういう期間を設けた上でやむを得なければ、これはもうやっぱり増税というふうには持っていただけないかなという、希望の表明にしておきたいと思っております。

議長、次に移ります。国保の問題については以上で、次に移ります。

これはもう何度も質問をしておりますけども、光の森の複合施設の進捗状況について最近ちょっと聞いておりませんので、まとめて検討の状況、委員の構成、検討会の頻度、それから今基本設計がどの程度進んでおるのか、前には初期の保険関係、福祉関係、子育て関係、集会所の機能、そういったものが上がっておりましたけれど、どういう機能を組み込んだ設計になっておるのか、それから建設費用の概算、これについてまとめて報告をいただきたい。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉野邦宏君） それでは、ただいまの仮称光の森複合施設の進捗状況についてお答えいたします。

まず、検討の状況ということで、委員の構成、委員会の頻度についてお答えします。

仮称光の森複合施設建設検討委員会の構成は、地域の代表としまして西部地区の区長、それと自治会長の方から代表として4名、それと色々な立場からのご意見をいただきたいということで社会福祉関係、社会教育委員、体育指導委員、保育所保護者会、小学校と中学校のPTAの方、それと老人会の方からそれぞれ代表になる方を1名選出いただいております、それに専門の立場からということで県立大学の教授、准教授の先生にご参加いただきまして、13名で構成しております。検討委員会の頻度としましては、第1回を10月4日に開催しまして、大体月に1回程度でこれまで6回の検討会を開催していきまして、次回で最後になるかと思っておりますけれども、第7回を3月27日に予定しているところでございます。

それと、次の質問の基本設計の概略ということで、光の森複合施設につきましては、人口増加の著しい西部地域の町民の方のサービスの向上を図ることをメインに取り組んできたところでありまして、設置予定の機能につきましては、住民票の交付や相談などを行います支所の機能、それと地域コミュニティの場としての機能、また西部地域には子育ての世代の方がたくさんいらっしゃいますので、子育てを支援していく機能、健康増進や健診等を行う機能、運動ができるような機能、和室の機能、情報コーナーや談話室等の機能を持たせていくということとしております。また、防災倉庫、非常用電源室といった災害時の防災の拠点として利用できるような機能も持たせると、そういったことで前回の第6回の検討委員会で、ある程度の合意を得たところでございます。

建設費用の概算ということにつきましては、複合施設の建設事業は都市再生整備計画事業の国の交付金事業を予定していきまして、この事業は対象となる事業の最大で40%が交付されますが、基幹事業として用地取得費まで対象となる事業、それと用地は対象となりませんが、建設費が助成の対象となります提案事業、それと補助対象外の事業というふうになっております。現在、補助事業の交付申請の協議を国と行っていきまして、設置します各部屋の機能の必要性について、あるいは機能別の部屋の配置等について協議を行っており、できるだけ補助対象となるような協議を行っているところであります。また、検討委員会ではある程度の合意は得てはおりますけれども、第7回の委員会で変更が生じる可能性がございますので、概算の建設費用につきましては検討委員会の終了後に積算し、国との協議が終わりました後にお知らせさ

せていただければというふうに思っております。予算規模につきましては、過大な財政負担とならないように十分にご理解をいただきながら、作業を検討委員会の皆さんと進めておるところです。

以上になります。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） ほぼ合意に達していると。若干の動きはあるかもしれないということですね。ぜひ、パブリックコメントといいますか、地域の意見をよくよく、できることとできないことがあるかと思えますけれども、吸い上げていただきたいというふうに思います。

それから1点、先ほどの機能は大体分かりましたが、駐車場のスペースはあの南側の区域の中にとられる予定ですか。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉野邦宏君） 駐車場としても大体南側の用地が7,000平米程度ございますので、その中に駐車場用地も設けてまいりたいというふうに考えております。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） それから、その建設費の概算も補助事業、対象事業を検討しないとなかなか分からないということでしたが、以前は7億円程度というふうな話も聞いておりましたが、これはもうもとに戻りますか、白紙の状態に戻りますか。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉野邦宏君） 基本的には、住民の皆さんとどういった機能を持たせていくかというようなこととお話を進めております。ただし、先ほど申しましたように、やはり大きな財政負担ともなりますので、そういった負担とならないようなご理解もいただきながら、委員の方からはこの施設に予算をどんどんつぎ込んでいいのかというようなご意見もいただいたりとかもしております、そういったことも理解していただきながら、作業の方は進めておるようなところですよ。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 最後に確認ですが、これまで執行部が言いました予定は、平成23年度に検討委員会を行って基本設計までいくと、それから平成24年度に本設計になる、平成25年度に着工というふうに今までは理解しておりましたが、それでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉野邦宏君） ただいまおっしゃられたようなスケジュールを考えて作業を進めております。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） では、次に移ります。

この国家公務員の給与の二重の削減、いわば平成23年4月にさかのぼって一般職の給与を0.23%引き下げるという内容と、それからもう一つは平成24年4月から、期間の明示がありま

せんが、一般職を平均7.8%削減すると、そういう法案が国会を通過して、地方公務員については附帯決議がなされた状況であります。附帯決議の内容は、簡単に言えば法そのものは自主的かつ適切な対応という内容です。それから、総務省はそれを受けて、適正な対応というのを地方に求めるというふうなことになっておりますが、地方公務員の給与について町はどう考えておるのか、端的に言いますれば国に追随した決定をするのか、あるいは町独自の判断をするのか、これは町長でしょうか、あるいは担当部があれば。

○議長（大塚 昇君） 総務部長。

○総務部長（吉岡典次君） それでは、ただいまの質問にお答えいたします。

国家公務員の給与を削減する臨時特例法が本年2月29日の午前中に可決成立いたしております。平成23年度の人員院勧告、人勧と言われるものにつきましては、0.23%引き下げを昨年4月にさかのぼって実施した上で、平成24、25の2年度の引き下げを行うというものでございます。人勧実施分も含めて、今おっしゃられたように平均7.8%が削減され、3年間で約5,880億円捻出されることとなっております。その財源は、東日本大震災の復興に充てられることになっていてございまして、人勧を超える給与削減につきましては、昭和23年に人事院が発足して以来初めてのことだということでございまして、地方公務員の給与削減については、この特例法の中で地方公務員法及びこの法律の趣旨を踏まえ、地方公共団体において自主的かつ適切に対応するというふうになっているところでございまして、本町におきましては、本年の1月1日から、平成23年人事院勧告につきましてはそれに沿った減額を既に行っているところでございまして、特例法によります削減につきましては、先に述べましたとおり、地方公務員法及びこの法律の趣旨を踏まえ、地方公共団体において自主的かつ適切に対応するように求められているところであります。ここに地方公務員の中に、地方公務員法は、職員の給与について生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与、その他の事情を考慮して定めなければならないというふうに規定をしているところでございまして、本町の職員の給与水準につきましては、国家公務員の給与を100とした場合の指数でありますラスパイレス指数は97前後を推移しております。国家公務員に比べまして常に3%程度は低い状況に抑えているところでございまして、このたびの削減を本町の職員の給料表に当てはめると、役付職員で8%、非役付職員で5%の削減ということになります。このようなことから、本町の職員の給与につきましては、本年4月以降国家公務員の給与が削減されますと、単純計算でいきますと2%弱から5%弱、国家公務員の給与を上回ることとなります。

今後におきましては、このような国家公務員との関係をはじめまして、生計費、他の地方公共団体の動向を見きわめた上で、それについては対応を考えていきたいというふうに思っているところでございまして、

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） という答えが返ってくるだろうなというふうには思っておりました。なか

なか難しい問題で、特に片方に東日本大震災の支援というのが入ってまいりますと、なかなか判断も難しくなるということではないかと思いますが、1つは公務員の場合には人事院勧告に基づくとということで、ストライキ権も交渉権も剥奪をされておるという状況です。言うならば削減しやすいといえますか、丸腰の者に対して、何か丸腰の人をたたくような感じではないか、言い過ぎかもしれませんがそういう感じもいたします。先ほど前段で申し上げましたが、どうもやはり日本というのは、今回は東日本大震災という大きな大義を掲げて減らすということですが、どうも縮める縮めると、すべて縮んでいく。経済もこれでは縮んでいくのではないかという危惧を私は持ちます、それが1点です。

それから、案外人勸で公務員には交渉権がありませんので、簡単にこういうのが、簡単にとというのは語弊がありますが、出てきますけれども、結局生活者の立場に立って考えてみれば、7%も10%近いですね、それだけが削られるということは、私もかつて給料生活者でありましたのでよく分かりますが、ローンの返済等に非常に大きな支障を来す、そういったこともあるかと思えます。いろんなことを考えなくてはいけないんじゃないかと。もちろん国が減らすわけですから、それをオーバーしてというのは社会通念では難しいかもしれませんが、町は町独自の一定の考え方を持ってもいいんじゃないかと。特に、最近の地方分権の流れの中で、町の財政状況その他いろいろ加味して考えていいんじゃないかという気がいたしますが、町長その辺はいかがでしょう。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 職員の給与については、非常に議会の議員の皆さん方の中でも、生活を守るという意味でいろいろご理解いただいている点は大変ありがたいところでもあります。ただ、今回の中で今総務課長が申し上げましたように、今後町民の皆さんの中にもいろんなご意見を持っておられる方が多くいらっしゃいまして、そういうこともありますけども、やはり今回の法の改正あたりが、実際例えば普通交付税上どういうふうな取り扱いを實際されているか、そういう状況もきちんと見きわめなければならないところもあるかと思えますし、やはり士気の高揚の低下にならないようなためにも、他の自治体の動向あたりも十分見ながら、その辺は十分見きわめた上で、今後どうするかについては考えていきたいというふうに思っているところでもあります。非常に一方ではいろんな今回の、先ほど出ました国保の問題等もありまして、いろんなところで負担増の部分もありますので、十分慎重に考えた上で方向を出して見きわめたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 今後ともに注目をしていきたいというふうに思います。

次に移ります。

町財政の展望についてですけれども、何回か質問しておりますが、今後予定される大型事業を上げていただいて、その優先順位、およその実施時期、事業費の概算、これをひとつ示していただきたい。よろしくお願いします。



○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 菊陽町の方では平成32年度を目標年次とする総合計画を定めまして、将来像、「人・緑 未来輝く生活都市 きくよう」ということで、前期基本計画を策定しまして、具体的な施策についても示しているところでございます。施策を進める上で必要な整備につきましては、今回の議会の当日施政方針の方でも述べさせていただいたところであります。そういった中で、多額な経費を必要とする施設の整備としましては、菊陽中部小学校の耐震化、この事業は平成25年度までで約46億円、それから菊陽中学校の耐震化が平成25年度及び26年度で計画しておりまして約18億円、菊陽西小学校の増築等が平成24年度までで約11億円、それから老朽した町営住宅の計画的な整備を平成27年度まで約10億円を見込んでいるところであります。また、その内容や規模などが決定していないなどにより事業費などの概算額が示せない事業といたしまして、鼻ぐり井手公園周辺の整備、それから先ほど総合政策課長が答弁しました光の森複合施設などがあります。さらに、仮称であります但市民総合体育館及び仮称但市民総合グラウンド構想への取り組みや、これも県の事業でやっていただきたいと思っておりますけれども、菊陽空港線の延伸などを目指したいとしているところであります。

次に、優先順位でありますけれども、小・中学校における耐震対策及び児童・生徒の増加への対応を当面の課題として早急に取り組み、当該事業に必要な財源の確保及び進捗状況を見ながら、順次進めていきたいと考えているところであります。また、事業の実施につきましては、いわゆる税収等の動向もありますし、また国庫補助金等の申請、採択の状況も関係しますので、できるだけ一時期に事業が集中しないよう、また公債費が膨らまないよう計画的な事業の推進を図ることとしまして、各年度の予算編成の中で調整しながら計上していきたいというように考えているところでございます。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 今の時点で時期あるいは概算を示せないものもあるかとは思いますが、例えば私が一番心配しておりますのは、こういった事業に必ず伴います地方債、借金ですね、これがどのようになっていくのか、これは固定費になりますので、固定費がどんどん増えれば新しい事業がだんだんできなくなるというふうな、そういう財政の硬直化を招くということがありますので、公の債券、公債費、これがどのように推移をすると想定していらっしゃるのか、その辺をお聞かせいただきたい。

○議長（大塚 昇君） 財政課長。

○財政課長（實取初雄君） ただいまのご質問については、次の公債費比率と若干関連する部分があるかと思っておりますけれども、今お尋ねのあったのは公債費のみについてのお尋ねでありますので、その部分のみお答えしたいと思います。

公債費につきましては、決算書あるいは予算書等にお願ひし、計上しておりますが、元金と利子それぞれで返済してまいります。元金が普通会計ベースで現在12億円程度毎年返済している状況でございます。ということは、毎年12億円分が地方債残高から減っていくというよう

な状況でございますので、そうなりますと当然償還期限がございますので、終わりになるもの、例えば公共用地先行取得等事業債につきましては、10年間の返済としておりましたので28年に終わるとかといったようなことで元金が減っていくのと、それから返済が終わると、もろもろの状況の中で公債費を返済していきます。そういった減っていく様相がある中で、今甲斐議員の方からおっしゃられましたように、大型事業等々を進める際には、国、県の補助金負担金等を当然お願いしていきますけども、その裏負担等については一時期に税等の財源を充当するのは無理がございますので、あるいは施設の利用の長期的な視点から見ても、地方債の発行をしていくというのは有効的であります手段として進めていくべきものでありますので、地方債を起すということになろうかと思えます。

そこで、新たな地方債に対する公債費が入っていきますけども、その辺の減っていく部分と新たに発生してくる部分とのバランスをある程度見据えていくことによって、先ほど町長が少し申し上げられましたけども、一時に事業が集中しないようにする、それからある程度年度年度の税収等を見ながら押し並べていくといった取り組みをやっていきますれば、公債費が極端に膨らんでいくということはないかというふうに見ているところでございます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 以前お聞きしたときに公債費の総額として104億円、それから今お聞きしましたときに大体12億円、年間に返還をしておると。その辺を現在の財政規模で推移していった場合にその辺が大体指標になるかどうか、その辺はいかがですか。

○議長（大塚 昇君） 財政課長。

○財政課長（實取初雄君） ただいま104億円がどの数字という部分については、なかなか数字の部分でございますので、難しい扱いがあるかと思えますけども、以前申し上げたときも現段階も同じような状況なんですけども、普通交付税、地方交付税の財源が所得税等々から財源をもって国の方から地方の方にいただくものでありまして、これはいわば各県あるいは市町村等の一般財源については、基本的な行政を運営するために必要な部分というのが当然でございますので、町長の施政方針等々にもありましたように、もろもろの町においては事業を推進する必要があって、国、県等々で賄えない分については市町村が自前で確保しますが、税収で足りない部分は、それは交付税で国の方からご支援いただくというような基本ルールのもとに進んでいってありまして、その地方交付税の財源が国の方から交付いただくべきものの枠として、足りない状況が平成13年度から続いてきております。当初は13年、14年、15年、3年間の暫定措置として臨時財政対策債という発行が許可されましたけども、その後3年越しに延長されてありまして……

（8番甲斐榮治君「課長すいません、時間がありませんので、12億円の件を端的に」の声あり）

12億円と言いましたのは、臨時財政対策債が毎年毎年、これが不足する状況が入ってきます

ので、5億円程度が借り入れていきますので、その分が間違いなく増えていきますが、それを除いた、これは100%以後の交付税で返ってきますもので、それを除くと104億円という金額で申し上げたんじゃないかなというふうに思います。ですから、その極端に伸びていく、間違いなく伸びていく臨時財対を除けば104億円ベースで進むんじゃないかなということではなからうかと思えます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） これも端的にお願いします。

今年間12億円償還しておると。この程度であれば大体その財政の健全さを維持できると、こういうふうに考えていいですか。

○議長（大塚 昇君） 財政課長。

○財政課長（實取初雄君） 公債費のみでなくともろもろの情勢がございますので、公債費のみについてだけで健全な財政ということはないかと思えますけども、決算等々の状況から見ますれば12億円が若干、今12億円と言ったのは、先ほども言いましたように臨時財政対策債が入っております現状の段階であります。臨時財政対策債は、毎年毎年今後も足らなければ借りていきますので、その分が間違いなく増えていくということでの前提を申し上げていけば、12億円は当然増えていく可能性が高いと思っておりますけども、増えていく段階におきましても基本的な臨時財政対策債を除くもので抑えていければ、トータル的に財政的には厳しいものにはならないかと思っております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） これはまた、分からないところは後でまたお伺いして聞きたいと思えます。

それじゃ7番、8番、時間の関係もありますので一緒に、今年度予算のほぼ現在の執行されたと仮定した場合に、公債費比率、経常収支比率、もう一つ財政力指数というのがありますが、どのようになることが想定されるか。現在までいいますと、財政力指数は平成16年に0.701であったものが、0.939になっている。これは1に近いほど財源に余裕があるということですので、よくなっているということですね。それから、経常収支比率、平成16年82.6が平成22年には83.6、公債費比率は13.9が13.2になっていると。経常収支の場合には、低いほどいいんですけども70から75が標準であると言われております。それから、公債費の比率は10%以下が望ましい。本町の場合13.2%です。15%を超えれば黄信号になって、20%で赤信号というふうなことです、どうなるかということですね。

それから8番目に、自主財源対依存財源の比率、町長の報告では約56対44になっていると、今年は。その前、前年度は自主財源が64.3で、依存財源が35.7ということで、ちょっと比率が接近しておると、その辺の原因についても知らせていただきたい。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 財政課長。

○財政課長（實取初雄君） 時間がない中で、なかなか端的に申し上げてしまいますと逆に誤解を招く部分があるかと思えますけども、やむを得ない状況としてお答えしていきたいと思えます。

公債費比率につきましては、先ほども申し上げましたように、分子となる公債費が、極端に臨時財政対策債を除いていきますと極端に膨らまないようにすることは可能と思っております。一方、分母につきましては、先ほど財政力指標というような表現がありましたけども、標準財政規模、町の一般的な財源の規模についても、現状の税収等々の動向等々から見ましても、あるいは町の姿、人口の動向等から見ましてもほぼ横並びに推移していくんじゃないかと思っておりますので、10%を超えないことが望ましいということではありますけども、それに近づけることは厳しいまでも13.2%、先ほどありましたのを維持することは可能ではなかろうかと思っております。

一方、経常収支比率につきましても、公債費以外のいろいろな要素が入りますが、22年度の83.6%は法人税等が予定より多く入ってきた部分で、その分が出てきておりまして、23年度はまた88%まではいかないまでも、その程度までに戻ってくるのではないかというふうに予想しております。ですから、83.6%から現状維持で推移するというのではなくて、もう1年度前の88%程度で推移していくのではなかろうかと思っております。したがって、82.5、6%に抑えるというのは現状の動向からは厳しいものと思っております。

最後の自主財源と依存財源の関係でございますけども、税収等については予算書にありましたように増額で見込んでおりますけども、一方、事業を推進しますために国庫負担金、あるいは地方債等の発行をやってまいりますので、その部分の依存財源が膨らみましたために、先ほどの率については自主財源比率の方が落ちていったということでございます。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 残りが4分になってしまいました。

この財政につきましては私たちも素人ですけども、素人なりにいろいろ心配もしております。今後とも注目して見ていきたい、勉強もしたいというふうに思っております。

あと、中部小学校の件が残ってしまいましたけれども、1番の建設費の予算が今年度の予算と整合性があるのかという問いをしておりますが、これはもう整合性があるということを確認しましたので、総額は全然変わっていないと。あとは組み替えだけということを確認しましたので、これは省略をいたします。

あと、北側山林の開発整備費が2億7,000万円から6億5,000万円に上がった理由、それから7本から8本の工事を発注する予定という12月定例会での答弁でありましたけども、その工事名、それらが、あと3分以内ぐらいで答えられればひとつよろしく願います。

○議長（大塚 昇君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） それでは、ご質問の方にお答えいたします。

端的にご質問にお答えしたいと思いますので、まず概算費が2億7,000万円から6億5,000万円に上がった理由としましては、全員協議会、昨年でございますが2月時点、開発設計がまだ完了しておりませんでした。そういう関係上、概算額での2億7,000万円、それから調整池が1億1,200万円程度ということで、3億8,000万円程度という形でご説明を申し上げておりました。その後、3月以降4月に入りまして開発設計を受けまして、私どもの技術職員による積算、土木工事の場合は積算が入りまして、積算システムにより一つ一つエリア分けをして積算して、工事の費用を積み上げていくということでございますので、その結果で建築費で見とった部分の中で、工事のエリア分けとしまして開発費へ振り回されたという部分がございます、その辺も含めまして、設計の完了によるものとエリア分けにより、建築費から開発費へ回ったという部分で6億5,000万円という形に上がってきたという部分でございます、総額については変わらないという状況でございます。

それから、③の7本、8本の工事を発注する予定ということで12月に答弁しておりましたが、これにつきましては、今後の現場の進捗状況、今現在解体工事を進めておりますが、今後開発工事を発注していく中で、擁壁工事を積算当初6本程度考えておったんですが、その辺を今現場の進捗状況を今後見ながら進めていく中では、本数につきましては今現在工事名については決定しておりませんが、また数本に絞ってくるという状況が生まれようかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 甲斐議員に申し上げます。

時間が来ましたので速やかに終了してください、ゼロです。

○8番（甲斐榮治君） もう終わりますが、この件についてはぜひ全協でも説明をいただきたいと要望しておきたいと思ひます。

以上をもって私の一般質問を終わります。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君の一般質問を終わります。

昼食休憩とします。

午後は1時10分から再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後0時10分

再開 午後1時8分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大塚 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

川俣鐵也君、一般質問を許します。

○13番（川俣鐵也君） 皆さんこんにちは。

いつも昼からの一般質問というのは、非常に、余りまじめな話をすると効果がありませんの

で、今日は冗談を交えて質問をさせていただきたいと思います。

ただ、最初は、私も午前中に甲斐議員がおっしゃいましたように、今の日本の政治状況を非常に憂いております。やっぱり予期せぬ自然災害が本当にありましたけれども、自然災害はやっぱり人知の及ばぬところで、これはもうどうしようもありません。しかしながら、その起こった事態に対する対処は、やはり人間の力で全世界の知能を結集してでも対応すべきだったんじゃないかと。今から言うのは簡単ですけど、その当時においては及びもつかなかったことでしょう。

しかしながら、今の政治状況を考えてみても、やっぱり一番最悪のときに大災害が起こったなという気がしてなりません。今の国政を少し振り返ってみても、私たち国民生活の実態が分かっていないと。そして、事が起こっても何も決められない。将来の展望も示し切らないと、そう思えてなりません。私たちも一番末端の議員で多少なりとも政治にあずかせていただいておりますので、せめて私たちの町の町政に関しては、住民福祉の向上に少しでも役に立つような議員活動をしていかなければならないと自戒しております。

さて、3月10日に中学校の卒業式がありました。武蔵ヶ丘中学校の卒業式に参加させていただいて非常に感銘を受けました。卒業生代表の生徒会長の答辞を聞いておまして、本当にあの中学生が自分の身の丈に合った自分の思いを切々と訴える姿に感動しました。それともう一つ、PTA会長のあいさつにも感動しました。内容的には、一つは子どもたちに対して感謝の気持ちを忘れるなど。もう一つは、午前中の中岡議員が話題を提供しておりましたけど、いじめです。卒業するに当たって、いじめた人は、いじめられた人に謝ってほしいと。いじめた人はすぐ忘れてしまうかもしれないけども、いじめられた子どもは一生トラウマとなってそれを引きずっていくと。だから、やっぱりけじめをつけて卒業してくれと。感動しましたよ。これは何も小学校や中学校だけの問題じゃない。今、社会一般的にも地位を利用したパワハラ、セクハラ、問題になってます。固有名詞を出して言うといけませんけど、熊本市役所も新聞記事になるようなパワハラが現実起こっております。声には出せないけども、表には出ないけども、そういう組織的ないじめと。人間3人寄れば必ず何か起こるかもしれませんが、やはりいじめる方は本当に忘れてしまうかもしれませんが、いじめられた人は一生それに悩まされ続けると。自分も自戒を込めながら、できるだけ人には優しくしたいなと思ってます。優しくしているつもりでおります。

ということで、前置きはこのあたりにして、今町の置かれている状況を少し私なりにちょっと分析をさせていただきますが、これは新聞記事にも出ましたけど、今菊陽町の町民1人当たり県民所得はナンバーワンということですか。本当でしょうか。実感としては、なかなか町民一人一人ないと思います。ずっと6年間トップを維持していた大津町を抜いて、菊陽町がナンバーワンということですか。それを裏返せば、本田技研の好調時に大津がすごく経済的に恵まれていたというあかしです。幸い菊陽町においては、ソニーセミコンダクタ九州及び富士フィルムさんにおいては、つくっておられる製品の世界市場が50%を越すような最新鋭の製品をつくっ

ているがゆえに、この工業出荷額が県民所得を押し上げているあかしじゃないかと思います。

ですから、もちろん大企業の誘致、その大企業の進出は非常に歓迎すべきものでありますけど、それに付随する町民所得の向上というのを町としては考えていかなければならないんじゃないかと。ですから、一番問題なのは、若者に職がないということです。ですから、町としても町民の就職ができるような、そういう企業誘致を一生懸命やっていかなければ、本当の住民たる町民が恩恵を受けることはないんじゃないかという気がします。この今一番恵まれた今の菊陽町でありますけども、人口も、伸び率絶対数も全国的に見てもトップレベルにあります。しかしながら分析してみれば、菊陽町ももうほとんど人口増はピークだと思います。R K Kグラウンド跡に165戸の一軒家が建つ予定で、今はもう造成工事が完了しよりますが、あと集落内開発で新山周辺に随分新しい住民が増えました。しかしながら、都市計画からいう市街化区域の住宅に適した宅地というのはもう余りありません。第1区画整理のところはかなり残っておるかもしれませんが、その流動化はほとんど見られません。ですから、今年の菊陽町の予算が139億円と、前年比18%増と出ております。これがいつまでも続くとは限りません。現に同じ大津町が、大津町は当初予算が前年比8.1%の減です。これだけやっぱり企業動向によって明暗を分ける。それだけ世の中は動いておる。そのスピード、そこらあたりの将来の展望というのを町も見誤らないようにしなければいつまでも税収が増える、人口が増える、そういうふうな思いをしていたら非常に危険な状況になると思います。一応、そういうことを前提に置いて、ですから今余裕のあるうちに現状を分析し、将来に対する備えをしなければならぬという思いで今日は一般質問をさせていただきます。

自席で行います。

○議長（大塚 昇君） 川俣鐵也君。

○13番（川俣鐵也君） 一般質問の通告書に事細かく書いておりますけど、これは午前中の町長ないし財政課長のお答えで大体分かりましたので、細かくは要りません。しかしながら、私が午前中出てこなかった件もありますので、一応棒読みをちょっとさせていただきます。

現在進行形の事業状況ということで、菊陽中部小学校建設、町営光団地の建て替え工事、これが現にやられております。近い将来については、菊陽西小学校の増築工事、菊陽中学校の耐震工事、光の森複合施設工事。午前中は出ませんでしたけど、近い将来町営住宅古閑原住宅の建て替えも出てくると思います。武蔵ヶ丘中学校の運動場拡張も出てくると思います。今期予算計上してありますが、鼻ぐり井手の用地買収あたりも出てくると思います。

それと、将来についてと書いておりますが、保健センターを兼ねた総合体育館構想、総合グラウンド構想というのもあると思います。この将来についてのところの保健センターを兼ねた総合体育館構想、総合グラウンド構想、これが非常に将来になっておりますが、本来は合併の動きの中で、菊陽町が合併をするまでにどうしても欲しい施設は何かと——8年前ぐらいになりますけど——ときに当時の町長が総合体育館はぜひ欲しいと。これについてはほかの議員からも請願が出て、ぜひつくってほしいという請願が採択されております。この中において、四

川大地震がありましたので、耐震関係の工事が出てきましたから、非常にこれだけのものが増えております。だから、予期せぬ状況、当初計画があっても本当に必要なものが後回しにされていくという状況は頭に置いておかなければならないと。午前中の財政課長の答弁の中では、これらの構想を実現するために今の町の財政で十分やれるという話がありましたが、まず財政課長に再度本当にやれるのか、もう一度答弁をお願いします。

○議長（大塚 昇君） 財政課長。

○財政課長（實取初雄君） 短目にとということでもあろうかと思いますが……

（13番川俣鐵也君「短くなくていいよ」の声あり）

午前中の町長の答弁の中に、今、川俣議員の方からおっしゃられた①、②。②と⑥の町営住宅関係については、老朽住宅の建て替え等ということで町長の方からお話いただいた分が、この2つが含まれておるということをまずご理解いただきたいと思います。

町長の答弁にありましたように、事業費がある程度想定されているもの、それから現段階ではまだ希望内容等が定まっておらず事業費が示せないもの、それから総合計画の前期基本計画の中にもまだ現時点では整備とまではうたわれておらず、構想について取り組んでいくというようなものが今、川俣議員もおっしゃったように、将来についてとなっておる2本ではなかろうかと思います。

したがって、財政は大丈夫かというようなご質問の中で、ある程度事業費が固まってきつつあるものについては、シミュレーション的に財源の部分も含めて国、県からの補助金あるいは負担金を最大限に活用する中で、どうしても財源が確保できない部分については午前中も申し上げましたように、地方債というものを有効に活用させていただくという部分を含めると、単年度の一般財源が必要になってくる部分について町の各年度の財政に過分の負担がないように調整するってということがまず事業の平準化を図るということで申し上げたつもりでありました。

（13番川俣鐵也君「はい、分かりました」の声あり）

地方債の部分が固定された経費になってきますので、甲斐議員のお話の中でも強く心配されることだということでの話もありまして、その部分でも元金が減ってくる部分がございますので、その減ってくる部分を見ながら新たな地方債の発行を考えていけば、公債費が極端に膨らむことはないというふうにも申し上げたつもりでございます。

ただし、臨時財政対策債というものが交付税財源不足部分で今借り入れしないと、どうしても一般財源が不足するような状況がございまして、これは国の制度の中で借り入れているものでございますけれども、それが年々年々膨らんでいく状況がございまして、それは交付税措置を受けるとはいえ、交付税そのものが財源が足りないっていう状況でございまして、その辺は十分注意して見ていきたいと思っているものでございます。ただし、現行の制度の中で来年度以降、新たな国の交付金制度が出てくるとは思いますけれども、その新たな制度等々にうまく乗っかっていく範囲であれば、また極端な経常的な経費が入ってこなければ現状の財政状況とい



うのは改善は見られないまでも現状維持で推移していくことは可能ではなからうかということ  
で申し上げたつもりでございます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 川俣鐵也君。

○13番（川俣鐵也君） 分かりました。

町長に先ほどもちょっと話をしましたけど、このいろんな耐震関係の工事関係が入らない状  
況の中での構想として、保健センターを兼ねた総合体育館構想、それと中部小学校の建て替え  
の件のときも非常に問題になりましたが、総合グラウンド構想でしたよね。これもう全く今の  
時点では、将来の構想の中にも町長の話から出てきませんでしたけど、この2つについてはどう  
いう考えを持っておられるか、もう再度念のために聞かせていただきたい。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） ただいまのご質問でありますけども、まず議員の方保健センターを兼ねた  
総合体育館構想と書いてありますけども、この保健センターについても……

（13番川俣鐵也君「それは外してもいいですよ」の声あり）

外していいですか。

（13番川俣鐵也君「いいです」の声あり）

はい、分かりました。

総合体育館構想とそれからグラウンドの件につきましては、経緯を申し上げますと、19年の  
12月議会で、町民総合体育館建設に関する請願書が議員もおられました中で採択されておしま  
して、スポーツ関係者をはじめ住民の皆さんから総合体育館などのスポーツ施設の充実が望ま  
れていることはもう十分認識しているところでございます。先の12月の定例会の一般質問にお  
きましても申し上げましたように、第5期の総合計画の中で整備構想に取り組むとしておりま  
して、前期、いわゆる期間中平成27年度までになっておりますけども、その期間中には基本  
的なこの構想の目途をつけたというふうに今12月の議会でも答弁したところであります。

総合体育館の建設を考えますと、今スポーツが競技種目として、あるいは青少年の育成に効  
果がある点だけではなくて、今非常に健康増進、そして地域コミュニケーションの維持向上の  
ために大変重要な施設であるということは認識しておるところでありまして、健康増進につな  
がるような施設を構想の中に盛り込んでいく必要は十分あると考えております。

総合グラウンドにつきましても、教育委員会の方にあります町のスポーツ振興審議会の中  
では、総合グラウンドというのは総合体育館と隣接しての建設が望ましいという意見も出てい  
るようでございまして、財政的な課題はありますけども、総合体育館そしてグラウンドにつ  
きましては今構想の中でどうまとめていくかというのが必要であるというふうに考えている  
ところであります。具体的にどの時期についていうところまで今、議員も言われましたように、  
この小・中学校の耐震というのがどんどん入ってきた関係がありまして、そういうふうな状況  
にありますけども、財政的な状況も見ながらできるだけ早く取り組みたいというふうに考えており

ます。

○議長（大塚 昇君） 川俣鐵也君。

○13番（川俣鐵也君） そういうことで、この前段は金を使う方ばかりの話です。事業をいかに将来的に町に必要とするやつを推進していくかと。だから、その時期、構想、金額、それについては財政状況を考えながらやっていくということですので、肅々とやっていただきたいと思います。

次、2番に移ります。

町が所有する資産の状況について。

今、町は、第一期、第二期と土地区画整理事業をやっておりませんが、第一期は終わりました。今第二期土地区画整理事業が推進中だと思いますが、残りも少なくなってきたおと思いますが、この第二区画整理事業地内の保留地、今販売もかけとると思いますが、保留地の状況と町が想定している事業に充てる金額、残地の金額、これおおよそでいいですから教えてください。

○議長（大塚 昇君） 都市計画課長。

○都市計画課長（坂本恭一君） それでは、保留地の処分状況ということでお答えいたします。

保留地の処分につきましては、平成12年度から処分を開始しておりまして、昨年度、平成22年度までに74区画1万8,724平米で約9億2,900万円を処分しております。また、平成23年度には、保留地販売促進に係る紹介料支払要綱を定めまして、熊本県宅地建物取引業協会や全日本不動産協会熊本県本部に協力をお願いいたしまして処分の促進に努めました結果、平成23年度では21区画4,712平米、約1億9,700万円を処分しまして、平成23年度、本年度までに95区画2万3,436平米、総額で約11億2,500万円を処分しております。なお、今後も引き続き、現在公募しております30区画9,304平米で約3億7,500万円の処分に努めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 川俣鐵也君。

○13番（川俣鐵也君） 今、課長の説明で分かりました。確かに宅地建物取引業協会に依頼をされて、業者によってはホームページに掲載して菊陽町の保留地を売っとる業者もおります。これはそれなりに効果はあるものと思います。しかしながら、今、課長言いましたけど、あと3億何千万円か処分をせにやいかんということですが、予算書を見てもお分かりのように、予算的には計上されとつても、その3分の1ぐらいの売れ行き状況だということですよ。どうしてかというのは、あそこが大体都市計画区域の工業地域ということで、なかなか住宅地としては不向きな土地なんですよ、一つは。

それともう一つは、小学校が中部小学校であれば近いですけど、菊陽北小学校に通わんといかん部分というのはかなりあります。そうすると、今家を建てる人はやっぱり若い人なんですよ。そうすると、子どもを小学校に通わせるのに旧57号線を突っ切って、4キロ以上のところ

を通わせると非常に無理がある。だから、そこらあたりもやっぱり単純に保留地があるから売れるんだらう予算組みをするというんじゃないで、そこらあたりの工夫もぜひ考えてする必要があるということを提言をしておきます。

次、2番目です。

そのセミコンテクノパーク、原水工業団地、これの残存面積と販売予定価格を教えてください。

○議長（大塚 昇君） 商工振興課長。

○商工振興課長（吉川義則君） ただいまのご質問にお答えします。

原水工業団地につきましては、平成19年度から分譲を開始しております。本年度末で、残りは約6.4ヘクタールとなっております。分譲単価としましては、1平米の約1万5,500円を予定しております、総額では約9億9,200万円となっております。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 川俣鐵也君。

○13番（川俣鐵也君） 簡単に、見通しは。

○議長（大塚 昇君） 商工振興課長。

○商工振興課長（吉川義則君） 平成19年度から、先ほど申しましたとおり、分譲開始しております、既に12ヘクタールは分譲済みでございます。平成23年度におきまして3ヘクタールを分譲いたしております。2区画分譲いたしております。今後につきましては、今町の方で菊陽町工場等設置条例及び菊陽町工場等立地促進に関する条例、これを活用いたしまして熊本県や関係団体等の協力を得まして、誘致活動を展開してまいりたいと思っております。幾つかの引き合いも来ておりますので、引き続き交渉してまいりたいというふうに考えております。

○議長（大塚 昇君） 川俣鐵也君。

○13番（川俣鐵也君） 本当に私たち議員もそこらあたりの売却に関してのいろんないい情報があるように努めていきたいと思いますが、今特に大手製造メーカー、世界を相手にする大手企業というのは、この円高でなかなか大型工場を国内に立地するというのは非常に難しい状況になってます。ただ、あそこをつくる時の話もありましたけど、やっぱり企業は非常に素早いから、その工業団地をつくつとかなないと非常に間に合わない。だから、そういう意味で、先行投資をしなければならないという意味合いもあったと思うんです。だから、それはそれで理にかなった、そうだと思います。ですから、環境的には非常に厳しい状況でありますけど、約9億円の売却収入があるということですので、商工振興課長も大変でしょうけど、フルにアンテナを張ってもらって誘致に努めていただきたいと思います。

次に、一番私がメインにちょっと置きたかったのは、先ほど光の森の複合施設を3万5,000平米のうち、7,000平米は今回の予算で約5億円で町が買い取って複合施設を建設をするということよね。ということで、7,000平米については具体的な計画がありまして、それはそれで結構だと思います。しかしながら、あとの残りの今多目的グラウンドと称してこの前整備

費に約1億円ぐらいかけて整備をしましたが、あと2万8,000平米、これの町の残存価格を教えてください。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉野邦宏君） 残存価格ということでございますけれども、これまでの投資額というような形でご返答させていただければと思います。光の森地区内の公共用地につきましては、土地取得を特別会計で公共用地先行取得債によりまして、平成19年度4月に、ただいまおっしゃられました南側用地と合わせまして21億4,590万円を借り入れまして、10年償還で今利息を含めて毎年償還していっておるといような状況でございます。

多目的広場の投資額につきましては、このうち用地取得費が、ただいまの21億4,590万円のうちの16億7,780万円が借入額になりまして、支払い利息が1億800万円程度、それと平成21年度に整地工事を行っておりまして、その費用が7,980万円、そのほかに植栽、仮設トイレ等の整備を含めると9,400万円程度ということになりますので、合計で18億7,980万円での投資を行っております。そういった状況でございます。

○議長（大塚 昇君） 川俣鐵也君。

○13番（川俣鐵也君） 前段とも絡みがありますが、町がぜひ必要とする事業計画というのが、これだけの大型予算を必要とする事業計画があります。それと、2段目の土地区画整理事業に伴う換地処分、セミコンの工業団地の残地処分。そこらあたりもひっくるめてこの総合グラウンド、平成18年からの借り入れ返済で10年間ということだと思いますが、これの使い道というのは大体おおよその構想はありますか。というのは、私たちもあの光の森の敷地を県の供給公社から買い取るということで議案提出をされたときに、総額二十数億円、本当に必要なのかということでそのときもかなりいろんな議論があつて混乱をしました。

しかしながら、やはりその当時の状況からすると、あそこにあれだけの土地を求めるのは合併のときの総合中央庁舎にするとか小学校の建設用地にするとかいろいろ、その具体的な必要性というのは二、三、あつたわけですね。ですけれども、今の状況からして、今度光の森7,000平米のところ複合施設ができますが、あの残地の2万8,000平米、これにこれだけの約18億円のお金をずっと寝せていく必要があるかという気持ちがあるんですね。ですから、そこらあたりもかんがみて町長からでも答弁をしていただけませんか。いや、担当課でもいいですよ。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉野邦宏君） 北側用地につきましては現在整備を行いまして、多目的広場として管理運用を行っております。平成28年度までには本格的な整備をいたしていく予定でありまして、その具体的な計画につきましてはまだ立案できておりませんが、今後財政状況を見ながら北側多目的広場の本格的な整備をしていかなければならないというふうには考えております。もしということでもなかなか簡単ではございませんけれども、できましたら用地取得も助成対象になるような事業を考えていければなというふうには考えておるところでございます。

す。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 川俣鐵也君。

○13番（川俣鐵也君） 今、課長の答弁は、分からんじゃなかったですたいね。せっかく取得しておるから、あそこに必要なものが出てくる可能性がある、そのために考えるということですね。

確かに財政状況、ほかの町から比べたら菊陽町は税収も増え、人口も増え、そういう状況にあると思います。しかしながら、熊本県を見てください、熊本県は財政健全化のためにもう数十年前から保有していた赤坂六本木の一等地を熊本会館という会館がありました。それを財政処分しました二十数億円。今、県もいろんなところで要らないところはもう処分です。それだけやっぱり必要なものは新しく買い足していかにかんわいですね。ですけども、やっぱり必要じゃない、これが多目的グラウンドが必要じゃないと私が言うわけじゃないんですよ。やはりこれだけの金を利息を払いながら持ち続けて、将来的にあの光の森に適するような20億円投資しとる上に、なおかつ再度器物を投資する必要性が町としてあるかと。だから、そこらあたりの判断はやっぱりこの余裕のあるうちにしておかなければならないと。あそこを例えば処分するにしても、今なら今の光の森があればニュータウンとして集客力も九州で2番目ぐらいにあるという状況で注目を集めておりますが、あれがいつどう変化するか分かりません。ですから、町の普通財産として本当にあそこに20億円プラスまた何十億円か投資するだけのもの、必要性が町としてあるのかどうかという判断もやっぱりしていかなければいけないと思いますが、町長の所見をお願いします。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） この今多目的広場、仮称名でありますけども、その件の今後の使い方あるいは次の事業展開するために、そういう一つの持つておく必要があるかというようなご質問かと思っておりますけども、光の森の取得した時期でありますけども、今96ヘクタールの開発が進んで、人口が大体7,000人ぐらいあの地域にできるということでありまして、そういった中で将来を見ながら南側と合わせて土地を取得したところでありまして、南側の方の分につきましては今複合施設ということで、国の交付金制度といいますか、そういう事業に取りつける見込みができたということで、用地につきましても補助対象になる分もあるということで24年度の予算でお願いしておりますように、その新たな事業で一応買い取って、そしてこれまで返済してきた分についてはまた一般会計の方に受け入れるってというような仕組みになっておるところでありますけども、そういうきちんとした事業がつけば、特に用地取得も補助対象あるいは起債の対象になるということであれば、そちらの事業の方でまた取得するという形に変えれば、これまで返済した分についてもまたその分が活用できるような分が出てきやせんかなということも考えられるところでありまして、いずれにいたしましても最初に出ました総合体育館あるいは総合グラウンドというところもあるような中で、この使い方につきましてはまたあそこ

は一つの考え方としてはいろいろ災害時の中でのいろんなそういう広場的な使い方、あるいは仮設住宅とかそういう防災面の考え方もありますけども、南側の方が大体目途がつかしましたので、今後本格的にいろんな民間手法等もあるかと思えます。いろんな方式があるかと思えますけども、そういった中でまた皆さん方の合意を得ながらその辺は総合政策課長からありましたように、基本的な本格的な整備といたしますかどうかということも含めて詰めていきたいというふうに考えているところです。

○議長（大塚 昇君） 川俣鐵也君。

○13番（川俣鐵也君） 私たちは民間人ですから、常に採算といたしますか、投資額に見合う採算というの、これは民間と公的なものは違います。公的なものは、やっぱり長期的な投資というのが町民のためということで、民間から見ると非常にもったいないなという投資はそりゃ必要だと思えます。ただ、再度言いますけど、その光の森のあそこに約20億円近く金をずっと投資をして、今は町長が災害時の避難場所とか何か言われましたけど、20億円の避難場所なんかないですよ。ですから、あれを買うときも20億円も出せば白水地区は全部買えるじゃないかというような話も極端な話は出ました。それぐらい菊陽においても、体育館とかグラウンドあたりのために、やっぱりできるだけ借金を減らしておくべきじゃないかという考えもあるかと思えますので、そこらあたりは十分考慮していただいて、財政課長が財政的に全然、いよいよ問題はないと言われるから、それも安心してそこらあたりで考えを受け取っておきますけど、そういう考え方もあるということを訴えて簡潔に、23分ありますけど終わります。

○議長（大塚 昇君） 川俣鐵也君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後1時46分

再開 午後1時56分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大塚 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

吉本孝寿君、一般質問を許します。

○3番（吉本孝寿君） 皆さん、改めましてこんにちは。

しばらくの間、私におつき合いをいただきたいというふうに思います。

まず、3月11日の13時から14時30分の間で、光の森ゆめタウンにおきまして、自衛隊熊本地方協力本部によります自衛隊パネルの協力によって、私ども議員によります復興支援の募金をさせていただきました。募金の金額といたしまして、1時間半で7万9,077円の善意の募金が集まりました。ここでご報告をさせていただきたいというふうに思います。このいただきました募金は、町を通じまして、町職員を派遣をしております東松島市に寄附をお願いするところでございます。私も初めて当選をさせていただきまして、自分の考え、思いを人に伝えることの難しさを非常に考えさせられる日々でございます。また、2月に長崎の長与町に広報委員会

で研修し、視察を行いました。庁舎はもちろん、議場も立派ではございましたが、議場に国旗がなかったのが非常に残念であります。本町におきましても、少し古くなった菊陽町の議場ではございますが、この後ろにあります国旗があるだけですばらしい議場なのかなあというふうに思います。また、背筋がぴんとなる思いであります。

最近、畑のあちらこちらでツクシをよく見かけますが、ツクシにも花言葉があるということ思い出しました。ツクシの花言葉は向上心ということでございます。この向上心、常に私の頭の中に入れながら、本日も2つの質問事項をさせていただきたいというふうに思います。

質問の方は質問席にて行います。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） それでは、1番目の予防接種の重要性はという質問でございます。子どもが小学校に上がるまでに必要な予防接種は、ポリオ生ワクチン、BCG、はしか生ワクチン、風疹生ワクチン、日本脳炎ワクチン、3種混合ワクチンであります。こんなにたくさんの予防接種が必要なのは、赤ちゃんは生まれてすぐは母親からもらった免疫はありますが、何カ月も過ぎると免疫力が低下していくと言われております。赤ちゃんが母親からもらった免疫抗体が6カ月ぐらいでなくなり、自分で免疫をつけないと無数の感染症にかかってしまう危険性があるからです。予防接種の回数が多いですが、逆にこれだけ無数の病気の予防ができることなのです。

以上のようなことから、さまざまな病気から子どもを守るために予防接種を受ける必要があります。予防接種を受けると、以後はその病気にかからないか、かかっても軽く済みますし、予防接種の対象となる病気はかかると重症になったり後遺症を残しやすい病気というのはお分かりのことだと思います。

また、ワクチンの効果については、過去に証明済みでありまして、みんながワクチンを打つことに協力して病気や医療費が大幅に減っております。現在実施されている子どもの予防接種をしなくなると、ポリオ、ジフテリア、日本脳炎など再び猛威を振るうことになるでしょう。最近、結核も増えていて、はしかや百日ぜきはまだ流行しております。私も3年前に百日ぜきに感染いたしました。本当にせきが100日ほど続き、肋骨にはひびが入り、あのつらさは今でも忘れませんし、知らず知らずの間に友人、知人5人にうつしてしまって非常に申し訳ない気持ちでいっぱいでもございました。また、予防接種の中には、病原体を使う生ワクチンなどがありますが、自然に病気になったときのような合併症の心配は全くないようです。いずれの病気も子どもの命にかかわる重い病気です、これを未然に防いでいるのが予防接種だと思います。町長は、予防接種の必要性をどのようにお考えか、お尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 健康・保険課長。

○健康・保険課長（村田節子君） 予防接種の重要性はについて答弁させていただきます。

予防接種は、感染症の発生及び蔓延を防止し、町民の健康の保持増進、並びに生命を守り、公衆衛生の向上を図る上で重要で有効な手段の一つと深く認識しております。そのために、当

初から予防接種法に定められております定期の予防接種の接種費用につきましては、保護者のご負担がないように無料で受けていただく体制をとっております。一例を申し上げますと、はしかや風疹を予防します麻疹、風疹混合ワクチンの接種率は、平成22年度は1歳から2歳未満が88.6%、小学校入学前の5歳児が91.4%、中学1年生が83.2%、高校3年生が88.6%と高い接種率にあり、そのおかげではしかや風疹が集団発生し、保育園や学校を閉鎖したということはありません。安心して受けられる体制づくりに努めております関係で、年々接種者数は増加し、平成22年度の総延べ接種件数は2万6,253件で、費用総額は9,656万3,000円を支出しております。今後も町民の健康づくり、疾病予防の観点から、この事業につきましては継続していく意向でございます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） そうなんですよ。予防接種は非常に重要ということをお互い認識できたのかなあというふうに思いますが、助成する額は違いますが、子宮頸がん、この子宮頸がんの予防接種費用を助成する前と助成した後の接種人数というのがお分かりであればお尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 健康・保険課長。

○健康・保険課長（村田節子君） 今、お話がありましたこの子宮頸がん予防ワクチンですけれども、これは今申し上げました定期予防接種の中に位置づけられておりませんので、町としては、接種者数等は事業が開始される前は把握しておりません。

それともう一点が、この子宮頸がんワクチンが費用の助成に関しては昨年の23年3月から始めました。これは国のワクチン緊急接種事業が開始されて全国的に事業が始まったわけで、それ以降の接種者数については把握をしております。今年の1月末現在ですけれども、子宮頸がんを菊陽町の住民で受けられた方の接種者数は284名になっております。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） この子宮頸がんは、最初、今課長が言われたように、当初補助がなく、私も娘がおりますがなかなか高額で接種はできませんでした。助成が決まってから、うちもやっと打つようなことができたというところでございます。そういうところもございまして、2番目の質問でございますが、おたふく風邪と水ぼうそうの予防接種に係る助成はという質問でございます。町長は、施政方針の中で、乳幼児の健康づくりの一環として、病気にかかわる重度の障がいを残す可能性の高い髄膜炎を予防するためのヒブワクチンや肺炎球菌ワクチンの接種費用を助成し、保護者の負担軽減を図るとともに、子どもたちが健やかに育つ環境づくりを目指しますと言われております。またさらには、子ども医療費の助成について、将来を担う子どもたちの健全な育成と子育て世帯の経済的負担を軽減するため、厳しい財政状況ではあります。引き続き実施し、子どもたちが健やかに育つ環境づくりを目指しますともおっしゃっております。



おたふく風邪の予防接種は、公費負担がもらえる定期予防接種とは異なり、自費負担によって接種する任意予防接種であり、現時点においては接種の必要性はそれほど高くないというふうに考えられております。しかしながら、最近小児期に感染しない成人が増えております。成人期にかかりますと合併症の頻度が高くなること、また難聴の頻度が従来言われていたものより高いことから、日本も欧米のように今後おたふく風邪も定期予防接種の対象になると考えられております。おたふく風邪予防接種の有効率は約9割とされ、約1割前後の人は予防接種後もおたふく風邪にかかります。しかし、予防接種した場合は軽く済むことから予防接種の効果はあるとされております。もし、6歳までにおたふく風邪にかからなかった場合は、予防接種をした方がいいとも言われております。

また、水ぼうそうは、伝染性の強い病気で、5歳までに約80%の子どもがかかると言われております。特に、悪性腫瘍や白血病の治療中に水ぼうそうにかかると免疫力が弱っているため重症になったり、生命の危険が心配されることがあります。成人が水ぼうそうにかかった場合は子どもに比べて重傷で、合併症も起こしやすく、肺炎は14%に生じると言われております。水ぼうそうは、大人がかかるとウイルスが肺に入って肺炎になったり重度になりがちであります。また、女性の場合、妊婦の初期に水ぼうそうにかかると赤ちゃんの奇形を起こす可能性があります。妊娠中は、ワクチンの予防接種が禁止されておりますので、また水ぼうそうが治癒した後、水痘・帯状疱疹ウイルスが体の中の神経に長く潜伏、感染し、加齢などの原因により免疫が低下した場合、帯状疱疹を発症することがあります。このように、おたふく風邪も水ぼうそうも感染すると重度の障がいを残す可能性があるのは明確であります。菊陽町においては大体7,000円程度の自己負担ではありますが、おたふく風邪と水ぼうそうの予防接種に助成する考えはないのか、町長にお尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 健康・保険課長。

○健康・保険課長（村田節子君） ご質問のおたふく風邪と水痘の予防接種における助成はについて答弁させていただきます。

ただいま吉本議員がおっしゃいましたように、おたふく風邪、水ぼうそうの予防接種につきましては、予防接種法に基づかない任意の予防接種として個人、保護者の希望で接種が行われております。おたふく風邪、水ぼうそうの病気の内容あるいは症状については、議員が申し上げられましたのでちょっと割愛いたしますが、おたふく風邪ワクチンについて若干述べさせていただきます。

平成元年に、麻疹、風疹、おたふく風邪混合ワクチン、3種の混合ワクチンとして我が国で導入されました経緯があります。しかし、ワクチン接種後の無菌性髄膜炎の発生をめぐる諸問題から、平成5年4月末に接種が見合わされ現在に至っております。

国の予防接種に関する施策の動向を見ますと、厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会が2ないし3カ月ごとに開催され、専門の委員が慎重に審議をされております。今年の1月27日に行われました審議会の議事録を見ますと、予防接種を施策化する場合、具体的な対象疾病を

どのようにするのか、また必要な経費や実施体制をどのようにするのかなど、多方面にわたり論議されております。その中で、集団発生予防を目的に流行の阻止を図るものとしてヒブ、肺炎球菌、おたふく風邪、水痘が検討されております。また、致命率が高いことにより社会的な損失の防止を図るものとして、子宮頸がん、B型肝炎が検討されております。予防接種は、確かに病気の予防や感染拡大の防止という点から非常に有効な手段ではありますが、先ほど申し上げましたように、事故が全くないわけではありません。現在、感染症分科会予防接種部会で予防接種全般について慎重に審議されておりますことから、その審議内容や国の動向を見守りたいと考えております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） 非常に難しい問題なのかなあというふうに今のお話を聞いて理解はしておりますけども、現在約50ほどの自治体がおたふく風邪と水ぼうそうの予防接種に対して1万円から1,000円ほどの助成金を出されておられます。本年以降も補助を考えている自治体が数多くあるようでございます。これはあるデータをもとにお話をさせていただいております。全国的にも有名になった菊陽町だからこそ積極的に取り組むべきだと私個人としては考えますが、町長のお考えをお尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） ただいまのご質問でありますけども、今担当課長の方からお答えいたしましたように、予防接種というのは非常に感染の拡大防止というのから有効な手段ということは認識しておるわけでありまして、国がどういう位置づけをするかというのが、やはり一方では事故が発生した場合のことを考えますと慎重に対応しなければならないというふうに考えているところでありまして、一方では今、議員の方も大変勉強されましているんなこういった情報、私たちが知らないような情報も把握されとるというような中で、取り組んでおる自治体もあるってことでありますので、そういった動きももう少しきちんと調査等させながら担当の方でまた十分検討はさせたいというふうには考えております。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） 少しだけ私個人の意見を言わせていただきたいというふうに思います。

本年1月31日現在の6歳までの子どもの数は、菊陽町で3,434名でございます。おたふく風邪と水ぼうそう、それぞれに1,000円の補助を出せば686万8,000円で一度に終わります。次年度からさほど助成金額もかからないと思います。また、それが無理であれば、これを1歳、3歳、6歳と区切りまして1歳515人、3歳519人、6歳424人。これをおたふく風邪、水ぼうそう1回ずつの1,000円助成で予算的には291万6,000円で済みます。非常に事故等の問題もごさいますが、しっかりと考えていっていただきたいというふうに思いますし、先頭がしっかり引っ張って行って、後ろからしっかりと支えるという形が私は本来の行政の姿じゃないのかなあというふうに思います。これからの菊陽町を支える子どもたちにしっかりと支援をし、親の負

損も軽減できればますます人口も増え、最終的には財政の健全化につながると思います。以上のことをしっかりとまた精査をしていただいて、おたふく風邪、水ぼうそうの助成に対するお考えをしっかりとっていただきたいというふうに思います。

次でございます。

防災についてご質問をさせていただきます。

減災という言葉が最近耳にいたしますが、減災とは阪神・淡路大震災後の2008年ごろから生まれた概念であります。それまでの防災の概念は、被害を出さないための工夫として検討されてきており、震災後、行政や災害研究者を通じて被害の発生は食い止めがたいことが分かり、そこである程度被害の発生を想定した上で予防を検討していくことが必要であるという問題意識から、減災ということが唱えられるようになったと言われております。昨年11月5日に、菊池市を震源とする地震が発生し、我が菊陽町におきましても震度4を記録したことは皆さん記憶に新しいことだと思いますし、一昨日、昨日と地震が続き、ますます気になっているところでもございます。

2月2日報道の首都圏直下型地震、4年以内に70%という東大地震研究所の試算報道には震え上がり、また京大防災研究所の確率計算では5年以内に28%と非常に差があり過ぎて、一体どちらの精度を信用すればというところで戸惑うばかりでもございます。今までの防災は、あくまでも被害を出さないために満遍なくコストをかける、いわば保険のような発想で行われておりましたが、いざ災害が発生してみると、その地域の防災力を上回る被害が起こることがあり、被害を完全に防ぐことは不可能であり、また発生した被害をすべて食い止めようと思えば、大津波の発生でも分かるように、幾らコストをかけても間に合わないことは明々白々でもございます。そこで、いかなる対策をとったとしても被害は生じるという認識のもと、災害時において被害が最も生ずる課題に対して、限られた予算や資源を集中的にかけることで結果的に被害の最小化を図ろうという発想が生まれたのであります。これが減災の発想であります。

ただ、災害における地域の弱点を発見し、対策を講ずるとしても行政単独で対策をとるだけでは減災は達せられません。それは、災害時に最も被害を受けるのは我々地域住民自身であるからであり、それだけに近年は行政と住民が協働で地域の防災力を向上させようという防災まちづくり事業が多く市の町村において取り組まれるようになりました。減災は、防災まちづくりにおける一つの戦略として浸透しているわけであります。

そこで、1番目の防災時における生活雑用水の確保はという質問でございます。

飲料水におきましては、昨年6月定例会で小林議員の質問に対し、吉岡総務部長が大津菊陽水道企業団に500ミリリットルを約1万本備蓄してあるというお答えでありました。飲料水は、さまざまな企業の取り組みと救援物資等で確保できるかもしれませんが、しかしながら生活雑用水、いわゆるトイレ、ふろ、洗濯等々の確保はインフラ整備が整ってからで、かなり遅れてしまったとの報告が被災地からなされているようでございます。阪神・淡路、東北大震災でも、生活雑用水の不足からトイレには汚物が山盛り状態になり、洗濯は近くの濁った川で行

われるなど、不衛生きわまりない状況に置かれていたとも言われております。いっどこで起こってもおかしくない大規模災害に対し、町長は災害発生時における生活雑用水の確保をどのようにお考えか、お尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（平野誠也君） まず、ご質問にお答えする前に、議員が今冒頭、光の森ゆめタウンで募金活動を行われたということで、その浄財につきまして本日お預かりをいたしました。議員のお話にありましたように、本町職員8名が東松島市の方に支援活動に行きましたので、そちらの方にお送りさせていただきたいと思っております。

それでは、早速ご質問にお答えしたいと思います。

今、議員がおっしゃいましたように、大規模災害発生時の生活雑用水の確保、これは非常に重要な問題であると思っております。阪神・淡路大震災後に、これは国土交通省の近畿地方整備局が取りまとめられました報告書がございますけれども、阪神・淡路大震災の経験に学ぶというアンケート調査でも、ライフラインの断絶によりまして最も困ったものとして生活雑用水が上げられたということでございます。とりわけ、水不足によるトイレの利用に支障があったと記載されております。また、生活雑用水の確保ということで、これは一つの事例だったと思うんですが、お風呂にためていた水、それと身近な川や池、学校のプールなどが生活雑用水として大変役に立ったという報告がなされております。

先ほど議員ご質問がございましたトイレとか洗濯、清掃用に使用する雑用水でございますけれども、本町においても先に述べましたように、川とかプールの水を使用することで確保できる地域はあるかと思っております。ただ、すべての地域でこの方法によって雑用水を確保することはできませんので、検討すべき課題だと思っております。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） 本町は、白川もありますし、今課長が言われたように、そういう生活雑用水の確保は比較的ほかの地域に比べるとできるのかなあというふうに思います。

次の質問に移らせていただきます。関連をする質問でございます。

2番目の防災用井戸の設置計画という質問でございます。

先月行われました区長会との意見交換会の中で、町は安心・安全のまちづくりというが、全くそれが見えてこないという厳しい意見がございました。そこで、安心・安全のまちづくりに向けた防災用井戸の設置についての質問でございます。

昨年11月に、甲佐町において、九州では初という防災用井戸が小学校体育館横に250万円をかけて設置をされております。これは地下20メートルから1分間に約10リットルの水をくみ上げ、女性でも簡単に片手で操作できる防災用井戸でございます。今後5年間で5カ所を設置予定とのことで、町民からも安心・安全のまちづくりにつながるということで好評のようでございます。

この防災用井戸は、ライフラインが喪失した場合でも、先ほども説明をいたしました、人間の力さえあれば生活雑用水が確保でき、一部報道におきましては全都道府県県庁所在地と政令指定都市74市区を調べましたところ、都内21区と全国の15市が非常時に使える計1万2,229カ所の井戸を把握しており、国は東日本大震災の被災地での活用事例を踏まえ、各地の地域防災計画に反映するよう呼びかけると説明をしております。既に、関東地方では23区市町村に関東地震に備えて400本の井戸が掘られているようでございます。備えあれば憂いなしという言葉もあるように、まさしく安心・安全のまちづくりにつながるのではないのでしょうか。菊陽町におきましても、17カ所、8地区の避難予定場所がございますが、収容可能人数8,000人と一番多い菊陽杉並木公園から始めて残り15カ所7地区を順次設置していけば、安心・安全のまちづくりが徐々に見えてくるのではないのでしょうか。この件につきまして、町長のお考えをお尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（平野誠也君） ご質問にお答えしたいと思います。

防災用井戸につきまして、現在のところ計画はないところでございますけれども、今、議員が言われましたように、甲佐町の方では小学校に1カ所設置されておると。今後、甲佐の方では、順次避難場所に設置していくというようなことでございます。この防災用井戸につきましては、全国的には災害時の生活雑用水確保のため、手押しポンプ式が見直されておるということでございます。そういうこともございますので、町としましてもそういう先進事例等を参考に、防災用井戸の設置について検討していきたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） この防災用井戸、これは非常に画期的というか昔からの知恵ではございますけれども、そういうアイデアなのかなあというふうに思います。ぜひ菊陽町においてもこの事業は早急に進めていっていただきたいなあというふうに改めてお願いをするところでございます。

続きまして、3番目の質問でございます。

既存の井戸を災害用井戸として町が管理できないかという質問でございます。

災害時に家庭や企業の井戸を生活用水として提供してもらう制度が全国の自治体に広がっております。東京都武蔵野市においては、市の災害対策用井戸として、指定された井戸を所有管理している方を対象として維持管理の補助金、井戸1件につき年間9,000円を交付する事業が進められております。武蔵野市の例で見ますと、条件といたしまして、市内にある民間所有の井戸であること。現在使用しており、今後も引き続き使用を予定しているもの。井戸水が原則として飲用に適するものであること。野外など災害時に市民が使用しやすい場所で摂取できることの4点となっておりますが、菊陽町も飲用に適している井戸は数少ないと思いますが、菊

陽町にこの条件に近い井戸が幾つあるか、お尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（平野誠也君） それでは、ご質問にお答えしたいと思います。

今、井戸の数をおっしゃられましたけども、全体数としてはどれだけあるかというのはちょっと今の段階で把握してないんですが、これは地下水のくみ上げ状況で把握できると思うんで、その点で後ほどでもご報告をさせていただきたいと思います。この災害用の井戸なんですけども、議員が今言われましたように、自治体による井戸の管理ということで、災害時協力井戸というような呼び方で全国的には実施されているようでございます。今、事例もお話しいただいたんですけども、自治体によって確実に効率的にその井戸が利用できるように登録制といえますか、そういう形でやっておられるようでございます。同様の制度で実施可能かどうかというのは、井戸数等の確認もした上で、地域の状況も考えて検討していきたいというふうを考えております。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） この井戸も町がしっかりと管理をしていただければ、防災用井戸としての機能もしっかりと果たせるのじゃないかなあというふうに思います。井戸という文化も次世代に継承できると思います。この件につきましてもどうぞよろしく願いいたします。

次に、既存公園の防災設備はという質問でございます。

東京都には、東京都公園協会という協会がございまして、そのホームページの中で防災公園の紹介がされております。その中で、防災公園は、災害対応トイレや太陽光発電を活用した照明施設、大型緊急車両の通行を想定した園路など施設にいろいろな工夫をされており、活動拠点に指定されている場所などはヘリコプターの離着陸を想定していますという紹介がなされております。さらには、災害時に避難して最も困るものとしてトイレが上げてあり、給水や電気などのインフラが寸断された場合でも利用できるように考えられたマンホールトイレがあり、マンホールトイレは下水道管までの取り付け管に沿ってマンホールを設置し、災害時にはマンホールのふたを外して便器を取りつけ、ほかの人から見られないようにテントを張って使用するという紹介があり、そのほかにも停電した場合でもソーラーパネルで太陽光を受け、支柱の中のバッテリーで発電し、公園灯を照らして明かりを目標に避難場所を想定できるソーラー照明等、そしてふだんはベンチとして使用されておりますが、災害時には座る部分を外しますとかまどになり、これで火を起こして炊き出しなどができるかまどベンチなど、空間施設ごとの役割に応じた防災設備が必要としてあります。

町長にお尋ねいたしますが、既存公園の防災設備の現状をお尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（平野誠也君） それでは、ご質問にお答えしたいと思います。

公園施設の防災設備でございますけども、今、議員が言われました非常用の便槽、あるいは

防災のあずまや、それと今、議員も言われましたかまどベンチ、それと耐震性の貯水槽などがあると思います。現在のところ本町の公園にそういう施設はありませんけれども、その非常用便槽とか防災用あずまや、かまどベンチ、耐震性貯水槽などについては、一応内容については今、議員がおっしゃいましたので、省略をさせていただきますけれども、1つ今後検討すべき中でできるものとして、一応は非常用便槽と耐震性の貯水槽をちょっと予定できればというふうに思っております。

非常用便槽につきましては、今、議員がおっしゃいましたように、避難所となる敷地内に仮設トイレ用のマンホール、これを設置して下水道と直接接続するという形のものでございます。

それと、耐震性の貯水槽でございますけれども、これは通常は上水道管と接続しておるわけで、循環型になっておるんですけども、仮に遮断されたとしても飲み水を貯水できるというような設備でございます。仮に、50トンの貯水槽であれば、5,000人で3日分ぐらいの貯水能力ということになってきます。今後、その屋外の避難所をメインに考えますと、屋外避難所として町民グラウンド、それと杉並木公園、（仮称）光の森多目的広場などがございまして、これも先進事例を参考に整備できればというふうに思っております。また、先ほども申し上げましたけれども、やっぱりトイレと飲料水、水というのはやっぱり重要なものでございまして、まずは非常用便槽、それと耐震性貯水槽については早急に検討して順次整備できればということで考えております。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） 先日の施政方針の中で、災害用マンホールトイレなどの備品を備蓄し、今後も拡充を図っていくというお話がございましたが、先ほど来お話がございしますが、RKKグラウンド跡のにじの森グリーンタウンというんですね、お名前は、あそこは。そこでは、ベンチトイレやソーラー照明等備えたまちづくりを目的としてまちづくりをされておられます。このように、安心・安全のまちづくりを目指す菊陽町は既存公園、これを単なる避難場所の公園と考えておられるのか、それともこれから先、防災公園として考えていかれるのかを町長にお尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（平野誠也君） 通常時は、公園としての取り扱いになると思うんですが、今言ったような設備、当然費用もかかるわけなんですけども、災害時には非常用の公園というようなとらえ方でよろしいかと思っております。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） 公園ということでいろいろ古くなってきますといろんな修理等もあるかと思いますが、そのようなときにはぜひこのような防災備品を備えていただきたいと思いますというふうに思います。

最後になりますが、防災まちづくりによるコミュニティの構築はという質問でございます。

人は、昔川の近くに集落をつくり、そこに張り出しをつくって、洗い物や水くみをいたしました。六本木ヒルズでおなじみの森ビル最大の震災対策は、独自の震災対策要綱に基づいた人による備えだそうでございます。菊陽町も校區別に分けたすばらしい防災ハザードマップがあり、私の知人からも高い評価を受けております。人間を守るのは最終的には人間というのが基本姿勢なのではないでしょうか。そのために、六本木ヒルズにおきましては、1月、9月に総合防災訓練が行われているようでございます。これは、ほんの序の口でございます。防災訓練とは別に東京消防庁主催の救命講習の受講、公共交通機関が停止した場合に備えた徒歩出退社訓練。災害発生初期の情報収集、対策本部立ち上げのための要員訓練としての震災宿直制度など、各種の対策が日常的に行われているようでございます。

現在の住まいが暮らしだけではなく、明日の暮らしや家族の命そのものを支えるものであると考えると、その命がかけがえのないものであり、それはある種必要経費で、災害に対する考えや人材教育の姿勢、周辺環境やインフラの整備によってどれだけの安心が担保されるかなど、地震国日本ではさまざまなことを考慮する必要があるようでございます。備蓄倉庫にマンホールトイレなどの備品を備蓄しましても、我々町民が使い方を理解していないと何にもならないし、これは無用の長物になるのかなあというふうに思います。

町長は、防災まちづくりによるコミュニティの構築をどのようにお考えかをお尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（平野誠也君） それでは、ご質問にお答えしたいと思います。

防災まちづくりによるコミュニティの構築でございますけども、これは広報の3月号でもちょっと掲載させていただいておりますが、各地区での自主防災組織の設立をお願いしているところでございます。この自主防災組織なんですけども、本町の組織率というのは、全国はもちろん県内でも低い方でございます。実はちょっと申し上げますと、平成23年4月現在でございますが35.4%となっております。ちなみに、県内45市町村ございますけども、37位というような状況でございます。県平均が大体55.2%、全国平均が75.6%ということで、大きく下回っているような状況でありまして、この組織率の向上が急がれるところではございます。議員も坂本議員も現役の消防団として活動いただいていることに対しては感謝するところなんですけども、地域の総合防災力のかなめになるのはやはり消防団であったり、地域の自主防災組織であるんじゃないかと思っております。

ただ、消防団につきましては、なかなかその団員が減少と申しますか、団員になっていただけない状況がございます。消防団員の職業も多岐にわたっているということもございまして、昼間の出動というのがなかなか困難な状況になっております。そのような状況でございますので、消防団があるなしにかかわらず、各地区での自主防災組織の設立というのは重要なもので



はないかなというふうに思っているところです。この自主防災組織の設立に当たりましては、これは新たに設立される自主防災組織に対してでございますけれども、熊本県の自主防災組織設立促進事業補助金交付要綱というのがございますが、これに基づきまして、これ市町村経由になるんですが、補助制度がございます。資機材等の整備費として5万円を上限とはなっておりますが、そういう補助制度を活用することもできますし、既に組織されている団体に対しましては、町の方からも活動費として年額4万円を助成しているという状況でございます。

特に、近年高齢化あるいは核家族化が進み、家族力の低下とか地域の連帯化への希薄化というのが言われておるわけでございますけれども、防災の基本は助け合い、いわゆる共助でございます。まずは、自分、次に家族、そしてお隣、近所、地域へと身近なところから手を伸ばしていくことが不可欠ではないかと思っております。そのためには、地域を知って人を知ることが防災まちづくりを進める上で重要ではなかろうかと思っております。このことから、各区自治会におきまして自主防災組織等を設立いただいて、それを核に防災を通じたコミュニティーの形成を図っていく必要があるんじゃないかというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） 自主防災組織という言葉が出てきましたが、一つの手法としてお聞きいただきたいというふうに思いますが、日本の総務省消防庁が進める防災を目的とした近年のコミュニティー活動で評価される防災まちづくり大賞というのがございます。防災まちづくりを推進している広島におきましては、地域社会で住民が主体となって取り組む防災を主体としたまちづくり活動と定義し、防災まちづくりとあわせて安心・安全なまちづくりを推進されておられます。防災まちづくり大賞、これの平成20年度の総務大臣賞、これは一般部門でございますが、こちらを紹介をさせていただきますと、姫路市で「まもりんピック姫路」という開催をしておられます。こちらが大臣賞をとられております。

内容といたしまして、各種災害を想定した消防防災競技やゲームを通じて防火、防災意識の啓発と相互の連携から、お互いを助け合う力を養うことを目的に、消防防災運動会「まもりんピック姫路」を平成20年に開催をされております。この運動会は、従来の訓練方式ではなく、競技、ゲーム要素に重点を置き、楽しみながら各自がチームの一員として参加できることを目指しておられます。これにより、防災力のかなめである、先ほども課長申されました連帯感、地域コミュニティーの一層の活性化が図られ、防火、防災技術の習得も得ることができました。

この活動によって平成20年度、この姫路市が「まもりんピック姫路」という事業を開催されて総務大臣賞というのをとられておられます。避難訓練ばかりではなく、避難時の炊き出しの訓練など、本町菊陽町においても独自のコミュニティー活動を目的として、各家庭、学校、会社、各種団体など、町民参加型の活動を提案して大賞を決めるなどの企画をされてはいかがでしょうか、町長にお尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） ただいまのご質問にお答えしたいと思いますけども、先ほど総務課長の方からも申しあげましたように、今回議員さん方でこの東日本大震災の復興のための募金活動をされて、今日、吉本議員の方から私がお預かりしましたけども、これを被災地の方に、本町の職員が行きました東松島市の方にお送りしたいと思いますとともに、やはりテレビ等見ていますと、被災地の方々、一番何が今後心配かと言われると、忘れ去られることがやっぱり一番だということで、この復興のためにはまだまだ年月がかかるということで、町としてもいろんな機会をとられてそういう支援活動の方は続けていきたいと考えているところでありますし、そういった中で、今回ご質問いろいろいただきましたけども、これは私の方も今この時期、非常に町民の皆さんのいわゆる防災に対する重要性というのが非常に高まっているような時期でありまして、いろんな資機材等あたりも整備しながら備蓄の食料品等もやっておるところでありますけども、いざといった場合はやはり基本になるのはそれぞれの地域の中でどう守っていくかということだと思います。一昨年だったと思いますけども、南方地区で自主的にされた訓練というのが小組合ごとに分かれて、その中に弱者がだれがおるかということも確認しながらそれぞれの班ごとにまとまって避難箇所を南方の地区公民館の方に設定されて、そこにそれぞれの班で集まってこられました。

そういった中で、実際非常時の炊き出し、かまどを使ってそういうものをつくっておられましたし、運ぶものがないときは竹で2本つくった棒に毛布できちんと担架がわりになるというそういう訓練もされておりましたけども、そういう意味で、非常に今総務課長が言いましたように、自主防災組織を立ち上げていただいて、その中でそれぞれの地域でまず周りから支援の来る間地域でどう支え合うかっていうのが大事だと思います。そういうものも含めながら、また全体的な、またまずは小学校区単位ぐらいに何かいろんなそういう自治区あたりを、以前一回総合防災訓練ということで実施しましたけども、これは参加というよりもどういう方法でするかというのを見ていただくというような訓練でありましたので、今後の訓練につきましては町民の皆さんに参加型の、さっき提案されましたようなことも先進地の事例もあるということであれば、そういうのもまたしっかりと勉強しながら取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） 改めていろんなところで訓練をされていらっしゃるというお話を聞いて安心をしたところでございます。光の森複合施設の話が先ほども出ましたが、いろんな災害訓練だとかあそこですればいいのかなというふうに思いますし、自主防災組織というところでやはりあの地域にリーダーをつくるっていうのが先決なのかなあというふうに思います。

山本五十六の言葉にこのような言葉がございまして、「やってみせ、言って聞かせて、させてみて、褒めてやらねば人は動かじ」、「話し合い、耳を傾け承認し、任せてやらねば人は育たず」、「やっている姿を感謝で見守って、信頼せねば人は実らず」、こういう言葉がござい

ます。ぜひとも、本町若い職員もたくさんいらっしゃいますので、信頼していろんな企画もさせていただけたらなあというふうに思いますし、いろんなすばらしい企画が生まれることを期待をいたすところでございます。

最後になりますが、本年3月で今日いらっしゃる吉岡総務部長、眞鍋福祉生活部長、村田健康・保険課長が定年されるっていうことをお聞きいたしております。長きにわたりまして菊陽町発展に力を注がれたお三方に改めまして感謝申し上げる次第でございます。それとともにますますのご活躍と、そしてまた町民に戻られて私ども議会に対しましてもいろんな角度でご指導いただけますようお願いを申し上げ、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君の一般質問を終わります。

これで本日の一般質問を終わります。

本日はこれをもって散会します。

明日も一般質問を行います。

ご苦労さまでございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後2時50分

第1回菊陽町議会3月定例会会議録

平成24年3月15日（木）再開

（ 第 5 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程 (5日目)

(平成24年第1回菊陽町議会3月定例会)

平成24年3月15日

午 前 10 時 開 議

於 議 場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。

| | | | |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番 | 中岡敏博君 | 2番 | 野田恭子君 |
| 3番 | 吉本孝寿君 | 4番 | 吉山哲也君 |
| 5番 | 渡邊裕之君 | 6番 | 坂本秀則君 |
| 7番 | 石原武義君 | 8番 | 甲斐榮治君 |
| 9番 | 芝和長君 | 10番 | 岩下和高君 |
| 11番 | 佐藤竜巳君 | 12番 | 福島知雄君 |
| 13番 | 川俣鐵也君 | 14番 | 加藤眞佐男君 |
| 15番 | 上田茂政君 | 16番 | 小林久美子君 |
| 17番 | 梅田清明君 | 18番 | 大塚昇君 |

3. 欠席議員は次のとおりである。

な し

4. 会議録署名議員

| | | | |
|-----|-------|-----|--------|
| 13番 | 川俣鐵也君 | 14番 | 加藤眞佐男君 |
|-----|-------|-----|--------|

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|-------------------|-------|----------------|-------|
| 町 長 | 後藤三雄君 | 副 町 長 | 中富恭男君 |
| 教 育 長 | 赤峰洋次君 | 教 育 次 長 | 水上孝親君 |
| 総 務 部 長 | 吉岡典次君 | 福祉生活部長 | 眞鍋清也君 |
| 産業建設部長 | 松本東亞君 | 会計管理者兼
会計課長 | 阪本修一君 |
| 総 務 課 長 | 平野誠也君 | 総合政策課長 | 吉野邦宏君 |
| 財 政 課 長 | 實取初雄君 | 税 務 課 長 | 阪本浩徳君 |
| 人権教育・
啓発課長 | 堀川俊幸君 | 福 祉 課 長 | 渡邊幸伸君 |
| 健康・保険課長 | 村田節子君 | 介護保険課長 | 宮本義雄君 |
| 環境生活課長 | 大山陽祐君 | 町 民 課 長 | 山崎謙三君 |
| 武蔵ヶ丘支所長 | 堀川正信君 | 農 政 課 長 | 荒木一雄君 |
| 建 設 課 長 | 松村孝雄君 | 都市計画課長 | 坂本恭一君 |
| 下 水 道 課 長 | 今村敬士君 | 商工振興課長 | 吉川義則君 |
| 総務課長補佐
兼庶務法制係長 | 服部誠也君 | 図 書 館 長 | 堀行徳君 |
| 学 務 課 長 | 松本洋昭君 | 中央公民館長 | 矢野陽子君 |

生涯学習課長 佐藤清孝君

農業委員会事務局長 志垣敏夫君

6. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 廣野豊徳君

書記 山川真喜子君

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前10時0分

○議長（大塚 昇君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（大塚 昇君） 日程第1、前日に引き続き一般質問を行います。

傍聴者の方に申し上げます。

本日はご多用の中、傍聴においでいただき誠にありがとうございます。

会議中は、私語や拍手などをなされないようお願いいたします。

小林久美子君、一般質問を許します。

○16番（小林久美子君） 皆さんおはようございます。日本共産党の小林久美子です。町民の皆さんを代表しまして一般質問を行います。

私は、昨年町民の皆さんにお願いしました町政アンケート、これはほんの一部なんですけれども、今日は持ってまいりました。なぜかといいますと、平成24年度の町の予算案を見ますと、保育料は値上げ、また国保税も値上げ、そして介護保険料の値上げとトリプルパンチです。これでは町民の暮らしが守れないと感じたので、町長にこの一般質問で町民の今の実感また思いをお話をしまして、ぜひその値上げを抑えていただきたいという、それを中止をとという立場で今日は一般質問をさせていただきます。

自営業者のあるご婦人とお話をしました。その方は、申告、今時期でありまして、消費税をどうやって払おうかと思ってるというお話をされました。仕事も少なく、建設関係なんですけれども、利益も上がらないと。今までは何とかやりくりしていたけれども、子どもも非常に就職が厳しいということで、申告時期でもう毎日頭が痛く、胃が痛いとおっしゃいました。国会のテレビを見ていると、本当に腹が立つんですよというお話をされました。ご近所の70代のご婦人の方も、年金は減るばかりで、介護保険料や国保税など負担が大きい。主人が生きてたときは2人で何とか大丈夫だったけれども、本当に大変だというふうに言われます。また、この中からご紹介しますと、国民保険も年をとって引かれる金額が多い。年金から引かれるので大変だ。年金生活で保険料などが上がると収入減となり、生活が苦しくなる。私の知ってる方は、本当に今年の冬は寒かったんですけど、寒い時期でもこたつを辛抱したり、灯油を辛抱したり、そういう生活をお聞きします。非常に今の70代、80代の方は物が無い時代に苦勞されていますので、私の母もそうですけれども、もう寒いときは風邪引くよりもガスストーブをつけてと言いますが、なかなか我慢をするというような時代にやはり生きてきました。また、他町村よりも企業法人税に恵まれているはずなのに、国保税などが負担である。住民への還元が少ない。人口増、世帯増、発展している町にもかかわらず、税金が高い。町がきれいより、各家

庭の負担を減らす方が先ではないか。後期高齢者の保険料が高い。また、後期高齢者、これは県段階で決まりますけれども、今年から千数百円、1,600円だったと思いますが、保険料が平均で上がります。税金や保険料は増えるばかりで、これからどうなるだろうかと心配だというのが今の一番の町民、特に年金で生活されている方の実感ではないでしょうか。

昨年の国保税、大幅に引き上げがありました。私も昨年は4月の選挙で回りますと、いろんなところからもうこれ以上払えないので、何とか議会で頑張ってくださいということで、たくさんのお声をいただきました。今年は、その上にさらに、後でまた触れますけれども、町長の今年は今提案されているのは1億2,600万円は一般会計から繰り入れをするので、その残った分の7,000万円弱を皆さんに値上げということですが、国保税の大幅値上げ、介護保険の値上げ、後期高齢者保険料の値上げ、保育料の値上げ、こんなに同時に税金や保険料の値上げがされたことは、私は今18年目に入りますかね、私が議会議員になってからは初めてです。

なぜ、これが非常に厳しいのかといいますと、その一方で年金が切り下げられているからです。昨年1年間の消費者物価の変動に合わせて、4月分の年金、これ今からなんですけど、6月支給されます。これが給付額が0.3%削減されます。さらに、過去の物価下落時に給付額を据え置いたという理由で、その差額2.5%分を来年度から3年間で解消するため、その1年目の分として今年10月の年金、これは12月支給です。これが0.9%削減、合わせて1.2%の削減です。さらに、2017年度以降、ですから来年以降ですね、2年間で残りの1.6%を削減する。こういう流れになっています。基礎年金だけの人の平均が月5万円にも届かない、こういうふうに年金が切り下げられてきますと、高齢者だけでなく、障害年金を受けている方、母子家庭など扶養手当なども引き下げがこれに連動して行われます。私は病院の患者さんとお話ししますと、非常に敏感です。年金がこれだけ100円でも200円でも下がったので、これができなくなったという、この前もお話をされましたけれども、非常に生活が厳しい人は自分のことをそんなに言いません。あきらめて我慢しています。だから、そういうところにやっぱり寄り添って、状況をしっかりと聞きまして、町の施策もぜひ考えていただきたいということで質問をさせていただきます。

通告は、今日5つの通告を出しております、施政方針について1番目に出していますけれども、これは国保、介護保険についての後に、やはり全体の値上げと関係してきますので、後に回させていただきます。

それでは、2番の子育て支援については、自席の方から質問をさせていただきます。

続いて、子育て支援につきまして、特に保育料の引き上げについて質問をします。

保育料の値上げ、今お話ししました、なぜこの時期にしなければならないのかについて質問をします。また、所得の5段階から値上げの案が示されていますが、この5段階というのは所得税の税額が5段階、4万円から6万3,000円未満の保育料が3歳未満が3万1,000円が3万2,000円、3歳以上が2万6,000円が2万7,000円とそれぞれ1,000円ずつになります。それで、5段階の中に2つありまして、所得税6万3,000円から10万3,000円未満のところもそれぞれ

1,000円ずつ値上げがされます。それから、6段階のところ、6階層ですかね、のところは3万7,000円が3万9,000円、それから3歳以上のところが2万7,000円が2万9,000円。それから、7階層のところは3歳未満3万8,000円が4万円、2万7,000円が2万9,000円。8階層のところは3万8,000円が4万1,000円、3歳以上は2万7,000円が3万円ということで、これも保育料、大幅な値上げになっています。この所得税が大体5階層の4万円から10万円ぐらいの所得ですね。年収で言うと分かりにくいと思いますので、大体5段階の所得がどうかということと、今回値上げは5階層から8階層までになっていますが、その値上げの理由についてお尋ねをします。

○議長（大塚 昇君） 福祉課長。

○福祉課長（渡邊幸伸君） おはようございます。

ただいまの質問につきまして回答させていただきます。

保育料につきましては、保育サービスを受ける人が応能、応益により負担することを原則としておりますが、利用者の負担を考慮しまして、本町においては国基準の72.8%としております。さらに、保育料改定につきましては、税制改正に伴う階層区分の改定以外は実質的な見直しを行っておらず、平成7年以降少なくとも17年以上改定していない状況であります。一方で、平成16年に公立保育所の運営費は廃止されまして、一般財源化されており、町の持ち出しは増加しているところであります。また、待機児童解消のため、私立保育所の新設を進めまして、平成19年に1園、平成22年に2園が開園し、入所児童数はこの5年間で約300名、率にしまして33%増加しております。これらの要因を踏まえまして、保育所運営にかかわる経費は予算ベースで平成18年度に6億1,953万7,000円であったものが、平成23年度には10億471万8,000円に膨らみ、このうち一般財源は平成18年度の4億76万7,000円から、平成23年度には5億5,758万円へと増加している状況でございます。

このように、保育料を国の基準より低く設定していることにより、一般財源が増加しておりますので、保育所を利用されていない方を含め、納税者への負担が増加していることとなります。また、一般会計予算に占める民生費と衛生費の割合は、平成22年度決算によりますと35%を超えており、前年比18.8%の増という結果が出ておりまして、今後も伸びが続くものと予想されます。さらに、平成25年4月開園予定の2園を含めまして、町立8園、私立5園の計13園を運営することにより、待機児童対策へ全力を挙げて取り組んできたところでもございます。

このようなことから、保育料改定は私どもとしましては苦渋の選択ではありますが、やむを得ないと考えておるところでございます。ただし、今回は所得税の額が低い階層については据え置き、国基準の保育料との差が大きい、いわゆる所得税額の高い階層について保育料の引き上げをお願いするものでございます。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 税務課長。

○税務課長（阪本浩徳君） それでは、税務課でございますけども、所得ということでございます

ので、税務課の方から少しお話をさせていただきます。

所得といいますのは、通常自営業者の方は収入から経費を引いた残りが所得と通常いいます。それから、所得税を計算する場合は扶養控除とか社会保険料控除を引きます。それが課税所得ということになります。それから、税率を掛けたのが所得税ということになりますので、今の福祉課の階層ではだれが幾らというのはちょっとお答えにくいですので、所得はそういうことでございますので、報告だけさせていただきます。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 大体この4万円から6万3,000円ぐらいだったら、課税所得は300万円ぐらいと見たらいいかどうかをお聞きしたいんですけど。この5階層から保育料が上がって来ますけれども、要するにその所得が大体幾らぐらいあるご家庭に税金をかけるのかっていうのを知りたいんですよ。それがやっぱりその8階層の73万円ぐらいの税金を払っている方は、実際はそう生活困窮とかではないと思うんですけども、この5階層の私が考えますに、大体4万円から10万円ぐらいの、2つ5階層でも分かれて来ますけど、大体所得で300万円で年収400万円とかそのくらいなのかなと思うので、そこはその辺を考えてこの保育料の改定とか考えられると思うので、その所得金額が分かるかどうかをお尋ねしているんですけど。

○議長（大塚 昇君） 税務課長。

○税務課長（阪本浩徳君） お答えいたします。

課税所得と申しますのは、当然収入から所得控除を引いたところなんですけども、収入はそれぞればらばらになるかと思えます。それから、所得の控除も扶養されてる数が多ければ、当然控除が多くなりますから、税額では下がってきます。ですので、一概に幾らの方、例えば300万円収入ある方がどれに該当するかというのは、所得控除を計算してみないと分かりませんので、今ご質問のどのランクになるかというのは個別に判断する必要がありますので、現時点ではお答えできないというのが実情でございます。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） それでは、もう一度違う角度でお尋ねしますけれども、今回保育料の値上げを国の基準は高いから今まで72%ぐらいで来たんですけども、国の基準がそうだから値上げをせざるを得ない、また一般財源化されたからということでしたけれども、一般財源化されても国からのお金は、その保育料のつていうのは来てる、その中に入っているわけですので、その点が1つと、その5階層からに値上げした、どうしてそこで基準を設けたのかっていうのをお聞きしたいと思います。私としては、この5階層の方が非常に多いのではないかと思いますので、ここに一番大きな負担が来るということでこの質問をさせていただきます。

それで、なぜ今の時期にこの保育料の値上げかということなんですけれども、これも国のやっぱり施策と大きく関係しています。菊陽町は子どもさんの数が県内で一番多い、高齢化率も低い町で、人口がどんどん増えているので、もちろんその小学校の増設や保育所の運営も大変

ご苦労されていると思いますが、子育て世代はこの保育料の値上げをしなくても、今年は負担増の連続なんですね。子ども手当は3,000円の引き下げがありましたし、年少扶養控除、それこそ所得、収入から控除ができるんですけれども、それが廃止になってますから、これも増税になります。6月からは住民税も年少扶養控除廃止の影響で増税になります。ですから、特にこの階層5段階のところの影響が一番大きいし、またここが一番保護者の割合が多いのではないかと思いますので、その割合も分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 福祉課長。

○福祉課長（渡邊幸伸君） まず、国からの補助金といいますか、それが保育料も入っているということですけども、先ほど申しましたように公立の場合一般財源化されておりますので、交付税算入という形で入っているかと思います。

それから、なぜ基準を5階層に絞ったかといいますのは、できるだけその所得の低い階層につきましても、負担増を避けたかったということでございます。

なぜその値上げなのかということですけども、先ほども申しましたように17年間ほどはもう値上げずっとしておりません。財政的にも厳しい状況でございますので、いろんなその歳入につきましても見直し関係も行いまして、大体全国的にもこの国階層の約7割から8割程度はこの市町村も、割合につきましてもそういうふうな割合でございますので、できるだけその低所得層に対しましては負担増を避けたというところでございます。

以上でございます。

（16番小林久美子君「いや、5階層から以上は何割ぐらいいますか、値上げの影響」の声あり）

○議長（大塚 昇君） 福祉課長。

○福祉課長（渡邊幸伸君） これは大体4段階が18%、それから5階層、これにつきましては11%、それからこの2つ分けておりますけども、5階層の上の方につきましては12%、それから6階層が22%、7階層が2%、それから8階層が1%、こういう割合になっております。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 今ざっと計算しますと、5割、半分ぐらいはその値上げにかかるのではないかと思いますので、やはり非常に負担増がこれだけある中で、今の時期の値上げはぜひ撤回していただきたいということを述べて、次に移ります。

次は、通学路の点検についてです。

通学路の点検と整備について、新年度に向けてどのような対応をしているのかについてお尋ねをします。

なぜこの通学路の点検というふうに入れたかといいますと、昨年もいろいろ中尾から出てくる道路とか、何カ所か今まで通学路の整備や信号機の設置などできないかという質問をしていますが、なかなか子どもさんの事故があったり、そういうのもありますし、保護者の方とお話

をしますと、通学路のいろいろ自分たちの意見というのがなかなか反映できないっていうようなことも聞いてますが、そういうことはなくて、本当は学校やP T Aなどで新年度に向けていろいろ取り組みをされていると思いますので、その取り組みの内容について学務課長にお尋ねをします。

○議長（大塚 昇君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） ただいまのご質問にお答えします。

直接その新年度に向けてという前に、通学路全般についてちょっとお話をしたいと思えます。

通学路の指定について、まず通学路については指定をして、そこを通学するという形になります。これにつきましては、各学校におきまして学校また保護者の方、これで状況を確認しまして、最良の通学路を検討しまして、学校から通学路の指定をします。そこを通学していくという状況になります。また、その点検につきましても日々点検はしておるんですが、通学路の点検につきまして法律等もあるんですが、校長は通学路に支障がある場合などは自分のところではどうしようもないということになりますので、学校の設置者、例えば本町であれば菊陽町が設置者になりますので、菊陽町へその旨を申し出ることになっております。そうしますと、それから整備に動いていくというわけになります。整備につきましては申し出を受けた学校の設置者、菊陽町ですが、国道関係につきましては管理者である国へ、それから県道関係であれば、管理者である県へ要望をしていきます。また、町道につきましては町で対応をしていくという状況になります。この中で、交通規制に関するものも発生してまいります。当然、横断歩道関係を新設したり、停止線をつけたり、交通規制標識をつけたり、信号機設置などの要望も出てまいります。このあたりにつきましては大津警察署へ要望していくという状況になります。この辺の要望につきましては、まず学校、それから保護者、P T A、地区を含めまして町と一体となって要望を各署へしていくというのが手順になってまいります。窓口につきましては、また道路関係であれば建設課であったりという状況が出てまいります。その中で、通学路の点検を具体的に本町がしておりますのは、町で取り組んでおりますスクールパトロール隊による全町を対象とした通学路の点検、また登下校時のパトロールを実施しております。それから、各学校での安全委員会、それからボランティア、地区の青少年健全育成協議会等々ございまして、そのあたりをお願いをして日々点検であったり、見守り活動をしていただいております。このようなことを今後も続けていくという状況でございまして、これを受けまして来年度、今現在計画をされていると。通学路に係る分の計画でございまして、武蔵ヶ丘団地の20号線、そのカラー舗装、これは場所ですが、武蔵ヶ丘中学校から玄武堂の区間で延長が208メートルの整備を予定されております。

それから次に、先日町道認定の承認を受けた道路でございまして、三里木北道路改良工事ということで、延長350メートル、幅員を5メートルとするための用地取得が来年予定されておりました。工事につきましては25年度以降に計画をされておるようでございます。

以上、2点が主に通学路に関する整備予定という状況でございます。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） かなり保護者の方が通学路にボランティアで立たれて、安全誘導とかされてるんですけど、その辺は町としてはどの程度されてるかとか、そういう把握ってできますか。

○議長（大塚 昇君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） 保護者につきましては各学校関係から、先ほど言いましたように学校安全委員会とか、こういう関係でPTAの活動の中であつたり、割り振りをされて行われております。各学校でのその詳細な、どれだけその日立たれてるとか、どういう状況で立たれてるというところまでは今現在把握はしておりませんが、ただ自主防犯組織であつたり、見守り関係のそういう関係につきましては、自主防犯組織であれば今8組織程度各地区で組織されていると。これにつきましては総務課の方で担当されておりまして、各ボランティアの方への保険関係が出てきますので、その辺の負担等をやっております。総勢であればそういう状況でも365名とか、またほかにも個々学校からの依頼をしてほしいということで、町からは各学校にお願いをしまして、安全用のチョッキ、それからキャップ、そういう関係を必要に応じて予算措置して配布して依頼をかけているという状況でございます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 保護者の方は自分の子どもが通ってるのでということで一生懸命されてると思いますけど、かなり共働きだったり、いろいろ負担のあるところもあるかと思しますので、その辺はまたPTAとかでもしっかり話し合っただけならばというのを要望しておきます。

それでは、次に移ります。

次は、国保と介護保険についてです。

先ほど国保のことは少し言いましたけれども、今回、昨日の同僚議員の質問でもありましたが、国保の医療給付費に対しまして、医療費が非常に伸びてるということで、今年度予算では1億8,000万円ほど赤字が出るということで、1億2,600万円一般会計から繰り入れるというのは、大変私は、昨年は国保の値上げをせずに、一般会計から1億円何とか繰り入れできないかということはかなり取り上げましたけれども、そこは町長決断していただいて、今回1億2,600万円の繰り入れということになってはいますが、先ほどお話ししましたように、やはり国保というのはもう所得の1割以上を超してるということで非常に厳しい実態です。今年の値上げ幅を見ますと、昨年の1人当たりの平均ですけれども、平成23年が9万567円で、平成24年が9万8,572円。8,005円の値上げです。昨年も1人当たりたしか1万500円の平均の値上げだったというふうに記憶していますが、こうなりますと、2年にわたって値上げをされるという

ことでもありますし、非常に負担が大きくなります。世帯当たりの平均が17万718円が、24年度では18万5,808円で1万5,090円の値上げです。私は、やはりもう昨年も大幅な値上げをしているし、先ほど言ったようにやっぱり年金がこれだけ下がってくる。そしてまた、消費税が増税という動きがありますけれども、私たちは消費税増税はもうこれ以上本当に低所得の方に厳しい税だということで反対していますが、そういう中でこの全額をやはり繰り入れて、今年は何上げを抑えるべきではないかというふうに思いますが、この国保会計が厳しくなった原因をどのように考えられているのかということと、年金が引き下げられる中でこれ以上の負担は限界であると思いますが、そこについて一緒にお尋ねをします。町長の認識もお尋ねをしたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 健康・保険課長。

○健康・保険課長（村田節子君） 国保会計が厳しくなった原因につきまして、菊陽町の現在の国保加入者の状況についてまず説明をさせていただきたいと思います。

ご質問のとおり、国保財政は非常に年々厳しくなっております。特に、市町村国保は高齢者が多く、医療費が高い一方、年金生活者や非正規労働者、無職者が多いといった、まず構造的な問題を抱えております。さらに、近年の経済の低迷などの影響もありまして、極めて厳しい財政状況が続いております。菊陽町国保加入者の推移を見ますと、ゼロ歳から64歳までの方が平成20年度は5,814人、平成21年度は5,760人、これ全体の67.4%に当たります。平成22年度は5,758人、66.1%というように、年々若い世代の構成が減少をしております。かわりに65歳から74歳までの方、そして退職医療の方は平成20年度が2,686人で31.6%、21年度は2,783人で32.6%、平成22年度は2,953人で33.9%というふうに次第に増加をしております。

次に、1人当たりの医療費の推移を見ますと、平成20年度はお一人約27万7,000円、21年度は約28万3,000円、平成22年度は28万4,000円というふうに年々増加をしております。このように、菊陽町国保の場合、高齢者の比率が高い上に、加齢に伴う高血圧、動脈硬化、糖尿病、心臓病などの慢性疾患で恒常的に医療を必要とする方が多くて、医療費が増加する要因となっております。また、高齢化するに従いまして、後期高齢者医療制度を支援いたします後期高齢者支援金や介護保険制度を支えます介護納付金の負担増の問題も加えてあります。

このようなことが国保財政が厳しくなった原因と考えております。今後は、さらに高齢化することにより医療費が増加することが想定されます上に、高齢者を支える世代は減少する傾向にありますので、医療制度の見直しがない限り、医療費並びに後期高齢者支援金や介護納付金は増加の一途をたどることになると予測しております。町としましては、昨日も答弁しましたが、医療費の伸びを最小限にとどめるために医療費の適正化に努めるとともに、国に対して財政基盤強化策の実施に向け制度改正を強く要望していきたいと考えております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） ただいま今回の国保が非常に厳しくなった理由につきまして、担当課長の

方から述べたとおりであります。そういった中で、今回国保の、それから介護保険等についてもありますけども、これにつきましては景気の低迷や小林議員も言われましたように、年金の支給額の引き下げ、さらには国民健康保険等の医療保険等の引き上げ等もあったような状況の中で、年金生活者の方々には幾重にもこの負担増が増えるということで、大変心苦しい気持ちでいっぱいではあります。

介護保険の方についても若干申し上げますと、これまで以上のいわゆる負担増というのは大変厳しいお気持ちはよく理解できておるところであります。ただ、高齢者や要介護認定者が毎年増えておるような状況の中で、特に重度の要介護者や認知症の家族を抱え、厳しい状況の中で病院や老人保健施設等を転々と変えながら、特老などの介護への入所待ちを望んでおられる方もたくさんいらっしゃいます。介護サービスの整備につきましては、保険あってサービスなしとならないように、そのニーズに見合ったサービスを確保していくことが保険者である町の責務であると考えておるところであります。

そういった中で、介護給付費の負担というのは、利用者の負担が1割、残りを40歳以上の国民の保険料と国、県、町の税でいわゆるこの半分ずつ負担する仕組みになっておるところであります。給付費が増大すれば、この介護保険法の理念であります共同、連帯によって40歳から64歳までの人の保険料で、そしてすべての国民は税を通してこれまで以上の介護費を負担することになります。このため、介護サービスの主たる受益者である65歳以上の方々にも、この応分の負担というのはお願いをせざるを得ないという現状であります。

町では、今後も引き続き積極的な介護予防事業を通して介護給付費の抑制には努めてまいりますけども、一方では低所得者に対する保険料の負担軽減を図ってまいりたいというところであります。国民健康保険税につきましても、低所得者の方にはいろいろ減額措置を講じておるような中での改正であるということで、ご理解いただきたいというふうに思っております。国保の方でも制度上からいいますと、国等の負担は当然であると思えますし、そういうことで昨日も申し上げましたように、県の町村会等を通じて国の方での制度改革の方を要望してるような状況でありますけども、今年度におきましては、法定外繰り出しというのは安易にすべきではないというふうに考えておりますけども、最小限の繰り出しに止めるように努める必要があるところでもありますけども、ただそういった中で、やはりこの税の方の改正もやらなければ、いわゆる一般会計の方からの税を充てるということは理由が立ちませんし、大変町民の方々の負担増というのは厳しいとは思いますが、やはりこの制度上の中で税で負担していただく分と、それから一般会計からの法定外繰り出しもやりながら、今回の改正をお願いしたいというふうに考えているところであります。

いずれにいたしましても、この特別会計の健全な財政運営に向けた方針及び計画を定めて取り組んでいくことは、十分努めていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） やはり国保が厳しくなったのは、1984年ですから20年ぐらい前は国の

国保会計の負担率というのは約半分あったんですよ。それが2009年には24.7%ですから、それが国が4分の1しか出さなくなったというのがやっぱり一番大きい内容だと思います。ですから、私たちはやはり国にきちんとした国庫負担をまたもとに戻してほしいという要望をしています。それと、やはり国保世帯の中身が非常に変わったということです。以前は農業や自営業の方とかが非常に多い時期があったんですけど、今は国保の7割ぐらいは、私たちがいろいろ調べますと年金、無職、それからパートなどの労働者ということで、その国保税の税率を上げても所得が目減りしているものですから、菊陽町はこの前所得は県内で一番というのがありましたけれども、全体の所得はやはり非常に減ってるので、税率をアップしてもなかなかそれだけの調定額にならないというようなどころもあるのではないかというふうに思います。それと、やはり2008年でしたかね、後期高齢者がスタートしたという、後期高齢者の方はきちんと国保税を納めていらっしゃった方がまた別になったというようなことが、ますます国保がこれだけ厳しくなっている状況だと思います。

昨日の健康・保険課長さんの答弁では、それで国保が今後どうするかということなんですけれども、広域化への要望と社会保障の一体改革が進むことを望むというような答弁があったんですけども、私はこれは逆ではないかというふうに思っていますので、町長の認識をお伺いしたいと思います。なぜかといいますと、今でもこの菊陽町、財政力県内で豊かな町でもこのように厳しい国保財政運営を県で一本化した場合は、どこからも今みたいに厳しかったら一般会計から少し入れますよというのがないわけですよ。ですから、そのまま医療費が保険料にはね返ってきますので、私は県で一体化すると保険料は際限なくまだ膨らむということを懸念しています。このことについて町長がどういうふうにお考えかということですね。

後期高齢者も県で今運営してますけど、こういうふうになりますといつ値上げされたか、どんなところでされ、何十億円というお金が動いてるんですけども、後期高齢者の議会などはわずかもう10分ぐらいの一般質問をお互いに質問するぐらいで、そこでどんどん決まっていく。だから、町民に見えない中で決まっていくということになりますから、国保も県段階の広域化になるとそういうことが懸念されるんじゃないかというふうに心配しています。

それから、社会保障を一体改革が進めばいいというような答弁だったんですけども、社会保障はよくなるわけでは決してないですね。消費税だけが上がって、社会保障はむしろ今のペースで行けば悪くなるんじゃないかというのを懸念してます。なぜかといいますと、消費税を5%上げてても社会保障に回るのは1%だけという状況もありますので、やはりこれはますます暮らしを厳しくするというふうに私は思いますが、町長はどのような認識を持ってらっしゃるのか。国保の県への広域の問題と国との絡みもありますけど、社会保障の一体改革、また消費税の導入等言われていますが、この点についてこれでは暮らしが守れないと思いますので、町長の見解をお尋ねします。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 町村会の方から、これは全国の町村会も通じてでありますけども、県の方

にこの保険者になっていただきたいというふうな要望は、国の負担がベースでありますけども、県の方におかれましては一定の負担をしていただきながら、いわゆる県内のこの国保、いろいろこの保険税あるいは保険料のばらつきがあるといいますか、そういうものを一本化しながら、内容的にはこの国民健康保険制度が継続できるようなことをお願いしているところであります。このままの状況であれば、小林議員も言われるようにきちんとやらないと、もう本当この国保というのは今の状況の中では非常に、昔は自営業者、特に景気のいいところは農地等とかいろんな転用等もあって、いわゆる譲渡所得なんかがあって非常に所得も安定して、この国保の方の基金の方にも積み立てができるような状態であったんですけども、これはもう全国的に全国の市町村が既に制度上は特別会計でありますので、この税で賄うところをそれはどうしてもこの保険税では賄えないということで、一般会計の方から法定外の繰り入れをせざるを得ないというような状況であります。このことについてはまた社会保険の方の方々からは、私の耳に入ってくるのは自分たちは社会保険できちんとその分を払っているのに、一方では自分たちが納めた町民税がまたそちらの方に回っていくというのは、いわゆる二重の払いではないかというような、そういう意見もあるわけですね。そういった中で、法定外の繰り出しというのは慎重にしなければならぬというのが私の認識でもありますし、そういった中でやはりこれだけ大きな問題になれば、県での一本化ということを望むところであります。

それと、もう一点は何だったのですかね。国の方のこの状況を見てみますと、国の方も非常にこの財政が圧迫しとるということで、やはりこの社会保障と税の一体改革というのは、これをセットでしないとできないというようなことがよく出されております。そういった中で、消費税につきましてはその分はやはりきちんこの社会保障に回るような改正、そういうものを望んでおるところであります。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 町長も懸念をされていますが、社会保険の方が自分たちはきちんと払っているのに国保にだけそんなふうにしていいのかというふうに言われるということでしたけど、社会保険の場合は事業主が半分払いますよね。本人だけの負担じゃないですよね。国保は本人だけの負担ですよ、税金は。だから、そこにやっぱり、例えば国保は月に3万円だとしますと、社会保険の場合は本人が1万5,000円、事業主が1万5,000円。でも、国保の場合は全額ですし、国保の全体を見てみますと、約44%ぐらいが軽減をかけなければいけない、7割軽減、5割軽減、2割軽減ということで、この前阪本課長から教えていただきましたけれども、やっぱり約半数は非常に生活が厳しい人が軽減を受けても、やっと払ってるという実態があるということをぜひ念頭に置いていただきたいというふうに思います。

それから、社会保障の一体改革はもちろん国の政治のことではあるんですけども、社会保障の一体改革が進めればいいというふうな昨日の答弁があったんですけど、これは社会保障は一体改革でよくなるんならいいですよ、進めていただいても。でも、実際は社会保障一体改革といいますけど、年金は支給額の引き下げ、支給開始年齢を68歳から70歳に先送り、医療は

後期高齢者医療制度はしないと言ってたけど、結局そのまま続ける。70歳から74歳の医療費窓口負担は2倍にする。それから、介護保険料は引き上げ、利用料は今1割でもなかなか利用するのを我慢してる方も私の身近ではいますけど、それを2割にする。だから、消費税を上げて社会保障は全然よくなるらないという、だからこれはやっぱり認識を改めていただきたいというふうに思います。

それで、ぜひそういう厳しい実態をかんがみて、平成24年度、もう国保税上げない、一般会計から繰り入れてでも上げないということでやっていただきたいと思いますが、町長の最後見解をお尋ねします。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） その前に、先ほど介護保険の見直しの中で1つ申し上げておきたいこと、漏れておりましたので申し上げますけども、今回の介護保険料の見直しの中では、この施設の充実ということではいわゆる特老ホームでありますけども、菊陽町の被保険者だけが利用できるいわゆる地域密着型サービスで介護保険法第78条に基づく入所定員29人以下で、かつ市町村が指定を行う特別養護老人ホームと同じこの地域密着型の入所定員18人の認知症対応型グループホーム1カ所ずつを整備する、この経費もその保険料の見直しの中に入っているということを報告しておきます。

そして、国保税の方でありますけども、これはもう申し上げますけども、個人としては非常にこういう厳しい状況の中で保険料のまた増額をお願いするというのは本当何ていいますか、心苦しいところあるんですけども、やはり全体的なこの町政の運営の中で、やはりこの税で負担していただく分と、それから一般会計の方からの法定外の繰り出しの方もお願いしてるというところでありまして、またこの法定外繰り出しにつきましては医療費がさらにかさむと、今当初予算で予定しておる分よりオーバーする場合は、さらにそこもお願いせんといかんということでもありますので、その辺十分ご理解いただきたいと思うところであります。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 一番最初に申し上げましたように、やはりこれだけ景気も低迷してて、年金は引き下げられて、消費税は上げられるという今の状況の中で、消費税には絶対反対はしていきますけれども、やっぱり保育料の値上げ、そして後期高齢者保険料の値上げ、そして介護保険の値上げ、そして国保の値上げと、もうトリプルパンチどころではなくて、やりくりができないというのが町民の声だということを最後に伝えておきたいと思います。

一番最後ですけれども、公共施設の利用についてです。

三里木町民センターなど、私は非常にいろいろお茶とか着つけとか利用させていただいてますし、各センターはいろんな講座等も充実してるというふうに思います。ただ、三里木町民センターで言いますと、働く婦人の家ということでもありますから、ぜひ日曜日など施設を使えるようにできないかということなんです。

町がとられた意識調査というか、アンケートでもかなり若い世代が今多いですから、スポーツジムとか、例えば合志市のヴィーブルのようなイメージだと思うんですけども、そういう要望がたくさん出されていまして。もちろん、体育館とかもっと充実してほしいということなんですけれども、そういう中でそれは今度光の森の複合施設など検討中ですから、そういうところでも一定対応されると思いますが、今の時点でかなり、全体なんですけど、特に西部地区は人口増えていますから、働いている人たちが利用できるように、また先ほどの国保の医療費が高騰する理由としては健康づくりをどう進めるか、運動なども取り入れていくってということもあると思いますから、ぜひ日曜日に開放できないかという要望がありまして、取り上げたところです。担当課の見解をお願いします。

○議長（大塚 昇君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤清孝君） ただいまのご質問ですけれども、現在町民センターとして7カ所ほどありまして、その日曜日の開放の状況ですけれども、現在中央公民館と社会福祉協議会所管のふれあい交流・福祉支援センターの2カ所で日曜日とか祝日の開館をいたしております。私どもの方は、利用状況について施設長それぞれ集まりまして、年間どれくらいという利用状況を把握している中で、今の日曜日の2施設の利用状況を見てみますと、どちらもまだまだ余裕があるという状況でございます。先ほど三里木町民センターのお話が出ましたけれども、三里木町民センター、西部町民センターでは地域センターというのがありまして、この部屋になりますけれども、申請があれば日曜日でも8時半から5時まで利用することができます。それから、ほかの施設でも日曜日が一応原則は閉館になっておりますけれども、地域行事、あるいは子ども会の行事といった場合には開館するような、地域の行事についてはするような取り組みをいたしております。

ご質問で開館してほしいということですが、確かに身近なところで開館すれば住民サービスの向上というのは、私ども望めると思っておりますけれども、やはりそこに経費とか人件費、光熱水費を考えた場合にしますと、今のところやはり中央公民館とふれあい交流・福祉支援センターの2カ所をまだまだ余裕がありますので、有効に活用していただきたいと思っております。

それから、やはり屋内スポーツ、軽運動といった部分でも開館してほしいという利用もあるかと思っておりますけれども、実は小・中学校の体育館あたりもまだ日曜日開放しておりますが、ほとんど利用がない状況です。私どもとしては、まだ有効的に利用していただきたいなというふうに思っております。

それから、ただ利用状況を見てみますと、やはり増えてくるかなと思います。そういう部分では……。

○議長（大塚 昇君） 生涯学習課長に申し上げます。

時間が来ましたので、答弁を終了してください。

○生涯学習課長（佐藤清孝君） はい。その部分は見ていきたいと思っております。

以上です。

(16番小林久美子君「これで終わります」の声あり)

○議長(大塚 昇君) これで小林久美子君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時0分

再開 午前11時11分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長(大塚 昇君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

福島知雄君、一般質問を許します。

○12番(福島知雄君) おはようございます。議席番号12番の福島知雄です。よろしくお願いいたします。今日は傍聴席、多数の方が見えております。きれいな品のある人ばかりで非常に緊張しております。よろしくお願いいたします。

ところで、昨年3月11日に発生しました東日本大震災から1年が経過しました。被災された人々に謹んで哀悼の意をあらわしたいと思います。福島原発事故の影響で今なお復旧、復興の目途が立っていないのが現状であります。非常に危惧しているところです。どんなに科学が発達しましても、災害発生時期あるいは規模を正確に判断できないのが現状ではないかというふうに思っております。昨日、同僚議員が防災問題を質問で取り上げられておりましたけども、防災というのは常日ごろより防災意識をいかに持ち、対策をいかにとっておくかが重要であります。東日本大震災で大自然の前に、人はいかに無力であるかと思い知らされました。町民の生命、財産を守るため、行政、議会と一団となって防災に取り組んでいき、常に防災意識を持ち続けることが必要であるというふうに思っております。

さて、今回の質問は2項目にわたっております。1項目目が税のコンビニ納入について、これは人を大切にすまちづくりの一環であるかというふうに思っております。2項目目が総合複合ターミナル施設について、これは過去何度も質問をしております。その進捗状況等を質問してまいります。

あとは通告に従いまして、質問席で質問します。よろしくお願いいたします。

○議長(大塚 昇君) 福島知雄君。

○12番(福島知雄君) 質問事項1つ目ですけども、税のコンビニ納入について、①から②、③あります。

現在は職業の多様化で勤務状況もさまざまであるというのは、皆さんご承知のとおりであります。その上、共働き世帯が菊陽町も大変多くなってきております。当然、それに伴いましてライフスタイルというのも多種多様化してきております。仕事の都合で平日金融機関に行けない、そういった声をよく聞きます。そのような町民のために、日曜、土曜、祭日、あるいは夜間でも税のコンビニ納入ができないかということでもあります。熊本県内では既に四、五カ所が

税のコンビニ納入をしているところがあるということですが、本町においてもぜひこのシステムを導入してもらいたい。町内は非常に都市化が進んでおりまして、コンビニの24時間営業という店も多数あります。いつでも近くのコンビニで税の納入ができれば、非常に便利になります。町はこのような課題に対してどのように検討し、また研修等を行ってきたのか質問をいたします。

○議長（大塚 昇君） 税務課長。

○税務課長（阪本浩徳君） それでは、福島議員の質問にお答えいたします。

私ども自治体にとりまして多岐にわたる税関係業務の中で、やはり最大の課題は収納率の向上と言えます。このような中でございますが、全国の自治体で取り上げられている制度が一般的にコンビニ納税と言われているものでございます。この制度は平成15年4月に地方税の収納事務を私人に委託することが可能とする地方税法施行令の改正が行われ、これを受け平成16年4月に東京都が全国で初めて導入したものでございます。熊本県内では、先ほどお話もありましたとおり、四、五件入っておりますが、熊本県をはじめ熊本市、天草市、山鹿市、それから今年の2月に球磨郡の錦町が導入しているようでございます。

税や使用料の納付は特別徴収、いわゆる給料や年金からの天引きでございますけれども、こういった特別徴収と直接役場や金融機関でお支払いをいただきます普通徴収などがございます。今回ご質問のコンビニ納付につきましては、普通徴収の中に入ってくるかと思えます。本町におきましては、この普通徴収の納税者の方々につきましては、口座振替を現在進めているところでございます。口座振替は役場や金融機関に出向く必要もなく、預金口座から自動的に納付ができるということで、便利で確実な納付方法でございますので、町としましては口座振替は今後も進めていきたいというふうに考えております。

以上、コンビニ納税の概要と本町における納付方法の状況を申し上げましたが、現時点におきましてはコンビニ納税の利便性は町としても認識いたしておりますが、実際研修等は行っておりますけれども、庁内で検討には入っておりませんので、すぐに運用ということは難しいかなというふうな認識でございます。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 福島知雄君。

○12番（福島知雄君） まだ検討に入っていないということですが、じゃあ納入する場合の準備期間、あるいはその初期投資、また当然導入する場合テスト期間等が必要になってくるかと思えますけれども、そのようなことをちょっと答弁をお願いします。準備期間、初期投資、それとテスト期間、以上3項目です。

○議長（大塚 昇君） 税務課長。

○税務課長（阪本浩徳君） それでは、導入する場合の準備期間、初期投資、テストの期間等につきましてお答えいたします。

本町におきましてはまだ導入いたしておりませんので、他の自治体の例を申したいと思いま

す。いろいろ私ども研修等には行っておりますし、あとインターネット等で情報を収集しましたところによりますと、やっぱり庁内での協議が先になろうかと思えます。やっぱり税をするのか、あと使用料なんかも入れるのか、そういったのが入ってくる事前の協議から始まり、協議が済まれましたら、もう最終的に導入するというような意思決定があろうかと思えます。当然、導入に当たりましてはメリットやデメリットなどを考えまして、また他の自治体の例などを参考としながら検討する必要がありますけども、これには大体6カ月ほどかかっているというのが例のようでございます。それから、一応町の方で方針を決めたならば、やっぱり当然予算が絡んでまいりますので、当然予算を要求をしていきたいというふうに考えたいと思えます。それから、庁内でいろいろな例規関係の整備がございますので、規則等を整備しながらコンビニ収納の関係の業者の選定などを行いながら、公募、それから決定というふうな形になろうかと思えます。これでもやっぱり例で言いますと、6カ月ほどはかかっているようでございます。その後、業者が決まりましたならば町のシステムの改修や周辺機器の改修、それから関係者との協議、その後テストなどを含めますとそれでもやっぱり6カ月ぐらいそれにかかるということになろうかと思えます。

以上まとめますと、やっぱり2年程度はかかるのではないかなというふうに考えておりますし、研修等で聞いた中でも最低2年はかかるだろうということは、言われておるようでございます。

それから、初期投資でございますけども、現在町のシステムはコンビニ納付に対応したものであるとは思いますが、関係業者とのシステムの構築、それからバーコードの印刷等の関係がございますので、相当の費用がかかっているかと思えます。本町の場合、実際どのくらいかというのには正直つかめていないのが実情なんですけど、導入自治体の例を申しますと、安いところでは80万円ほどから数千万円かかっているというところの例もあるようございますので、これは実際実働に入った中でどのくらいかかるかというのには分かるかなと思えますが、現時点では正確なその必要投資額というのにはつかめてないというのが実情でございます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 福島知雄君。

○12番（福島知雄君） 導入検討から実施まで2年間かかるということであれば、仮に24年度検討に入ってしまった場合、24年、25年、26年ぐらいの実施と。仮に、24年入ってもそうなるわけですね。導入しているところの他市町村の状況、利用状況、頻度、そういったことが分かればお願いします。

○議長（大塚 昇君） 税務課長。

○税務課長（阪本浩徳君） お答えいたします。

全国では、500自治体ほどが導入しているようございます。やっぱり都市部を中心に広がってきたということは言われているようございます。それから、一番近いところで言いますと、水道の天津菊陽水道企業団につきましては、平成16年からコンビニ納付が始まっているよ

うでございまして、利用率は聞き取りによったところ、19%ぐらいがコンビニ納付で入ってるんじゃないかというふうに聞いております。それから、熊本市でございまして、県内では熊本市が平成19年度から始めたようでございまして、軽自動車税に始まり、その後市県民税、固定資産税なども導入しております。それから、山鹿市は平成18年9月に上下水道を導入し、22年度に軽自動車税、24年度からは他の税も入れるというふうに一応聞いております。それから、錦町は数が多いございまして、税関係が4種類と、あと各種使用料10種類ほどするということが新聞にあったかというふうに思います。

どのくらいかかったかという期間なんですけども、合志市も平成26年度に入れるんじゃないかということは聞いておりますけど、やっぱり2年から2年半はかかるんじゃないかということは一応口頭では聞いておりますので、菊陽町としましても2年はかかるのかなというのが実情であります。

以上でございまして。

○議長（大塚 昇君） 福島知雄君。

○12番（福島知雄君） 隣の合志市さんも26年度実施に向けて取り組んでおられると思うんですけど、これご存じですか。ご承知ですか。

（税務課長阪本浩徳君「はい」の声あり）

先ほど、初期投資の中で安いところは80万円ぐらいと。高いところは数千万円と、非常にびっくりするような格差があるんですが、この辺のところは調査されたことはありますか。

○議長（大塚 昇君） 税務課長。

○税務課長（阪本浩徳君） お答えいたします。

全国500ほどございまして、個別に電話等ではございませんですけども、市町村のホームページ等々で確認しましたところ、茨城県の市においては80万円でできたという記事がございましたし、鹿児島の方では5,000万円ぐらいかかるというところもあるかと。これは、もともと市町村に入ってます電算システムの関係だと思います。もともとこのコンビニ収納に対応したシステムが入っていれば、新たな初期投資は余りかからないかと思うんですけども、一式新しいシステムを入れてしまうとすると、やっぱり数千万円かかるんじゃないかというふうにありますので、菊陽町の場合はある程度対応できてる部分もあるということではございまして、その数千万円という話にはならないかと思っておりますけども、当然初期投資はかかってくるのは間違いないというふうに考えております。

以上でございまして。

○議長（大塚 昇君） 福島知雄君。

○12番（福島知雄君） 分かりました。どうも本町においては、まだ試算まではされていないみたいですから、ちょっと町長に、じゃあお伺いしたいと思います。

導入すればさまざまなメリットあるいは効果というのが期待できるかなと思うんですけども、先ほど言いましたけども、近くのコンビニ等で納入できるようになれば、金融機関の営業

時間等も気にすることはないわけですね。振替納税を推進しているということですが、それが徹底できればいいですけども、そうでない方、「人にやさしいまちづくり」と立派なキャッチフレーズがあります。この中の非常に重要な問題にもなってくると思いますけど、私はこのコンビニ納入するようになれば、税率率のアップにつながってくると思いますけども、町長、この辺どうですか、この辺どのように判断されますか、町長は。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） ただいまのご質問でありますけども、今回福島議員の方からこの件について質問いただいたということで、担当課の方ともいろいろ話を聞いたところでありますけども、導入のメリットとしては今議員が言われましたように、この納税者の方にとられましては、この利便性の向上というのが挙げられると思います。仕事の都合で役場また金融機関がいている時間に納付に行けない納税者が、24時間いつでも開いているコンビニで納付ができるということになるわけであります。そのことが納期限内納付率の向上に寄与するのではないかと考えられるところであります。また、滞納要因の削減にもつながるのではないかと考えられます。基本的に、納期限までの収納取り扱いとなり、取扱期間は限定されるものの、24時間いつでも納付可能なため、仕事の都合で納付の時間がないなどというその滞納の理由というものなくなるのではないかと思います。さらに、納付状況を次の日には確認できるということでもありますので、行き違いで督促状を送付するといったようなことの減少につながるんじゃないかと思います。

しかし、また一方では、このデメリットもあるようでございまして、1つ目はこれは精査してみなければ分かりませんが、導入時の費用がどれぐらいかかるかということでもあります。そして、導入後は銀行等での取扱手数料、今1件当たり10円50銭かかるとということでもあります。コンビニでの取り扱いでは総務省のデータ等によりますと、平均といいますか、大体59円か60円ぐらいかかるというような話を聞いているところであります。

次は、納付期限が過ぎた納付書ではもう納付できないということでもあります。また、1件の取り扱い限度額が30万円以下と制限されて、30万円以上というのはなかなかいらっしやらないかもしれませんが、30万円以下と制限されているようでもありますので、高額納税には適しない。買い物の延長で支払える範囲として適しているのではないかと思います。さらには、帳票の紛失や支払いを受けずに領収書作成したなどの、いわゆる収納事故も発生しているというような事例もあっているようなことも聞いているところであります。

以上、コンビニ納税のメリット、デメリットもあるということではありますけども、現時点については先ほど税務課長が申し上げましたように、まだ検討にも入っていない、本町としてはそういうような状況であります。さらには、準備から実施まで2年程度もかかるというようなことで、すぐに導入できるというような状況ではありませんけども、今後は熊本県も始め、県内でも導入されておるといところでありますので、費用対効果、そして導入されている自治体の状況も十分見きわめた上で、どういう方向に持っていくかというのは、先ほど市内での検討

と言っていました、役場内での関係課等とも協議をさせながら、もう少し詰めをさせたいというふうに考えているところであります。

○議長（大塚 昇君） 福島知雄君。

○12番（福島知雄君） 効果は認められるかもしれないけども、その反面デメリットもあるということで、今デメリットの幾つかを挙げられましたけども。ただ、他市町村で導入が少しずつ増えてきているということは、それなりのメリットがあるから増えてきてるんだろうと思うんですが、ぜひ早急にはと言いませんけども、導入に向けて検討してもらいたい。今の菊陽町も高齢世帯というのがだんだん増えてきてまして、選挙等で回っておりますと、投票でももう遠いから行かんと。わざわざタクシー乗っては行かんですよというような人も非常におられるわけですよ。そういった人が必ずしもじゃ導入したときにコンビニ納入されるかというのは分かりませんが、ただ近くにコンビニがあって、そこで24時間営業のところで納入できるとなれば、買い物のついで、あるいはちょっと歩いてでも納入できるわけですよ。わざわざ金融機関に出向かなくていいということですので、ぜひ導入している他市町村の事例を研究してもらい、検討してもらい、前向きに取り組んでいただきたいと、そのように町長にお願いしときます。

それでは、2項目めの総合交流ターミナルの施設について、これ通称「さんふれあ」ですけども、これ過去何度も質問しております。

①の利用客の安全確保のため、施設正面入り口の南側のスペースに車寄せ、あるいは車が旋回できるようなロータリーの設置はできないか。②が駐車場に進入する道路を駐車場の西側に移設するべきではないか。3番目が利用客の憩いの場である大広間に舞台設置のための増築を望むということです。この①、②、③の進捗状況をそれぞれ答弁願います。

○議長（大塚 昇君） 農政課長。

○農政課長（荒木一雄君） お答えいたします。

まず、①ですけど、施設正面の入り口南側スペースに車寄せ、あるいは車が旋回できるようなロータリーの整備につきましては、「さんふれあ」と協議を重ねて設計を進めてきました。旋回場整備により、高齢者や身体障がい者の利便性の向上はしますが、一方では南側スペースはイベント広場として利用されていることから、そこに車が入ることでイベントに支障が出ることや、車と人が交錯することで安全性の問題等もありますので、結論までは至っていません。引き続き、「さんふれあ」と検討していきたいと思えます。

質問2の駐車場に進入する道路を駐車場の西端に移設すべきではないかということなんですけど、「さんふれあ」と西側駐車場の間の道路は、利用客が道路を横断することで安全確保の心配がありますが、農産物等の搬入や身体障がい者の駐車場として利用しており、重要であり、必要だと考えております。利便性向上のため、平成24年度に西側駐車場の西側からの入り口と、さらに北側駐車場へ抜ける道路の設計を行い、できるだけ早く工事を行いたいと考えております。このほか、南側スペースには早朝農産物等の搬入車両が駐車しますが、開館後も車

が進入することから、安全確保のために改善することと、また「さんふれあ」と西側駐車場の間を利用客がスムーズに移動できるよう、駐輪場の配置の見直しについても検討しているところ です。

次に、利用客の憩いの場である大広間に舞台設置のための増築はということですが、舞台設置の増築につきましては平成23年度におきまして設計を行い、「さんふれあ」とともに検討していましたが、オープンして12年目を迎え、老朽化により外壁や浴室の壁等の補修関係がかなり出てきましたので、当面は緊急性の高い補修関係を優先的に対応したいと考えております。舞台につきましては、費用対効果や利用客のニーズを考慮しながら検討いたします。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 福島知雄君。

○12番（福島知雄君） ①ですが、設計を進めて検討してきたけども、イベントに支障があるということですが、要するに施設の南側の広場が狭くなるから、イベントに支障があるということですね。であれば、あの町道に車を止めて、あそこで乗降する人が非常に多いんですよ。あれからおりて施設に入られると。そのうちに重大な事故が発生しないとも限りません。それで、広場が狭くなるから、そのイベントに支障があるというのであれば、ほかの何かいい方法を検討されたのかということをお聞きしたいんですが。イベントは年何回ぐらい催しされてるんですかね。利用というのは、休館が週1回ですか。年間営業が300日以上あるわけですよ。そういった中で300日以上の利用頻度があると。片や、イベントが年何回か知りませんが、その頻度と思うんですよ。もし、スペースが狭くなってイベントができないとなれば、そのイベントをしゃにむにあそこの建物の前の広場でせんといかんかという問題が出てくるわけですよ。そういうことは検討されましたか。

○議長（大塚 昇君） 農政課長。

○農政課長（荒木一雄君） イベントにつきましては、年間約10回ほど開催されていると思います。それから、その旋回場のことなんですけど、2案検討しまして、1つは歩道があります。歩道を削ることを考えたんですけど、そこは駐車場と道路の高低差がありますので、警察と協議しまして、高低があるところはちょっとだめだということで、そのためやはり中に旋回できるような、いわゆるJRの三里木駅、例を申しますとJRの三里木駅のような形を考えたところです。その道路の中に入る幅が3メートル、3メートルとってたもんですから、約半分近くまで入り込むというような形が今のところ発生するという事です。イベントのときとかは、考えてみればその進入を止めればいいんじゃないかなとひとつ思いますけど、そういうあたりもやはり「さんふれあ」と話を進めていきたいなというふうには思っております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 福島知雄君。

○12番（福島知雄君） 課長の答弁はよく分かります。こういった施設というのは、利用者がいかに利用しやすいかなんですよ。もうそれによって集客数も違ってきますし、売り上げも違っ

できます。だから、消費者、使用者にいかに優しい施設をつくっていくかということですよ。だから、イベントというのは例えばしゃにむに今の施設の前でする必要もないし、その西側の今使ってる駐車場、あの駐車場をイベントのときだけほかに止めていただいて、あそこでするとか、いろんな方策があるわけですよ。だから、そういった検討をしてもらいたい。じゃあ、こちらが質問した、これはできないからできませんじゃなくて、できないんだったらほかの方法はないかということですよ、私が言いたいのは。これはぜひいろんな方向から検討してください。

それでは、2番目は西側に進入路を設けて、奥の今の砂利敷きの駐車場ですかね、あそこを駐車場に設けるということで、分かりました。

それと、施設と今現在の駐車場の間の進入路、ここが非常に危ないんですよ。進入、あるいは入り口、出口、一緒になってますよね。それと、すぐ近くに横断歩道があると。それに、駐車場から施設に人が歩いてあそこを横断すると。私もよく利用しますが、あそこは非常に神経使います。これもし西側に進入路を設けるのであれば、あれをつぶせと言いませんけども、片側通行にするとか、あるいはさっき言われた農産物の納入車だけに限って許可をするとか、あるいは身障者の方々の送迎だけに使うとか、そういった方策をとってもらいたいですが、いかがですか。

○議長（大塚 昇君） 農政課長。

○農政課長（荒木一雄君） まだできておりませんが、この西側駐車場の西側からの入り口がもしも完成しますと、施設の西側の道路もその通行量も少しは減るかなと思います。それと、ここには先ほど申しましたとおり、身障者用の駐車場も設置してありますので、なかなかその通行を規制するということが難しいかと思いますが、そういうあたりについてもやはり指定管理を行っておりますので、「さんふれあ」ともどういうふうにするか話を進めたいと思います。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 福島知雄君。

○12番（福島知雄君） 「さんふれあ」と協議する、当然これはもう協議してもらわんとはいけませんけども、町はこの「さんふれあ」の大株主ですよ。筆頭株主ですよ、でしょ。九十何%ですか、持ち株を持ってらっしゃいます。検討を当然していただくんですけども、大株主としての指導というのにも必要になってくると思うんですよ。その辺はぜひそういう意識を持ってもらいたい。「さんふれあ」側と検討していきますと。ひとつ私が言わせてもらえば、これ逃げ口上なんですよ。じゃなくて、当然検討してもらおう中で、大株主として有限会社さんふれあ側に要望なり、提言をしていくということが必要になってきます。ぜひ、そういった姿勢を示してもらいたいと思います。課長、いいですか、いいですか。

（農政課長荒木一雄君「はい」の声あり）

そういった姿勢を示してもらいたいと思います。

それで、④番の有限会社さんふれあの大株主、今言いましたけども大株主と。大株主として経営状況をどのように認識をしているか、町長にお伺いします。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 総合交流ターミナル「さんふれあ」でありますけども、これはもう平成12年6月に国の補助事業を受けまして、このオープンしたところであります。平成15年度から第三セクターによる運営となりまして、さらに平成18年度から指定管理者、「さんふれあ」がなっているところであります。これまで管理、経営面におきましては、土曜、日曜になりますと、ふれあ館のバイキング、それから月ごとにさんさんの湯の感謝デー、それからさん彩感謝デー、それからさんふれあ杯のグラウンドゴルフ大会、あるいはコンサート、それから舞踊等さまざまなイベントを実施しているような状況であります。また、小・中学校、保育園に農産物を食材として納入して地産地消を図るなどの努力もしてきておるところでありまして、いわゆる都市部の住民と農村部の住民の皆さんの交流を通して、農業の振興及び活性化に資するとしたこの総合交流ターミナルの設置目的に沿った交流施設として大変にぎわってまいりますし、寄与していると思っております。

第三セクターの経営というのが大変全国的に厳しい中であって、「さんふれあ」というのは非常に熊本市内方面、あるいは近隣の市町村から来るにしても、道路事情も良いところがありますし、さらに今図書館の横に橋もできまして、ここもバイパスの方から右折も可能ということになれば、また非常にそういったにぎわいも期待されるところでありますけども、「さんふれあ」もいろんなそういう厳しい中で杉並木公園あたりのイベント等もそういったものも生かしながら、経営が毎年現在黒字の決算を続けているところであります。その黒字決算をするためには、非常にこの管理面の経費あたりは、社長それから従業員も一緒になって、そういった努力もしているのがこの黒字につながっているかと思っておりますけども、全体としてこの町の農業、商業に大きな経済効果を生んでいるというように考えているところであります。これからもいろんな魅力的な企画等の努力をして、利用客の増加の積極的な事業展開、そして温泉もあるということで健康や憩いの場としても、そういう寄与を果たすようなさらなる努力が必要であるというふうに考えているところでございます。

○議長（大塚 昇君） 福島知雄君。

○12番（福島知雄君） 町長の考えはよく分かりました。憩いの場としても重要であるということです。そこで、③番の質問をしたいと思っております。利用客の憩いの場である大広間に舞台設置のための増築を望むということです。今まさに、町長の答弁で憩いの場として有効な活用をしていきたいと、経営も毎年黒字であると。これは全員野球の結果であるということでもあります。ただ、オープン以来10年以上を経過しまして、売り上げ、利益率は随分下がってきてるわけですね。だから、どん詰まりになって手の施しようがなくなる前に手を打つ必要があるというふうに思います。こういった施設は、特に温泉施設機能を設けた施設というのは、やはりそこで芸能あるいは出し物等があれば、来客数等も随分変わってきます。町長もこの施設であ

そこで歌が出たり、踊りが出たりいろんなことをされてる中でご覧になったかと思うんですけども、ああいう日が必ずお客さんの数多いんですよ。その中で、当然あそこの館内にとどまる時間も長くなってくると。とどまる時間が長くなれば、当然そこで御飯を食べたり、あるいはジュース1本でも買っていただくということで、来客数の増も見込める。あるいは、売上増にもつながっていく。当然、利益にもつながっていくということです。この舞台に関しては設計はでき上がったということで、ただ老朽化したから、そういった緊急性のあるやつを先行していくということですよ。それはどういう部分ですか。さっき簡単な説明ありましたが、どのくらいかかりますか、その老朽化したそういった施設改修費用というのは。

○議長（大塚 昇君） 農政課長。

○農政課長（荒木一雄君） 今年度計上しておりますのは、約600万円ほどです。

以上です。

（12番福島知雄君「いや、だから言うたように見込み。今年度じゃなくて、老朽化してきたから、それに対する緊急性のやつを先にしていくと言ったでしょう。答弁だったでしょ。だから、どのくらい必要なの、その経費というのが」の声あり）

この外壁とか浴室等の補修関係で約600万円ほどお願いしております。

（12番福島知雄君「トータルで600万円ですね、じゃあ」の声あり）

ああ、別々。

（12番福島知雄君「トータルの質問をしてるんです」の声あり）

トータルで約600万円ほどお願いしております。

○議長（大塚 昇君） 福島知雄君。

○12番（福島知雄君） はい、分かりました。トータルで、じゃあ老朽化した部分の施設改修の費用がトータルで600万円ということですね。塗装等も含めたところで。何ていいますかね、これ価値観の違いもあるかもしれませんがね、私もしあそこの経営者だったら、もうすぐにでも先行投資で舞台つくりますね。そして、各町内外からどんどんそういった舞台利用者を募ってですよ、集客数アップにつなげていくと。おのずと売り上げアップにつながっていくということですよ。だから、こういった施設には必ずそういったこの施設といいますかね、必要になってくると思うんですけどね。どのくらいかかりますか、舞台設置で、費用として。

○議長（大塚 昇君） 農政課長。

○農政課長（荒木一雄君） 約800万円ほど必要になります。

○議長（大塚 昇君） 福島知雄君。

○12番（福島知雄君） 800万円仮に投資したとした場合、よく費用対効果という言葉が使われますけども、その辺は試算はされたことがありますか。

○議長（大塚 昇君） 農政課長。

○農政課長（荒木一雄君） いえ、そこまではちょっとまだ実施しておりません。

○議長（大塚 昇君） 福島知雄君。

○12番（福島知雄君） それは当然試算すべきでしょう。じゃあ、その800万円か幾らか知りませんが、投資したときに、この費用対効果はどのくらい出てくるのか、あるいはその集客数アップにどのくらい貢献するのか、あるいは売り上げアップにどのくらい貢献するのかということも当然調査、検討、試算した上で答弁してほしいですけどね。全然この質問を通告してるのに、そういうことは検討しなかったんですか。

○議長（大塚 昇君） 農政課長。

○農政課長（荒木一雄君） 一応、「さんふれあ」の方にはその意向とかを調査してくださいというのをお願いしておりますけど、まだそこまでは実施しておりません。

○議長（大塚 昇君） 福島知雄君。

○12番（福島知雄君） 分かりました。どうも押し問答みたいで。だから、さっきも言っていましたでしょう、大株主としての指導力を発揮してくれと。「さんふれあ」、「さんふれあ」と言わないで、大株主としての指導力を発揮せんといかんわけですよ。あなたがもしどっかの会社の大株主としますよ、筆頭株主と。九十何%の株を持ってるとしたら、大いに経営には口出しているでしょう、違いますか。ですよ。あ、ちょっと分からんみたいやな。じゃ、いいです。

じゃ、次に行きます。

あそこにレストランがありますよね、玄関入ってすぐ右側に。ふれあ館ですか。ここの営業が午前11時から午後6時半までですかね。「さんふれあ」館全体の営業が午前10時から夜の11時までと。ふれあ館の営業が「さんふれあ」営業よりも1時間遅れてるわけですね。分かりますね。閉店が「さんふれあ」館全体の閉店が11時に対してふれあ館が6時半ということは、4時間半早いわけですね。この4時間半をこの立派な施設を利用しないで遊ばせているということなんですよ。ここの有効な活用方法を検討すべきだと思いますけども、これは検討されたことありますか。現状維持でいくつもりなんですか、どうぞ。

○議長（大塚 昇君） 農政課長。

○農政課長（荒木一雄君） 現在はバイキングはあってますけど、そのほかに定期的なコンサート、あるいはテーブルを使用した宴会、そういったのが一応開催されております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 福島知雄君。

○12番（福島知雄君） 私が質問したのは、この4時間半の空白の時間といたらおかしいですけども、立派な施設が4時間半使われてないと。だから、もったいないから、その有効な活用方法を検討されたことがありますかということを知りたいんですけど。どうぞ。

○議長（大塚 昇君） 農政課長。

○農政課長（荒木一雄君） すみません。その午後6時以降につきましては、使用されていない時期

もありますけど、現在は先ほど申しましたとおり、テーブルを使用した宴会等々の活用ができております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 福島知雄君。

○12番（福島知雄君） 宴会というのは毎日やっていますか。毎日やってないでしょう。私が言っているのは通常の営業のことを言っているんですよ。さっきその宴会等に利用しているというのは、さっきの課長の答弁で分かります。通常使用してない時間帯を有効活用したことはあるかと言っているんですよ。私も、例えば家族と温泉に行くと。男女別々で入れば、出てくる時間が違うわけですね。その待ってる時間というのは、あの施設の中で非常に居場所がないんですよ。だから、そういったときにこのふれあ館の立派な施設があるわけですから、ここをちょっと半分ぐらいでも、3分の1でもいいですけども、夜のコーヒーショップみたいにして、その人件費がかさむということになれば、今コーヒーの自販機のいいのがあるじゃないですか。あれもいろんなコーヒーが入ってますよね。そういった有効活用してもらいたい。そうすれば当然コーヒーを飲んだり、あるいは御飯を食べたりという、その歩どまりがよくなるわけですよ。お客さんの歩どまりというのが。だから、そういった有効な活用をしていただきたいということです。これは一つの例ですけど、ぜひ検討してもらいたいんですが、町長、これどうですか。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） ふれあ館の件でありますけども、ここもともとつくったときはレストランというか、いわゆる菊陽町でとれた農畜産物を使った食事を提供するとか、そういう名目でその補助事業でつくったところでありますけども、そういう中でレストラン経営をずっとやってきましたけども、非常にこのいわゆる温泉ブームが一時期の去った後あたりから、そしてまた近隣で光の森を中心にしていろんな店ができていく中で、そのレストラン分の経営が非常に経営を圧迫しとるような状態があって、一たんはもうレストランを閉じたような時期もありました。それを現在はできるだけあそこからもやはり利益が生まれるよう、またサービスの提供するよという事で、さっき申し上げたような宴会用のいすを使って腰かけての宴会、あるいはいろんなイベント、コンサート、そして最近はもう土日、祝日にはバイキングをまた始めておりますけども、そういうところでありまして、ただこれまでの経緯から見ますとレストラン的なあけ方をしても、いわゆる今閉じとる時間というのが非常に利用者が少ないということで、そのような状態になっと思えます。そして、おふろに來られた方あたりが、今議員が言われたような状態も発生するかと思えますけども、現時点ではその大広間もあるということで、あそこで先に上がってきたら待っとくというような方法もあるだろうし、ちょうど両側におふろがあって、真ん中にこのいす等あたり休憩するような場所もあるということで、そういう使い方もしておりますけども、ただご指摘のようにそのあいた時間何か有効に使えるような方法はないかということは、十分検討に値すると思えますので、これ今もう指定管理者で

「さんふれあ」の方が経営権持っておりますので、私たちもいわゆる取締役の立場で出てますので、またそういった議会の中でも一般質問でも意見をいただいたということで、その辺また「さんふれあ」の方につないでおきたいと思います。そういう意味で、非常にこの「さんふれあ」の方に関心を持っていただいて、いろんな貴重なご意見として受け止めておきたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 副町長。

○副町長（中富恭男君） ふれあ館の使い道でございますけども、議員がおっしゃるのはもう恐らく夜の時間、非常にもったいなあということだろうというふうに思います。先ほどから答弁ありましたように、毎月コンサートをやるとか、パーティー等々で利用してるほか、今「さんふれあ」館の方で貸しスペースとして貸そうというふうなこと、何とか有効活用したいなということで、いわば模索している状況でございます。ですから、これを機会に議員のご提案も含めましてどんな使い方ができるのかということ幅広く検討するように、こちらからも提案したり、協議したりしていきたいというふうに思います。

それから、先ほどから議員おっしゃるのがやっぱり経営の面からもっと積極的に考えるべきことがたくさんあるだろうと。舞台の件もそうでございますけれども、駐車場等々、それと車寄せ等のご提案もございました。正直なところ、現実としてどれもそう先に進んでないわけでございますけども、ご提案いただきまして、これを契機に例えば車寄せが先のイベント等で非常にデメリットがあるんだったら、じゃ別の方法で何とかできないかとか、そういったこういう提案があったからそれができるできないんじゃないなくて、そういったことを利便性を向上するために、もっとどうかできないかという幅広い検討も必要かと思えますし、これからももっとやっていきたいというふうに思っております。

それから、道路も分断してるから移設できないか。できないんだったら、じゃ今の状況を改善するためにどうかできないかというような、具体的な検討、こういったことも必要かと思っておりますので、全体的にその利用者の方々の利便性を向上する、集客に効果がある、そういった方向で先ほどから「さんふれあ」と協議してということで、町の方がちょっと及び腰かなというふうな印象もあってるかもしれませんが、大株主として経営向上に資するような提案もしていきながら、ただ利用実態としては「さんふれあ」の方でお客様の動向とかニーズとか持ってますから、そういうこともあわせて検討しながら経営向上を目指していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 福島知雄君。

○12番（福島知雄君） 町長の非常に思いのこもった答弁と、副町長の答弁を期待しておりませんでしたが、今非常に私の言いたいことを答弁していただきましてありがとうございました。

それでは、これで終わりたいと思いますけども、最後に今桜の花のシーズンを迎えております。桜の花を題目にした句が一つあります。親鸞が9歳のころに詠んだ句なんですけども、

「明日ありと思うころのあだ桜、夜半にあらしの吹かぬものかは」。これはどういうことか
言いますと、今美しい桜の花が咲いているが、明日も見えるだろうと思っていれば、夜中にあ
らしが来て桜の花が散ってしまうかもしれない。いわゆる今を大切にしなさいという言葉な
んですけども、今日できることは明日に延ばさず、今日しなさいということですよね。僭越で
すけども、町長にこの言葉を贈りたいと思います。政策に100%はありません。チャレンジに
必ずリスクはつきものです。思い切った政策を出して、議会の方に提案をしていただき、議会
はそれを粛々と是々非々を求めながら協議していくということですので、ぜひお願いします。

以上で私の質問を終わります。

○議長（大塚 昇君） 福島知雄君の一般質問を終わります。

昼食休憩とします。

午後は1時から再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後0時4分

再開 午後0時58分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大塚 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

渡邊裕之君、一般質問を許します。

○5番（渡邊裕之君） こんにちは。渡邊裕之でございます。

一般質問に移ります前に、多くの議員さんも言及されましたけども、1年前の3月11日の未
曾有の大震災から1年ということで、吉本議員の声かけで議員同士とともにゆめタウンの一角
をお借りいたしまして募金活動をいたしました。本当に最初はどうなるかなと思いましたが
も、市民の皆さんのこの震災に対してこの遠い地から少しでもお役に立ちたいという思いが伝
わってきまして、私自身も大変感動をいたしました。わずかではありますが、この思いが東松
島市に届きまして、少しでもお役に立つことを願っております。その東松島市の高校生が交流
のある熊本西高校で講演されたという報道がございました。その中で、高校生の女性は風化さ
せないことが支援であるというようなことをおっしゃってございました。1年たちまして、私は
やはりあのとき以上にこの思いというものを強くいたしましたし、この間何もできなかった自
分を戒めながら、今後また自らできることを取り組んでまいりたいと思います。

そういった市民の思いとは逆に、大変残念なのが瓦れき受け入れの各自治体の反応でござい
ます。現在受け入れをされているのは東京都と山形県、そして静岡県島田市でございます。
これには大きな問題がありまして、福島県以外の放射能がないような瓦れきまで反対をするよ
うな、こういうものをあおる一部の勢力がいると。本当にきずなだとか頑張ろうとか言いなが
ら、一方ではこういうことする、私は同じ日本人として大変恥ずかしく思っております。北九
州市議会、そして宮崎県議会、多くの自治体が議会として決議をされ、それを受けて行政も受
け入れの方向にということになっております。これも残念なのは、総理がそのような方針を言

わなければ動かないのかと。私どもも同じこの議会の場におりながら恥ずかしく思います。私どものこの環境保全組合の容量が少ないのは分かっておりますが、それでも少しでもいいから受けると。その思いが熊本県下の市町村、その一部事務組合等組まれております、そういう組合長さん、声が届きまして熊本でも応分の負担ができるのではないかと。蒲島知事もそういう声がないからということで、余り積極的ではないようでございます。大変残念でございますが、町長におかれましてはリーダーシップをとって、この問題にも前向きに取り組んでいただきますようお願いを申し上げまして、質問に入ってまいります。

本日は、菊陽町の将来像にというふうにしております。昨日も川俣議員から近い将来、将来にということで質問がございました。行政は粛々と今ある諸問題に対しての施策を進めておられますが、このまま10年たとうが20年たとうが、菊陽町は町のままであり、独自の発想を持って、構想を持ってもっと前に進める、そういうビジョンが全く見えない。これでは住民のニーズにこたえられないのではないかと考えております。そして、顔のない町とやゆされてもう数十年たつのに、いまだに顔のない町がただただ熊本市のベッドタウンとして大きくなった。これでは自立する自治体とは言えないのではないのでしょうか。我が菊陽町を中心とした拠点都市をつくる、そういった構想を持って近隣自治体との再編に臨む。このぐらいのことは一つの町のリーダーとして宣言をなさる、そして近隣自治体と自治体のあり方というものを協議していく、そういうところを含めまして今日は質問をしましてまいります。

第1番目に、既存商店街の活性化の取り組みについて。これはコミュニティーマートという中小企業庁が進めたもう25年ぐらい前の言葉であります。今なおこの言葉が当てはまるような菊陽町の商店街に合わせて、この活性化について取り上げます。

2番目に、熊本副都心拠点都市機能を高めるということで、光の森や第2区画整理土地、こういうところを中心に人が集まり、そして商業集積を高める、都市機能を高めるための施策を行政が民間と一体となって取り組むべきではないかという質問でございます。

3番目は、甲斐議員が前回の議会で空港までの延線の質問をいたしました。軌道での延線は難しいということでございますが、新交通システムによるこのアクセスの可能性についての質問をいたします。

そして、これらの施策に対しての国の支援策等々をお尋ねをいたしまして、将来はやはりさらに自立をし、県と同等の一部の権限を有する特例市を目指すべきではないかと。これは1番から5番まですべてストーリーになっております。こういった方向で今すぐにできるものではなくても、5年後、10年後を見据えて町の形を前に進めていく、こういう構想をすぐにでも始めなければならないという思いで、これから町長選までの2年半ほどの間、この問題を取り上げてまいりまして、来るべきその戦いのときにはこの問題がテーマとなってリーダーを決めていただくような町長選にしていきたいと思いますと思ひまして、質問をいたします。

それでは、質問席にて質問をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君。

○5番（渡邊裕之君） 今、町長選の話をしていただきましたが、町長と2度にわたって激戦を戦いました富永博士さんが、1回目の選挙のときに菊陽町のポテンシャルというお言葉を使いました。潜在能力とか可能性とかという意味でもあります。これは私も全くの同感でございます。これだけポテンシャルのある町は熊本はおろか九州にもないんじゃないかと思えます。そして、先日議会と区長会との意見交換会をいたしましたときに、ある区長さんが全く地勢を生かしていないと厳しいお言葉を言われました。これは2つに共通する問題だと思います。今あるものを生かしながら、そして新しい投資を生み出す、こういった戦略を行政が持つことが必要ではないかと思っております。大都市はマーケットソリューション、いわゆる行政がかかわらなくとも市場の原理によって、需要によって民間企業が例えば交通手段であるとか、市場であるとか、さまざまな問題で取り組むことができますが、こういう熊本やその中心地から離れた田舎の部分ではまだまだガバメントソリューション、行政が大きくかかわっていろいろな諸問題の解決、住民の需要なんかをこたえていくという必要があろうかと思えます。そして、私が常に申しますコミュニティーソリューション、さらに地域住民、地域がその役を担っていくと。

この問題で、まずは1番目の既存商店街の活性化について質問をいたします。

コミュニティーマート構想、申しましたけども、中小企業庁の大変古い言葉であります。今言葉を変えていろいろな法律の中にも同じような思いが受け継がれております。簡単に申しますと、単なる買い物をする場から地域住民のさまざまな生活ニーズ、憩いの場ですとか、楽しみ、コミュニケーション、触れ合い、こういったニーズを満たす暮らしの広場へ変えていく構想ということで、要求される機能を高めて、その機能に対応する施設が必要ということでございます。菊陽町は商店街といいますと、三里木商店街しか今のところ想定される場所がないのかなあというふうに思います。こういった商店街独自の取り組みだけではなかなか何といいますかね、一体的な改革ができない。いわば、人が歩く、今申し上げましたようなハードの部分もございまして、このコミュニティーマート構想というのは厳しいかと思っておりますので、都市計画や再開発事業と一体となった地域商業計画が土台となった開発でありますので、まずはこれまでのこの商店街活性化の取り組み、まずここからお尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 商工振興課長。

○商工振興課長（吉川義則君） ご質問にお答えいたします。

商店街のこれまでの取り組みといたしましても、なかなか菊陽町、先ほど議員おっしゃられたとおり顔のない町ということで、商店街と言えるのが辛うじて三里木商店街、現在光の森の方につながってるかと思っております。今までの取り組みとしましては、なかなか行政が携わって行ってきたものはございません。しかしながら、本町におきましては中小企業を取り巻く経済的、社会的変化等を踏まえまして、平成23年3月に菊陽町中小企業等振興条例を制定しております。今後、この条例に基づきまして既存商店街はもちろんのこと、町内中小企業を振興するための施策を行いまして、地域の雇用の確保に努めるとともに、地域活性化に取り組んでまいりたいと思っております。平成24年度におきまして、菊陽町中小企業等振興条例第8条

に基づく中小企業等活性化会議を設置いたしまして、具体的な振興施策について調査、審議し、その実現に向けて取り組みたいというふうに今後考えております。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君。

○5番（渡邊裕之君） 先日、課長にもお聞きをいたしまして、その翌日だったですかね、1回目何か説明をされて、新聞報道でもございました。遅ればせながら本当に前に進むいい取り組みだと思いますが、予算を拝見しますと18万6,000円。非常に低いのではないかなと思っております。いろいろな中小企業の取り組みでコミュニティーマートやこういった地域商店活性化などを見まして、タウンマネジャーや何やかんやということで、専門家を入れての会議というのがどうしても必要かと思えます。行政が主導でやりますと、どうしてもやっぱりそこに限界があろうかなと思えますので、この予算の18万6,000円というのはあくまでも費用弁償的なものであろうかと思えますが、専門家を入れてのその会議というのは検討されないのかお尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 商工振興課長。

○商工振興課長（吉川義則君） 先ほどおっしゃられましたとおり、費用弁償等が主になっております。ただし、一応年間通して5回ないし6回は行いたいというふうに考えておりますので、その中には講師の先生方、例えば大学の先生とか、そういう方をお呼びして講師謝礼等、そういうのは予算に組みさせていただいております。あと会議の中で先進地的なものを見るべき必要があったときには、そういうものも今後取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君。

○5番（渡邊裕之君） ぜひですね、やっぱりこういうのは今は既存商店街のお話をしました、この後それとつながる新しい商業地との一体化というところの話もしますけども、何ていいですかね、点を結ぶ線といいですか、それがメインになる部分での大変必要かと思えますので、そういった広域的な検討をされるようお願いいたします。法律にかかわる部分は後ほどまたお尋ねいたしますので、よろしく願いをいたします。

この三里木商店街を中心にということでコミュニティーマートの話をしましたけども、何もお金をかけて何かやれっていうことではありません。例えば、まだお子さん小さくて働けないお母さんたちにハードだけ準備をして、オープンカフェをつくってもらって、そこが憩いの場になる。今、「さんふれあ」にある直売所なんかも支店を出して、コミュニティービジネスです。おじいちゃん、おばあちゃんに来ていただいて、憩いの場でありながらそういうものを売っていただく。その分の一部が有償ボランティアで少ないですけども、有償ですからそういうバイト代と言うと失礼ですが、そういうものになって毎日が楽しみになる。そういうものが広がっていく、いわゆる楽しみでありながら商業の場であると。そういう意味では、今のあの商業集積では全く足りない。検討の中では、もうその何ていいですか、根本的に業種、業態の再

構築など、そしてあとコミュニティーマートの中には公共施設、住民のニーズにこたえるという部分もありますので、そういった方向からご検討いただきたいと思っております。

次に、2番目の副都心構想についてお尋ねをいたします。

これは、将来的には光の森から私の中では三里木、言うなら光の森のゆめタウン、そのほかの商業地もそうです。そして、三里木商店街につながり、そしてイオンさんにつながり、そこから第2区画整理、ここが商業地となるかオフィス街となるか、まあなっちはいかんと思いますが、遊技業、それは余り想定はしておりませんが、こういう一体の流れで菊陽の町をつくっていく。これが必要かと思っております。そこで、以前1期目に光の森のまだゆめタウンができて、ベスト電器もできてなかったころじゃなかったかと思いますが、あの一帯をイズミさんが購入をされてるというお話で、ぜひそのグランドデザインといいますか、民間と行政と一体となって菊陽の町となる駅前のこの玄関先にいろんな商業施設や顔となる部分をつくってはどうかという話をしましたけども、前向きな答弁はいただけませんで、民間活力や民間にゆだねるといったような答弁がもうやがて8年ほどたちますが、あったように記憶しております。

そこで、もう最後のチャンスです。まだイズミさんも駐車場の舗装をされておられませんし、今度どうなさるかというのいろいろ計画もありますでしょうし、そういった中でこの残された部分と三里木商店街から第2区画整理地区まで、これは担当課が違ってくるかと思いますが、地主さんですね、民有地ですからそういうとこと協力をお願いをしながら、こういう方向でまちづくりをしていきたいというような協力要請をして、まちづくりをしていくのかどうか、その可能性についてお尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉野邦宏君） 民間を活用した可能性ということでございますけれども、まずちょっと時間とるかもしれませんけれども、本町のこれまでの取り組みの姿勢ということをお話させていただければと思います。

本町では、昭和55年の菊陽町総合計画への提言、これは産業構造研究会からで、代表は九州大学の都留大治郎先生になっておりますけれども、そこからの提言以来、菊陽町の基本構想に生活都市というような表現を用いてきました。この生活都市という表現は、単なるベッドタウンではないという意味でございまして、生活機能だけではなく、ある程度の生産機能も持つということで、日常生活におきましてはすべて本町内で賄えると同時に、環境を損なわない工業、あるいは事業所等も積極的に導入、配置し、職住の秩序ある均衡が生きた緑の中にあるというような意味の将来像を表現してきたものでございます。

この生活都市を実現していくための環境整備といたしまして、熊本空港を有し、あるいは豊肥本線が横断し、九州縦貫自動車道の熊本インターにも近いといった、この本町の交通の利便性を生かして東西に走ります道路に加えまして、JRを陸橋でまたぎ、南北に走る道路網の整備も進めてきたところでございます。これらの基幹となる道路網を軸にいたしまして、区画整理事業、あるいは都市計画道路の整備を進め、加えて下水道事業等も進めてまいりまして、着

実に都市機能を充実させていく施策を進めてきたところでございます。このような施策を着実に進めましたことによりまして、本町の全体的な利便性を向上させまして、光の森に代表される地域のにぎわい、あるいは人口増加にもつながってきているものだというふうに考えております。

今後につきましても、第5期の基本構想で定めました将来ビジョン「人・緑 未来輝く生活都市 きくよう」の実現を目指しまして、快適で活気あふれるまちづくりに努めてまいりたいというふうに考えております。民間の活用につきましても、いろいろ努力はしてまいるべきことだというふうに思いますけれども、なかなかそれぞれの土地利用についての思いもございまして、そういった問題もございまして、民間活用につきましてもできるだけ一緒になって活用できるようなことは考えてまいるべきだなというふうには思っております。

以上でございます。

(5番渡邊裕之君「できれば、第2土地区画整理地区に対しても一緒にお願いします」の声あり)

○議長(大塚 昇君) 都市計画課長。

○都市計画課長(坂本恭一君) 今総合政策課長が申し上げましのは、第2土地区画整理事業も含めましての答弁でございます。

○議長(大塚 昇君) 渡邊裕之君。

○5番(渡邊裕之君) 失礼いたしました。

それで、その思いは分からないではないんですけども、やはりこれだけ中心街がなく、中心街は必要だというのは後の質問にもかかわってくるんです。ですから、どうしても商業都市機能も高めた一つのそういう場所が必要ではないかということで、コミュニティーマートから光の森地区からというところの話もあります。これは日向市の事例でございますが、公共事業と市民の思いが駅を中心とした新しい景観を築くということで、やはり行政と商工会議所や住民やコンサルタントと一緒にこういう取り組みをされております。やはり、そのそれぞれの土地の持ち主がそれぞれの思いがあるからといって虫食い状態で統一性のないものができていかんし、遊技業がとて多いなあというふうな思いがありまして、やはり民間に任せておいたらそういうことになってしまうと。大阪のある町では、こういうものを設置すること自体できないという条例をつくりましたので、私はそこも発議しようかなというふうに思っておる次第でございます。そういうことがならないためには、顔のない町と言われてきた町だけに、やはり総合的なランドデザイン的なものをつくりまして、それに地元の皆さんにも協力をいただくということは、行政としては取り組むべきであろうというふうに思っております。どうかこういった他の事例も含めて、この民間の方々、民有地ですから、その地主さん等々も含めて話し合いをできるような体制をぜひともお願いしたいと思います。副都心ということでございまして、現在熊本都市計画の中では熊本市の中心街ですかね、この中心街が広域総合都市拠点として、我が菊陽町の光の森駅周辺などは地域生活拠点というふうに位置づけられております。こ

ういったところから、もう少しこの集約型の都市機能といいますか、拠点的市街地といいますか、こういったこの都市機能を高める必要があるのではないかとこのところでのご検討をいただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉野邦宏君） お答えになるかどうかちょっと分からないんですけども、やはり都市機能の一部の中には人の動き、そういったものも必要になるのかなというふうに考えております。そういった中では、23年度、本年度から実施しております公共交通体制の見直し等も行いながら、いろんな調査、分析をやり、あるいは県の方ではパーソントリップ調査という調査が行われておりまして、これも熊本市を含む都市圏の中で人の動きがどのようになっておるかという中で、新しい交通網を見直していこうというような調査も行われております。そういった中で、本町の今議員おっしゃられてました位置づけをしっかりと考えながら、いろんな人の動きという意味での都市機能としての機能を持っていくというようなことについては、都市圏の中でいろいろ意見を申し述べさせていただきながら、かかわってまいりたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君。

○5番（渡邊裕之君） 後ほど地方拠点都市の話をしていただきますが、やはりそのためには中心街となる必要があろうというふうに思います。そういったところでまだまだ菊陽町がこの例えば東熊本市というのを考えたときに、ほぼあのときの合併の流れも菊陽町が中心で行っていましたが、地方拠点都市という意味において、本当にここが中心街と足り得るのかという思いがいたしました。なので、この質問をいたしました。なかなかこれまで想定されてるところと違うような質問かと思しますので、ぜひこの部分はこれからまた私も詰めていって質問をしてまいります。都市機能、特に人が集まる機能、商業集積等高めるような施策に取り組んでいただきたいと思えます。国の施策についてはまた一緒に後ほどお尋ねをいたします。

続きまして、新交通システムについてのお尋ねでございます。

先ほど申しました甲斐議員の前の質問で、県としても検討されたがということで、確かに軌道での買収とその後の採算性という面では非常に難しいと思います。そこで、その後県としてもまだ空港へのアクセス強化が重要と考えてるというような答弁でございましたし、先日も熊日で今大津駅からタクシー無料でつないでおりますが、それについてかなりの議会から批判が出たということで報道されておりましたが、知事も空港へのアクセスというところのあきらめていないといえますか、その強化については強めていきたいという思いがあるようでございます。そこで、軌道ではなくて新交通システム、この検討ということで県もそうですが、されておるのか、この点についてお尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉野邦宏君） 新交通システムについて、県の方でも一応軌道敷の敷設の時期か

いろいろな検討はしておるといようなお話は確認したところでございますけれども、やはりJRから空港へのアクセスにつきましては、本町にとってもそういうものがございまして大変有意義なものになるとは考えておりますので、町事業として単独でできるものではございませんけれども、空港への県全体からのアクセスというふうな形で、県事業としていろいろな取り組みをしていただければと、あるいはそういうご提案もできる機会があればさせていただければというふうに考えております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君。

○5番（渡邊裕之君） 軌道といいますと、新交通システムといって何だろうと思われる方もいらっしゃると思いますので、簡単に言いますと、いわゆるJRのような地面にそういう線路を引くのではなくて、皆さんも東京に行った際にはお乗りになったと思いますが、あのモノレールとかゆりかもめっていうのがありますですね。あれはAGTというシステムでございまして。車輪がついた電車みたいなものでございまして、私が今回提案するのはBRT方式でございまして。このBRTというのはバスラピッドトランジットと申しまして、ラビットトランジット高速輸送です、バスによる。これだと、採算も含めて可能性があるのではないかなというところでの提案でございまして。今、課長からの話では、まだこういう言葉が出ないということは、そのまだ軌道での検討を県もされているのかなというふうに思いますので、ぜひこのBRTという新しいシステムでございまして。これのすぐれたところは専用道路と一般道路両方使える、バスですから。ゴムタイヤ方式で、専用レーンですから高速で行けると。一部、一般道路を共用することによって経費を抑えられます。また、建設費も一般的なLRTですね、LRTという熊本市の電車もLRTになるようですが、ああいうのに比べて4分の1程度でインフラ整備ができるということでございまして、浦安市とか検討されてて、そこでの試算は整備の単価が7億円から11億円、キロです。私の思いでありますと、まず光の森から高架で国体道路までつなぐ。どこまでつなぐか、私はあそこの朝夕の込みぐあい等を考えますと、大橋を越えて運動公園ぐらまでは専用レーンをつくって、一部高架があった方がいいんじゃないかなと。それから、そこでおまして、あそこは国体道路ですかね、国体道路から443号線、これがまた佐藤議員の質問でもございましたけども、ここがつながっていただければ、そちらを通して道明からそこからまた高架をつくり、益城のあそこのテクノリサーチパークですかね、あそこを通過して空港まで行くと。ですから、高架でつくる部分というのは光の森からあそこの通りに入る、運動公園まで出る一部と道明から一部で、まあ二、三キロということで、おのずとこの計算されると、想定される額の10分の1以下でできるのではないかと考えております。一般道を使うというのが大きな利点でございまして、ぜひこういった可能性についても菊陽町単独でないといえ、やはり菊陽町にとって大きな利益があるということは、ぜひ検討をいただいて、県に対してもこの事業を進めてほしいと、進めていただくような提言をしていただきたいと思いますし、今申し上げました路線に熊本市と益城町が入りますので、町単独というよりはこの3つの市町をつな

ぐようなこの交通網をつくっていただきたいというふうに思っております。そういうふうにできますと、昨年でしたですかね、ミスターチルドレンがKKウイングでコンサートありましたし、大きなサッカーの大会とか、ロアッソの応援のために多くの方が集まります。とても渋滞したり、交通のアクセスがないために、今はそういうときは光の森駅からシャトルバスが出てるようでございますが、お聞きしますと一々あそこのくら寿司のところから出て回るようで、あそこが非常に込むんで、それだけでも計算ができないような状況であろうかと思っております、ぜひバスによる高速輸送、この検討をしていただきたいと思っておりますが、その点は課長、いかがでございましょうか。もうぜひ、広域な熊本市や益城町とも協議をしながら、そういった可能性について協議をしていただく方向ということでお尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉野邦宏君） 新しい新交通システムについて、私の方から県に働きかけるというのはなかなか難しいかと思っておりますけれども、いろんな交通機能についての県と一緒にの会合がございまして。そういった中で、こういう新しいシステムについて発言する機会がございましたら、ご検討いただくようなお願いはしていきたいなというふうには考えております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君。

○5番（渡邊裕之君） 鉄道の利点というのは、時間ですね。やはり、JRから要するにつなぐ一番の理由は、その飛行機の時間に間に合うと、計算ができるということだと思います。ですから、バスでつなぐとかなんとかとなった場合にも、一体じゃあどこをどうして通すのかと。場合によっては、非常に込む場所もありますし、これも川俣議員が1期目のときに質問をされましたけども、今の空港に行く道というのはあのトンネルを越えていく。あそこが込んでしまえば、もうどうしようもないわけですよ。ですから、もう一本逆側から行くことで、その地域に対する開発といいますか、その影響も地域にとっては大きいと思っておりますし、これも佐藤議員が前回藤崎台をあの手許センター前というようなお話もございました。そういうような人の予想ができることで、今は県営ですけど、熊本市と我々と一緒になってそういうような市民球場ができれば、そこにネーミングライツでソフトバンクに買っていただいて、九州ソフトバンクというような意味合いであそこを第2フランチャイズにしてみらうと。そのためにも、やっぱり人がこの公共交通網で動けるといのは大変必要かと思っておりますので、そういう意味でもこのバスラピッドトランジット、BRT方式というのを研究いただいて、ぜひ前向きに検討いただきますよう、これまた進めるように今後も質問してまいりたいと思っておりますが、よろしくお尋ねをいたします。

それでは、今1から3までお尋ねをした件でございます。

新交通システムに関しては、なかなかこれは検討されないと難しいと思っておりますが、既存の商店街活性化と拠点都市機能を高める施策について、国のいろいろな支援策と施策がございまして。どういったものが想定されるか、またこれまでそういったものをどういうものを利用して

効果を上げてきたのかお尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 商工振興課長。

○商工振興課長（吉川義則君） それでは、ご質問にお答えします。商店街の方のご質問にお答えしたいと思います。

現在、経済産業省、中小企業庁、ホームページ見ましたけれども、残念ながらコミュニティーマーケットに関する支援策については情報は見当たりませんでしたけれども、平成21年7月に商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律というのができております。これは簡単に申しますと、地域商店街活性化法ということで、これが施行されております。この法律は商店街を支援することにより、中小の小売商業者及びサービス業者を振興するとともに、地域住民の生活利便の向上や住民間の交流活動を活発化させ、地域コミュニティーの担い手としての役割を強めるというものでございました。この法律による商店街活性化事業計画の認定を受けますと、ソフトを含めた商店街活動の支援、地域のニーズに沿った空き店舗利用の支援、人材育成の支援など総合的な商店街支援措置があるというふうになっております。

具体的に、主な支援事業といたしましては、中小商業活力向上事業補助金というのがございます。これは何かと申しますと、商店街が地域コミュニティーの担い手として実施する少子化、高齢化等の社会課題に対応した空き店舗活用事業や地域資源を活用した集客事業等、集客力向上及び売り上げ増加の取り組みに対して支援を行うものとなっております。2つ目が、これは東日本大震災関係でできておる補助事業でございますけれども、地域商業活性化支援補助金というのがございます。これは先ほど申しましたとおり、東日本大震災により被害を受けた商店街等ににぎわいを創出するための被災した商店街等が実施する復興イベントや、にぎわい創出に向けての施設整備事業が主なものと思っております。ただし、被災地以外の商店街が被災地域を支援する事業や大震災等の災害に強い商店街等の整備を行う事業等にもこの補助金が使えるというふうになっております。現在、これが昨年度1次、2次、3次、4次ということで補助事業が行われておりますけれども、熊本県内においても2つぐらいが一応採択されて、補助対象を受けておられます。この対象事業と申しますのが当然商店街の団体、例えば商店街の組合、それと商工業者とか、あと地域というふうになっておりますので、一応団体的なものがその補助対象者になっておるような次第でございます。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉野邦宏君） じゃあ、2番目と3番目の市街地の整備に向けた補助事業あるいは新交通システムについての国の施策支援策等ですけども、2番目の市街地の整備改善に向けた事業といたしましては、都市再生整備計画事業、市街地再開発事業等幾つかございますけれども、例としまして都市再生整備計画事業につきまして概要を申しますと、市町村が作成した都市再生整備計画に基づき、道路、公園、下水道、地域交流センターの整備、土地区画整理

事業や市街地再開発、市町村提案事業に加えまして幾つかのソフト事業も含まれ、補助率は最大40%になるというような事業がございます。まあ、たくさんの事業があるわけなんですけれども。それと、3つ目の新公共交通システムに対する補助事業としましては、街路事業、都市交通システム整備事業、地域公共交通確保維持改善事業費補助金等がございます。この中の街路事業につきましては、中心市街へのアクセスを向上させる新交通システムやバスの走行空間、そういったものの整備にも使えます事業となっております、補助率は2分の1というふうになっております。

町が利用しております交通関係の支援事業につきましては、本年度570万円程度で予定しております公共交通の調査につきましては、地域公共交通確保維持改善事業費補助ということで、これ満額になるかどうかまだ今から協議をしていくところですので、定額500万円というような補助もございますので、そういったものに活用できればということで、今協議を始めたところでございます。そういった活用をさせていただいております。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君。

○5番（渡邊裕之君） それでは、商店街の方ですけども、今おっしゃいました地域商店街活性化法ですね。私もここを想定して質問したわけですが、コミュニティーマートという言葉はおっしゃったようにもう古い言葉で、今そういう言葉はされてませんが、趣旨としては同じような内容でされているかと思えます。そこで、今後の検討課題となるでしょうけども、これが中心市街地活性化法等々ございますが、こういったものにとつてそういった支援を進めるようにしていくのか。活用されるなら、こういう法律なのかどうか、ちょっとお尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 商工振興課長。

○商工振興課長（吉川義則君） 先ほど申しましたとおり、中小企業活性化会議、これを土台に調査、審議し、煮詰めてまいりたいと思っておりますけど、行く行く使えるものであれば、その国の支援策、補助事業を使っていきたいというふうに考えております。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君。

○5番（渡邊裕之君） 2番目と3番目についてもいただきましたけども、私がこれがやはり拠点都市機能としてのという話を先ほどしましたけども、地域商店街の活性も含めて中心市街地活性化に係る支援措置というのがございますので、拠点都市の考え方からまずそういった法律にとつて中心市街地活性化基本計画というものを策定されて、全体的なこの何ていいますかね、計画をもとに国からの支援をいただくべきではないかなというふうに思いますが、この中心市街地活性化法については検討されましたでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉野邦宏君） 事業内容について具体的事業計画を立てながら検討しておるかということでしたら、まだそういう検討まではいっておりません。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君。

○5番（渡邊裕之君） 先ほども言いました、やっぱ拠点都市としての機能という場合に、一つの大きなキャピタルを中心にこの拠点拠点があって、一つの拠点都市地域としての国の地方拠点法によるその支援というものがあるわけですね。だから、例えば菊陽町が近隣自治体とやる場合には、そのキャピタルとなる中心街がないと、私はそのように思ってるわけでございます。ですから、まず既存商店街を活性化する。光の森やそういった第2区画やいろんところが商業地の中心となるような施策をもって熊本の第2都市、副次的な都市機能を持つような自治体にすべきだというふうな思いで言っております。やはりそういった意味で、ぜひご検討をいただきたいのは、熊本市でも旧植木町なんかも上げておられますし、こういうふうな中心市街地の活性化のための基本計画をぜひ立てられて、検討をして、この地域の中心となる、ぜひその気概といいますか、その役割を持っていただきたいと思っております。すぐに合併という話にはないかと思いますが、町長もそういう答弁の中で将来を否定したご答弁ではなかったと思います。例えば、単独の5万を超えて市になるときの要件にも、中心市街地というのはやっぱりどうしてもその6割ぐらいですかね、人口。だから、中心ってどこだという話にもなってきますし、とても大事な問題であり、先の話だからこれはまだまだ取り組まなくていいという問題ではないと思っておりますので、ぜひ中心市街地の活性化、そして地方拠点都市、ここ地方拠点法の話をちょっと、地方拠点法については課長、何かありますですか、ありませんですか。

（総合政策課長吉野邦宏君「いや、特には……」の声あり）

なければ、これはなぜちょっと大きいかという、町単独というよりも、例えば東熊本市の昔の南部4町ですね。それと、菊池広域、前回佐藤議員が質問された中に出てきた空港周辺、こういった広域で拠点都市をつくろうというときのために、さまざまな支援ですとか特例があるような法律でございます。簡単に読みますと、地方拠点都市地域（地域社会の中心となる地方都市と周辺市町村から成る地域）について、都市機能の増進と居住環境の向上を図るための整備を促進し、これにより地方の自立的な成長を牽引し、地方定住の核となるような地域を育成するとともに、産業業務機能への地方分散と云々と、これは東京から書いてますんで、適正な配備とか書いてありますが、そういった地方拠点法でございまして、この中には支援措置として公共事業の重点実施であるとか、都市計画上の特例、地方行財政上の特例とか、農地法による処分等の配慮等税制金融の措置、さまざまな権限があるわけでございます。ぜひ、熊本に最後となるであろう政令指定都市ができました。この話はもう他の議員もされておりますが、にもかかわらず近隣自治体は平成の合併の失敗もありまして、小規模で適正規模と言えない自治体が幾つかあるわけでございます。そういった意味でも、合併がすぐにならなくても将来のそういったところを見すえて、こういった施策を近隣自治体とともにやはり取り組むべきであろうと。そのためのまず前段が先ほど来、言っております中心市街地の活性化ということでございますので、ぜひここまでご理解をいただいて、今の段階で構想といいますか、取り組んでこられなかったというのは冒頭申しました行政として粛々と今ある問題に取り組んでこられた

ということでありましょうが、やはり10年後、20年後を見ずえて、この町がどうあるべきか、この町のポテンシャル、地の利を生かす、こういった面でぜひ町としてすぐに取り組むこと、既存の商店街の活性化と光の森を中心とした中心市街地としての機能を高めていくというところの検討、そしてそれを踏まえてこの拠点都市としての機能を高めていくという検討をされるように提言を申し上げます。また、これについては今後申し上げましたとおり、町長選の前までにまた何度か質問をしてみたいと思っております。

それでは、最後になりますが、これを踏まえてとなっておりますが、踏まえなくても結構なんです、今申しました隣に政令指定都市がもうやがて4月1日にできます。熊本市、人口で申しますならば、この政令市の次に多いのが約14万ほどでしょうか、八代市になります。大変この180万の県に私は100万の都市は要らないと。それよりも多極分散して、そこに拠点都市ができるべきではないかという発想をずっと持っておりました。しかしながら、やはり道州制の流れと、ある程度の商業集積といいますか、今申しました都市機能という面では熊本市がキャピタルとなるこの必要性もあるというふうには思っておりますが、適正規模の自治体からいうと、大変なご苦勞があるのではないかと思っております。この適正規模の自治体像については、また6月、9月以降町長とこの議論はさせていただこうと思っておりますが、やはり10万から30万以下というのが最も適正であろうと。橋下大阪市長が大阪府・市を統合して30万ぐらいの特別区をつくるというのは、そういった思いであろうと思っております。そういったところでの適正規模の自治体像で言いますならば、私どもは東熊本市、約13万、菊池市を合わせて17万6,000ほどというふうになっております。ですから、特例市は20万人規模でございますので、まだ足りないのでありますが、この特例市を目指すというような町長なり、行政のこの発信こそが要するに民間の需要なり、民間の投資を生むといいますか、将来その利に向けて行政が取り組むという姿勢がやはり民情を生んでいくのではないかなあと思っております。特例市特例市と余り言いますと、何ぞやおっしゃる方も、議員さんも多いかと思しますので、簡単に申し上げますならば、地方自治法252条の26の3の第1項に定める政令による指定を受けた市です。政令市ですね。政令指定都市、中核市、その下が特例市という制度でございまして、人口は20万人以上で県と同等の権限が幾つかおいてまいります。そういった意味で、一番大きいのが都市再開発法にのっとり市街地再開発促進地域の建築許可であるとか、都市計画法にのり開発許可、そして地方拠点都市の話をしたしましたが、もしそういう方向になりましたときには、拠点整備促進区域内の建築行為等の許可など、あと土地区画整理法にのっとりこの許可とかさまざまな権限がおいてまいります。こういったところで特例市というものも視野に、将来の自治体再編っていうものを検討すべきではないかなと。まだ東熊本も成功してないのに何を言うかというかもしれませんが、やはりこのぐらいの熊本市に隣接する自治体としての先ほど言いましたポテンシャル、それと知事が道州制は必要だということで、この選挙戦もそういう方向で戦っておられます。そのときの州都を熊本にということも訴えておられますが、これは熊本市というよりも近隣自治体のこの可能性といいますか、そういったところが非常に大

きいかなあというふうに思います。そういった意味での特例市まで目指す必要があるかなというところで質問いたしました。が、検討はなされていないかと思いますが、ぜひお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 特例市ということであれば、今議員が言われたように人口20万以上ということでもあります。合併につきましては平成13年度から16年度まで取り組んできて、もう何度も議員の方からも発言されましたように、東熊本市を目指して合併に取り組んできたところでもありますけども、結果的にはこの4町の合併協議、その後の3町合併協議も調わずに、現在単独のまちづくりを進めているというところでもあります。そういった中で、今回熊本市が4月1日から政令市になられるということでもありますけども、やはり国の大きな流れの中で、また道州制の話も具体化するような時期が来るかと思っておりますけども、そういった中ではやはり政令市、熊本市の方に近隣の市町がそこに何ていいますか、吸収されるというような形じゃなくて、やはり熊本市の隣に非常にこの可能性の高い東部の我が町を含めて合志市、大津、それから菊池、あるいは益城、西原等があるわけでもありますけども、そういったところでこの話題になってくるかと思っております。そのためにも、現時点では去年第5期の基本構想も立てたところでありまして、その取り組みの中で10年後の人口4万3,000人を目指しておるわけでもあります。県内ではこのいろんな新しい総合計画できておりますけども、この将来像に人口を伸ばせる地域っていうのはもうほとんど少なくなっております。熊本県の今回の計画も見てみますと、県自体は人口減少にあるということで、少子・高齢化が進む中で、いわゆる交流人口を増やそうというような何か目標が立ててあるような状況であります。そういった状況の中でもありますけども、こちらの方のいわゆる東熊本市を目指した市や町、そしてまた近隣のところも入れますと、やはり熊本県の発展のためには政令市の隣にしっかりしたそういう特例市の規模を満たすような市ができるというのは、大変将来のために重要であると考えております。そのためにも、現時点ではいろんな課題はありますけども、昨日からもあっておりましたこういう我が町非常に人が増えまして、そういった中でいわゆるこの運動施設、あるいは福祉的な施設、学校も増築等もありますけども、そういうものをきちんとこの時期に、そういう時代が次に来るということを想定しながら、我が町のまちづくりをきちんとつくっておくことが非常にそういう合併の話が出たときに、ぜひ菊陽とは一緒にとられるような町をまたつくらなければならないと思いますし、そのためにはまた今議員が言われたいろんなそういった中でも新しい発想的なことは、またいろいろ提言いただければと思っているところであります。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君。

○5番（渡邊裕之君） 13万の市を失敗して、いきなり20万というのも、そしてまた可能性があるその合併等を含めても20万というのは届かないんです。17万6,000。ただ、その方向性が見えることで人口の流入ですとか、新たな企業誘致とかというのが可能になってくるかと思っております。以前、これも前話したことあるかもしれませんが、町の幹部の方から富士フィルムさん

がこちら来られて、そのときは東熊本市の合併のころでございました。実は、その東熊本市、本社位置が東熊本市ということを考えて来られたと。やはり、本社が何々郡というのでは何かとても田舎にあるようなイメージがあるというようなお話をされましたので、やはりそういうものっていうのは企業の何ていいますかね、企業のイメージとしてもあるのかなというふうに思いましたので、やはり市と町でも権限が大きく違ってまいりますので、単独になるということは私はどちらかというとコストの面で反対でございますので、またこれは合併の話は今町長がお話しにされましたとおり、今すぐという話には相手もあることですし、ないと思いますが、私どもは議員としてこれが必要であるというところで、近隣の自治体の議員ともやはりこういった議論をしながら、今ある置かれている問題、そして将来的に一つになろうというその将来像、適正規模の自治体像等を研究して、そういう議連でもつくって行政に対して、もちろん住民の皆さんになぜこの間の合併が失敗したかというのは、やはり国から言われてその特例のそのときまでに何としてでも合併しなきゃならないというのがあったんです。やはり、情報と哲学というものが、基礎的自治体の規模というものというのが、そういう情報もしっかりないままで行われたからだと思っております。そういった反省を踏まえて住民の皆さんとそういう議論をしながら、また行政にも提案をしてみたいと思っております。

これも何度も申しますが、この菊陽町を含めた合志、そして大津町、この九州経済の中で人口増、出荷額増、そして従業員増、この3つの成長シナリオを達成した自治体は、この東熊本市構想のあるこの3町しかないんです。九州で唯一の3町なんです。ここがばらばらのベクトルでばらばらのことをやって、行政コストを上げてたら何もならないということ、我々は一つの町ではありますが、これまでの単なる町ではなくて、熊本県においても九州にとってもかけがえのない町であり、県が持つ機能とかそういった権限も仕事も我々が負担することによって、上部団体のその負担を軽くする。その分、まだまだその労働人口の少ない地域の手当てとか被災地の手当てとかやっていただく。自立できる自治体になるためには、行政コストを下げる。それは先ほど来小林議員のお話等々ありました。いろんな医療費の問題とかも今後かわってまいります。やはり行政コストを下げていくっていうのは、一つの町では無理だと思っております。そういうふうな適正規模の自治体というものを目指すというのが本来の行政の仕事だと思っておりますので、行政は行政としてきちっとそういった研究は、町長は町村会とかいろんな6団体でございますが、やっていただいて、我々は我々なりにそういった提言をできる議会であればならないと思っております。

今日はちょっと多岐にわたりまして取り止めのない話になりました。一つのこれは流れということでご理解いただきたい。町長も最後にお話をいただきましたけども、みんながこの菊陽町と合併をされたいというような町、そのための商業集積といいますか、そういったものを取り組みながら、地域拠点となるこの可能性をさらにさらに高めるこの町になるようにこれからも提言してまいりますので、どうか議員各位におかれましても賛同いただける方はこういった研究と一緒に取り組んでいただきまして、行政に対する提言と一緒にやっていただきたいと思

います。

2分ほど残りましたが、これで私の一般質問を終わります。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後1時57分

再開 午後2時9分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大塚 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

坂本秀則君、一般質問を許します。

○6番（坂本秀則君） 皆さんこんにちは。

今日は忙しい中、多数の傍聴誠にありがとうございます。

私は、町民の皆様の声、要望を町政に届けるかけ橋になりますというのをスローガンに再選を果たしました。今後もこのスローガンをモットーに議員活動を続けたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、質問事項に沿って質問者席より質問いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○6番（坂本秀則君） では、まず最初に質問事項の1の白川護岸及び水田、畑の危険なりの面の管理について質問いたします。

①の白川護岸、のり面管理に国または県から補助金が出ているのかを質問いたします。

○議長（大塚 昇君） 建設課長。

○建設課長（松村孝雄君） では、議員の質問にお答えします。

補助金ということでございますが、白川護岸につきましては上中代、出分、下津久礼の3地区に、また二級河川堀川においても鉄砲小路地区に熊本県から護岸雑草処理委託金が出ております。この委託につきましては、年度初めに県菊池地域振興局から護岸雑草処理業務の委託についての照会がありまして、その際地区に確認をし、計画書を提出しております。県の予算の範囲内でまず県と町で委託契約を行い、その後町と地元で契約を取り交わして作業をお願いしているところでございます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○6番（坂本秀則君） 続きまして、②ですが、私が危惧するのは今後農業の離農者も増え、刈払い機等の除草の機械を使える人がだんだん減ってくると思われまます。今後、今白川護岸、のり面の環境が維持できるのか、また荒れてしまうのか。荒れてしまってからでは、また今の現状を戻すのは大変難しくなると思うので、この質問をしてるんですが。そこで、②の危険なりの面の管理は専門業者に作業委託できないか。また、そこに対する予算等を組めないかを質問い

たします。

○議長（大塚 昇君） 建設課長。

○建設課長（松村孝雄君） 白川護岸につきましては、ただいま申し上げました3地区については県から委託を受け、年に二、三回の除草作業をされています。その他の白川護岸につきましては、8月の白川一斉清掃時、または農地の管理等をあわせて草刈り等を行っていただいていると思います。ご質問の危険なりのりを専門業者へ作業委託できないかということでございますが、白川護岸の危険なところまでは作業されなくて結構かと思えます。そういった危険な箇所や作業が困難な箇所につきましては、白川の管理者であります県で対応していただきますよう要望していきたいと思います。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○6番（坂本秀則君） 県への要望活動をもう精いっぱいやっていただきたいと思えます。

続きまして、③の水田、畑の危険な用排水路のりのりは、危険度の順番に応じて何らかの対策はとれないかについて質問いたします。

もう先ほど申しましたが、今後離農者も増え、後継者も減少してきております。その点で、基盤整備のときたまたまそこで換地のとき、原水校区にはそんなないんですが、上津久礼、下津久礼等排水路のかなり高い排水路のりのりがありますね。そういうところにたまたま換地で当たった農家さんは、悲鳴を上げてるんですよね。長いところになると、7メートルぐらいのりのり面ですたいね。そういうところの対策ですね、これを今農地・水・環境、今の事業が農地・水向上ですか、今の事業で町内の支部長さんがいらっしゃると思えますが、そういう方を集めて協議した上で順番をつけて、ここはその事業でやれるもんならやってほしいという要望が上がっております。その点を踏まえて答弁よろしく願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 農政課長。

○農政課長（荒木一雄君） お答えいたします。

まず、土地改良区の水排水路のりのりは、平成9年から23年の5カ年間で農地・水・環境保全向上対策事業により、地区ごとに除草等の管理作業に取り組んでいただいております。この事業で危険度の高いりのり部分には、防草シートを張る工夫をしているところもあります。それから、特に危険な箇所につきましては、各地区の土地改良区の総代から土地改良区へ工事要望箇所を申請していただき、それを受けて土地改良区におきまして工事委員会で現地調査を行い、理事会で検討されています。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○6番（坂本秀則君） それで、今の事業が今度24年度から農地・水保全管理支払事業になるとお聞きしていますが、この内容をちょっとご説明お願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 農政課長。

○農政課長（荒木一雄君） 今までの事業が農地・水・環境保全向上対策事業でありまして、24年度からが農地・水保全管理支払交付金事業といいまして、この中で2つの事業があります。1つは、共同活動支援交付金事業、これは今まで行っておられます事業で、地域の農家だけではなく、農業以外の方や各種団体の、各種団体といいますのは子ども会とか老人会の方、の協力を得て、地域ぐるみで農村の環境を維持向上活動を支援していくものです。それともう一つは、向上活動支援交付金事業といいまして、これは各地域で土水路からコンクリート水路へ、または道路の舗装、こういったものを地区でやるのではなく、事業者を選択していただいで行うことができる事業です。この場合は、監督として地区の代表者がその事業のときは監督していただくというふうなことでなっております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○6番（坂本秀則君） 今の事業で町に使っていいという金額の中から、国にもうそれ使わなかったので何か返還が生じると聞きましたが、どの程度が返還なされる予定ですか。

○議長（大塚 昇君） 農政課長。

○農政課長（荒木一雄君） これは5年間で約1,300万円の返還が出ております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○6番（坂本秀則君） 5年間の事業で菊陽が使っていいですよという補助金の中から返還分が1,300万円で、24年度から新たな事業が始まるんですが、この事業で国から使っていいですよという金額が幾らか分かりませんが、返還が生じないようにですね、提案ですが、支部を超えて支部長さんと協議した上で、この危険なのり面等の管理作業に充てるとか、そういうことはできないもんすかね。よろしくをお願いします。

○議長（大塚 昇君） 農政課長。

○農政課長（荒木一雄君） その該当地区にも、地区ごとに交付金というのが決められております。その地区で交付金を使いまして、それ以上に事業費がかかる場合は、その使用していない地区の交付金を使うことは話し合いでできることになっております。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○6番（坂本秀則君） ぜひとも、その危険なのり面ですよ、もう今後生命の危険性にも及びますので、こういうことも支部長会議か何かで協議していただくようお願いしたいんですが、それはいかがですか。

○議長（大塚 昇君） 農政課長。

○農政課長（荒木一雄君） お答えします。

この農地・水事業ですけど、まず4月に総会を毎年開いております。このときにそういったお話はしていいかなと思っております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○6番（坂本秀則君） どうぞ、もう前向きに協議がなされるようよろしくお願いいたします。

続きまして、2番の危機管理についてですが、①の平成24年度予定の防災訓練の規模はについて質問いたします。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（平野誠也君） それでは、ご質問にお答えしたいと思います。

防災訓練につきましては、平成21年度において総合防災訓練を実施したところでございます。ご質問の24年度の防災訓練の規模ということでございますけれども、現段階では決定したものではありません。ただ、校区単位で住民参加型で訓練が実施できればと思っております。といいますのも、総合防災訓練になりますと、どちらかというと観覧型、見るだけの形になろうかということで、もっと住民の皆さんが多く参加できるような形で、昨日吉本議員の方からも先進事例で何とかオリンピックだったですかね、そういうお話もございました。皆さんが多く参加できるような形でできればと思っております。具体的に申し上げますと、災害が発生したときの初動時における対応ですね。これをどうとるべきかということで、例えば避難、人命救助、初期消火など、どのようにしたら被災を少しでも軽減できるかを直接体験していただくということが重要ではないかと思っております。また、議員ご存じのように、災害時要援護者避難支援計画に基づく避難訓練もあわせてできればというふうに思っているところでございます。

質問に関連しますけれども、大規模災害が発生したとき重要なことは、地域のまとまりではないかと思っております。阪神・淡路大震災の折にも、お隣近所が助け合いの心で人命救助したということも報道されていたところでございます。ご存じのように、阪神・淡路大震災、昨年の3月11日に発生しました東日本大震災のような同時広域的に災害が発生した場合には、行政あるいは常備消防などの消防、防災力だけではどうしても限界がございます。大規模災害が発生した場合、消防署に配置されております救急車あるいは消防車両というのは、もう台数が限りあるわけでございますので、すべての災害、火災現場に向かうというのは、もうこれはご存じのように不可能な状況でございます。そのような場合に、地域の防災、防火を担うのが消防団であったり、地域で結成されております自主防災組織などが考えられると思っております。

訓練の内容としましては、警察、消防、自衛隊、医療、それとライフライン関係で電信電話、電力、ガスなどの事業者、そういったもろもろ関係機関があるかと思っておりますけれども、このような機関等の協力を得て、連携をとりながら消防団あるいは自主防災組織のスキルアップにつながればということで、実技的な訓練ができればと思っております。そのためには、昨日の吉本議員の質問と重複しますけれども、地域の消防、防災の向上のためには、各区あるいは各自治会において自主防災組織を立ち上げていただいて、校区単位で実施するとなれば、そういう訓練に各地区から多く方が参加いただければというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○6番（坂本秀則君） 宇城市においては、毎年炊き出し訓練を含めた野外の防災訓練を行っているそうです。内容は、合併した5町を1年ごとに回って、だから5年ごとに1回ですよ。その旧村で予測される災害状況に合わせた訓練をしてるそうです。時期は5月で、今年度の参加人数は自衛隊、消防署を含め、町民も含めて約2,000人程度参加されたそうです。我が町も我々既存の地区、また新興の地区では状況が全然違うと思うんですよ。そのコミュニティーが確立されてないところもありますでしょうから、どこにひとり暮らしの家庭があるか、そんなのを踏まえて小学校校区ごとでもいいんですが、1年に例えば西小校区としたら次は武蔵ヶ丘北校区ですとか、そういうような形もとれると思うんですが、それを踏まえて②の今後大規模災害に備え、毎年町内を挙げて防災訓練（机上訓練を含む）を実施した方がいいんじゃないかと思われませんが、答弁よろしくをお願いします。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（平野誠也君） 今、ご質問ございました毎年町内を挙げての防災訓練ということでございますが、先ほども若干お話ししたんですけども、自主防災組織、これはもうすべての地域ではございませんけれども、そういう組織を持っておられる地区、自治会等においては毎年消火訓練であったり、あるいは心肺蘇生法の勉強だったり、そういう活動をされております。まずは、身近なところの組織、それと消防団は消防団でこれもう毎年訓練等実施しておりますからよろしいんですけども、まず身近なところからそういう形で進めていただければなというふうに思っておるところでございます。何を言いましても、総合防災力向上のためには直接やっぱり住民の方が参加していただいて、体験していただく。それによって、防災に対する意識も変わってくるんじゃないかというふうに思っております。総合防災訓練につきましては、数年に1回、今ご提案がございましたけども、校区単位というのもやはり議員が言われるように地域性があります。だから、そのやり方も若干変わってくるかとは思いますが、できれば今言われましたように、うちが小学校区でいきますと6校区なんで、できれば毎年1校区ごとにやって、数年に1回総合防災訓練を組み合わせていくという方法でできたらなというふうに思っているところでございます。

これ質問の中で机上訓練のことも書いてあったんで、ちょっとお話しさせていただきますけども、机上訓練につきましては状況予測型訓練、あるいは災害図上訓練、これDIGということなんですけども、こういう方法で机上訓練も各機関の協力を得て実施できればというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○6番（坂本秀則君） 昨日、吉本議員の質問で自主防災組織がもう県内でもワーストワンに近いということですが、その設立をぜひ急いでもらって、今申されましたとおり、もう備えあれば

憂いなしじゃないんですが、もう訓練しとけばどこに避難していい、そこに行く経路とか、もういろんなことを想定して今後とも防災訓練をやってほしいと思います。よろしく願いいたします。

続きまして、③の電算室の防水、防火対策についてですが、電算室については以前私一般質問をしましたが、その後進展があったのかないのか踏まえて答弁よろしく願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉野邦宏君） 電算室の防水、防火対策につきましては、平成22年度に施工しました庁舎の耐震工事に合わせまして、2階屋根の防水工事を行っています。また、電算の事務室及びマシン室の窓ガラスは、空間を安全に保ちます防災、防犯ガラスでガラス等特殊フィルムが接着されていますので、耐震や衝撃に強く、万が一破損しても破片が脱落しにくい構造になっています。また、防火対策としましては、マシン室の床のカーペットは火に強い防災性のものを使用しております、当然消火器等も備えていますけれども、サーバー類が水に弱いためにスプリンクラー、そういったものの設置は誤作動があったりしますと大変なことになりますので、そういったものは設置していないような状況になっております。それと、古くはなるんですけれども、本庁舎が昭和53年に建設されておりますけれども、その際に電算室も既に想定されて建築されておまして、そのことから一定の対策はとられているというようなことかと思っております。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○6番（坂本秀則君） 一定の対策はとられるということですが、④の質問になりますけど、大津町では何かサーバーとかのバックアップをしているとかしてないとか聞きましたが、サーバー及び情報のバックアップですね。今なされているのか、まず現状を報告お願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉野邦宏君） 電算関係の情報のバックアップにつきましては、毎日各業務の終了後にバックアップデータを作成しております、磁気テープにより耐火金庫に保管しております。これは毎日の作業になります。また、停電時のデータのバックアップ機能としましては、無停電電源装置や自家発電によります停電や瞬断、電源、電圧の瞬間的な変動などにより電源障害からシステムを保護するような対策、そういったことも行っておるようなところでございます。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○6番（坂本秀則君） 本当大災害があった場合ですよ。もうそのサーバー自体機械類ですよ。これが壊れるということも想定されますよね。その点を踏まえて、4番の電算室のサーバー及び情報のバックアップの今後の対策っていうか、どう考えているのか答弁をお願いします。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉野邦宏君） 復元できます電算の情報機能につきましては、住民基本台帳につきましては全国的な住民基本台帳ネットワークにより、氏名、生年月日、性別、住所の4情報につきましては復元できるようになっております。それと、戸籍のデータにつきましては熊本地方法務局に同じデータが保管されておりますので、これも復元できるような形になっておると、そういったものがございます。それと、大災害につきましてはですけども、災害対策としてはバックアップを県外等の遠隔地に保持するというようなことも考えられますけれども、セキュリティーの問題も含めまして通信の問題や、データをその後どのように復旧していくかというような課題がございます。庁舎内に資産を置かずに、データセンターといった違う場所で資産を保管しているという自治体もございますけれども、その電算機器がありますどこの地域が安全なのかというような問題もあるかというふうに思っております。また、同一システムを使用します自治体間で相互のバックアップ体制をとると、そういったこともできるようになってありますけれども、やはり経費、あるいは技術的な進歩を見すえながら、検討を重ねていく必要があるかというふうに思っております。同じシステムをどこか別の場所に2つ持てばというような考え方もあろうかと思いますが、やはり費用あるいはセキュリティーの面から、そこまで実施するということにはまだ至ってない現状でございます。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○6番（坂本秀則君） 福島原発事故ももう想定外の津波が来たからと。想定外というのがあってはいけないと思うんですね、この電算室においては。町の心臓部でありますので。今、予算面とかおっしゃいましたが、もしもサーバー自体が、ハード面の部分が壊れた場合ですよ、その場合どういう処置をとられるのか、ちょっとお聞きしますが。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉野邦宏君） 今同時にマシン室一緒に災害に遭いまして、バックアップデータも含めて機能しなくなったと。突然庁舎ごと流されてしまったとか、そういった場合の復旧の手だてというのは今持っておらないところです。ただ、マシンが機械自体の障害と、そういった分につきましてはバックアップデータで翌日の状態というのはすぐ確保できるというようなバックアップ体制はとっております。よろしいですか、そこまでのバックアップ体制でございます。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○6番（坂本秀則君） 町長にお尋ねしますが、この4番の質問の件ですが、町長はどう考えますか。町長の考えをお聞かせください。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） この電算室の情報というのは、今総合政策課長が答えましたように、非常時の場合の対策というのはもう十分いろんなことを想定しながらやっておかなければならないということでありまして、現段階では完全っていいですか、一定水準のバックアップ機能

は確保しとるということでありますけれども、さらにそれ以上のことがあった場合とか、まだ不足する分については今後十分その辺も対応できるような、どうしたらいいかというようなことはやはり考えておく必要がありますので、担当課の方、そしてこの電算関係のいろいろ関係する課もありますけれども、そういったところで情報の管理と申しますか、バックアップ体制についてはきちんと詰めさせて、どこまでどういう体制をとったら大丈夫かというようなところは、十分その辺担当課の方で検討させて、金額的な予算関係もあるかと思っておりますけれども、いざというときに情報が出なくて非常に混乱を起こさないようなことは、十分注意していきたいというふうに考えております。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○6番（坂本秀則君） 十分な検討をよろしく願いいたしまして、第3番目の質問事項の公益社団法人菊陽町シルバー人材センター事業の強化についてですが、シルバーの事業は高齢者法第45条に基づく施策で、国はセンターへの育成、援助を図るため、昭和55年度から高齢者労働能力活用事業を開始しました。当初は、センターの運営に要する経費について補助を行った場合、その一部について公共団体に補助金を交付するものであったが、その後シルバー事業のより一層の組織整備を図る目的から、平成8年度以降事業の交付形態が大きく変わりました。これにより、国は地方公共団体が補助を行うことを前提に、シルバー事業の運営に要する経費を補助することとなりました。現在は、従来の高齢者の生きがいの充実と社会参加の促進を図る目的に加えて、年金の支給開始年齢引き上げ等の制度改革を円滑にするため、高年齢労働能力活用事業を廃止し、新たに高齢年者就業機会確保事業として実施されています。

このように、シルバー事業は地方公共団体の補助と国の補助が相まった補助事業であり、地方交付税の算定基礎の対象となっている事業であります。シルバー人材センターは定年退職後の高年齢者の多様な就業ニーズに応じ、地域社会の日常生活に密着した臨時的かつ短期的、または軽易な就業機会を確保、提供し、高年齢者の生きがいの充実、地域社会の活性化を図ることを目的にしており、多様な就業機会確保のため重要な役割を果たしています。今後さらに高齢化が進むことにより、シルバー人材センターを積極的に活用し、就業機会の確保及び職域の拡大を図っていく必要があります。シルバー人材センター充実のために補助金の増額はぜひとも必要だと思われれます。そこでまず、本年度当初予算での461万9,000円ですか、の補助金の積算についてお尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 福祉課長。

○福祉課長（渡邊幸伸君） ただいまのご質問にお答えいたしたいと思っております。

まず、現状をちょっと話させていただきたいと思っております。

シルバー人材センターにつきましては、昭和61年に施行された高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第45条において、定年退職者等の就業機会の確保のため必要な措置を講ずるよう努めることが国及び自治体の責務として位置づけられ、法的に認知されたところでありました。菊陽町のシルバー人材センターにおいては、平成7年4月設立をされ、平成20年3月には社団法

人、さらに23年4月に公益社団法人を取得されて現在に至っております。平成22年度においては167名の会員を数えまして、就業人員159名、就業率としては95%の実績を示しておるところです。

町の援助を強化することはできないかという議員さんのご質問ですが、補助金積算根拠としましては、まず職員の基本給、それから嘱託員の賃金、それからこれはパソコンリースですかね、それと軽トラックの購入費、これを積算根拠というふうにしておるところでございます。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○6番（坂本秀則君） 現在、菊陽町シルバー人材センターではぎりぎりの予算で運営をされております。スタッフの皆様においては、時間外手当も払えない状況が続いております。予算が増えれば、会員さんの研修等を充実させて、さまざまな仕事に対しての技術向上、また安全面の向上ですね、それと事業及び組織の強化につながっていくと思われまます。菊陽町シルバー人材センターでは、先ほど課長が申されましたが、社団法人、また現在では公益社団法人として県内でも真っ先に法人格の取得等をされて、またその中でほかのシルバー人材センターのモデルのセンターともなっております。

皆様にお配りして参考資料をちょっと目を向けてもらいますと、町長並びに執行部の皆さん、一般質問でちよくちよく近隣市町に合わせてとか、近隣市町の動向を見てとか答弁が返ってきますが、平成23年度は熊本県各シルバー人材センターの補助金の状況ですね、ここに国の補助の限度額があります。菊陽町はBランクで国の補助が最大710万円までですね。これは、国の補助は各市町村の補助と同額の補助を国からもらえるシステムになっております。菊陽町の場合は、最高Bランクの710万円ですが、この表を見て皆様お分かりと思います。例えば、大津町も同じBランクで、大津町では最高の710万円を町が支給されており、国からもまた同額の補助で、総額1,420万円の補助金ですよ。これに対して菊陽町は、町の補助が461万9,000円。これですので、国の補助もまた同額の461万9,000円ですね。合計の923万8,000円で、同じBランクの大津と比較しますと、約500万円の差がありますね。その同じBランクですので、一般質問の中で町長及び執行部の皆さんはちよこちよこ近隣市町と合わせてとか答弁が返ってきますが、この状況を課長、どう把握しますか。

○議長（大塚 昇君） 福祉課長。

○福祉課長（渡邊幸伸君） 補助金も含めたところにつきましては、確かにほかと比べれば低いということですが、町としましてはシルバー人材センターの設立当初より補助はもちろん行ってきております。町の補助金交付規則の中で、予算の範囲内においてその施行に必要な経費の全部または一部について交付するというふうな規定に基づいて支援を行っておるところであります。本年度も、昨年度並みの補助をさらに国も同額を補助する予定ということでございますが、平成22年度の菊陽町からの事業受注実績については、全受託事業収益、これが5,448万3,275円に対し、町は3,424万7,767円も受託しております。また、23年度の決算見込み

ではございますけども、全受託事業収益見込みが5,247万円、これに対し町は現在のところ3,977万6,000円程度を受託しており、ともに平成22年度が62.9%、それから平成23年度が約75%、これが町からの委託でありまして、町としては補助金等あわせて大きな支援を行ってところでございます。今後においても、高齢者対策の一環として支援及び協力を行っていきなうというふうに考えておるところでございます。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○6番（坂本秀則君） 町長の施政方針演説の中で、シルバー人材センターの活動を支援して高齢者の生きがいくりと社会参加の促進を図りますと、ここに施政方針では述べられましたが、そのシルバー人材センターの仕事の中の62.9%は町の仕事だということですが、それじゃなくて、この表を見てどう思われますか。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） シルバー人材センターに対する補助金ということでもありますけども、まずこの国の補助制度でありますけども、この限度額というのはあくまでこの上限であって、その範囲内でそれぞれの人材センターの組織体制、それから活動内容等いろいろな要素を勘案して補助金を決定すべきものだと考えております。そういう中で、担当の方から見てみますと、近隣のこの市町の中ではこの事務処理の体制といいますか、大津とか菊池市あたりは理事長あるいは理事の中にそれぞれの町や市の組織ですね、この中から入って行ってますから、その辺の事情はよく把握しとるかと思っておりますけども、本町の場合も以前は町の方からもこの理事で入っていったような経緯があったかと思っておりますが、現在はそのようにはないので、その内容の実態、私の方にはよく伝わってきておりませんが、必ずしもさっき担当課長が言いましたように、どういう事業を展開される、どういう体制になってそのお金が必要だということところが、そういうところを十分見た上でこの予算措置の方に上がってきたかと思っておりますけども。例えば、他の市町村と横並びというような補助金が国の方が700万円あるから、町も700万円と言われるかと思っておりますけども、組織体制の内容の充実を図って行って、どういう活動の内容、取り組みをその充実によって展開していくか、そういうものでどう要るかっていうのは、そういうことを示していただくなうというふうに思っております。補助金の中には、運営費補助のほかにも企画提案等の補助制度もこの表を見るとあるのじゃないかと思っておりますけども、そういうことをも含めて検討していただきたいと思っております。

そしてまた、他市町の場合は正規の職員というのがありますので、こういう人がいわゆる定年退職された方が正規の職員になっておられるのか、プロパー職員、若い人たちを雇ってやっておられるのか、そういう実態もちょっと見えておりませんので、そういうことを明らかにさせていただきながら、そういうことをやっていただければ、国の制度ももう当然国の補助金ですので、いろいろ結果的にはどう使ったかということがありますので、その辺を明らかにしていただきたいと思っております。

それから、町の業務委託につきましては、できるだけこの今いるシルバー人材センターの

方々でできる内容の仕事というのがこの生きがいくりのためのシルバー人材センターでもありますので、そういうものにつきましてもう積極的にシルバー人材センターの方に発注していきたいというふうに考えております。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○6番（坂本秀則君） 課長にちょっとお尋ねしますが、菊陽町では62.9%が町の仕事をやっているということですが、例えば大津町はどの程度なんですか。私調べてないので分かりませんが、分かる範囲で結構ですが、ちょっとお答えをお願いします。

○議長（大塚 昇君） 福祉課長。

○福祉課長（渡邊幸伸君） 大変申し訳ございませんけども、そちらの方はちょっと私どもの方では調べていない状況でございます。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○6番（坂本秀則君） 大津町のシルバー人材センターも、町の仕事をかなりやっていると思われそうですよね。この差ですよ。今の課長また町長のお答えからすれば、町の仕事をやってるからそこで補助している形になっていると私は感じるんですが、他のシルバー人材センターも町の仕事はやってると思うんですよ。今、町長がおっしゃいましたが、組織の内容の体制の強化を図った上で要望してくれませんか。予算があれば、その組織の内容、少しでも増えれば強化につながると思うんですが、その点いかがですか。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） シルバー人材センターの方でそういういわゆるこのどういう事業を展開していくかというのは、もう確かにそのいわゆる組織体制の中で、例えば大津町の場合を見ますと、理事長はこれ町の方から副町長がなられておるようですね。そして、理事にも福祉部長が入られている。事務局長は嘱託で外部の方ということで、そのほかに正職の方が2名、臨時の方が1人という体制でやっておられるというような内容ですよ。そういった方々であって、特に事務局長、正職、臨時、この辺が人件費がかかってくるかと思えますけども、そういうのがこういう正職を置いていろんな事業を展開されたいと思えますけども、そういうときに国の方の補助対象もそういった人件費あたりは2分の1は出すというようなことじゃないかと思えますけども。それに、こういうような体制で、そしてシルバーの方々にきちんと仕事が回っていくためにはどういう事業を展開していくか、その組織としてこれだけの人が要る、そのための経費としてこういうのが要るんだという、そういうことを所管の福祉課あたりと十分協議をされて示していただければ、必要なものについては当然対応していきたいというふうに思っているところです。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○6番（坂本秀則君） 課長にお尋ねしますが、今町長がおっしゃいましたその協議ですよ。シルバー人材センターとの協議、それはどの程度やられているのか、そこをお尋ねします。

○議長（大塚 昇君） 福祉課長。

○福祉課長（渡邊幸伸君） 協議っていいですか、予算編成前に人材センターを訪れまして、局長の方からお話を伺ったところでもあります。やはり、財政もこの24年度については今後また厳しくなるというところで、一応要望を伺ったところでもございました。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○6番（坂本秀則君） いや、その町長がおっしゃる今後の事業内容とか、それにかかわる費用とか、そういう協議はほんならもうたった一回だけなんですか。人材センターと福祉課がやる協議は。

○議長（大塚 昇君） 福祉課長。

○福祉課長（渡邊幸伸君） 局長と会うたんびには、いろいろ事情もお伺いしております。予算要求の中で、それが内容を含めたところで要求されてきたっていうふうに思っております。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○6番（坂本秀則君） 町長は、大津町においては理事長または理事が役場からの出向ですか、副町長が理事長とかおっしゃいまして、その中で町からシルバー人材センターに出向しているの、内容の把握が多分なされているだろうと。菊陽の場合は、町からの職員の出向がないので、内容が把握されてないとも受け止められる発言ですが、内容が把握されてないなら協議を何回でもすればいいじゃないですか。その点、課長、いかがですか。

○議長（大塚 昇君） 福祉課長。

○福祉課長（渡邊幸伸君） 協議ということですけども、確かに今回少なかったのかなというふうには感じております。お話しするたんびに内容的にはお聞きしておりますので、予算の要求に対しても協議したときの内容で予算は要求されておりましたので、うちとしましてもこういうふうな要求が出ておりますというところでやってきたところでもございます。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○6番（坂本秀則君） 町長に改めて①の超高齢化社会に備え、菊陽町シルバー人材センターの事業及び組織を強化するために町の援助を強化できないかを今の答弁を含めた中で、再度質問いたします。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 先ほど言いましたように、この補助金を要求ということで、このシルバー人材センター、こういった体制でこのいわゆる会員の方々に対していろんな仕事が回って行って展開していくということで、この組織あたりもそうかと思えますけども、それから提案事項、こういう事業を展開したいんだ、そういうことを何かそれを示していただいて、中身を十分見まして、うちがいろんな各団体等に出しておるようなその補助金交付要綱を持っておりますが、そういったものに照らして、内容的にこれはぜひこういう体制は必要だなということを担当の方で、所管の方で十分その辺の内容が把握できれば、それについてはきちんと対応していきたいというふうに思っております。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○6番（坂本秀則君） 私もその大津町が町の仕事をどのくらい受注しているかとか、その面を勉強した中でまた再度委員会の中でも質問をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、質問事項4の図書館ホールの控室（リハーサル室を含む）、倉庫の増築についてですが、①の平成23年度の改修、増築についての調査の経過は、経過報告をよろしくお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 図書館長。

○図書館長（堀 行徳君） それでは、議員のご質問にお答えいたします。

ご質問の23年度の改修、増築についての調査の経過はということですが、まず調査契約の経過と概要についてご説明させていただきたいと思っております。

図書館ホール基本調査業務委託契約を委託期間、平成23年9月1日から3月31日までとして契約を締結しております。調査の内容は、どの程度の規模の建物が建設可能なのか、場所はどのあたりが可能なのか。さらに、その際来館のお客様やホール利用での道具の搬入や職員等についての人の動線について変化が起こる可能性があるのか。また、あと来館者や職員などの車の駐車について、駐車スペースにどんな影響が出るのか、その他懸念される事項はどんなことがあるのか。さらに、既存の施設を利用する方法はないかなど、幅広い視点で調査をすることにしております。

これまでの経過につきましては、11月までに委託業者と上記の業務内容の確認等の打ち合わせを行いまして、その後委託業者の方で駐車場や施設の利用状況調査、それから12月ごろまでに地中埋設物がありますので、その辺の調査を含む現地調査を行われております。調査資料につきましては、3月30日に成果品が納入予定となっております。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○6番（坂本秀則君） 図書館ホールについては、私以前も質問しました。その中で、ホールの利用者また出演者の方々がどうなっているんですかという声がありましたので、再度質問してるわけですが、以前も述べましたとおり出演者、利用者の方々から、もう本当ホール自体はいいホールなんだが、リハーサル室もない、食事するときは舞台衣装のままホールのロビーでなくてはならない、せっかく立派なホールなのに出演者、利用者に対しての気遣いがいいホールになっているという声が多くありまして、私のところに届いております。ぜひとも控室、リハーサル室、倉庫の改修、増築をやってほしいという絶大な要望ですので、町の文化、教養の拠点施設でもあります。使用者、利用者が利用しやすいホールにさせていただきたいと思っております。その点を含めて町長の考えをよろしくお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 今、図書館長の方からいろんなどういものが可能か、またどれぐらいの経費がかかるかということで調査委託やっておるような状況で、3月末には幾つかのそういっ

た提案があるかと思えます。そういうものを十分見きわめて、非常に今いろんな大型事業がちょうど集中しておりますので、そういった中でどういうのが可能かということをも十分内容を見た上で検討したいというふうに思えます。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○6番（坂本秀則君） 財政難の中、大型事業も控えておりますけど、町民の皆様の声ですので、どうぞよろしく願いいたします。

これで私の一般質問は終わりますが、佐藤議員、渡邊議員等今後の町のあり方、合併はどうかという質問がありました。私は菊陽町は凜として、もうこちらから行動を起こすんじゃないかと、もう凜とした態度をとってスマートなまちづくりに徹すれば、いい菊陽町になるのではないかと思います。町長も町長の報酬が10%カットのままですが、執行部もいつかはもとに戻すような議案提出もされてもいいんじゃないかと私は思っております。どうぞその点踏まえて今後ともよろしく願いいたします。ありがとうございました。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君の一般質問を終わります。

以上で通告されました一般質問は全部終了しました。

本日はこれをもって散会します。

ご苦労さまでございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後3時7分

# 第1回菊陽町議会3月定例会会議録

各 常 任 委 員 会

総 務 常 任 委 員 会

文 教 厚 生 常 任 委 員 会

産 業 建 設 常 任 委 員 会

平成24年3月19日（月）

（ 第 6 日 ）

午前10時00分～午後4時00分

菊 陽 町 議 会

# 第1回菊陽町議会3月定例会会議録

各 常 任 委 員 会

総 務 常 任 委 員 会

文 教 厚 生 常 任 委 員 会

産 業 建 設 常 任 委 員 会

平成24年3月21日（水）

（ 第 7 日 ）

午前10時00分～午後4時00分

菊 陽 町 議 会

# 第1回菊陽町議会3月定例会会議録

各 常 任 委 員 会

総 務 常 任 委 員 会

文 教 厚 生 常 任 委 員 会

産 業 建 設 常 任 委 員 会

平成24年3月23日（金）

（ 第 8 日 ）

午前10時00分～午後4時00分

菊 陽 町 議 会



# 第1回菊陽町議会3月定例会会議録

平成24年3月27日（火）再開

（ 第 9 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程 (6 日 目)

(平成24年第1回菊陽町議会3月定例会)

平成24年3月27日

午 前 10 時 開 議

於 議 場

日程第1 議案第10号 菊陽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第2 議案第11号 菊陽町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第3 委員長報告 (付託案件) ・ 質疑 ・ 討論 ・ 表決

日程第4 発議第2号 菊陽町議会議員政治倫理条例の制定について

日程第5 議員の派遣について

日程第6 常任委員会の閉会中の特定事件 (所管事務) 調査について

日程第7 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

追加日程

日程第1 議案第26号 菊陽町営住宅条例及び町営住宅駐車場設置管理条例の一部を改正する条例の制定について

日程第2 同意第1号 教育委員会委員の任命について

2. 出席議員は次のとおりである。

1 番 中 岡 敏 博 君

2 番 野 田 恭 子 君

3 番 吉 本 孝 寿 君

4 番 吉 山 哲 也 君

5 番 渡 邊 裕 之 君

6 番 坂 本 秀 則 君

7 番 石 原 武 義 君

8 番 甲 斐 榮 治 君

9 番 芝 和 長 君

10 番 岩 下 和 高 君

11 番 佐 藤 竜 巳 君

12 番 福 島 知 雄 君

13 番 川 俣 鐵 也 君

14 番 加 藤 眞 佐 男 君

15 番 上 田 茂 政 君

16 番 小 林 久 美 子 君

17 番 梅 田 清 明 君

18 番 大 塚 昇 君

3. 欠席議員は次のとおりである。

な し

4. 会議録署名議員

13 番 川 俣 鐵 也 君

14 番 加 藤 眞 佐 男 君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 後 藤 三 雄 君

副 町 長 中 富 恭 男 君

教 育 長 赤 峰 洋 次 君

教 育 次 長 水 上 孝 親 君

総 務 部 長 吉 岡 典 次 君

福 祉 生 活 部 長 眞 鍋 清 也 君

産 業 建 設 部 長 松 本 東 亞 君

会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長 阪 本 修 一 君

総務課長 平野誠也君  
 財政課長 實取初雄君  
 人権教育・啓発課長 堀川俊幸君  
 健康・保険課長 村田節子君  
 環境生活課長 大山陽祐君  
 武蔵ヶ丘支所長 堀川正信君  
 建設課長 松村孝雄君  
 下水道課長 今村敬士君  
 総務課長補佐兼庶務法制係長 服部誠也君  
 学務課長 松本洋昭君  
 生涯学習課長 佐藤清孝君

総合政策課長 吉野邦宏君  
 税務課長 阪本浩徳君  
 福祉課長 渡邊幸伸君  
 介護保険課長 宮本義雄君  
 町民課長 山崎謙三君  
 農政課長 荒木一雄君  
 都市計画課長 坂本恭一君  
 商工振興課長 吉川義則君  
 図書館長 堀行徳君  
 中央公民館長 矢野陽子君  
 農業委員会事務局長 志垣敏夫君

6. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 廣野豊徳君  
 書記 山川真喜子君

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前10時0分

○議長（大塚 昇君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第10号 菊陽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（大塚 昇君） 日程第1、議案第10号菊陽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長、どうぞ。

○町長（後藤三雄君） おはようございます。

今回の国保条例の改正についてでございますけれども、皆様議員各位ご存じのとおり、本町の国保財政は高齢化などによりまして医療費が増加する一方で、それに見合った国保税の収入が確保できず大変厳しい運営を余儀なくされているところであります。加入者の負担をできるだけ抑制するため、療養給付支払等基金の基金をやむを得ず取り崩し対処してきているところでありますけれども、平成23年度末にはその基金も底をつく状況にあります。本来、国保財政は独立採算により運営している以上、不足分は加入者に負担していただくというのが原則でありますけれども、平成24年度の不足見込み額を全額国保税の改正により調達することになれば、加入者にとってかなりの負担増となるところであります。一方で、一般会計からの法定外の繰り入れをするということは、国保以外の社会保険等の加入者も含めて広く町民の皆様に負担していただくこととなりますので、不足見込み額をすべて法定外繰入金で穴埋めするということは、国保以外の町民の皆様の理解が得られないというふうにとらえるところでもありますし、またそうすべきではないと考えております。このようなことから、不足見込み分の約3分の1を国保税としてお願いし、残りの3分の2を法定外繰入金によりまして広く町民の皆さんにお願いするというところで、誠に心の痛むところではありますが、今回苦渋の決断に至ったわけでございます。

詳細につきましては、この後担当の方から説明をさせますが、議員各位におかれましては、この国保を取り巻く情勢をご理解の上、ご賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（大塚 昇君） 税務課長。

○税務課長（阪本浩徳君） おはようございます。

それでは、議案第10号菊陽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について説明させていただきます。

説明は、税務課から条例改正案の内容を、その後、健康・保険課から条例改正に至った経過と財政状況などについて説明させていただきたいと思っております。

じゃあ、まず最初に税務課から説明申し上げます。

議案の1ページ目でございますけども、提案理由がございます。提案理由は、国民健康保険制度の安定的かつ円滑な運営を図るため、菊陽町国民健康保険税条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

改正の内容としましては、平成24年4月1日からの国民健康保険税の税率の改正でございます。

皆様ご承知のとおり、現在の国民健康保険税は、医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金等分の3に分かれておりまして、それぞれ所得割額、被保険者均等割額、世帯別平等割額の合計額を計算しまして、その3つの合計額が国民健康保険税として課税されるものでございます。

それでは、1ページめくっていただきますと、改正条文がございますが、これでは分かりにくうございますので、参考資料で説明させていただきたいと思っております。

参考資料にはページを振っておりますので、参考資料のまず1ページをお開きいただきたいというふうに存じます。

まず、第4条でございますが、国民健康保険の医療給付費分の被保険者均等割額を1人当たり「2万4,000円」から「2万8,000円」に改めるものでございます。

次が、第5条でございます。この条文は医療給付費分の世帯別平等割額でございますけども、(1)の第1号の特定世帯以外の世帯、いわゆる一般的な世帯でございますけども、こちらにつきましては「2万4,000円」を「2万5,000円」に、それから(2)の第2号でございますが、特定世帯につきましては「1万2,000円」を「1万2,500円」に、それぞれ改めるものでございます。なお、この特定世帯と申しますのは、もともと2人世帯であった方が、そのうち1人の方が75歳になったときには後期高齢者に移行します。そうしますと、あと一人の方は国保の単身世帯になるということございまして、その方々につきましては半額となるというところでございます。

続きまして、第6条でございますけども、これは後期高齢者支援金等の所得割の税率を「100分の2.0」から「100分の2.5」に改めるものでございます。

続きまして、第7条でございますが、後期高齢者支援金等の均等割額を1人当たり「6,000円」から「8,000円」に改めるものでございます。

最後の行の第7条の2につきましては、後期高齢者支援金等の平等割額でございますけども、次の2ページをお開きいただきまして、特定世帯以外の人たちにつきましては「6,000円」を「7,000円」に、それから(2)の特定世帯につきましては「3,000円」を「3,500円」にそれぞれ改めるものでございます。

続きまして、第8条でございますが、介護給付金の所得割の税率を「100分の1.5」から「100分の2.0」に改めるものでございます。

次が、第9条の2でございますが、介護給付金の平等割額を「6,000円」から「7,000円」に改めるものでございます。

続きまして、2ページ中段に第23条がございますが、これにつきましては国民健康保険の減額の方でございます。本条の改正につきましては、税率の改正に伴いまして減額する額を改めるものということでございまして、税率が上がりますれば当然に減額する額も上がるというところでございます。

まず、第23条の(1)第1号につきましては、国民健康保険税を7割減額する規定の方でございます。アの医療給付費分の均等割額につきましては、1人当たりの減額を「1万6,800円」から「1万9,600円」に、イの平等割額につきましては「1万6,800円」から「1万7,500円」に、イの特定世帯につきましては「8,400円」から「8,750円」に、それからウの後期高齢者支援金等の均等割額につきましては「4,200円」から「5,600円」に、それからエの後期高齢者支援金等の平等割額のうち(ア)の特定世帯以外につきましては「4,200円」を「4,900円」に、それから3ページに移っていただきまして、2行目でございますが、特定世帯につきましては「2,100円」から「2,450円」に、それからカの介護給付金の平等割額では「4,200円」から「4,900円」にそれぞれ改めるものでございます。

続きまして、(2)でございますけれども、第2号は5割減額の規定でございます。

アの医療給付費分の均等割額分につきましては「1万2,000円」から「1万4,000円」に、イの医療給付費分の平等割額のうち(ア)の特定世帯以外の世帯につきましては「1万2,000円」から「1万2,500円」に、(イ)の特定世帯につきましては「6,000円」から「6,250円」に、それからウの後期高齢者支援金等の均等割額の1人当たりの減額につきましては「3,000円」から「4,000円」に、エの後期高齢者支援金等の平等割額のうちアの特定世帯以外の世帯につきましては「3,000円」から「3,500円」に、それからイの特定世帯につきましては「1,500円」から「1,750円」に、それからカの介護納付金の平等割額につきましては、4ページに移っていただきまして、「3,000円」から「3,500円」にそれぞれ改めるものでございます。

それから、3行目の(3)につきましては、2割減額の規定でございます。

アの医療費分の均等割額につきましては「4,800円」から「5,600円」に、イの医療給付分の平等割額のうち(ア)の特定世帯以外につきましては「4,800円」から「5,000円」に、イの特定世帯につきましては「2,400円」から「2,500円」に、それからウの後期高齢者支援金等の均等割額のうち1人当たりの減額を「1,200円」から「1,600円」に、エの後期高齢者支援金等の平等割額のうち(ア)の特定世帯以外につきましては「1,200円」から「1,400円」に、(イ)の特定世帯につきましては「600円」から「700円」に、カの介護納付金の平等割額につきましては「1,200円」から「1,400円」にそれぞれ改めるものでございます。

最後になりますけど、前から2ページ目の改正条文に戻っていただきまして、下段の附則でございまして。

まず、第1条が施行期日でございますが、この条例は平成24年4月1日から施行するものでございます。

それから、第2条が適用区分でございますが、改正後の条例の規定は、24年度以降の国民健康保険税に適用しまして、23年度までの分につきましては従前の例によるという条文でございます。

以上、早口で分かりにくい点もあったかと思いますが、税務課からの説明は以上とさせていただきます。

○議長（大塚 昇君） 健康・保険課長。

○健康・保険課長（村田節子君） 今回の国保税改定の経緯について説明をさせていただきます。

国民健康保険は、国保加入者の相互扶助と負担の公平を原則としまして、だれでもいつ病気になるか分かりません。また、いつ障がいになるか分からない。そのようなときにお互い支え合う社会保障制度として大きな役割を果たしております。その運営は、国保加入者が負担していただきます保険税と国庫支出金などによって賄うことを原則としております。しかし、国保加入者の就業構造の変化や低所得者層、無職世帯の増加といった構造的な問題に加えまして、長引く景気の低迷による所得の伸び悩みのため、国保税の確保は困難になっております。また、高齢化の急速な進行などによりまして、常に医療を必要とする方が多くなっており、さらに医療技術の高度化によりまして国保財政は大変厳しい運営を余儀なくされております。

本町におきます国保特別会計の状況は、平成23年度当初は基金を全額取り崩しても赤字が見込まれましたため、不足分を補うものとしての税率を改定し、運用に努めております。しかし、当初の見込みより医療給付費などが伸び、年度途中においてやむなく一般会計から1億円の法定外繰り入れを行い、国保事業の運営に努めておりますが、安定した事業運営にはなっておりません。法定外の繰り入れを行うということは、国保に加入されていない町民の方にも国保の医療費を負担していただくことになり、国民健康保険制度の趣旨にそぐわないものではあります。医療費の支払いのためにやむを得ず行ったわけでございます。平成24年度の予算編成に当たりまして基金も底をつき、このままでは運用が立ち行かなくなることになります。厳しい経済状況の中、被保険者の皆様には大変心苦しい限りではございますが、やむなく国保の税率改定による約7,000万円の調定額の増額と、さらに不足する分としまして一般会計から1億2,600万円の繰り入れを行う予算編成案を提案しているところでございます。

保険税の税率などの改定につきましては、菊陽町国民健康保険規則第12条の規定により、菊陽町国民健康保険運営協議会に諮り、町長の諮問に応じて審議、答申するとされております。平成23年度国保財政を運用する中で、医療費の伸びが当初見込みより多く、国保財政はさらに厳しくなっております。このことから、平成24年度はさらなる税率改定などの方策が必要な状況と見込まれますことから、協議会で慎重な審議を重ね、税率改定もやむなしの結論がなされました。この中で、被保険者にはかなりの負担増になると考えられ、本来であれば不足見込み額全額を保険税に求めなければならないが、国保財政の状況を踏まえ、一般会計からの法定外

繰り入れも必要と考え、不足見込み額を税率改定と一般会計からの法定外繰り入れで賄うことを基本とするものであるとの答申がなされました。今回の改定につきましては、この答申に基づきまして、被保険者の状況や県内近隣市町の状況も踏まえた上で不足見込み額の約3分の1を保険税で、約3分の2を一般会計からの法定外繰入金で賄い、増大する医療費などの対策とするものでございます。

なお、以前から行っております低所得者層に対する負担緩和措置は今後も引き続き行っております。このような点を十分ご理解いただきますようお願いいたします。

以上で今回の経緯についての説明を終わります。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 国保はかなり、私はこの間、今期の議会の一般質問でも取り上げまして、もう昨年が増税額が8,400万円、今年、今年度が7,000万円ということになると、国保の本当負担というのは非常に限界だということは毎回言っておりますが、その中でもこの委員会の報告を見ますと税務課のところでそういう国保税が非常に厳しくて払いたくても払えない方が非常に多いということを私は思っているんですけども、預金の差し押さえとか、いろいろ税の徴収のところで少額差し押さえであってもやっているとか、そういうので23年度は4,400件ぐらいということで載っていますが、この中で国保に関係するものっていうのはどのくらいの割合なのかについて質問をします。

○議長（大塚 昇君） 税務課長。

○税務課長（阪本浩徳君） お答えいたします。

国保のみという方は算定いたしておりませんが、基本的に税と申しますのは町県民税、固定資産税、軽自動車税、それと一般的には国民健康保険税、合わせてございます。滞納者の方が一番多ございますのは国保税だと思います。国保税は1回が額も多いですし、納期も多いので、金額的には国保の方が相当多ございますが、差し押さえの件数の中に国保が何件かというようなお話だったと思いますが、割合的にはちょっと算定としておりませんが、ほとんどの方は国保が絡んでおるかというふうに感じております。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑ありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） それでは、この少額差し押さえであってもやっているということですが、少額で言えばどのくらいから差し押さえされているんですか。

○議長（大塚 昇君） 税務課長。

○税務課長（阪本浩徳君） お答えいたします。



差し押さえはいろんなパターンがございまして、一番多いといいますか、額が多くなるのは不動産関係だと思っておりますが、件数的に一番多ございますのは預金等の差し押さえでございます。預金等は各金融機関にそれぞれ照会をしまして一応回答をいただきます。その方で多い方は何十万円という方もありますが、少ない方は1円とか、2円とか、10円、そういう方も多々ございます。差し押さえをしますと、そこで時効が1度中断しますので、その後も通じて徴収できるというメリットはあろうかと思っております。ですので、額は少なくとも差し押さえの効果はあるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 健康・保険課長にお尋ねしますけれども、やはり国保をこれだけ増額すると、今お話ししました23年度で4,400件くらいですからかなりの額、少なく見積もっても8割の方は何らかの国保と連動してるという実態だと思います。一番やっぱり心配するのは、国保を滞納してた方が病気を早目に予防できないとか、発見できない、手遅れになるということも一番心配されますが、保健師の立場としてその辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 税務課長。

○税務課長（阪本浩徳君） 小林議員、1つ確認なんですけど、4,400件という数字がちょっと私ども確認ができてませんで、委員会へのときの額という形なんでしょうか。ちょっとそこがはっきりつかめませんで申し訳ございませんが。

（16番小林久美子君「23年度はこれは委員会で4,400件ぐらいついていうのがあるんですけど。総務常任委員会の議事要旨」の声あり）

○議長（大塚 昇君） 健康・保険課長。

○健康・保険課長（村田節子君） お答えさせていただきます。

保健師の立場として国保の払えない世帯に対してどのように思うかというふうなご質問かと思えます。

町の方としましても、保健師だけでなく町全体で健康・保険課、あるいは福祉課、あるいは社会福祉協議会、地域包括支援センター、そういうふうなところで総合的に協力、タイアップしながら、町民のいろいろな健康の保持増進、あるいは生活に関するご相談とか承っておりますので、そのようなご相談、あるいは地域の民生委員さんを通してご相談等があった方につきましては、訪問をしたり、必要なサービスに結びつけたりとか、そういうふうなところで現在も、そしてまた今後も対応していくというふうな方向性は一貫しておりますので。

以上です。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 議案第10号菊陽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について反対討論を行います。

今回の平成24年度改定は、1人当たり国保税平成23年度が9万567円で、8,005円の増で9万8,572円、それから1世帯当たりが平成23年度が17万718円だったものが、1万5,090円増で18万5,808円ということです。それで、先ほどお話ししましたようにこの増税額っていうのは昨年度が8,400万円、今年度が約7,000万円ということでしたので、1億5,400万円の増税になります。協議会で慎重審議されたけれどもやむを得ないということですが、私は先ほどの預金の差し押さえ等、質問をしましたが、非常に国保は厳しいんですね。年収や所得に占める国保税の割合がもう1割を超して十二、三%になっている状況があります。それで、この差し押さえも、少ない方は1円、2円も取るということからその差し押さえも発生するというので、私は住民の暮らし、命を守る自治体が本当にこのあり方でいいのかと疑問を呈するところです。

国保財政、国保会計は国の財源切り捨てによってどこの自治体も厳しい財政運営を強いられています。しかし、連続の値上げはもう限界です。命と暮らしにかかわる重大な問題です。私はこのような増税をこの負担をかぶせていくということには、これではもう生活、暮らしが脅かされる実態だというふうに思います。

また、国保の場合は病気になりまして国民健康保険証があって病院にかかるということで、なかなか滞納していますと保険証がもらえず手遅れになるケースもあります。私は今回1億2,600万円の繰り入れは評価できますけれども、全額一般会計から繰り入れを行い、そして同時に国に対して国庫負担の増額をぜひ早急に求めていただくよう要望して反対討論とします。

以上です。

○議長（大塚 昇君） ほかに討論はありませんか。

甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 議案第10号菊陽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての議案に対して賛成の立場で討論をいたします。

少し私事にわたりますが、今回の件については本当に今小林議員からありましたように、もう負担の限界に近づいているというふうなことであちこちから随分厳しい指摘を受けました。もちろん執行部もそれは十分に感じ取っていらっしゃると思いますけれども、私の場合もまず身近に家内から猛烈な攻撃といたしますか、受けまして、随分家の中で議論をした次第です。それで、本当にいろいろ勉強して説得をしないとなかなか納得をしてもらえないということもよく分かりました。今回も、この件については本当にまずは住民は悲鳴上げているということをもまず申し上げたいんですが、先ほどから経過の説明があつておりますとおりになかなか厳しい状況に来ております。少しダブるかもしれませんが、私は私なりに周囲の人たちと話をしてく

た経過もありますので、もう一度結論に至るまでのことを少し述べさせていただいて、賛成討論にかえたいと思います。

現状としましては、平成14年度以降、2年度を除いて全部この国保は単年度赤字になっております。特に、平成22年度からは赤字額が1億円を超えているという状況です。それから、その赤字の補てんですけれども、繰越金、それから基金の取り崩し、一般会計からの法定外収入で補てんをされてきております。しかし、平成23年度にはその基金の取り崩しも終わってしまっていて、結果として一般会計からの繰り入れ、これは梅田議員が随分言われましたけれども、結果としてその繰り入れを行わざるを得なかったという状況ですね。それから、平成24年度は増税分が約7,000万円、一般会計からの繰り入れが1億2,000万円、これで収支のバランスをとる予定になっておると。これは現状ですね。

原因としては、何回も聞きましたけれども、国庫負担の削減、それから高齢者の増加などによる医療費が高騰をしたということですね。それから、低所得層が国民健康保険に流れ込んでくる構造になっておるということですね。構造上もそうなっているということ。それから、この国保税の中に後期高齢者支援金課税分、それから介護納付金課税分等が入っておって、この存在も非常に大きいということが1つあるかと思います。こういった原因を考えたときに、にわかには解決しがたい要因ばかりと。国税、国の税金がどうなるかもまだ不透明な状況ということで、先ほどから何回も課長も言ってるんですが、この一般会計からの法定外繰り入れというのはおっしゃるとおりです。言うべき人が言えば、自分たちは社会保険に加入しとった上にさらにその自分たちの税金で国保の金を払わなくちゃいけない、二重負担じゃないかと、理論が十分に成り立つような状況であるかと思います。そうなれば、やはりこれは特別会計というのは自立を基本にして運営すべきではないか。

それからもう一つは、私はこれを見ながら何年か前を思い出しました。私立の学費の問題を思い出しましたが、なかなか抑えながらやっていきたいと思っても事実上それができない。そして、何年かこの学費を凍結しておりますと、数年後にはその倍返しになって返ってくると。そういう負担を保護者あたりにかけなければいけない。だから、どうしても年々しっかり考えて調整をとっていかなくちゃいけないということを思い出しました。今、目の前の苦しいところを法定外繰り入れで賄っていった場合、一定程度は今の状況では必要だと思いますけれども、これが全く不可能になった場合のこと、それからそういった場合に一度に多額の今度は税を増やさなくてはならないという事態に陥る可能性もある。こういったことを考えれば、本当に苦しいけれども毎年度の改定はやむを得ないか。ただし、来年度もこうだということは、またこれはちょっと考え物だと思いますが、若干ずつでもやっぱり改定していかないと、基本的なこの国保の自立が達成できないということではないかというふうに思います。

先ほどから低所得層の心配、もう当然これは出てくるかと思いますが、現実にはある程度の年収があっても非常に大きな負担になっている。限度に来ている。だから、低所得層のみならず全階層にやっぱり大きな重みになっているということを私たちは考えておかななくちゃいけな

と思います。実収入が目減りをしております。年金もだんだん減っています。それから、介護保険や保育料も後から出てくるかと思いますが、値上げせざるを得ない、こういう状況です。しかし、受益者の立場に立った場合には、この保険の恩恵というのは非常に大きい。この国民皆保険という制度は苦しくてもやっぱり守り抜かなくてはいけないというふうに私は考えます。今後、可能な限り支出を抑える方策、何があるかちょっとにはわかりませんが、支出を抑えて収支のバランスをとるというふうな努力をこれは執行部だけではなくて我々議会人も、あるいは町民の方々も状況を理解しながら知恵と努力を傾注していかなきゃいかんのではないか。大変苦しい賛成討論ですけれども、以上のことを考えて賛成討論といたしたいと思っております。

○議長（大塚 昇君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第10号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 賛成多数です。したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第11号 菊陽町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（大塚 昇君） 日程第2、議案第11号菊陽町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

介護保険課長、内容の説明を求めます。

○介護保険課長（宮本義雄君） おはようございます。

議案第11号菊陽町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

提案理由は、介護保険法第146条の規定により条例改正をして保険料率を改正する必要があり、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

まず、条例の改正の主な内容であります65歳以上の介護保険料の改正についてご説明をいたします。

65歳以上の方の介護保険料につきましては、3年単位に作成をします介護保険事業計画の中で、被保険者の人口推計、要介護認定者の人口推計、施設待機者の状況、介護サービスの整備計画、介護給付費の見込み額に基づきまして金額を決定しております。

今回の保険料改正の要因は、介護報酬の改定等も幾つかございますが、最も大きなものは高齢化の進展を背景としまして、介護サービスが必要な人が今後3年間も増え続け、介護給付費が増大すると見込まれることとあります。介護保険制度が発足しました平成12年度と平成22年度の比較をしますと、平均寿命の伸長、保険制度の浸透、介護サービス体制の整備に伴いまし

て、高齢者が約1.5倍、要介護認定者等サービス利用者が約2倍となり、介護給付費も約2倍と大きく膨れ上がっている現状であります。第5期介護保険事業計画では、重度の要介護者や認知症高齢者がさらに増加すると見込まれ、特別養護老人ホーム等の入所待機者も勘案しまして、菊陽町の被保険者だけが利用できます地域密着型サービスの入所定員29人以下の特別養護老人ホームと入所定員18人の認知症対応型グループホームを各1カ所ずつ整備する計画であります。

今回の保険料改正に当たりましては、保険料の上昇を抑制するため、国の方針により国、県、市町村で拠出しております財政安定化基金と平成21年度から平成23年度までに町が介護給付費、支払いのために介護保険料の剰余金を積み立てました介護給付費準備基金の2つの基金を取り崩します。また、3年単位で保険料が上昇していることを踏まえ、被保険者の負担能力に応じてきめ細かい対策としまして所得段階第4段階の特例としまして、世帯のだれかに町民税課税者がいるが本人は町民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人を基準よりも15%軽減することに加えまして、所得段階第3段階の特例として、世帯全員が町民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の人を対象に基準よりも30%軽減しまして、低所得者に配慮した保険料の設定を行います。

この第5期介護保険事業計画につきましては、平成23年10月から本年2月まで、計5回にわたり、医療・保健・福祉関係者や被保険者の委員等17人で構成します町の高齢者保健福祉推進委員会で高齢者保健福祉計画とあわせまして検討、論議しました。この委員会では、町民の介護ニーズに対応するサービス体制の拡充と低所得者の保険料負担軽減について、委員から、今後3年間重度の要介護認定者が見込まれるため、地域密着型の特養の整備や認知症対応型のグループホームが必要である。あるいは、保険料設定に当たっては、低所得者への配慮が必要だというような意見や要望が出されまして、これまで説明しました事業計画の内容になっております。

なお、今回改正によります保険料の負担水準や引き上げ幅は、隣接市町と比較しましても大きな差はないと見込まれます。

以上でこの介護保険料改正の説明を終わります。

では、条例の方の分でございますが、議案第11号の内容をご説明いたします。

参考資料の新旧対照表をまずご覧ください。

新旧対照表の第2条第1項では、第5期介護保険事業計画の対象年度にあわせまして「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改正をいたします。

次に、平成24年度から平成26年度までの介護給付費見込み額を踏まえ、65歳以上の介護保険料基準月額を5,300円と定めて、第1号から第7号まで5,300円に、第2項に規定する4分の2から4分の7までの割合と12月をそれぞれ乗じて年間の介護保険料を3万1,800円から11万1,300円までに改正するものであります。今回の引き上げ幅は、後半にまた低所得者への軽減もありますが、それも含めると引き上げ幅は年額1,320円から1万500円までの範囲になりま

す。

第2項では、第1項と同様に対象年度を「平成24年度から平成26年度まで」に改正いたします。

第3項は、対象年度を「平成24年度から平成26年度まで」の改正と、介護保険法施行令第39条第1項第5号イで定めます本人が町民税課税で、前年の合計所得金額200万円未満を190万円未満に改正するものであります。これは、介護保険法施行令規則第143条に規定しております基準所得金額を準用しております。

次の第4項も、対象年度を「平成24年度から平成26年度まで」に改正いたします。

そして、第18条を第19条とし、第17条の次に第18条として個人情報の開示及び提供等を規定しております。菊陽町個人情報保護条例第8条第2号の規定では、法令または条例に定めがある場合には、個人情報の利用または提供が認められるため、第18条において介護保険事業の実施に係る個人情報の開示及び提供等について規則で定めることを規定するものであります。この条文を設ける目的は、介護保険事業の実施に際しまして被保険者本人の家族や弁護士、法定代理人に対して被保険者が介護給付サービスを円滑に利用できるよう介護認定調査票、主治医意見書等の個人情報開示及び提供するためであり、申請の手続等については規則で規定をいたします。

では次に、条例の本文の方をご覧ください。

一番最初の方でございます。

条例の文の附則の第1条で、施行期日を平成24年4月1日にしております。

第2条で、適用区分を定めております。

第3条は、低所得者対策として保険料率の特例を定めております。

まず、第1項では、本則第2条第1項の第2号と第3号の間に位置する所得金額と課税年金収入の方で、今回新規に設けます所得段階の人の保険料率の特例を定めております。介護保険法施行令附則第16条第1項及び第2項に規定する第1号被保険者の平成24年度から平成26年度までの保険料率は、新条例第2条の規定にかかわらず4万4,520円とします。対象者は、先ほど説明しました所得段階第3段階の特例の人であります。

次に、第2項では、本則第2条第1項の第3号と第4号の間に位置する所得金額と課税年金収入の人の保険料率の特例を定めております。介護保険法施行令附則第17条第1項及び第2項に規定する第1号被保険者の平成24年度から平成26年度までの保険料率は、新条例第2条の規定にかかわらず5万4,060円とします。対象者は、先ほど説明しました所得段階第4段階の特例の人であります。

以上で条例改正の説明を終わります。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 議案第11号について質問をします。

1つは、次の介護計画の中でどのような特別養護老人ホームとか、認知症対応型を計画に入れているということですが、私たちはまだその内容は見ていませんので、よく分からないんですが、具体的にどのように進めていかれるのかというのが第1点です。

それから、2つ目の低所得者への配慮で先ほど所得段階4段階の人とかの説明がありましたけども、保険料もありますが利用料についてはどのように議論されたかということです。

それから、3番目ですけども、65歳以上の方の給付費が今20%ですけども、これは毎年1%ずつ上がっていくというふうに思いますが、最初当初スタートしたのはたしか17%だったかと思いますが、その点についてお尋ねをします。

○議長（大塚 昇君） 介護保険課長。

○介護保険課長（宮本義雄君） では、今のご質問を順を追って説明をいたします。

まず最初に、今回の第5期介護保険事業計画で計画に上がっておりますのが、菊陽町の被保険者だけが利用できます地域密着型の特別養護老人ホーム、これは入所定員が29人、それと認知症対応のグループホームが18人ということで、これについては地域密着型ですので、来年度、新年度明けまして平成24年度に一応公募ということで公募いたします。それぞれ小規模特養、あるいは認知症グループホームのところを建設したいということで公募しまして、実際のサービス開始が25、あるいは26ということで考えております。

それと、2番目の質問でございますが、町の高齢者福祉推進委員会でのこの介護保険利用料1割の分の論議でございますが、これはもうほかの市町村もそうですけども、利用料についてはどこももう1割というところで決めておりますから、その分については特別な論議というのはあっておりません。できるだけ、ただ保険料を低く設定すると、あとは低所得者対策をとるよという事は幾つか委員さんの中で言われておりますので、利用料についてはもう1割ということで話っております。

それと、65歳以上の方の負担割合のことについてのお尋ねというんですか、今回第5期の介護保険事業計画、先ほど申しましたように平成24から26までの分については65歳以上の方の分と、今保険料の分が先ほど国民健康保険の分がりましたが、実際今介護保険料を払ってらっしゃる方は40歳以上の方ですね。国保の中には40歳から64歳までの方がまず第2号被保険者ということで払っています。それと、65歳以上の方がまた別ですが、その2つのグループの割合が今回平成24年度から65歳以上の方がこれまで負担割合が20%でしたけども、団塊の世代が多く流入してきますから被保険者の数が増えるということで全国的に保険料の全体の、介護給付費のもう全体の分でございますが65歳以上の方が20%の負担割合が21%に変わります。それと、40歳から64歳までの方の負担割合が30%から、今度は逆に1%減りまして29%になるということで、これは全国どこの市町村でも同じようになります。

以上です。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 議案第11号菊陽町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について反対討論を行います。

今、質問をしましたように介護保険では給付費の今度から24年度から65歳以上の方が負担しているのが21%ということで、これが毎年引き上げられ、3年ごとの改定の際に負担割合が引き上げられるということで、そうなりますとこれからますます65歳以上の方は3年ごとに全体の介護にかかったお金の割合が高くなりますから、保険料が際限なく上がるということが1つあります。

それで、今回月々の介護保険料の基準額が4,800円から5,300円、500円の値上げが行われます。介護の費用は1割を利用者が負担して、残りを国、県、町の公費負担と40歳以上の保険料で折半します。保険料は64歳までの現役世代と、今お話ししましたように65歳以上では仕組みが異なります。県下では阿蘇市などは介護保険料を下げたという話を聞いていますが、制度が始まった2000年の全国平均の保険料は2,911円でした。私は、このときからやはりこの介護保険は結局給付費が増えればすべて保険料にはね返ってしまう内容であり、非常に問題であるということずっと取り上げてきましたけれども、今回先ほどからも話していますように、65歳以上の方には国保税の値上げ、また一方で年金の切り下げ、そして介護保険料も上がる。また、今原油価格等の高騰などで本当に灯油代とか、いろんなことが値上げになっていまして、非常に厳しいという声を私はお聞きします。今回、このようにお話ししますと、本当に高齢化に伴い保険料が際限なく増える、介護保険のやはり根本的な欠陥のあらわれだと思います。

また、政府は専ら介護サービスを削る方向にあります。保険あって介護なしが一層深刻になるということを懸念します。やはり低所得者への一定の軽減措置等を検討しているということでしたけれども、利用する場合も本当に1割も非常に大変だということもありますので、低所得者への配慮が必要だということを特に訴えたいと思います。

また、施設の今後の特別養護老人ホームや、また認知症の対応型の施設などは必要だというふうに思いますので、どのように今後そういう施設の問題等もこの介護の保険計画等をまた見て、また意見を述べたいというふうに思いますけれども、全体としては国保の値上げに伴い、介護保険料の基準額が500円の大幅アップでは暮らしに非常に打撃的だということを訴えて反対討論とします。

○議長（大塚 昇君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第11号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 賛成多数です。したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時55分

再開 午前11時5分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大塚 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第3 委員長報告（付託案件）・質疑・討論・表決

○議長（大塚 昇君） 日程第3、委員長報告を行います。

各委員会に付託審議をお願いいたしました案件につきまして、審議の経過と結果を各委員長において一括して報告を求めます。

報告の順序は、総務常任委員会、文教厚生常任委員会、産業建設常任委員会の順といたします。

なお、議案第1号平成24年度菊陽町一般会計予算については、各委員会に関連しますので、各委員長の報告後に質疑、討論、採決を行います。

まず初めに、総務常任委員長渡邊裕之君、付託案件についての報告を求めます。

○総務常任委員長（渡邊裕之君） それでは、総務常任委員会に付託されました案件の審議の経過と結果についてご報告いたします。

当委員会に付託されました案件は、議案第1号平成24年度菊陽町一般会計予算のうち総務常任委員会に属する事項、議案第2号平成24年度菊陽町土地取得特別会計予算について、以上であります。

2日間にわたり、各課から、各担当から詳細な説明を受けまして、質疑応答を行った後、慎重に審議を行いました。

議員各位には要点筆記した資料が配付しておりますので、主なものだけご報告をさせていただきます。

まず、税務課でございます。

還付金と町外徴収用の旅費の算出根拠についての質問に対しまして、法人住民税の確定申告に伴う還付金及び個人の町税の還付金が主なものであり、例年当初予算で1,000万円計上しておると。また、徴収の旅費でございますが、九州管内を庁用車で1泊2日で1人当たり1万5,300円の旅費がかかるので、その分を計上していると。現在は、臨戸徴収よりも事前に預金

等を調査して差し押さえに重点を置いておると。最低目標として旅費分ぐらいは取れるよう努力しているということでございます。

先ほど質問の中でも出ましたが、その後の課長の答弁の中の「事項」という字が間違っております。これは時間の時に効力の効の「時効」でございますので、訂正をお願いいたします。

少額差し押さえであっても時効の中断及び今後の納付につながっているということです。

差し押さえの件数はこの質問に対しましては、預金の差し押さえを中心に国税還付金差し押さえ及び不動産の差し押さえ等、23年度は、ここも訂正をお願いいたします。「440件」ぐらいだということでございます。

続きまして、財政課でございます。

光の森複合施設の多目的グラウンドの借入利率と利息総額についてということで、2本で借り入れており、1.33%と1.2%、10年間の利息総額は1億4,032万276円ということでございます。

また、庁舎の委託料の業者はということで、夜間警備をホームセキュリティ熊本、清掃をシルバー人材センター、空調を三勢に委託しているということでございます。

また、燃料費の入札はローテーションかという質問でございますが、燃料の調達は町内の少ない業者から行っているということでございます。

続きまして、人権教育・啓発課でございますが、時間外に教職員を出すことについて問題はないかという質問でございますが、学校の方も熱心に取り組んでいるということです。その対象ですが、地区の子どもが対象かということですが、今は地区外の子どもにも広がっているということでございます。

続きまして、総務課、選挙管理委員会です。

農業委員会の選挙について、平成24年4月29日、選挙は3年に1度ですが、ここ最近は無投票ということ。有権者は農家の方で1,000人程度ということ。

続きまして、庶務法制係でございますが、公用地財産購入費のそれぞれの費用と面積ということで、光の森4町内、面積289.72平米、それから購入費用が2,007万7,596円、にじの森でございますが、面積が234.04平米、980万円、これと南花立の300平米、807万円、この2つはまだ用地交渉中なので未確定ということ。

南花立区に公民館はないのかということの質問に対しましては、花立区と南花立区が分区したために既存の花立コミュニティ施設は花立区の施設になると。そのために南花立区からの公民館の建設の要望が上がっているということでございます。

続きまして、男女共同推進係、そして西部町民センターでございますが、嘱託、臨時職員の採用継続について適切に公募する改善などをする余地はないかという質問に対しまして、新規採用すると一からまた説明する時間などが必要になり、業務に支障が出てしまうと。慣れている方にどうしても頼みがちであるということございました。

続きまして、交通防災係でございます。

防犯灯設置助成はどこの分か決まっているのかということですが、これは決まっておらず概算の数として上げているということです。

また、団員の減少についての質問ですが、方法といたしまして消防団協力表示制度を県が、企業と提携し、火事ときには出動していいように協力をいただいていると。実際の出動率は120名程度で2割5分は出動していると。

車検、整備についての町外に頼んでいるところが多いと聞くがという質問に対しまして、昨年は12台中2台というようなことでございました。

続きまして、総合政策課でございます。

行財政改革推進係でございますが、評価委員会の評価は公表しているのかという質問ですが、報告書を作成しホームページで公表していると。3年かけて歳出の事業評価を行い、今年度は補助金について評価をしたと。財政課と協力して予算に反映できるようにしているということです。

巡回バスの委託料でございます。路線の見直しはないということだが、乗ってないとか、1人、2人とかということがあが見直しはないのかという質問ですが、見直し作業は24年度事業で行う予定と。

さらに、先日行われましたアンケートへの簡素化できなかったのかという質問でございますが、これについては熊大の柿本教授の意見も聞きながら作成したと。結果は3月末に出るので、地域公共交通会議も年度内に開催をすると。この要望があれば議会にも報告するというところでございます。

続きまして、これは光の森複合施設に関しての支所、現在の武蔵ヶ丘支所に対する質問が出ました。支所の扱いはどうなる予定かということで、団地の人はあそこじゃないと困るという声もあるということで、質問に対しまして、すぐの閉鎖は難しいと思うと。区長さんたちには検討するという話をしていると。複合施設では、武蔵ヶ丘支所業務プラスアルファの業務をできればと考えているということです。

公民館用地、光の森の公民館用地も徐々に買ってはいるが、複合施設において公民館利用についてはどう考えるかと。会議ができる部屋は設ける予定、全体で大体150名ほど使えるようにし、分割して少人数の会議にも使用できるようにしたいということでございました。

次に、消費生活相談の件数でございますが、町では年間30件ぐらいだが、町民の県のセンターへ相談する件数は260件ぐらいということでございます。

鼻ぐり井手の質問でございました。リピーターを獲得できるのかと。施設だけでは厳しい。お土産や食事、地元の特産物など必要ではないかという質問に対しまして、南部センターを中心にいろいろ活動をやっていると。新年度になって、そこで活動を生かす収益のことも話し合っていきたいと。小学生の学習を通じて、空港、鼻ぐり、菊陽と意識づけができればというような回答でした。

また、観光は、宣伝も必要で鼻ぐりだけで人を呼ぶのは難しいと、PRについてのご質問で

ございますが、観光地として鼻ぐり単発では難しい。熊本城や大津町の江藤家屋敷など絡めてやっけていく必要があると、県とも協調してやりたいということでございます。

土地の場所、広さということで、これは予算出ておりました土地購入の件ですけれども、鼻ぐりの南側1万4,000平米を予定しているということでございました。

以上、審査の主な過程でございます。

なお、付託されました2議案について採択を行いました結果、議案第1号平成24年度菊陽町一般会計予算のうち総務常任委員会に属する事項につきましては、全員賛成により可決と決しました。

同じく、議案第2号平成24年度菊陽町土地取得特別会計予算についても、全員賛成により可決と決しました。

これをもちまして総務常任委員会に付託されました案件について、審査の経過と結果についての報告を終わります。

質疑につきましては自席より答弁させていただきます。ありがとうございました。

○議長（大塚 昇君） 総務常任委員長の報告を終わります。

これより各案件ごとに質疑、討論、採決を行います。

議案第2号平成24年度菊陽町土地取得特別会計予算について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第2号平成24年度菊陽町土地取得特別会計予算について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議案第2号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、文教厚生常任委員長岩下和高君、付託案件についての報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（岩下和高君） それでは、文教厚生常任委員会に付託されました案件の審議の経過と結果の報告をいたします。

文教厚生委員会に付託されました付議事項は、議案第1号平成24年度菊陽町一般会計予算のうち文教厚生常任委員会に属する事項、議案第3号平成24年度菊陽町国民健康保険特別会計予算について、議案第4号平成24年度菊陽町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第5号

平成24年度菊陽町介護保険特別会計予算について、以上4議案が付託されました。

3日間にわたり、各担当課長、係長から詳細な説明を受け、質疑応答を行った後、慎重審議を行いました。

なお、西小学校、中部小学校、さくら園の現地調査を行い、担当課等より説明を受けました。

それでは、主なものを報告させていただきます。

別紙を皆さん見てください。

まず、図書館、条例改正に当たって視聴覚ライブラリーの中央公民館から図書館への移行はという質問に対しまして、町の視聴覚教室の拠点を中央公民館から図書館に移行したと。実際の視聴覚資料の貸し出し等が図書館で行われているため、実情に合わせて条例改正をしたということです。

図書館の現状はという質問に対しまして、平成23年度見込みとして図書館来館者数が21万5,000人、貸出冊数が24万5,000冊程度で、前年度をやや上回る見通しということです。平成24年度2月末の図書カード登録者数が2万5,411人、うち町内在住者が2万2,103名、約87%を占めていると。年齢別では30代から4代の登録者が一番多いという報告です。蔵書に関しましては、2月末現在で14万2,000冊ということになります。

次、生涯学習課関連で、中央公民館、武蔵ヶ丘コミュニティー、南部町民センターです。各施設の予算の増減の内容を簡単に説明をという質問に対しまして、中央公民館についてはPCB廃棄物の処理に約200万円増となり、修繕費が減少しているため、総額100万円の増となっていると。武蔵ヶ丘コミュニティーセンターについては、講座を見直し、整理したことにより、報償費が減少したことと、施設の修繕費の減により約60万円の減となっております。南部町民センターについては、昨年度よりセンター長がいるが、センター長については去年当初予算で予算が計上されなかったため補正予算で対応していると。そのため、本年度当初予算は約150万円の増となっておりますということです。

次、生涯学習課、生涯学習係、体育振興係、ふれあいの森研修センターについて。

次は、屋久島町子ども交流会の引率構成はどうなっているかと。参加の選考方法はということで、子ども会育成連絡協議会から1名、町職員が2名、社会教育指導員が1名、合計で4名の引率となっております。選考方法は公募で、応募者多数の場合は公開抽せんを行っているということです。

次、太鼓振興協会とはというような質問で、どのような協会なのかという質問に対しまして、武蔵剣豪太鼓が1団体加入をしていると。その中の予算で29万9,000円の根拠はということで、毎年同じ予算を計上していると。その使い道は太鼓の修理費がほとんど。予算の範囲内で実施をしていただいているということでした。

次、学務課いきます。

学務課で中学校管理費の設計委託料190万円とはという質問に対しまして、菊陽中学校の敷

地南側の長さ40メートルから50メートルにわたって擁壁の一部にひびが入っており、その調査及び改修に係る設計業務の予算ということです。

菊陽西小学校の備品購入費3,570万円はという質問に対しまして、保管庫、冷凍冷蔵庫、回転釜などの分と。現在700食から1,000食に対応できるよう給食室を改修する必要があり、既設の設備で使えるものは引き続き使用し、不足するもの、入れかえが必要なものを計上しているということです。

次、いきますね。次は、健康・保険課。

妊婦健診の補助金はよそから菊陽に里帰りした人のことかという質問に対しまして、現在菊陽町の住民である人が自分の実家に帰った際、立てかえた分の償還払い分ですということです。

次、国保税の上限はどれぐらいなのかと。また、上がる可能性はどうかという質問に対しまして、平成24年度で法定外繰り入れをせず国保税だけの独立採算で賄うには、国保税を35%引き上げなければならないと採算がとれないということです。高所得者は既に上限額に達しており、税率引き上げに影響はないということです。もちろん平成25年度もこのままでいけば基金もなく、税率の引き上げは考えられるが、3年連続で改正が可能かどうかを検討しなければならないと。平成24年度国保会計でも、当初予算から法定外繰り入れを行うことで予算編成しているが、医療費の予想以上の伸びや平成23年度の被保険者の所得の減少があれば、さらなる繰り入れを検討していかないと運用ができないというような答えでございます。

次に、社会保険の保険料は折半なのかという質問に対しまして、社会保険は会社と被保険者で折半で保険料を納めていると。国保の場合は、国、県、町の補助金と被保険者の国保税で賄われていますと。国保の被保険者の税負担の方が比率としては低いのではないのかというような答えでございます。

次に、滞納世帯で国保滞納世帯で短期証、資格証明書世帯数という質問に対しまして、平成22年度では短期証は623世帯、資格証明書は10世帯ですという答えでございます。

次、環境生活課。

地下水涵養対策のための森林保全などは行われなのかという質問に対しまして、本町を含めた熊本地域11市町村と水道事業者、工場等の事業者から本年4月設立予定のくまもと地下水財団に負担金の協力金を拠出し、財団で一括して補助事業を行っていく予定ということです。

次、武蔵ヶ丘支所。

現在の武蔵ヶ丘支所はかなり老朽化しているが、今後の補修等という質問に対しまして、支所機能については光の森の複合施設に移設の予定ですということです。現在、武蔵ヶ丘支所は証明書発行のお客が多く、支所機能をすべて廃止にすれば特に武蔵ヶ丘団地の住民の方に支障を及ぼすことになる。現在の支所の一部を隣接する武蔵ヶ丘第1保育園の駐車場との考えもあるが、証明書発行業務のみで存続できるよう出張所機能として存続できないかなどを検討しているということです。

次は、町民課。

戸籍情報のバックアップはどうかという質問に、バックアップは毎日とっています。今までは年に1回法務局に提出していたが、これからは年に3回提出するようになっていくということです。

次は、福祉課。

平成23年度における保育料未納額等の見込みは分かるかという質問に対しまして、平成23年度の数については現時点では分からないと。平成22年度の数值は、滞納額が319万2,500円と、対象となる児童数が49名、世帯数が43世帯になっているということです。

次は、シルバー人材センターへの補助金の算定において町からの受託業務は影響しているかという質問に対しまして算定根拠にはなっていないというような回答です。

次、介護保険。訪問調査委託料とはという質問に対しまして、認定調査委託料は県外施設に転出した住所地特例の調査分であるということです。

以上が審査の主な経過でございます。

なお、付託されました4議案について採決を行った結果、議案第1号平成24年度菊陽町一般会計予算のうち文教厚生常任委員会に属する事項については全員賛成により可決、議案第3号平成24年度菊陽町国民健康保険特別予算については全員賛成により可決、議案第4号平成24年度菊陽町後期高齢者特別会計予算については全員賛成により可決、議案第5号平成24年度介護保険特別会計予算については全員賛成により可決となりました。

これで文教厚生常任委員会に付託されました案件について、審査の経過と結果の報告を終わります。

なお、質疑につきましては自席から答弁をさせていただきます。

○議長（大塚 昇君） 文教厚生常任委員長の報告を終わります。

議案第3号平成24年度菊陽町国民健康保険特別会計予算について質疑を行います。

（「委員長全体に対する質疑は」の声あり）

各案件ごとということを最初申し上げたと思います。

（「ですから、今から議案ごとに質疑をやっていきますので」「全体は一番最後でしょ」の声あり）

そうです、一般会計は。

（「いいです。はい、分かりました」の声あり）

国民健康保険特別会計予算について質疑を行います。

質疑ありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 先ほど委員長の方から報告がありましたけれども、ページ、3ページのこの社会保険と国保の違いのところがあるんですが、眞鍋部長の答弁で社会保険は会社と被保険者の折半で保険料を納めるが云々とありまして、国保の被保険者の税負担の方が比率とし

ては低いということであるんですけど、国保の方は税負担が高いと思うんですが、ここについてお尋ねをします。

○議長（大塚 昇君） 岩下和高君。

○文教厚生常任委員長（岩下和高君） 正味の保険料に換算するとどうなのかということなんですが、それでも負担額が少ないのではないかというようなことの説明だと思われま

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑はありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） すいません。普通は社会保険が例えば保険料が5万円だとすると、国保の場合は5万円全額被保険者が払うんですけども、社会保険だと会社と被保険者が2万5,000円ずつですよ。だから、国保の方が税負担が高いのではないかと思うんですけど、そういうのが常識だと思いますけど違いますか。

○議長（大塚 昇君） 岩下和高君。

○文教厚生常任委員長（岩下和高君） そういう質疑はなかったんですけど、税率ですので、それは執行部の方からはなかった、それ以上のことはありませんでした。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑ありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 議員としては皆さん疑問に感じられなかったんでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 岩下和高君。

○文教厚生常任委員長（岩下和高君） 私は疑問に感じませんでした。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 議案第3号平成24年度菊陽町国民健康保険特別会計予算について、今のちょっと議論でも分かるんですけども、保険の制度そのものの中身っていうのをもう少しきちんと精査しないといけないのではないかと思います。それと、条例改正でも求めましたが、非常に国保税の引き上げは負担が大きいということで、社会保険と国保の場合はそういうところも違いがありますので、そのことを述べて反対とします。

以上です。

○議長（大塚 昇君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） ほかに討論なしと認めます。

これから採決を行います。



議案第3号平成24年度菊陽町国民健康保険特別会計予算について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（大塚 昇君） 賛成多数です。したがって、議案第3号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第4号平成24年度菊陽町後期高齢者医療特別会計予算について質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第4号平成24年度菊陽町後期高齢者医療特別会計予算について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（大塚 昇君） 賛成多数です。したがって、議案第4号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第5号平成24年度菊陽町介護保険特別会計予算について質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 議案第5号平成24年度菊陽町介護保険特別会計予算につきましては、先ほどの条例改正のときに意見を述べていますが、その内容のとおり反対をするものです。以上です。

○議長（大塚 昇君） ほかに討論ありませんか。

佐藤竜巳君。

○11番（佐藤竜巳君） 議案第5号平成24年度菊陽町介護保険特別会計予算につきまして賛成の立場から討論いたします。

現在、菊陽町では、光の森など大型住宅団地の開発に伴い、若い世代の方々の転入が増し、その影響もあって、町民人口を示す65歳以上人口の割合であります高齢者化率は県内でも最も

少ない自治体となっておりますが、その一方で高齢化人口は着実に増え続けており、要介護認定も昨年増加しております。こうした状況を踏まえ、町執行部におかれましては介護保険事業計画にある地域密着型の特別養護老人ホームや認知症対応型グループホームの早期整備を町民の多くの方々が望まれていることを十分に認識の上、在宅サービスの充実にもあわせて、今後とも適切なサービスを提供されることを要望します。

さらに、介護と医療が連携して町民の方が住みなれた地域で安心して生活ができるよう介護保険制度の安定した事業運営に、今後もさらなるご尽力をお願いし、賛成討論といたします。議員各位の皆さんにご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（大塚 昇君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） ほかに討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第5号平成24年度菊陽町介護保険特別会計予算について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 賛成多数です。したがって、議案第5号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、産業建設常任委員長小林久美子君、付託案件についての報告を求めます。

○産業建設常任委員長（小林久美子君） 産業建設常任委員会に付託されました案件の審議の経過と結果について報告いたします。

産業建設常任委員会に付託されました付議事項は、議案第1号平成24年度菊陽町一般会計予算のうち産業建設常任委員会に属する事項、議案6号平成24年度菊陽町下水道事業会計予算について、以上2議案が付託されました。

3月19、23日と2日間にわたり、各担当課長、係長等から詳細な説明を受け、質疑応答を行い、慎重に審議を行いました。

議員各位には、要点筆記した資料が配付されておりますので、主なものだけ報告させていただきます。

農業委員会では、農業後継者交流会、いわゆる婚活について質問が出されました。晩婚化している中で、農業後継者の確保という観点から農業委員会で力を入れて行っているということでした。自己負担等は資料にありますので参照してください。

それから次は、都市計画課についてです。都市計画基礎調査について質問が出されました。この内容は、おおむね5年ごとに町内の建築状況や駅の利用人口など、町の都市計画に関することがどのように変化しているかを調査するものであるという回答でした。

ほかに耐震診断や耐震改修事業の内容と実績について質問が出されました。平成23年度で耐震診断が2件ということでした。

また、保留地処分についてのPRの問題なども質問がありました。平成24年度も機会をとらえてPRをしていきたいという答弁でした。

下水道会計予算については、今度から企業会計になりますので、その説明を受け、審議を行いました。一般会計からの繰り入れの必要性について質問が出されました。それについては、雨水は公共性があるため公費負担、汚水処理に要する経費に関しては、原則使用者の負担により賄われるが、汚水処理にも環境保全などの公共性がある部分に繰入金金が充当されるという説明でした。さらに、企業債の返還計画等について質問がありました。

建設課については、家賃の補助金について質問が出されました。答弁はページ、8ページに記載されています。家賃が民間の住宅と比べ、公営住宅が安い分の差額、差額の2分の1に対する補助で、住宅建設を取得した土地に建設した場合にはその住宅に関しては20年間、既存の住宅用地に建て替えた場合は10年間の期間限定の補助金ということです。また、詳しくは資料を参照してください。

それからあと、農政課については、農業構造改善事業で「さんふれあ」の温泉熱エネルギー供給事業が今取り組まれています。その負担金についての説明を求めると、ここはさんさんの湯はご存じの方も多と思いますけど、今まで灯油ボイラーで温めた高温水により温泉水を加温していたけれども、平成22年度から富士フィルム九州工場内の天然ガスの設備でつくられる蒸気で水を温め、温水パイプを通してさんさんの湯に供給された高温水により温泉水を加温しているという説明がありました。

それから最後に、商工振興課ですけれども、商工振興課につきましては企業立地補助金について質問が出されました。企業が設備投資を行った場合、その投資に係る固定資産税の納付額の100分の25を補助金として拠出しているという答弁でした。ただ、雇用状況については、企業からの情報は得られていないということでした。今回、現地調査は行いませんでした。

以上が審査の主な経過であります。

なお、付託されました2議案につきまして採決を行いました結果、議案第1号平成24年度菊陽町一般会計予算のうち産業建設常任委員会に属する事項については全員賛成により可決と決しました。議案第6号平成24年度菊陽町下水道事業会計予算については、全員賛成により可決と決しました。

これで産業建設常任委員会に付託されました案件について、審査の経過と結果の報告を終わります。

なお、質疑につきましては自席から答弁させていただきます。

○議長（大塚 昇君） 産業建設常任委員長の報告を終わります。

以上で各委員長の報告が終わりました。

まず最初に、一般会計予算から行います。

議案第1号平成24年度菊陽町一般会計予算について質疑を行います。

質疑ありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） すいません。文教厚生常任委員会にお尋ねをしたいんですけども、今回保育料の値上げ改定が出されていたと思いますが、委員会では審議が資料がないような気がするんですけど、審議されなかったんでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 岩下和高君。

○文教厚生常任委員長（岩下和高君） 保育料の値上げにつきましては、全協等で執行部からの説明がありましたので、委員会としては全員納得しているというような見解でございました。質疑等はございませんでした。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑はありませんか。

川俣鐵也君。

○13番（川俣鐵也君） これも担当課長に後で聞いた方がいいのかもしれませんが、一応文教厚生常任委員会で審議をしてありますようですけど、ちょっと図書館の件を1件だけ聞かせてください。

当初、図書館を建設した場合の蔵書のキャパシティー15万冊というふうなお話を聞いとると記憶をしとるんですが、今現在の蔵書が14万2,000冊程度、今期も予算書によれば1,200万円の蔵書購入があつとりますが、そこらあたりの新しい本と旧来の古くなった本、そこらあたりの取り扱いをどういうふうにするのかとか、これはもう館長に本当は聞いた方がいいんですけど、そういうふうな質問出ませんでしたか。一応大体キャパシティーに近づいとると思うんですね。ですから、今までの本をどういうふうにするのかとか、そこらあたりは何か意見は出ませんでしたでしょうか。その15万冊というのははっきりしとるかどうか、ちょっとそこんところも私の記憶ではあそこの図書館での蔵書のキャパシティーは15万冊ということの記憶があるのでですね。そこらのことをちょっとお聞かせいただきたい。

○議長（大塚 昇君） 文教厚生常任委員長岩下和高君。

○文教厚生常任委員長（岩下和高君） その蔵書のキャパシティー、キャパに関しては15万冊で、16万冊ぐらいまでは行けるんじゃないかというような回答がいただいております。あとは……

（13番川俣鐵也君「岩下さん、今期の1,200万円の蔵書購入計画がありますね。大体何冊ぐらいのその蔵書購入を予定しているかというのは質問ありませんでしたか」の声あり）

はありません。

（13番川俣鐵也君「いいです」の声あり）

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 平成24年度菊陽町一般会計予算について反対の討論を行います。

今回、一般会計の反対は先ほどから述べてますように問題点は国保税の値上げに関する件、介護保険料の値上げ、これは介護保険の特別会計もあったんですけども、また保育料の値上げによる住民負担増、この中で景気がかなり低迷していますし、年金も削減されていますので、暮らしが一層厳しくなっている中での今回の値上げは非常に問題であるというふうに思います。

それから、産業建設常任委員会等でも出ましたが、例えば企業誘致費で、この菊陽町の場合、工場立地促進補助金約1億円の補助がソニー、富士フイルム等、先ほど報告しました税金の25%をその後補助金で出すということなんですけれども、この補助金の使い方も問題だと思えますが、それに乗じて雇用のことが地元の雇いをどのくらいしているのか。これにつきましてもいつも質問しますけれども、企業のことでもう全然把握できない。企業からもお尋ねしても言ってもらえないということで、今景気をどういうふうに上向けていくのか、それには雇用の問題が非常に関連してくると思います。こういうところのお金の使い方もどうかと、問題ではないかというふうに指摘して、雇用の状況をきちんと把握できるようになっていただきたいというふうに思います。

それから、同和団体の助成金の問題、また解放子ども学習会の問題は今までも取り上げていますが、山鹿市等ではもう廃止をしていますので、こういうところも20万円の団体助成金、20万円の減額ではなくて廃止をとということで意見を述べます。

それから、評価すべき点は、国保会計の一般会計からの繰り入れ、これは昨年度かなり私も要望しましたけれども、今回1億2,600万円の繰り入れを行っていただいているということ、それから教育関係で中部小の改築や西小学校の校舎の増築、また既設校舎の改修及び調理場の改修、また武蔵ヶ丘中学校のエレベーターの整備、それから子ども医療費の助成の継続、光団地の建て替え、また通学路の整備などもあわせて三里木北区内の道路整備や川久保南方線の道路整備、災害時の福祉避難所の協定の締結、光の森複合施設の建設に関しての実施設設計等予算に組み込まれておりますので教育面の充実等今後図られるのではないかとことを述べて、評価すべき点はそういうことでたくさんありますが、住民の暮らしを守るという視点で問題であるというふうに思います。

以上の理由で反対討論を行います。

以上です。

○議長（大塚 昇君） ほかに討論はありませんか。

川俣鐵也君。

○13番（川俣鐵也君） 私は賛成の立場で討論しますが、1点だけ、毎回この同和問題に対しての反対が出ますが、私たちの総務委員会でも東部町民センターの所長に今の東部町民センターの運営責任者としてどう感じているかという質問をここにもしております。やはり当事者、こ

の前の卒業式のときの渡邊PTA会長のあいさつじゃないですけど、いじめる方はもうすべて忘れる、しかしいじめられた方はずっとしこりが残る、そこらあたりはまだ現地の責任者として大いに感じるところがあると。この団体助成金についても、ここもう何年かもう随分減らされて、それなりに精査されて補助金を出されております。今回も381万円、20万円じゃありませんけど、2つの団体に助成はしてありますが、その使い道についても過去には非常に使い道が分からないような状況での決算、精査であったということが非常に改善されて明確な支出状況になつるとというふうなことです。私たち普通には感じないけども、差別される側の状態が残つるとという状況の間はそれなりに助成をしていくべきじゃないかという気持ちで、もう毎回同じことを言いますが、そういう制度的にそういうふうな封建時代からの流れがまだまだ尾を引いているというこれを時間をかけて解決していくのは私たちの責任じゃないかと思しますので、これは妥当な数字だと思います。その1点についてお話をさせていただきます。賛成の立場で討論します。

○議長（大塚 昇君） ほかに討論はありませんか。

甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 平成24年度一般会計予算について賛成の立場で討論をしたいと思います。

賛成の立場を表明すると同時に多少は私のこれからのスタンスポイントといえますか、議員としてのその立ち位置、その辺のところも1回言うておかにゃいかんと思いますので、そういう意味で討論をしたいと思います。

本予算の中には、菊陽町立菊陽中部小学校の建設費用が組み込まれております。私は、その建設計画、あるいは事業の進め方、建設費用等について一貫して批判または反対を表明してきました。しかし、ご存じのとおり、既に建設地は決まり、概算46億円の建設費用は継続費として予算化され、現実に工事が開始されております。この状況下で自分の過去のスタンスとの整合性をとるためにのみ反対を表明するとすれば、来年以降も同様の仕儀になります。なお、地方債が二十数年、多分にわたって返されると思いますけれども、それまですべて私が死ぬまで反対を貫かねばならないというふうなことにもなります。この平成24年度の予算を森だとすれば、中部小学校の建設事業は大木ではありますけれども1本の木である。それのみに目を奪われて他を見ないならば、木を見て森を見ないというのと同様であろうかというふうに思います。部分的な欠陥をもって全体を否定する理由にするわけにはまいらないだろうというふうに判断をいたしました。

中部小の件に関しては、また後で申し上げますが、この予算の中に先ほど出てきました団体補助金の問題がござりますが、これについて委員会の討論を見ますと、団体活動助成金は法が切れたから違法という主張を何か議員がしたというふうなそういうふうな文面になっておりますけれども、私などが申し上げたのは民間の任意の団体に対して地方自治体が補助金を出せるかと、そういう疑問を呈してきたわけです。ちょっと認識が違ふと思いますので、あえて申し上げます。ただ、10万円ずつ20万円減らしたという報告が出ております。これについ

ては、やはり問題が問題であるだけに慎重を要するし、相当な努力をされたんだろうと。そのことについては多としたいと。それから、子どもたちに対する学習の問題も他地域に広がりつつあるという点がございませう。そういう点は評価をいたしたい。ただし、この任意の民間団体に対して地方自治体が補助金を出せるかどうか、この辺については依然として疑問を持っておるということをおし上げておきたいと思ひます。ともあれ、平成24年度予算の中には先ほどから出ておりますように町民の生活と福祉のために大切な事業や給付が多々含まれております。この中部小の建設事業のあり方については、なお批判する権利は留保いたしますが、反対の要因としてはもうこの辺にいたしたいというふうにおしひます。総体としての平成24年度予算については賛意を表明するものであります。

以上です。

○議長（大塚 昇君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） ほかに討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第1号平成24年度菊陽町一般会計予算について、各委員長の報告は可決であります。各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 賛成多数です。したがって、議案第1号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号平成24年度菊陽町下水道事業会計予算について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第6号平成24年度菊陽町下水道事業会計予算について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議案第6号は各委員長の報告のとおり可決されました。

昼食休憩とします。

午後は1時から再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後0時2分

再開 午後0時59分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大塚 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 発議第2号 菊陽町議会議員政治倫理条例の制定について

○議長（大塚 昇君） 日程第4、発議第2号菊陽町議会議員政治倫理条例の制定についてを議題といたします。

議案は、先に配付のとおりであります。

この議案は、坂本秀則君外6名の議員から提出されたものでございます。

提出者を代表して、坂本秀則君から趣旨の説明をお願いします。

○6番（坂本秀則君） 皆さんこんにちは。

それでは、趣旨の説明をいたします。

発議第2号。菊陽町議会議長大塚昇様。提出者、坂本秀則。賛成者、吉山哲也議員外5名。

菊陽町議会議員政治倫理条例の制定について。上記の議案を別紙のとおり、地方自治法112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

提案理由。当町議会は、時代のニーズに合った開かれた議会を目指し、町民の信託に応えるため、地方自治法及び公職選挙法の本旨を再確認し、議員自ら政治倫理の確立を図る必要があるためでございます。

大幅な改正なので、このたびは制定といたしました。それで、参考資料の方が見やすいので、参考資料をおあけください。この中で赤い字で書いてある部分が改正した部分でございます。改正する部分でございます。

それでは、読み上げます。

菊陽町議会議員政治倫理条例新旧比較条文。

目的。第1条、この条例は、町政が町民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その負託にこたえるため、菊陽町議会議員（以下「議員」という。）がいやしくも自己の地位による影響力を不正に行使し、自己の利益を図ることのないよう議員の政治倫理に関する規律の基本となる事項を定めることにより、誠実かつ公正にその職務を行うことを促し、もって清浄で民主的な町勢の発展に寄与することを目的とする。

議員の責務。第2条、議員は、町民全体の奉仕者として、自らの役割及び責任を深く自覚し、その使命の達成に努めなければならない。

第2項、議員は、政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、その疑惑を解明し、責任を明らかにしなければならない。

町民の責務。第3条、町民は、主権者として自ら町政を担い、公共の利益を実現する自覚を

持ち、議員に対し、その地位による影響力を不正に行使させるような働きかけを行ってはならない。

政治倫理基準。第4条、議員は、町長その他の執行機関及びその補助職員並びに町が資本金、基本金その他これに準ずるものを出資し、又は拠出している団体の役職員（以下「職員等」という。）に対し、その権限又は地位を利用することにより、次に掲げる行為によって公正な職務の執行を妨げ、又は妨げるような働きかけをしてはならない。

(1)公共工事の請負契約、業務委託契約及び一般物品納入契約（以下「請負契約等」という。）のあっせん。

(2)職員等の採用、異動、昇任その他の人事への関与。

(3)許認可、補助金その他の給付の決定への関与。

(4)前3号に掲げるもののほか公正な職務執行を妨げる行為。

第2項、議員は、その地位を利用して、いかなる金品も授受してはならない。

3項、議員は、その地位を利用して嫌がらせをし、強制し、又は圧力をかける行為をしてはならない。また、いかなる場合であっても人権侵害のおそれのある行為をしてはならない。

4項、議員は、飲食物の供与等社会通念上疑惑を持たれるおそれのある行為をしてはならない。

5項、議員は、法律で定める場合及び議会であらかじめ定める場合を除き、町から活動または運営に対する補助または助成を受けている団体等の役員に就任してはならない。

ページをめくりまして、2ページになります。

第6項、議員は、政治活動の関して企業、団体等から寄附等を受けないものとし、その後援団体についても政治または道義的批判を受けるおそれのある寄附等を受けてはならない。

町工事等に関する遵守事項。第5条、議員、その配偶者及び2親等の親族で同一の生計または直接利害関係にある者が役員をしている企業及び議員が経営に携わる企業は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2の規定の趣旨を尊重し、町及び町が関係する団体が行う請負契約（下請を含む。）を辞退するよう努めなければならない。ただし、災害等特別な理由があるところはこの限りではない。

2項、前項の議員が経営に携わる企業とは、次に掲げるものをいう。

(1)議員が資本金その他これに準ずるものの3分の1以上を出資している企業。

(2)議員が定期的に報酬（顧問料、住宅、車両その他の便宜供与を含む。）を受けている企業。

(3)議員がその経営方針に関与している企業。

(4)議員が当該企業の役員と同程度の執行力と責任を有する企業。

就業等の報告義務。第6条、議員は自ら事業を営んでいる場合、または次の各号のいずれかに該当する法人その他の団体（出資団体を除く。以下「法人等」という。）の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人についている

場合は、速やかに議長に報告しなければならない。事業を休止したとき、又は職を辞したときも同様とする。

(1)収益事業を営む法人等。

(2)町の許認可が必要な事業を営む法人等。

議員の依頼等に対する記録。第7条、議長は、議員が行う職員等に対する口頭による要請に対して、日時、要請内容、対応等を記録した文書を作成することを当該職員等の任命権者等に求めるものとする。

審査の請求。第8条、議員は、議員が政治倫理基準に違反する行為をした疑いがあるときは、これを証する資料を添えて、議員2人以上の連署により、議長に対し審査の請求をすることができる。

2項、議長は前項の規定により議員に対する調査の請求を受けたときは、速やかに審査会に調査を付託しなければならない。現条例第7条第2項でございませう。

3ページに移ります。

政治倫理審査会の設置。現条例5条。第9条、議員の政治倫理に関する重要な事項を調査審議するため、議会に政治倫理審査会（以下、「審査会」という。）を置く。

2項、審査会は9人をもって構成し、議員の中から選出する。

3項、審査会の委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4項、審査会の会議は、委員定数の3分の2以上の同意を得た場合は、公開することができる。

守秘義務等。現条例第6条。第10条、審査会の委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その者が委員でなくなった後も同様とする。

審査会の調査。現条例第8条。第11条、審査会は、第8条第2項の規定による調査を付託されたときは、当該事案の適否又は存否の調査を行い、調査結果報告書を作成の上、議長に提出しなければならない。

第2項、審査会は、前項の調査を行うため、事情聴取等必要な調査を行うことができる。

被請求議員及び議員、町長の義務。第12条、被請求議員及び関係人は、審査会から、資料の提供又は審査会への出席を求められたときは、これに応じなければならない。

第2項、被請求議員及び関係人は、審査会において、口頭又は文書により意見を述べるることができる。

第3項、議員又は町長は、審査会の要求があるときは、審査会に必要な資料を提出し、又は会議に出席して意見を述べなければならない。現条例第9条。

照会。現条例10条。第13条、審査会は、必要あると認めるときは、関係機関及び団体等に照会して事案の実態を明らかにするものとする。

結果の報告。現条例8条第3項。第14条、議長は、第11条の第1項の規定により調査結果報

告書の提出を受けたときは、請求書及び被請求議員に対し、調査結果の文書をもって回答するとともに、調査結果の要旨を公表しなければならない。

2項、被請求議員は、前項の文書を受け取った日から14日以内に限り、弁明書を議長に提出することができる。

4ページに移ります。

議会の措置。第15条、議会は、審査会の報告を尊重するものとする。

2項、議会は、被請求議員が政治倫理基準に違反したものと認められるときは、町民の信頼を回復するために必要な措置を講ずるものとする。

職務関連犯罪による有罪確定後の措置。

第16条、議員が刑法（明治40年法律第45号）第197条から第197条の4までの各条及び第198条に定める贈収賄罪その他職務に関連する犯罪による有罪判決の宣告を受け、その刑が確定したときは、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第11条第1項の規定により失職する場合を除き、当該議員は、町民全体の代表者として品位と名誉を守り、町政に対する町民の信頼を回復するため、辞職手続をとるものとする。

委任。第17条、この条例の定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附則。施行期日。第1条、この条例は、平成24年4月1日から施行する。

経過措置。第2条、この条例の施行の際、現に第4条第5項の団体等の役員に就任している議員は、この条例の施行の日から1年間は、同項の規定にかかわらず、引き続き当該団体等の役員に就任していることができる。

2項、この条例の施行後新たに議員に就任した者で、第4条第5項の団体等の役員に就任している者は、議員就任の日から1年間は、同項の規定にかかわらず、引き続き当該団体等の役員に就任していることができる。

3項、前2項の場合において、議員は、速やかに当該団体の名称、代表者の氏名、役職名及び任期を議長に報告しなければならない。

以上でございます。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

質問に対しては自席で行いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 趣旨の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

福島知雄君。

○12番（福島知雄君） 発議第2号について、提出者である、また議会活性化特別委員会の委員長である坂本議員に質問いたします。

今まで議会活性化特別委員会が9回、臨時会が2回行われてきました。第1条から第17条が協議されてきたわけですが、しかしながらその中で項目によっては法律に抵触する条例も

あるように見受けられます。今後、この条例を制定し、行使した場合、議会、町を巻き込んだ訴訟問題に発展しないとも限りません。まだまだ不備な面も多く、議論が尽くされていないような気がし、検討の余地を残しております。拙速過ぎる感があるけども、なぜそんなに急ぐのか、この点が1つ。

それから、政治倫理条例の制定に向けて熊本県あるいは県内の自治体の政治倫理条例等を調査し参考にしたのか。もし調査し参考にしたのであれば、その自治体の市町村名はどこなのか。また、どのように参考にしたのか。してなければ、なぜ県内の政治倫理条例を参考にしなかったのか、この点が1つ。

まず、2点について質問します。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○6番（坂本秀則君） 質問にお答えします。

まず、この改正、制定について条文が法律に違反するののかについてですが、私逆に聞きたいんですが、どの条文が違反するのか、後でお答え願いたいと思いますけど。

次に、なぜそんなに急ぐのかっておっしゃいますが、これはもう今9回目になります活性化委員会の中でたびたび私申し上げていました3月定例会に間に合わせるように政治倫理条例の中身を協議して上程したいと思いますということで、その中で私の気持ちは皆さんに伝わったものと思います。

それと、県内の県及び市町村の倫理条例をどこを調査してという質問ですが、大津町の政治倫理条例の条文は皆さんには配付してあると思いますけど、届いてないなら分かりませんが、私は持っています。多分お配りしてあると思います。

それと、私自身は御船町とか、県境の南関町の中身は私自身はしっかり勉強したつもりでございます。大津町とかの資料は皆さん配られていると思います。県内だけでなく、研修に行った先、福岡の志免町や小郡市並びに政治活性化委員で研修したときにもらっている倫理条例の中身は十分検討、副委員長ともども検討したつもりでございます。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑はありませんか。

福島知雄君。

○12番（福島知雄君） 今の坂本議員の質問に答えなければならないのかな。答えてほしいなら答えますけど。どの部分が憲法違反になるのかと言われましたけども、広島県で判決が出ております。広島県の高裁で違憲判決が下されておるということで、またその他の自治体でも訴訟が起きて、まだ最高裁の結論は出ておりません。そういうことです。

それとですね。今質問しよつとだから。御船町とか、南関町、あるいは大津町、その自分自身は勉強したというあれば、どうしてその委員長としてその会議の中でそれを示さなかったのか。それは当然示すべきでしょ、これ。県内の自治体こうこうこういうことがありますよ、こうですよ、どここの町はこうですよということでそういう情報も欲しかったですね。坂本議

員の質問に今答えました。

今回の本町の政治倫理は1回研修に行きました埼玉県の上芳町、ここの政治倫理をほぼそのまま参考にされている感もありますけども、参考にすることは悪いことじゃないんだけども、まだまだ議論を尽くすべきだと思うんですよ。3月16日に議会活性化特別委員会が第9回ですね。9回目が行われております。この日は私、法事で欠席をしましたが、この会議録を見ましても、まだ意見の統一が、意思統一ができてないようなふうに出て来られます。そういうことで、まだまだ熟してないのかなと、私も個人的には政治倫理条例を制定するには反対じゃありません。しかし、議論に議論を尽くして制定し、後々問題を起こさないようにするのが本当じゃないかと思います。その辺は、坂本議員はどういうふうに思いますか。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○6番（坂本秀則君） まず、その広島の高裁で何か判決出たということをおっしゃいましたが、どこの条文が当たるのかを明確にしてほしいんですが。それが1点ですね。

委員長は自分が持っている情報をなぜ言わなかったのかと。委員長は議会委員会の中で中立の立場でございます。自分の思いとか述べる必要は私はないと思います。もしそれが必要であれば個人的におまえはどのくらい勉強しているのかお聞きになられたらお答えしていたと思います。

あともう一つは、議論は尽くしたかについてですが、これを提出する前、倫理条例はこれで終わりますという、その先ほど福島議員がおっしゃったときに各1条ずつ委員会では中身の協議をしております。これで皆さんよろしいですかと問いかけもしております。そのとき、それでよいと各委員のメンバーから言われたので、私は議論は十分なされたと思います。

これだけでよろしいですか。

（12番福島知雄君「はい、いいですよ」の声あり）

逆に、そのどこの条文が法律に違反するかをちょっとおっしゃってください。

○議長（大塚 昇君） 福島知雄君。

○12番（福島知雄君） 先ほども言いましたけども、条例によっては行使すれば憲法違反の部分もあるんじゃないかと。条例によっては行使すればですよ。そういうことです。

それから、我々議員は、我々18人全議員、当然選挙に立候補して志して町の発展のため、あるいは町民の生命と財産を守る、また幸せのために選挙で頑張り、議席を確保して日々努力をされているというふうに思っております。

また、この条例の中でほかの部分ですが、町より補助または助成を受けている団体の役員に就任してはならない云々という文言がありますけども、議員の皆さんよくふだん言われますよね。町民のために、あるいは町民の代弁者として、あるいは町民の皆さんの手足となっていて、そのような精神があるんであれば町が補助している団体であろうが、助成している団体だろうが、大いにボランティア活動していただいて、その役員なりになっていただいて町民のために努力していくべきだというふうに私は思います。その中で、その地位を利用して私利私欲に走っ

た場合は議会で検討し懲罰等もかけられるわけですから、その辺は坂本議員、提出者どう思われますか。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○6番（坂本秀則君） お答えします。

第4条、政治倫理基準の中の第5項で、議員は法律で定める場合及び議会であらかじめ定めている場合を除き、町から活動または運営に対する補助または助成を受けている団体等の役員に就任してはならないと明記してあります。この条文読めば分かると思いますが、すべてとは書いてありません。議会であらかじめ定める場合を省き、これは委員会の中でも協議いたしました。就任する場合等は議長に報告し、全協に諮って協議をした上、何らかの措置を講じていくと全協で委員会の中では協議し、そう決定しておりますので、何ら問題はないと思います。以上です。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑ありませんか。

（12番福島知雄君「もう終わったつかな」の声あり）

もう3回です。

（12番福島知雄君「終わった。まあ一回させてくれんですか」の声あり）

いえいえ、はい3回です。

ほかに質疑はありませんか。

渡邊裕之君。

○5番（渡邊裕之君） すいません。質問ではありません。共同提出者として1点訂正をお願いいたします。

結果の報告。第14条の「請求書」とありますが、これ「請求者」の誤りでございますので、これは現条例の部分ですので、タイピングのミスでございますので、改正される条文とは関係ありませんので、ご承認いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑ありませんか。

副町長。

○副町長（中富恭男君） この条例案、執行部側にも多分に関係がございますので、執行部側から質疑をさせていただいてもよろしいでしょうか。

○議長（大塚 昇君） いいです、どうぞ。

○副町長（中富恭男君） ありがとうございます。

政治倫理、非常に大事なものですので、決まりましたら私ども執行部も遵守する必要があります。そういう視点で不明な点がございましたので、お教えいただければというふうに思います。

まず1点目、この条例のご提案の取り扱いでございますけれども、さっき言いましたように執

行部側にも多分に関係があるんですが、私の理解ではあらかじめ意見交換等があってもいいのかなというふうに思うんですけども全くなかったんで、あえてそれを排除された理由は何なのかお尋ねしたいなというふうに思います。

それから、中身でございますけども、第4条でございますが、ここは議員は町長その他の云々でございます。これは例えば第1項では、町が契約の相手方となるわけでございますから大いに関係があるんですけども、これはあらゆる町の契約行為すべてが対象となるのかどうか、そういったことを確認したいというふうに存じます。

それから、第5項、次のページですけども、これも補助、ですから先ほど若干補足説明ございました。法律で定める場合及び議会であらかじめ定める場合を除きということですけども、この基準がないのかどうか、そこら辺どうお考えなのか、お尋ねしたいと思います。

それから、第5条でございますけども……

(6番坂本秀則君「ちょっと待ってください。一遍区切ってもらっていいですか」の声あり)

区切ってよろしいですか。

○議長(大塚 昇君) はい、いいです。すいません。

○副町長(中富恭男君) はい、じゃお願いします。すいません。

○議長(大塚 昇君) 坂本秀則君。

○6番(坂本秀則君) まず、第1点についてお答えします。

なぜ相談がなかったのかといいますと、この条例は議会の申し合わせ程度の条例でございます、現時点が拘束力もなくですね。この審査会の制定にも特別委員会の扱いでございますので、それとまずこれは議会議員の政治倫理でございますので、執行部に相談はしなくてもよいのではないかという判断でございました。その点、ちょっとお心遣いが足りなかったかもしれません。

第4条の請負契約、業務委託契約及び一般物納入契約のあっせんでしょ。だけん、この組織ですか。機関組織のことを……

(副町長中富恭男君「契約っていうのがもうあらゆる契約に及ぶということなんでしょうかという」の声あり)

のあっせんですよ。

(副町長中富恭男君「あっせんですよ。あっせんの対象となっているのが」の声あり)

だけん、あらゆる契約でございます、はい。

(副町長中富恭男君「あらゆる」の声あり)

はい。

あと3点目が、何だったですか。すいません。

(「団体」の声あり)

これは町が補助及び助成をしている団体、全約60団体ぐらいありましたかね。約ですよ、約。これは執行部からもらった資料の中で検討いたしました。どれが当てはまるか、どれが当てはまらないかというのは難しゅうございましたので、先ほど申しましたように議長に報告してもらい、全協で協議し、その団体に就任していいものか、悪いものかを協議し、決定していくということで協議は終わって、それを皆さんに承認いただいております。

続きは、またお願いします。

○議長（大塚 昇君） 中富副町長。

○副町長（中富恭男君） ありがとうございます。

でしたら、続けさせていただきます。

次に、第5条でございますけども、これも執行部に関係する条文でございます。この中で特に第2項の第3号、第4号、議員がその経営方針に関与している企業、議員が当該企業の役員と同程度の執行力と責任を有する企業とありますが、この表現が非常に抽象的なのでどう解釈していいのか難しいなというところでございます。これに抵触しますと執行部側の責務、ひっかかってまいりますので、その辺は明確にお願いできればなというふうに思います。

それから、もう一つでございますけども、第7条、議員の依頼等に対する記録。これは議長から求められたら、いわゆる口ききと言われるものですか、そういったものについての記録を提出せんといかんというふうになると思うんですけども、記録しなければならない義務がここで発生するのかなというふうに考えております。だとしたら、なおさら若干の意見交換ぐらいはあってもよかったのかなというふうに思っております。

それから、この口頭による要請というのがどういう分野、どういう程度なのかなというのがちょっと実際運用していこうとすると難しゅうございますので、そこら辺ももっと明確にする必要があるのかなというふうに思います。

それから、ちょっと第2条に戻りますけども、若干やっぱり抽象的な表現でどう解釈しているのかなというのがありますが、第2条の第2項で疑惑を持たれたときはという、これがどの程度の信憑性のものを指すのかですね。だれがどう判断するのかですね。その辺を明確にする必要があるんじゃないかなというふうに思いますし、第4条の第3項、人権侵害のおそれのある行為というのが、これも人によって受けとめ方がさまざまでございますので、どういう基準で判断するのかな、先ほど議会の方で全員協議会でとなりましたけども、基準もなくその時々観念的な議論でもいけませんから、やはりこういった条例が先ほど申し合わせ程度という表現がございましたけども、法律に準ずる、罰則はないとしても重要なものでございますから、明確な厳格な解釈、運用ができるような状態でぜひ倫理を高めていただければというふうに思いますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（大塚 昇君） 梅田清明君、ちょっと待ってください。これは委員長の答弁ですので、質問のとき質問してください。

坂本秀則君。

○6番（坂本秀則君） まず、第5条だったですかね。3項、4項が明確にされてないということですよ。3項は、議員がその経営方針に関与している企業、前記で1条でやっているところの企業ですよ。だけ、結局経営方針、経営にかかわっている企業ですたいね。

その第4項ですね。議員が当該企業の役員と同等程度の執行力と責任を有する企業って、もうこの文言じゃいけませんかね。私はこれでいいと思うんですが。

それと、第7条ですかね。議長は議員が行う職員等に対する口頭による要請に対し、日時、要請内容、対応等を記録した文書を作成することを当該職員等の任命権者等に求めるものとする。これ議長はそれを求めることができるということで、もちろん口きき、あっせん等ですたいね。もういろんなのが議員から各課、各職場に寄せられると思いますが、そこで筆記ないしそれをもうしていただければこれには対応できると思うんですが。多分それでよろしいんじゃないかと思うんですよ。

それと、第2条ですかね、は第8条の疑いがあるときはこれを証する資料を添えて議員2人以上の連署により議長に対し審査の請求をすることができるので大丈夫なんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

それと、最後におっしゃった、本当執行部との協議等を行うべきではないかということは本当反省するべき点で、今後とも議会の基本条例制定に向けて我々活性化委員会協議していく中で執行部とも密に連絡をとり連携をとっていきたいと思っておりますので、その点ご了承よろしくお願ひします。どうもありがとうございました。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑はありませんか。

甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 質疑ではありませんが、提案者の一人ですので、ただいまの副町長の疑問もございましたので一言言わせていただきたい。この政治倫理条例というのは、通常は町長、副町長、教育長、それから指定管理者並びに議員ですね。それを対象とするというのが通常のあり方であるというふうなことは認識をしております。でないと、これは執行部も含めた形にならないと、議会だけでこの倫理条例をつくった場合に、例えば審査会を設けるとしますね、条例に基づいて。これは特別委員会にすぎないと。議会は附属機関を持ってないんですね。町長は附属機関を持てます。ですから、本当に政治倫理条例の最後の目標を申すならば、町長の附属機関として審査会も設けて、第三者をその中に入れて、そしてその町民からの審査請求を受けるとことは一応私たちも想定をしておりますけれども、まだそこまでいっておらないということですね。ですから、先ほど議会内の申し合わせ程度という委員長の答えがありました。それはそういう意味です。つまり、この議会、今のこれは実際もう平成11年に現在の条例は成立をしているんですよ。していますが、休眠状態にありましたので、もう一回その休眠状態を解いて不足を補って、そしてまず我々の姿勢を正そうではないか。そして次に、その辺を基礎にして町全体を含む条例に高めていきたいと、そのワンステップであるというふうな考えていただきたい。ですから、多分それはご指摘のように多少小さな詰めとか、そういうとこ

ろはできてないかもしれません。けども、その条例の性格そのものがそのようになっておりますので、その辺を補っておきたいと思います。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑ありませんか。

梅田清明君。

○17番（梅田清明君） ただいまの副町長の質疑に対して、私も提出者の一員としてお答えしたいと思います。

これを議会活性化で審議していくうちに、議会のこの審査する範囲というのが分かってきまして、町長に対し大津町議員政治倫理条例を参考に、町長、副町長、教育長も入れた政治倫理条例をつくっていただきたいと申し入れをしております。議長もされたかと思います。そういった関係で、今そのような質問をされるのはちょっと心外で耐えません。この後、まだこれが整理してから正式に申し入れをしたいと思いますが、そのときに十分話せばいいんじゃないかと思います。よろしくをお願いします。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

発議第2号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 賛成多数です。したがって、発議第2号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5 議員の派遣について

○議長（大塚 昇君） 日程第5、議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。

各種議員研修会に、4月から6月にかけて県内や県外へ議員派遣を生じるような行事や研修が発生した場合、会議規則第122条第1項の規定により、各種研修会等に関係議員を派遣したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 異議なしと認めます。したがって、各種研修会等へ議員を派遣することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査について

○議長（大塚 昇君） 日程第6、常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査の件を議題といたします。

各常任委員長から、所管事務のうち会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました特定事件（所管事務）の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第7 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長（大塚 昇君） 日程第7、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で本会議に当初提案されました案件はすべて終了しました。

お諮りします。

追加議案が2件提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1及び第2として議題といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君。

○5番（渡邊裕之君） 追加議案について審議することはやぶさかではありませんが、本日追加で同意第1号出ております教育長の人事案件でございますが、これは当初からこの任期というものは決まっていたはずかと存じます。その上でなぜ追加議案にされるのか。議会前に議会運営委員会で議案についての協議がございますが、その時点で提出されなかった理由は何なのか、お尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） ただいまのご質問でありますけども、議運が2月28日の時点だったと思っておりますけど、その間いわゆる選任についての熟慮中であつたということでご理解いただきたいと思っております。

○議長（大塚 昇君） お諮りします。

追加議案が2件提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1及び第2として議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 異議なしと認めます。

以上2件を日程に追加し、追加日程第1、第2として議題とすることに決定しました。

議案は、先に議員各位に配付しましたとおりであります。

議案審議に入ります前に、町長の提案理由の説明を求めます。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 議員の皆様には、3月6日から本日までの22日間にわたり、提案いたしましたすべての付議事件につきまして慎重にご審議をいただき、またすべての議案等について可決いただきましてありがとうございます。

大変お疲れのこととは存じますが、急を要する案件でありますので、追加議案としてご審議いただきますようお願い申し上げます。

議案第26号は、菊陽町営住宅条例及び町営住宅駐車場設置管理条例の一部を改正する条例の制定について議会の議決を求めるものでございます。

内容は、光団地の建て替えに伴い、構造を追加する改正と、駐車場の整備に伴う名称等の追加を行うものであります。

同意第1号は、教育委員会委員の任命についてであります。

教育委員の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

赤峰洋次様につきましては、現在教育長に就任いただいておりますが、平成24年3月31日の任期満了に伴い、再任の同意をお願いするものであります。

赤峰様は、人格が高潔で教育行政に対する熱意はもとより、豊富な経験と、識見も高く、これまでの経験を生かして充実した教育行政を進めていただくことが期待でき、適任と思いますので、ご同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上、議案の要旨のみ申し上げましたが、詳細につきましては議案審議の際にご説明いたしますので、慎重にご審議いただき、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第1 議案第26号 菊陽町営住宅条例及び町営住宅駐車場設置管理条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（大塚 昇君） 追加日程第1、議案第26号菊陽町営住宅条例及び町営住宅駐車場設置管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

建設課長、内容の説明を求めます。

○建設課長（松村孝雄君） それでは、議案第26号菊陽町営住宅条例及び町営住宅駐車場設置管理

条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

提案理由は、菊陽町営住宅条例は光団地建て替えに伴い、町営住宅の構造、建設年度、戸数の変更を行うものでございます。

また、町営住宅駐車場設置管理条例は、光団地駐車場の整備に伴います駐車場の名称、所在地の追加及び使用料について変更を行うため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、参考資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。

参考資料の1枚目をお開きください。

まず、菊陽町営住宅条例の改正でございますが、これは条例の第3条の町営住宅の設置の別表でございます。別表の団地名の欄の光団地でございますが、今年度新しく建て替えたことにより建設年度の昭和42年度、36戸が12戸に、今年度建設分が構造欄に、木造平家・2階建て、建設年度が平成23年度、戸数20戸に改正するものでございます。

次の町営住宅駐車場設置管理条例についてご説明申し上げます。

次のページをお開き願います。

これは、町営住宅駐車場設置管理条例の第2条、駐車場の名称及び所在地の別表1でございます。駐車場の名称が光団地駐車場で、駐車場区画数が48、駐車場の所在地が菊陽町大字原水846番地でございます。

次に、条例9条、使用料の別表2で、駐車場使用料金表でございます。駐車場名の欄に光団地駐車場、駐車場使用料（月額）欄に1区画1,000円を追加するものでございます。

この条例は、平成24年4月1日から施行するものでございます。

次のページは、光団地の新築20戸ができ上がっております現在の配置図でございます。赤で表示してあります部分が今年度建設しました20戸で、青の表示部分が廃止します24戸でございます。

次のページをお願いします。

光団地48戸すべてができ上がった住宅と駐車場の配置図でございます。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第26号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 追加日程第2 同意第1号 教育委員会委員の任命について

○議長（大塚 昇君） 追加日程第2、同意第1号教育委員会委員の任命について同意を求める件を議題とします。

総務部長、説明を求めます。

○総務部長（吉岡典次君） それでは、同意第1号教育委員会委員の任命についてご説明を申し上げます。

このたび教育委員として赤峰洋次様を再任いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、教育委員会委員の任命について議会の同意をお願いするものであります。

赤峰洋次様の経歴につきましてご説明を申し上げます。

赤峰様は、昭和15年1月18日生まれの72歳で、住所は菊陽町大字原水3492番地であります。

昭和37年国士舘大学体育学部体育科を卒業され、同年4月旧小峰中学校緑川分校に赴任されております。以後、菊池市立竜門中学校、七城中学校、泗水中学校に勤務されております。その後、昭和55年4月から本町の社会教育主事として教育委員会に勤務され、ご指導いただいております。昭和57年4月から菊池教育事務所社会教育主事及び指導主事、宇城教育事務所主幹・管理主事、八代教育事務所所長等を経験され、13年間にわたり教育行政を経験されております。また、校長として平成3年4月から菊池市立菊之池小学校を最初として、大津町立大津中学校、大津北中学校に勤務され、その後現職を退かれております。在職中はその豊かな経験から、菊池郡市学校長会会長、熊本県中学校校長会副会長に就任されており、38年間にわたって教育の振興に携わられました。定年退職後の平成13年4月1日から7年間の長きにわたり財団法人学校給食会理事長の要職につかれております。平成20年4月から本町の教育委員に就任され、教育長に就任されており、再任をお願いするものでございます。

以上、経歴をご説明申し上げましたが、温厚、誠実な人柄はもちろんでございますが、識見、経験とも豊かでありまして、教育委員として適任であると考え、ご同意をお願いするものでございます。ご同意いただきますようお願いを申し上げ、説明を終わります。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） ただいま教育長の人となりというところは、町長も総務部長もおっしゃっ

たとおりだなというところで私も理解をしております。しかしながら、本年4月1日よりまた再任というところで、やはり教育長としての教育理念であるとか、教育方針であるとか、私どもにその点をお話をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） ご本人がいらっしゃいますが、除斥の必要はないんですかね。

（「いや、質問までいらっしゃるわけです」の声あり）

○議長（大塚 昇君） 除斥の必要はないということです。

○8番（甲斐榮治君） そうですか、はい。それでは、町長にちょっと質問をいたします。

○議長（大塚 昇君） ちょっと待ってください。

（「事務局長、しっかりせなんぞ」の声あり）

総務部長の答えにかえたいと思います。

総務部長。

○総務部長（吉岡典次君） 教育長の理念をとということでございますが、4月1日以降、まだ今回同意を得られた後で教育委員として就任されまして、さらにその後、教育委員会において教育長にだれが推薦されるのかといったものは教育委員会の権限でございます。したがって、まだ教育長として4月1日以降就任されることが決まっているわけではございませんので、教育長としての理念、そういったものについては本人からここで話していただくべきことではないというふうに判断いたしますが、よろしいでしょうか。

（3番吉本孝寿君「はい、ありがとうございます」の声あり）

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑ありませんか。

甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 本件は人事でありますので、もう人物等その他についてとやかく言うことはそれぞれ差し控えるべきじゃないかと思いますが、町長にちょっとお尋ねをいたします。

この教育委員会の任命ですけれども、大変重要人事ですよ。平たく言えば、恐らくこの後は教育委員会が開かれて教育長になるべき人を推薦されたというふうに理解しておりますが、先ほど渡邊議員から出ました提案の仕方ですね。人事の問題ですから、これは余り早々とやってしまえば必ず横やりが入ったり、変な形にねじれてしまうということがありますので、その時期については当然配慮されたというふうに思いますが、せめてその追加議案がありますというのは確かに議運のときにお聞きしましたですね。そのときはよろしくお願ひしますという話は聞きましたが、教育委員の推薦についてぐらいのことは言っておられてもよかったんじゃないかと。というのが、この職の尊厳ですよ。副町長にしても、あるいは教育長にしても、権威ある、尊厳のある、そういう職位だと思います。そういった人事の提案についてはそれなりの重みというんですかね。これは必要じゃないかというのが1点。その点をどうお考えになるかですね。

それからもう一点は、決まった後ですね。紹介の仕方とか、これはもうあえて申し上げておきますが、前の副町長さんはいろんな事情があったかもしれませんが、やめられるときに私たちの机の上にA4の紙が1枚置いてありました。ところが、これは議会で承認をされて副町長になられたわけですから、去られるに当たってはそれなりのあいさつがあるべきじゃなかろうかという思いを私は持ちました。

それから、恐れ入りますが、現在の副町長の紹介ですね。これもしかるべき場で議会に対してはちゃんとした紹介があるのかなと思っておりましたが、初めて副町長の紹介があったのは跨線橋の、その図書館の横ですね、跨線橋の渡り初め、議員の渡り初めの日、駐車場で私が副町長でございますというふうなことがちょっとびっくりいたしました。やはり副町長とか、教育長とか、本当に町の重職です。そういった人たちに対してはきちんとした紹介の仕方なり、あいさつの仕方なり、それはあるんじゃないかというふうに私は考えますが、町長いかがでしょう。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 前副町長がやめるとき、あるいはまた本人の都合でこちらの方、私としましては慰留関係でいろいろ言うておりましたけども本人がそういう思いでどうしてもということでありましたので、その点きちんとした場面とところがあればそういうところもあったかと思えますけども、それとまた現副町長につきましても議会等のあるような場面があればそういう時点でということでありましたけども、ちょうどメンバーもかわられるような時期であったし、一方では橋も何かできて渡れるようになったところで就任した直後でありましたので、その点はきちんとした場で紹介する場をとるべきだったかと思えますけども、その点十分に今後気をつけたいと思えますが、いずれにしても、この就任した後で本人があいさつするような場面ももらったときには本人の方からあいさつはしたいと思えます。そういう点はありますけども、今回の件につきましてはやはり甲斐議員も言われたように人事案件というのは非常にいろんな面で考えていかなければならないということで、議運のときということでありましたけども、その点につきましてはもうその時点ごろから前もいろいろ考えておりましたけど、まだまだどうするかということまではっきりしていなかった関係で、その件伝えておきませんでしたけど、追加議案ということをお願いしたような状況であります。以後、十分その辺は気をつけてきちんとした場面で言うべきことはお願いしたいというふうに思います。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 先ほどから申し上げておりますように、町の副町長、あるいは教育長、大変大事なお役目だというふうに思います。これを町長が出されてきたときに町長との政治的な意見の違いとか、立場の違いはあったにしても、それは町長が出されたことを尊重するのが基本であるかというふうには思いますが、この人事の問題を政争の具にしたり、あるいは徒党を組んだり、そういうことは現に避けて、これはやはり個人個人がその良識にかけて粛々と判断すべき問題ではないかというふうに私は思います。ですから、そういうふうにも思っており



ますので、ぜひこれはもう要望で質疑になりませんでしたけども、町長にぜひその辺はお考え  
いただきたいということを要望しておきたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 議員の皆さんに申し上げますけれども、質疑、討論、区別してやっていた  
だきたいと思います。

（8番甲斐榮治君「申し訳ありません」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから同意第1号を採決します。

この採決は、記名投票で行います。

ただいまの出席議員は17名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって立会人に上田茂政君及び甲斐榮治君を指名します。

ただいまから投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（大塚 昇君） 地方自治法第117条の規定によって赤峰教育長の除斥をしたいと思いま  
す。

〔教育長 赤峰洋次君 退席〕

○議長（大塚 昇君） 念のために申し上げます。本案に同意の方は賛成と、同意しない方は反対  
と記載し、自己の氏名もあわせて記載願います。

（「もう一度言ってください」の声あり）

念のために申し上げます。本案に同意の方は賛成、そして同意しない方は反対と記載し、自  
分の名前もあわせて記入してください。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（大塚 昇君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

投票は、議席番号の1番議員から順番に投票願います。

〔議会事務局長点呼、投票〕

○議長（大塚 昇君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 投票漏れなしと認めます。

これより開票を行います。

上田茂政君及び甲斐榮治君、開票の立ち会いをお願いします。

（「議長、立会人の基準は何で決めたとですか」の声あり）

議長判断です。

〔開 票〕

○議長（大塚 昇君） 投票結果を報告します。

投票総数 17票

有効投票 16票

無効投票 1票

有効投票のうち

賛成 13票

反対 3票

以上のとおり、賛成が多数です。したがって、同意第1号は原案のとおり同意することに決定しました。

---

賛成者 13名

中岡 敏博議員 吉山 哲也議員

坂本 秀則議員 石原 武義議員

甲斐 榮治議員 岩下 和高議員

佐藤 竜巳議員 福島 知雄議員

川俣 鐵也議員 加藤眞佐男議員

上田 茂政議員 小林久美子議員

梅田 清明議員

反対者 3名

野田 恭子議員 渡邊 裕之議員

芝 和長議員

無効 1名

吉本 孝寿議員

---

○議長（大塚 昇君） 赤峰教育長の除斥を解きます。

〔教育長 赤峰洋次君 入場〕

○議長（大塚 昇君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

これで平成24年第1回菊陽町議会定例会を閉会します。

閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

去る3月6日に開会されました本定例会も、本日をもちまして22日間の会期を終了することができました。これもひとえに議員各位及び後藤町長をはじめとする執行部の皆様のご理解とご協力のたまものであり、心から感謝申し上げる次第であります。

さて、今定例会におきましては、平成24年度の当初予算を中心に、町政の重要課題について議論をいただいたところではありますが、限られた財源の中で事務事業を精査し、論議したところでございます。

今後とも、町民の皆様方のご意見を伺いながら、第5期総合計画の前期基本計画、及び第3次菊陽町行財政改革大綱を柱に、町の発展のために全力を傾注しなければならないと考えております。

今後ともさらなる町勢発展のため、一層のご尽力とご協力を心からお願い申し上げますとともに、各位のご健勝を祈念申し上げまして、閉会のごあいさつといたします。

また、高いところからでございますが、一言お礼とお別れの言葉を申し上げます。

今月いっぱいをもって退職されます吉岡総務部長、眞鍋福祉生活部長、村田健康・保険課長におかれましては長年にわたり、また水上教育次長におかれましては2年間にわたり本町の発展のためにご尽力いただき、多くの功績を残されましたことに心から感謝申し上げます。

職を退かれた後も、本町の発展のために、ご指導、ご助言を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、退職されます職員の皆様のみすますのご健勝とご多幸をお祈り申し上げ、お別れの言葉といたします。大変お世話になりました。

~~~~~ ○ ~~~~~

閉会 午後2時22分

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためにここに署名します。

平成 年 月 日

菊陽町議会議長 大塚 昇

菊陽町議会議員 川 俣 鐵 也

菊陽町議会議員 加 藤 眞佐男

菊陽町議会会議録
平成24年第1回3月定例会

平成24年3月発行

発行人 菊陽町議会議長 大塚 昇

編集人 菊陽町議会事務局長 廣野 豊徳

印刷 株式会社 きょうせい九州支社

電話 (092) 432-0781 (代表)

菊陽町議会事務局

〒869-1192 熊本県菊池郡菊陽町大字久保田2800

電話(代) (096) 232-2111

議会事務局TEL (096) 232-4919